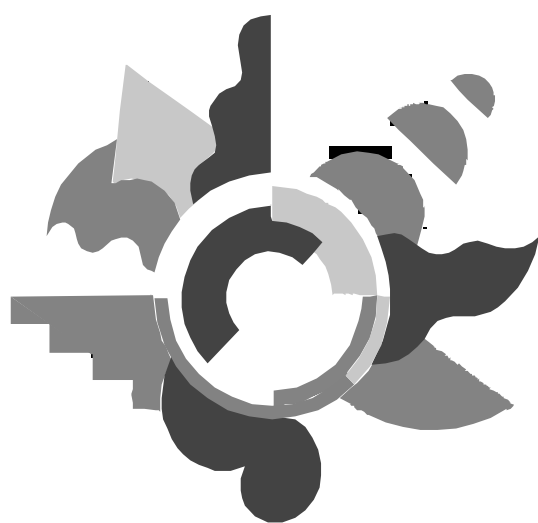


平成 19 年度

事業計画書



うつくしま、ふくしま。

福島県保健福祉部

目 次

1	保健福祉部の組織	1
2	平成19年度保健福祉部施策の基本方針及び重点施策	
(1)	基本方針及び重点施策	6
(2)	中長期計画一覧	11
3	平成19年度保健福祉部当初予算の概要	
(1)	平成19年度当初予算の概要	14
(2)	平成19年度重点推進分野事業一覧	15
4	各領域別事業計画	
	保健福祉総務領域	
(1)	分掌事務	18
(2)	施策の基本方針	20
(3)	事業計画	25
(4)	事業費	36
	生活福祉領域	
(1)	分掌事務	40
(2)	施策の基本方針	41
(3)	事業計画	47
(4)	事業費	68
	自立支援領域	
(1)	分掌事務	72
(2)	施策の基本方針	74
(3)	事業計画	80
(4)	事業費	118
	健康衛生領域	
(1)	分掌事務	124
(2)	施策の基本方針	128
(3)	事業計画	135
(4)	事業費	170
5	資料	
(1)	補助事業一覧	176
(2)	所管条例等	200
(3)	関係法令	203
(4)	附属機関	206

1 保健福祉部の組織

平成19年度 福島県保健福祉部の組織

本庁機関

保健福祉総務領域
総務企画グループ
少子高齢社会対策グループ
国民健康保険グループ

保健福祉事務所

県北保健福祉事務所 (県北保健所)
県中保健福祉事務所 (県中保健所)
県南保健福祉事務所 (県南保健所)
会津保健福祉事務所 (会津保健所)
南会津保健福祉事務所 (南会津保健所)
相双保健福祉事務所 (相双保健所)

棚倉支所

会津坂下支所

浪江支所

生活福祉領域
地域福祉グループ
指導監査グループ
高齢保健福祉グループ
介護保険グループ

その他出先機関

喜多方しののめ荘
希望ヶ丘ホーム

自立支援領域
児童家庭グループ
子育て支援グループ
障がい者支援グループ

中央児童相談所
県中児童相談所
会津児童相談所
浜児童相談所

白河相談室

南会津相談室

南相馬相談室

若松乳児院
福島学園
女性のための相談支援センター
障がい者総合福祉センター
郡山光風学園
大笹生学園
総合療育センター
精神保健福祉センター

健康衛生領域
健康増進グループ
医療看護グループ
食品安全グループ
環境衛生グループ
薬務グループ

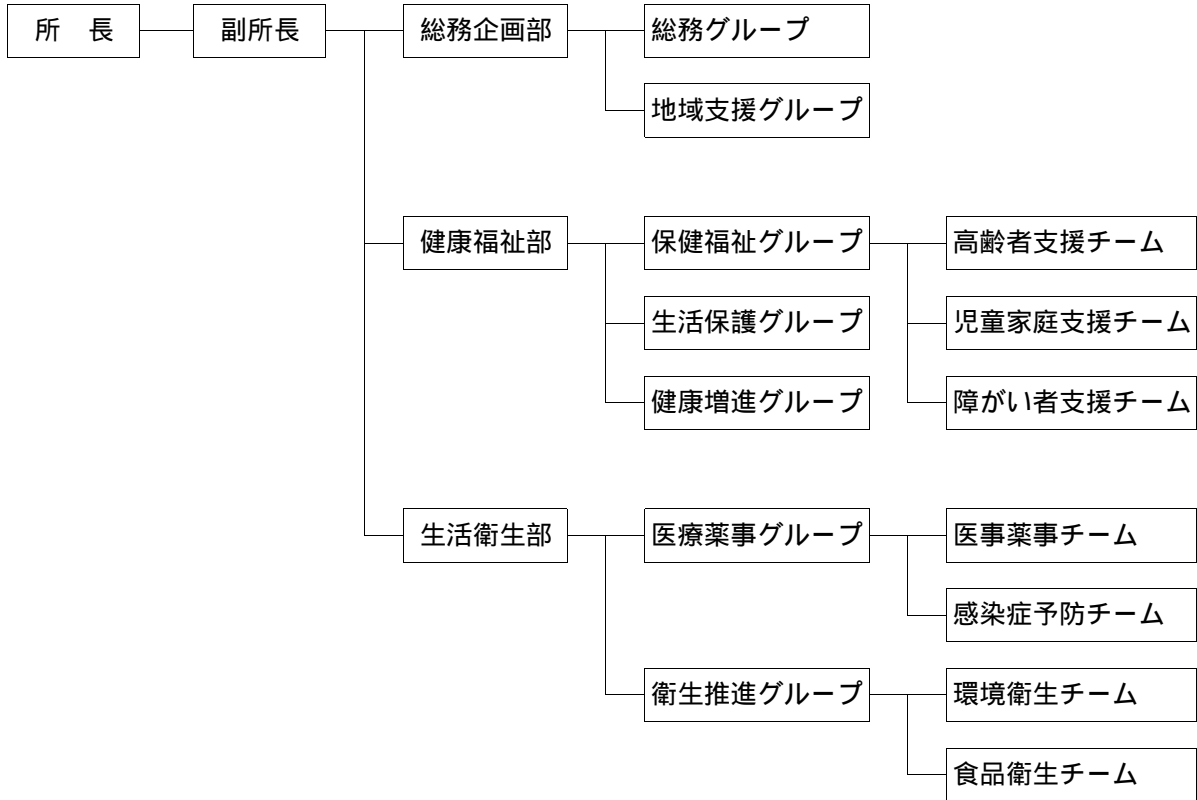
総合衛生学院
会津若松看護専門学院
食肉衛生検査所
衛生研究所
環境医学研究所

県中支所

会津支所

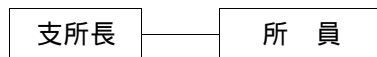
保健福祉事務所（保健所）の組織

本所（県北・県中・県南・会津・南会津・相双保健福祉事務所（保健所））



南会津保健福祉事務所は健康増進グループを設置せず、その業務を保健福祉グループにおいて担当しています。
また、グループ内でのチーム制をとっておりません

支所（棚倉・会津坂下・浪江支所）



2 平成19年度保健福祉部施策の 基本方針及び重点施策

2 平成19年度 保健福祉部施策の基本方針及び重点施策

基本方針

急速な少子高齢化が進行する中で、生活様式や価値観の多様化、さらには生活習慣病の増加等による疾病構造の変化などに伴い、保健・医療・福祉の連携のとれた施策の推進や、社会情勢の変化に対応した施策の展開が求められております。

平成19年度における保健福祉部の施策については、県民一人ひとりが、健康で生きがいを持ち、ともに支え合いながら生涯を過ごすことのできる社会を築くため、第四次福島県保健医療計画「うつくしま保健医療福祉プラン21」及び第四次福島県社会福祉計画「うつくしま福祉プラン21」の着実な推進を基本とし、特に、保健・医療・福祉サービスの総合的・一体的な提供、次世代育成支援策の充実等に努めながら、積極的かつ効果的な事業の展開を図ります。

重点施策

1 快適で健やかな生活の実現

昨年3月に策定した「福島県水道整備基本構想2005『福島県くらしの水ビジョン』」の理念に則り、「持続的にくらしを支える水道」を目指して、「水道データベース」を基に市町村の水道事業が適切な維持管理を行えるよう支援するとともに、県民のすべてが安全な水を安定的に享受できるよう取り組みます。

また、食品の安全・安心を確保するため、食の安全・安心に関するフォーラムを開催して消費者、生産者、行政との双方向的な情報及び意見の交換を行うとともに、生産者や小学生に対し、食の安全や食品表示についての学習機会を提供します。

さらに、高齢者が自宅における転倒などにより要介護（要支援）状態とならないための住宅改修を支援します。

2 生涯にわたる健康づくりの推進

医療制度改革を踏まえ、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病対策を推進するため、各種目標値の設定や関係者の協議の場を設けるなどして、推進方策等について検討を進めます。

また、近年、東南アジア・中国・トルコ等で高病原性鳥インフルエンザが人に

感染した例が報告され、突然変異による人から人に感染する「新型インフルエンザ」の発生の危険性が高まっていることから、「福島県新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、県民の安全・安心を確保します。

自殺対策については、自殺率の高い中高年のうつ病対策や広く県民を対象とした自殺予防の啓発事業を実施するほか、関係機関・団体と連携の下、「福島県自殺対策推進行動計画（仮称）」を策定するなど、本県の実情に応じた総合的な対策を推進します。

3 健康を支える医療の充実

県民が等しく質の高いがん医療を受けられるよう、県立医科大学附属病院を中心とするがん診療連携拠点病院が行う地域の医療機関への診療支援や医療従事者に対する研修などの機能強化を支援し、がん医療提供体制の整備に努めます。

また、県立医科大学附属病院に救命救急センターを整備し、併せてドクターヘリの導入に向けたヘリポート等の整備を進め、救急医療体制の整備を推進します。

さらに、へき地医療の充実を図るため、県のホームページ等による医師の公募、へき地診療所等への代診医の派遣やへき地に勤務する医学生に対する修学資金の貸与等により、へき地医療対策を推進します。

献血の推進については、高校生の初回献血者や輸血を受けた方々などからのメッセージの募集や中学生を対象としたポスターコンクールを実施し、献血の普及・啓発を図り、安定的な血液の確保に努めます。

また、無承認医薬品等が含有された食品による健康被害を防止するため、インターネット等で販売されている健康食品等の買い上げを行い、医薬品等の含有検査を実施します。

さらに、県民の選択に資するよう薬局の機能に関する情報について、インターネット等により公表を行う薬局機能情報公表システムの整備を進めます。

市町村が行う国民健康保険について、福島県国民健康保険調整交付金を交付し、その財政を調整することにより、地域の実情に応じた保険運営の安定化を図ります。

4 誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進

地域社会において、すべての人がその人らしい充実した生活を安心して送れるよう、市町村の地域福祉計画策定の支援など地域福祉を推進するための各種施策

に取り組みます。

また、福祉サービスについて、公平中立な第三者の評価により、提供されるサービスの質の向上を図るとともに、利用者によるサービスの選択に資するため、評価基準の策定など、第三者評価の体制整備を推進します。

さらに、誰もが、利用者の立場に立った質の高い福祉サービスを選択し、利用できるよう、社会福祉法人・社会福祉施設等の運営の適正化とサービスの向上を図るため、監査等を通して積極的に助言・指導を行うとともに、苦情解決体制の整備、サービス評価の実施、業務・財務や監査結果等の情報公開などを促進します。

また、県民の地域における福祉活動への積極的な参加を促進するため、県ボランティアセンターの機能強化や福祉協力校の指定による福祉教育の充実を支援します。

ドメスティック・バイオレンス（DV）が、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であることを周知するとともに、関係機関と一層の連携を図りながら被害者の早期発見・対応に努め、DV防止と被害者支援などの総合的な対策を推進します。

5 妊娠・出産・子育て・子育てを支える社会の推進

子育てに対して負担感のより大きい多子世帯に対する経済的負担の軽減を図るため、新たに第3子以降の出産に係る妊婦健康診査費用や、認可外保育施設も含めて第3子以降の保育料の軽減措置を講じます。

また、認定こども園の整備を進めるため、認可外保育施設が行う環境整備や職員の研修等に対し助成します。

さらに、放課後の子どもの安全で健やかな活動拠点を確保するため、放課後子どもプランの下、放課後児童クラブの設置について支援します。

地域の実情に合った次世代育成支援事業を幅広く応援するため、本県独自の「地域の子育て応援交付金」を新たに創設し、町村が行う知恵と工夫による優れた取組みを支援します。

また、県や市町村、企業、地域が一体となって子育てを応援する機運の醸成を図るため、18歳未満の子どもを持つ全世帯に「子育て応援パスポート」を交付し、協賛企業等から様々なサービスを受けることができる仕組みを構築します。

さらに、幼稚園、小学校のそれぞれの発達段階に応じた食育教育を進めるため、会津大学短期大学部など県内の大学の協力を得て実態調査や食育教材の開発を行います。

小児科医の不足に対応するため、医師の小児診療能力の向上を図るための研修会を開催するほか、新たに子どもの急病への対処法などについてアドバイスを行う夜間の電話相談事業、いわゆる 8000 を実施します。

また、近年、対応がより困難となっている児童虐待等に適時適切に対処するため、児童虐待に関する専門職員を配置し、処遇困難ケースへ対応するほか市町村児童虐待防止ネットワークの設置を進めながら関係機関との連携強化等を図るとともに、現場により近いところで、迅速に対応するため「県中児童相談所」を設置するなど、児童相談体制の整備を進めます。

6 高齢者が心豊かに暮らせる社会の推進

高齢者の生きがいと健康づくりを支援するため、スポーツや文化の交流大会である「うつくしま、ふくしま。健康福祉祭」を開催するとともに、全国健康福祉祭への選手派遣を実施します。

また、県老人クラブ連合会が行う、学童保育と連携した地域の子育て支援や、高齢者の体力維持・向上のための体力測定等を行う事業に要する経費の一部を助成します。

さらに、要援護高齢者及び一人暮らし高齢者等に対する生活支援、生きがい対策、保健予防対策等や高齢者を介護している家族の身体的、経済的負担の軽減を図る事業について、市町村が地域の実情に応じて総合的に取り組めるよう支援します。

本格的な高齢社会を迎え、介護サービス基盤の整備を図っていくとともに、特に介護予防の重要性が高まっていることから、住民に対する普及啓発及び地域包括支援センターの機能強化を図るなど、介護予防の一層の推進に取り組みます。

また、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症の予防・早期発見及び早期対応の体制を整備するため、認知症予防に従事する保健師等の人材の養成を行うとともに、モデル市町村等における認知症予防のための取組みについて支援するなど、認知症高齢者の総合的支援に取り組みます。

さらに、老人福祉施設等につきましては、社会福祉法人等が行う特別養護老人ホームなどの施設整備を引き続き計画的に促進します。

医療制度改革に伴い、療養病床の再編成が動き出すことから、その受け皿づくりを含め将来的な介護ニーズや社会資源の状況等に即した地域ケア体制の計画的な整備のための構想を策定します。

7 障がい者が自立し社会参加できる社会の推進

障害者自立支援法の円滑な運営のため、国において新たに講じられた利用者負担の更なる軽減や事業者に対する激変緩和措置等への適切な対応を図るとともに、障がい者の地域生活への移行を促進するため、地域生活移行促進プログラムに基づき、受け皿の整備等に努めます。

また、在宅の肢体不自由児や重症心身障がい児・者に対する日常生活指導や機能訓練の場の充実など、より身近な地域での療育体制の整備にも努めます。

さらに、昨年10月に開設しました発達障がい者支援センターを中核として、教育や雇用など関係機関との連携強化を図りながら、自閉症や注意欠陥・多動性障がい等の発達障がい児・者への支援を推進します。

また、障がい者の施設福祉サービスの充実を図るため、知的障害児施設の整備や精神障がい者の自立と社会復帰の促進を図るため、精神障害者通所授産施設等の法定社会復帰施設の整備を促進します。

8 保健・医療・福祉のさらなる推進

高齢者、障がい者のそれぞれの状態に応じたリハビリテーションが、適切かつ円滑に提供される体制の整備を図るため、圏域ごとに指定している地域リハビリテーション広域支援センターに業務を委託して、地域リハビリテーション従事者等研修会の開催、リハビリテーション実施機関への支援等を実施します。

また、県内の公的病院への医師の派遣を継続して実施するとともに、さらに、県立医科大学に助手10名を増員して、各地域の病院への医師派遣の拡大に努め、深刻化する県内の医師不足への対応と地域医療の充実を図ります。

さらに、育児等のために離職し、再就業を希望する女性医師に対して必要な臨床研修を実施することにより県内病院への再就職を促進します。

(2) 保健福祉部 中長期計画 一覧

	計画の名称	計画期間 (年度)	策定根拠	担当グループ
	福島県長期総合計画「うつくしま21」	H15～H22		
1	第四次福島県保健医療計画「うつくしま保健医療福祉プラン21」	H15～H22	医療法、一部県独自	総務企画G 医療看護G
2	第4次福島県社会福祉計画「うつくしま福祉プラン21」(H17見直し)	H13～H22	県独自	総務企画G
3	新福島県高齢社会対策総合指針	H10～	県独自	少子高齢社会対策G
4	うつくしま子ども夢プラン	H17～H21	次世代育成支援対策推進法	少子高齢社会対策G
5	第四次福島県高齢者保健福祉計画・第三次福島県介護保険事業支援計画「うつくしま高齢者いきいきプラン」	H18～H20	老人福祉法、老人保健法、介護保険法	高齢保健福祉G 介護保険G
6	福島県母子寡婦自立支援計画	H17～H21	母子及び寡婦福祉法	児童家庭G
7	福島県ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護・支援のための基本計画	H18～H20	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	児童家庭G
8	第2次福島県障がい者計画	H16～H22	障害者基本法	障がい者支援G
9	福島県障がい福祉計画	H18～H20	障害者自立支援法	障がい者支援G
10	福島県地域生活移行促進プログラム	H18～H22	県独自	障がい者支援G
11	健康ふくしま21計画(H18～19見直し)	H13～H22	県独自 H15～健康増進法	健康増進G
12	福島県食育推進計画	H19～H22	食育基本法	健康増進G
13	福島県感染症予防計画(H16一部改訂)	H12～	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	医療看護G
14	福島県結核予防計画	H17～H19	結核予防法	医療看護G
15	福島県へき地医療対策アクションプログラム	H15～	県独自	医療看護G
16	福島県看護職員需給計画	H16～H20	県独自	医療看護G
17	福島県食品の安全確保に係る基本方針(H17一部改正)	H14～	県独自	食品安全G
18	福島県食品安全確保対策プログラム	H14～	県独自	食品安全G
19	福島県水道整備基本構想2005「福島県くらしの水ビジョン」	H17～H31	水道法の一部改正に伴う広域的な水道整備に関する厚生省通達	環境衛生G
20	福島県水道水質管理計画	H11～H22	水道水質管理計画の策定についての厚生省通知	環境衛生G
21	福島県医薬分業推進指針	H10～	県独自	薬務G
22	福島県献血者確保基本計画	H14～H22	県独自	薬務G

3 平成19年度保健福祉部 当初予算の概要及び 重点推進分野事業

(1)平成19年度保健福祉部当初予算の概要

一般会計

(単位：千円)

区 分	平成19年度 当初	財 源 内 訳		
		国 庫	その他	一般財源
保健福祉総務領域	52,696,736	244,872	6,499,100	45,952,764
生活福祉領域	24,095,593	3,018,015	2,794,462	18,283,116
自立支援領域	26,117,842	4,644,437	1,339,516	20,133,889
健康衛生領域	5,568,746	1,885,797	1,399,738	2,283,211
一般財源使用可能額				850,951
保健福祉部合計	108,478,917	9,793,121	12,032,816	85,802,029
(再掲)職員費	8,725,085	188,686	631,928	7,904,471
県全体	851,188,674	103,268,753	172,936,219	574,983,702
保健福祉部 / 県全体	12.7%	9.5%	7.0%	14.9%

保健福祉総務領域に福島県立病院事業会計への負担金等を含む。

母子寡婦福祉資金貸付金特別会計

(単位：千円)

区 分	平成19年度 当初	財 源 内 訳		
		一般会計繰入金	繰越金	諸収入
自立支援領域	185,108	1,864	25,315	157,929

(2) 平成19年度重点推進分野 施策体系別事業一覧

重点推進分野の柱	区分	事業名	担当G	事業費	頁	
UDに彩られたともに生きる社会の形成	継続	DV防止総合対策事業	児童家庭G	2,379	80	
	継続	障がい者地域生活移行支援事業	障がい者支援G	2,546	103	
安全で安心な社会の形成	新規	女性医師支援事業	医療看護G	6,801	155	
	新規	地域がん診療連携拠点病院整備事業	医療看護G	53,000	144	
	新規	ドクターヘリ運営費補助事業	医療看護G	56,790	146	
	継続	ドクターヘリ整備事業	医療看護G	90,144	146	
	継続	医科大学附属病院救命救急センター整備事業	医療看護G	1,082,805	146	
	継続	第三次救急医療体制整備事業	医療看護G	188,443	145	
	継続	災害時救急医療体制整備事業	医療看護G	120,006	145	
	継続	総合医療情報システム運営事業	医療看護G	99,681	145	
	継続	へき地医療支援対策事業	医療看護G	43,376	147	
	継続	抗インフルエンザウイルス薬備蓄事業	医療看護G	206,665	150	
	継続	こころの健康・自殺予防対策事業	障がい者支援G	3,594	116	
	継続	認知症の安心ネットワーク構築事業	高齢保健福祉G	3,344	63	
	継続	県産食品の安全推進事業	食品安全G	2,202	157	
	子育て支援など次代を拓く仕組みづくり	新規	子育て応援パスポート事業	少子高齢社会対策G	26,297	29
		新規	地域の子育て応援交付金	少子高齢社会対策G	100,000	29
		継続	子育て支援県民運動子育ての日子育て週間	少子高齢社会対策G	5,542	28
継続		高齢者の子ども預かり事業	少子高齢社会対策G	4,775	28	
継続		子育て支援リーダー養成事業	少子高齢社会対策G	4,318	29	
新規		子どもを虐待から守る総合対策推進事業	児童家庭G	9,847	84	
新規		認定こども園設備整備等支援事業	子育て支援G	1,500	91	
継続		保育対策等促進事業	子育て支援G	329,400	92	
新規		多子世帯保育料軽減事業	子育て支援G	127,700	92	
新規		病児・病後児保育事業	子育て支援G	41,667	94	
継続		地域保育施設助成事業	子育て支援G	23,000	90	
一部新		放課後子どもプラン(放課後児童クラブ)	子育て支援G	336,558	94	
継続		民間児童厚生施設活動事業	子育て支援G	41,284	95	
継続		子どもの虐待予防サポート推進事業	子育て支援G	1,520	98	
継続		肢体不自由児地域リハビリテーション支援事	障がい者支援G	1,259	102	
安心して産むことができる健康の支援		継続	ひとり親家庭医療費助成事業	児童家庭G	232,565	86
	継続	乳幼児医療費助成事業	子育て支援G	1,519,700	97	
	新規	妊婦健康診査促進事業	子育て支援G	120,927	100	
	継続	10代の性のいきいきプロジェクト事業	子育て支援G	4,500	100	
	新規	食を通じた「子育て、子育て」支援事業	健康増進G	3,675	137	
	一部新	小児救急医療整備支援事業	医療看護G	19,134	144	

4 各領域別事業計画

保健福祉総務領域

(1) 保健福祉総務領域分掌事務

総務企画グループ

- (1) 部内の連絡調整に関する事。
- (2) 分限及び懲戒に関する事。
- (3) 部内職員の人事事務に関する事。
- (4) 県議会関係事務に関する事。
- (5) 職員の服務に関する事。
- (6) 定員、現員の管理及び報告に関する事。
- (7) 部の出先機関の長等の会議に関する事。
- (8) 部及び保健福祉総務領域の庶務に関する事。
- (9) 特別職に属する職員の任用等に関する事。
- (10) 給与制度及び給与管理に関する事。
- (11) 賃金支弁職員の雇用管理に関する事。
- (12) 公務災害及び事故処理に関する事。
- (13) 保健福祉総務領域職員の旅費に関する事。
- (14) 職員研修に関する事。

- (15) 企画事務に係る各部の連絡調整に関する事。
- (16) 社会福祉審議会に関する事。
- (17) 国の施策等に対する提言・要望に関する事。
- (18) 企画事務に係る特命事項に関する事。
- (19) 企画事務に係る部内の連絡調整に関する事。
- (20) 社会福祉計画の進行管理に関する事。
- (21) 保健医療計画の進行管理に関する事。
- (22) 全国衛生部長会等に関する事。
- (23) 医療費適正化計画の策定に関する事
- (24) 広報事務に関する事。
- (25) 中核市に関する事。
- (26) 県社会福祉事業団に関する事。
- (27) 自殺対策に関する事
- (28) 厚生統計功労者の表彰に関する事。
- (29) 統計調査（保健関係・社会福祉関係）に関する事。
- (30) 統計資料の整備に関する事。

- (31) 部内各領域の予算編成執行及び決算事務に関する事。
- (32) 歳入歳出予算の執行計画及び歳入予算の通知、支出負担行為、支払予算の配分に関する事。
- (33) 収入及び支出事務に関する事。
- (34) 部の財産管理に関する事。

- (35) 部の会計検査に関する事。
- (36) 部の定期監査及び決算書の資料のとりまとめに関する事。
- (37) 債権の管理事務に関する事。
- (38) 保健福祉事務所の管理運営に関する事。
- (39) 部局事業調整費に関する事。

少子高齢社会対策グループ

- (1) 少子高齢社会対策推進本部に関する事。
- (2) 少子化対策の総合企画・調整に関する事。
- (3) 少子化対策の広報啓発や情報提供に関する事。
- (4) 福島県子育て・子育て環境づくり推進会議に関する事。
- (5) 「うつくしま子ども夢プラン」に関する事。

- (6) 高齢社会対策の総合企画・調整に関する事。
- (7) 高齢社会問題に関する普及啓発・調査に関する事。
- (8) やさしいまちづくりに関する事。
- (9) 敬老対策に関する事。
- (10) 高齢者の生きがい対策に関する事。
- (11) (社福)福島県社会福祉協議会長寿社会推進センターに関する事。
- (12) 老人クラブ等に関する事。

国民健康保険グループ

- (1) 国民健康保険事業の企画及び調整に関する事。
- (2) 保険者への技術的な助言及び勧告等に関する事。
- (3) 国民健康保険被保険者の資格及び保険給付に関する事。
- (4) 国民健康保険税(料)に関する事。
- (5) 療養給付費等負担金(補助金)に関する事。
- (6) 財政調整交付金(普通調整交付金、特別調整交付金)に関する事。
- (7) 福島県国民健康保険調整交付金に関する事。
- (8) 保険基盤安定負担金に関する事。
- (9) 国民健康保険特別対策費補助金に関する事。
- (10) 市町村保険者の条例の協議、国保組合等の規約の認可に関する事。
- (11) 国民健康保険広域化等支援事業に関する事。
- (12) 国民健康保険の保健事業に関する事。
- (13) 福島県国民健康保険審査会に関する事。
- (14) 福島県国民健康保険団体連合会等関係団体に関する事。
- (15) 福島県保険者協議会に関する事。
- (16) 国民健康保険の医療費適正化対策に関する事。
- (17) 国民健康保険に関する各種統計に関する事。

- (18) 国民健康保険診療施設に関すること。
- (19) 福島県国民健康保険診療報酬審査委員会に関すること。
- (20) 国民健康保険法及び老人保健法に基づく医療機関等の指導・監査に関すること。
- (21) 国民健康保険法及び老人保健法に基づく保険医、保険薬剤師等の指導・監査に関すること。
- (22) 国民健康保険法及び老人保健法に基づく診療報酬明細書の点検調査の助言及び勧告等に関すること。
- (23) 市町村の老人医療事務に対する技術的な助言及び勧告等に関すること。
- (24) 老人医療給付費国県負担金に関すること。
- (25) 老人医療費適正化推進費補助金に関すること。
- (26) 老人保健法に基づく施設基準の届出の受理に関すること。
- (27) 老人医療に関する各種統計に関すること。
- (28) 高齢者医療保険制度に関すること。

(2) 施策の基本方針

総務企画グループ

少子高齢化の進行など保健・医療・福祉を取り巻く環境が変化する中で、保健・医療・福祉サービスに関する県民のニーズは高度化・多様化してきている。

これに対処するため、すべての県民が必要とする質の高い保健・医療・福祉サービスを受けられる体制の確立を目指し、各種施策を総合的、一体的に展開する必要があり、次の事項を中心とした施策を重点的に推進する。

1 保健・医療・福祉の総合的な推進

- (1) 保健・医療・福祉サービスを迅速かつ一体的に提供するとともに、市町村等に対する支援を強化するため、保健と福祉の連携に向けた取組みを一層推進する。
- (2) 「地球にはばたくネットワーク社会～ともにつくる美しいふくしま～」を基本目標とした福島県新長期総合計画「うつくしま21」を基本とし、平成15年度を初年度とした8か年計画である第四次福島県保健医療計画「うつくしま保健医療福祉プラン21」と、平成13年度を初年度とし平成17年度に中間年次見直しを行った10か年計画である第4次福島県社会福祉計画「うつくしま福祉プラン21」の着実な実施・推進を図る。
- (3) 保健・医療・福祉が相互に連携した総合的なサービスの提供を可能とするため、研修の企画調整及び新任職員や管理監督者向けの研修を実施するとともに、地域における保健・医療・福祉に関する総合的な企画・調整機関として各保健福祉事務所に設置した地域保健医療福祉推進会議において、地域における事業推進、地域保健医療福祉圏計画の進行管理等を行う。
- (4) 地域保健医療福祉圏計画に基づき、関係機関との連携強化のもとに、地域の課題に対応した地域保健対策を実施するほか、地域における保健医療活動の中核的な機関として、保健福祉事務所の企画力の強化、情報化の推進、市町村支援体制の充実を図る。
- (5) 各種統計調査を実施し、効率的な保健福祉行政を促進するための基礎資料の整備を図る。

2 医療費適正化対策の推進

医療制度改革の一環として、生活習慣病予防対策の徹底によるメタボリックシンドローム該当者・予備群の減少及び療養病床再編による平均在院日数の短縮という2つの政策を柱とした医療費適正化計画を策定し、医療費の伸びが過大とならないよう総合的かつ計画的に医療費適正化対策を推進する。

3 自殺総合対策の推進

「自殺対策基本法」の趣旨を踏まえ、民間団体その他の関係する団体との連携の下、福島県自殺対策推進行動計画（仮称）を策定するなど、総合的な自殺対策を推進する。

4 福島県総合社会福祉施設太陽の国共通施設等の管理運営等

太陽の国共通施設等の管理運営を社会福祉法人福島県社会福祉事業団に委託し、施設入所者の処遇や県民福祉の向上を図る。

少子高齢社会対策グループ

少子化の進行は、労働力人口の減少や社会保障分野における現役世代の負担の増加など経済面に大きな影響を与えるとともに、子ども同士の交流機会の減少などにより、子どもの健全な成長に影響を与えるほか、過疎化や高齢化の進行と相まって、地域社会の活動を支える人材が減少し、地域活力の低下を招くなど、社会面にも大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

こうした少子化の背景には、個人の価値観の変化に加え、子育てに関する不安や負担感、仕事と子育ての両立の負担感の増大などがあることから、平成17年3月に策定した「うつくしま子ども夢プラン」に基づき、それらの不安や負担感を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境整備を推進する。

また、本県は本格的な高齢社会となっており、これから介護を要する高齢者が増加する反面、健康で活動的な高齢者も増加している現在、これまでの高齢者に対する画一的な見方を払拭し、長年にわたって知識、経験、技能を培い豊かな能力と意欲を持つ者として高齢者をとらえ、明るく活力ある高齢社会を実現していくことが必要である。

そのため、平成10年3月に策定した「新福島県高齢社会対策総合指針」に基づき、高齢社会対策の総合的推進に努めるとともに、高齢社会についての啓発及び高齢者の生きがいと健康づくりを進め、豊かで明るい長寿社会づくりを推進する。

1 少子化対策の総合的な企画・調整の推進

うつくしま子ども夢プランに基づく総合的な施策の推進を図るとともに、成果指標にもとづく事業計画の進行管理を行う。

また、子育てしやすい県づくりの気運の盛り上げを図る「子育て支援を進める県民運動事業」を推進するため、引き続き「子育て週間」及び「子育ての日」において、各部局や市町村、関係団体等と連携しながら集中的に広報・啓発等を行うとともに、地域の子育て支援に貢献している子育てサークルやNPO等の活動に携わる人材を対象に、リーダー養成の講習会を開催するほか、新たに、

県・市町村・企業・地域が一体となって子育て家庭を応援する子育て応援パスポート事業を実施する。

さらに、財政状況が厳しい町村が行う地域独自の次世代育成事業を対象とした地域の子育て応援交付金を創設するほか、子育てしやすい環境づくり等に社会全体で取り組むため、行政・福祉・経済・労働関係団体や公募委員等で構成する「子育て・子育て環境づくり推進会議」を開催する。

また、子育て中の人が必要な情報を入手できるよう、県や市町村、関係団体の子育て支援情報を体系的に提供するホームページを運営するとともに、「うつくしま子育てガイドマップ」のデータを更新する。

さらに、高齢者による子育て支援を一層推進するため、高齢者による子どもの一時預かり等の体制整備について支援を図る。

2 少子化対策の広報啓発等

少子化の現状や子育て支援の必要性についての普及啓発を行い、県民の少子化対策に対する理解を促進するほか、次世代育成支援に関する先進事例等を調査し、本県の施策に反映させていくとともに、メールマガジンの発行により、行政や民間団体等の子育て支援情報等を積極的に提供する。

また、次世代育成支援対策において重要性を増している若者の支援について、部局横断的なワーキンググループを設置して、総合的な支援の構築を図る。

3 高齢社会対策の推進

急激な人口の高齢化に対応するため、平成10年3月に策定した「新潟県高齢社会対策総合指針」に基づき、総合的、体系的に高齢社会対策を推進するとともに、少子高齢社会対策推進本部を運営するなど、関係部局間や市町村との密接な連携及び調整を図る。

また、地域福祉の主体である市町村が、地域の実情に応じたきめ細かな高齢者施策を実施できるよう支援する。

さらに、「いきいき長寿県民賞」の表彰を行うことにより、県民の高齢社会に対する理解を促進する。

4 やさしいまちづくりの推進

すべての人に配慮したまちづくりを総合的に推進するため、「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、不特定多数の人が利用する公共性の高い施設等について、だれでもが安全で快適に利用しやすい施設の整備を推進する。

また、人にやさしい施設整備を支援するとともに、条例の整備基準に適合している施設には、「やさしさマーク（条例適合証）」を交付して、条例が遵守されるよう引き続き普及啓発に努める。

さらに、高齢者や障がい者、子ども連れの人等が県内の施設を安心して利用できるようにするため、公益的施設の調査を行い、高齢者等に配慮した施設をHPに掲載する。

5 生きがい対策の推進

健康で活動意欲を持つ多くの高齢者を対象に、スポーツや文化大会を開催したり、健康づくりに関する講習会を開催することにより、高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加活動の促進を図る。

また、高齢者の自主的な組織である老人クラブが、高齢社会、地域社会を支える担い手として、地域で生き生きと活躍できるよう、その活性化に向け、積極的に支援する。

国民健康保険グループ

国民健康保険は昭和36年4月の国民皆保険体制の確立以来、地域住民の医療の確保と健康の保持増進及び住民福祉の向上に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、近年被保険者の高齢化や医療技術の進展により医療費が大きく伸び続ける一方、社会構造の変化等により国民健康保険税（料）の収納率が低下し、保険財政の不安定化をもたらしていることから、収納率を上昇させるとともに医療費の適正化を図ることで保険財政の安定化をもたらすことが重要な課題となっている。

このため、保険者に対し適正な予算編成と収入の確保のための助言を行うとともに、国や市町村と連携を図りながら保険者や保険医療機関に対し医療費適正執行のための助言・指導を積極的に推進する。

さらに、各市町村保険者の財政状況をより詳細に分析し、地域の実情に応じて福島県国民健康保険調整交付金を配分することにより、市町村国保財政の安定化を推進する。

また、老人保健法第50条の規定に基づき、市町村が実施する老人医療に要する費用について、その一部を負担するとともに、市町村における老人医療事務の円滑、適正な執行体制の確保及び老人医療費の適正化を推進する。

1 国民健康保険事業

各保険者に対し、国民健康保険税（料）の収納率向上対策、医療費適正化対策等により財政基盤の安定化に努めるよう助言するとともに、保険医療機関等に対し、診療報酬請求の適正化を図るため指導を行う。

また、医療費等の分析結果に基づき、保健・医療・福祉部門等関係機関との連携を図り、疾病構造に着目した保健事業活動等の諸施策を積極的に推進する。

(1) 保険者に対する技術的な助言・勧告等

医療費適正化対策

ア 診療報酬明細書点検の充実強化

イ 第三者行為に係る求償事務の強化

ウ 医療費通知の充実強化

エ 疾病分類、医療費の実態把握と分析及びそれらのデータの活用

オ 高医療費指定市町村及びその他高医療費市町村の医療費安定化の技術的な助言・勧告等

財政安定化対策

ア 国保税（料）の適正賦課

イ 国保税（料）収納率向上対策

ウ 国保基金の充実と適正管理

保健事業の推進

重複・頻回受診者に対する保健師の訪問活動の強化、健康づくり及び疾病予防等被保険者の健康保持増進対策の推進

特定健診等実施計画の策定に関する支援

国民健康保険事業の円滑かつ適正な運営に対する技術的な助言・勧告等
被保険者の適用適正化対策の推進
国保広報活動の充実

(2) 保険医療機関等に対する指導等

保険診療の質的向上及び適正化を図るため、福島社会保険事務局と共同で療養の給付等に関する保険医療機関等への各種指導及び監査を実施する。

(3) 国民健康保険団体連合会の指導

各保険者の国保事業に対する連合会組織として、医療費の適正化を図るうえから審査体制の強化をはじめ、保険者共同事業、特に小規模保険者に対する実効ある支援及び保健事業の積極的な支援について指導する。

診療報酬審査体制の強化

保険者共同事業の積極的な推進

新国保3%運動の推進

(4) 福島県保険者協議会への支援

2 高齢者医療給付等事業

老人保健法に基づく老人医療給付費等の支給を行うとともに、市町村における老人医療事務の円滑、適正な執行体制の確保及び老人医療費の適正化を図るため、老人医療費適正化推進事業を支援する。また、新たな後期高齢者医療制度の創設に向けた後期高齢者医療広域連合及び市町村における準備が円滑に進むよう支援を行う。

(1) 老人医療給付費県費負担事業

老人保健法に基づき、老人の医療等に要する費用について、その一部を県費で負担する。なお、国庫負担金についても、その交付事務を行う。

(2) 老人医療給付事務に対する技術的な助言・勧告等

市町村に対する技術的な助言・勧告等

市町村における老人医療事務の円滑、適正な執行体制の確保及び医療費の適正化を図る。

市町村老人医療事務担当者研修会

市町村事務担当者を対象として、老人医療費の適正な執行を図るための方法等の専門的な研修を実施する。

(3) 保険医療機関等に対する指導等

保険診療の質的向上及び適正化を図るため、福島社会保険事務局と共同で療養の給付等に関する保険医療機関等への各種指導及び監査を実施する。

(4) 老人診療報酬の施設基準等の届出の受理及び適時調査

届出を受理するとともに、届出のあった保険医療機関について、運用の適正を期すため、指導を行うとともに実地に調査する。

(5) 老人医療費等適正管理事業

コンピューターを活用し、老人医療費の状況の分析や老人医療関係の事務処理を適正に行う。

(6) 後期高齢者医療制度の創設に関する広域連合及び市町村への支援

(3) 事業計画

総務企画グループ担当の事業

1 保健・医療・福祉の総合的な推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
厚生統計関係経常経費	19,051 (国庫 18,376)	<ol style="list-style-type: none"> 保健関係統計調査事業 厚生労働省統計情報部からの委託を受けて各種統計調査を実施し、国の厚生行政施策の基礎を得る。 保健統計調査 地域保健・老人保健事業報告 介護サービス施設・事業所調査 人口動態調査 医療施設調査 国民生活基礎調査(世帯票・健康票・介護票) 21世紀成年者縦断調査 社会保障・人口問題基本調査 中高年者縦断調査 社会福祉関係統計調査事業 厚生労働省統計情報部からの委託を受けて各種統計調査を実施し、国の厚生行政施策の基礎を得る。 社会福祉統計調査 社会福祉施設等調査 地域児童福祉事業等調査 国民生活基礎調査(所得票・貯蓄票) 公衆衛生資料等整備事業(経常行政経費) 人口動態調査等の統計データを収集し、地域別の詳細なデータの収集を行うとともに、県内の地域別の各種統計データを掲載した「保健統計の概況」(平成19年版・第56巻)を作成する。
社会福祉関係管理運営経常経費	8,291	<ol style="list-style-type: none"> 社会福祉関係管理運営経常経費 保健福祉部の円滑な管理運営を図る。 社会福祉審議会等運営経費 総会の開催 年2回 民生委員審査専門分科会の開催 年3回 身体障害者福祉専門分科会・更生医療部会・身体障害者福祉審査部会の開催 年6回 児童処遇部会の開催 年6回
社会福祉関係管理運営行政経費	36,834 (諸収 257)	保健福祉部の円滑な管理運営を図る。
地域保健福祉関係職員研修事業	754	<ol style="list-style-type: none"> 地域保健福祉関係職員研修企画調整会議 部内で開催する職員研修事業の全体調整を図るための会議を開催する。 新任研修 地域保健福祉職員として、保健・医療・福祉行政に携わる上で必要な基本的な知識、技術の習得を図る。 管理者研修 管理者が、保健・医療・福祉が連携した組織運営を円滑に行うために必要な知識、能力の習得を図る。

事業名	予算額	内容
保健福祉事務所 管理運営経常経費	182,872 (手数 1,233) (諸収 454)	1 保健福祉事務所管理運営経常経費 6 保健福祉事務所(3支所を含む)の管理運営経費 保健福祉事務所庁舎維持管理等 2 地域保健医療福祉推進事業 地域における保健・医療・福祉に関する総合的な企画・調整機関として、各保健福祉事務所に設置した地域保健医療福祉推進会議において、地域における事業推進、地域保健医療福祉圏計画の進行管理等を行う。 県北・県中・県南・会津・南会津・相双地域 年3回 いわき地域(いわき市に開催委託) 年2回
保健福祉事務所 増築・改修整備事業	7,612	相双保健福祉事務所浪江支所及び南会津保健福祉事務所において、公共下水道への接続工事と既存浄化槽の撤去を行う。
管理運営経常・ 行政経費	82,785 (諸収 355)	保健福祉部の円滑な運営及び保健医療行政に従事する技術者等の研修を実施する。 また、厚生労働省・県・保健福祉事務所をオンラインネットワークで結び、地域の保健医療に関連する情報を活用する。(厚生労働行政総合情報システム(WISH)の運用)
保健福祉事務所 機能強化事業	1,265	保健福祉事務所が地域の課題を解決するため、地域の実情に即した施策を展開することにより、保健・医療・福祉の総合的拠点としての機能強化を図る。
社会福祉施設リ フレッシュ推進事業	22,547	県立社会福祉施設のうち、早急に改善を要する箇所についてリフレッシュを図る。
ふれあい福祉基金 の運用益の積立	13,934 (諸収 13,934)	高齢者等の保健福祉の一層の推進を図ることを目的として設置された「福島県ふれあい福祉基金」の運用益を基金に積み立てる。
中核市事務処理 の特例等交付金交付事業	11,133	中核市に移行した郡山市及びいわき市に対し、条例の定めるところにより中核市が処理することとされた事務等に要する費用を交付する。
合計	387,078 (国庫 18,376) (手数 1,233) (諸収 15,000)	

2 医療費適正化対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
新 医療費適正化推進事業	1,650	医療制度改革の柱である「医療費適正化(医療費の伸びの抑制)の総合的な推進」の取組として、生活習慣病予防対策と平均在院日数の短縮にむけた対策に関する数値目標、目標実現のための取組方策、対策を講じた場合の5年後の医療費の見通しを盛り込んだ医療費適正化計画(第1期：H20年度～5か年計画)を策定し、中長期的視点に立った医療費の伸びの抑制につながる対策を推進していく。

3 自殺総合対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
新 自殺対策推進協議会	467	自殺対策に関する連携を図るとともに、本県における自殺対策の行動計画策定のための検討等を行う場として、福島県自殺対策推進協議会を設置する。 予算は、自立支援領域に計上

4 福島県総合社会福祉太陽の国共通施設等の管理運営等

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
太陽の国管理センター等管理運営委託事業	80,112	福島県太陽の国管理センター等の管理運営に係る経費
太陽の国厚生センター等管理運営委託事業	7,160 (使用 2,987)	福島県太陽の国厚生センター等の管理運営に係る経費
退職手当精算交付金	25,609	県が設置した(社福)福島県社会福祉事業団の職員の退職手当一部助成
太陽の国パイラーの汚染負荷量賦課金	875	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく汚染負荷量賦課金 納入先 独立行政法人環境再生保全機構
太陽の国病院管理運営委託事業	113,374 (手数 1,556)	福島県太陽の国病院の管理運営に係る経費
勤労身体障がい者体育館管理運営委託事業	2,453 (使用 280)	福島県勤労身体障がい者体育館の管理運営に係る経費
新 県立社会福祉施設福祉車両整備事業	7,702 (諸収 7,702)	指定管理者が管理運営する県立社会福祉施設に福祉車両を配置し、入所者の福祉の向上を図る。
合計	237,285 (使用 3,267) (手数 1,556) (諸収 7,702)	

少子高齢社会対策グループ担当の事業

1 少子化対策の総合的な企画調整の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
一部新 子育て・子育て環境づくり総合対策事業	2,681	<p>1 子育て・子育て環境づくり推進会議運営 平成17年3月に策定した「うつくしま子ども夢プラン」の具体化のため、福祉・経済・労働・教育・マスコミ等の団体から推薦された委員及び一般県民からの公募委員で構成する「子育て・子育て環境づくり推進会議」を開催し、幅広い意見を聴取して施策の参考とするとともに、県、市町村及び民間団体等の円滑な連携を図る。 会議開催経費</p> <p>2 子育て支援情報ポータルサイト整備事業 核家族化や、都市化の進行に伴う地域住民の関係の希薄化により、子育ての孤立化が進んでいるため、インターネットは子育て中の者にとって情報を入手する有力な手段となっている。そのため、県、市町村や各種団体による子育て支援情報を体系的に整理し、保護者からのニーズが高い「うつくしま子育てガイドマップ」のデータを最新のものに更新するための調査を行う。 ガイドマップデータ更新調査、HP作成委託料 ガイドマップ調査にかかる経費</p> <p>(新) 3 母子手帳交付時県支援情報提供事業 全ての親に情報を提供する唯一の機会である母子手帳交付時に、支援情報のポータルサイトであるエンゼルネットや各種子育て支援サービス、各種相談窓口、ワーク・ライフ・バランスに関する情報など県に関連する支援情報についてチラシを作成し、市町村に依頼して配布を行う。 チラシ印刷経費</p>
高齢者の地域子ども預かり事業	4,775	<p>少子化の急速な進行に伴い、急用時等の子どもの一時預かり等に対応できる地域の子育て支援体制の整備が喫緊の課題となっている。 このため、県内全域に約16万人の組織化された会員を擁し、会員に豊富な子育て経験を持つ高齢者を数多く抱える県老人クラブ連合会が、子どもの一時預かり等の子育て支援を行うことで、県内における地域の子育て支援体制の整備を目指す。 総括コーディネーター人件費 研修費 子ども預かり事業費</p>
子育て支援県民運動子育ての日・子育て週間事業	5,542	<p>少子化問題の解決には、県民一人ひとりが自らの問題として、地域、職場、家庭など社会の様々な分野において、積極的な役割を果たしてもらうことが重要である。 そのため、5月の第4週を「子育て週間」とするとともに、その週間の日曜日を「子育ての日」として、子育ての意義、男性の家事・育児への参加の重要性及び企業に対する子育てへの理解と協力についての啓発等を集中的に実施することにより、県民運動として、子育てしやすい県づくりの気運の盛り上げを図る。 子育ての日シンポジウム事業 県民子育て支援大賞事業 保健福祉事務所主催事業</p>

事業名	予算額	内容
子育て支援リーダー養成講座事業	4,318	<p>子どもやその保護者に身近なところで、子育て・子育てを支え、子育ての孤立化防止などに大きく貢献している子育てサークルや子育て支援NPOなどの子育て支援団体をさらにパワーアップし、子育て支援を進める県民運動の主役となる団体を活性化するため、これらの団体をリードしている人材、またはこれからそうした団体活動を始めようとしている人材を対象に、体系的な各種講習会や先進事例発表会などを開催する。</p> <p>講座開催委託料</p>
新 子育て応援パスポート事業	26,297	<p>子育て支援のさらなる気運の盛り上げを図るため、県や市町村、企業、地域が一体となって子育て家庭を応援する仕組みを立ち上げる。</p> <p>1 子育て応援パスポート推進事業 18歳未満の子を持つ世帯を応援するため、協賛企業等の創意工夫による各種サービスが受けられるパスポートを、市町村と連携して発行することとし、その普及・拡大に向け積極的な広報・啓発を行う。 広報費 パスポート作成等委託料</p> <p>2 子育て応援パスポート名称等募集事業 事業実施にあたり、広く一般からパスポートの愛称とデザインを公募する。 審査委員報償費</p>
新 地域の子育て応援交付金	100,000	<p>柔軟で多様な次世代育成に地域が一体となって取り組むため、財政状況が厳しい町村が実施しようとする知恵と工夫による地域独自の優れた次世代育成提案事業を応援し、子育てに優しい社会を創る。</p> <p>地域の子育て応援交付金 交付先 町村（財政力指数を考慮） 交付率 10 / 10 交付上限額 1事業につき5,000千円 （複数町村が連携する事業は1事業につき7,000千円） 予算は、自立支援領域に計上</p>
合計	143,613	

2 少子化対策の広報啓発等

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
一部新 少子社会対策推進 事業	1,081	<p>1 少子化対策調査等事業 少子化対策や子育て支援に関する先進的な事例を調査研究するとともに、メールマガジン発行のための情報収集を進め、本県の少子化対策のより一層の推進を図る。 旅費 需用費</p> <p>2 うつくしまこども博出展事業 少子化が進行する中、次代を担う子ども達が健やかに育つことができる環境づくりを推進するため、家族の在り方や子育て支援についての社会的関心を喚起することを目的として啓発を行う。 うつくしまこども博出展経費</p> <p>(新) 3 次世代の親となる若者の支援のあり方研究 青年期から大人になるための時期が長期化かつ多様化している若者が自立するためには、幅広い分野における環境整備や社会的サポートが必要である。 そこで、教育、福祉、保健・医療、就労、少年非行関係など様々な分野を所管する部局横断的なワーキンググループを設置し、若者に対する総合的な支援の構築を図る。 講師報償費・旅費 資料代</p>

3 高齢社会対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
少子高齢社会対策推進本部運営経費	146 (諸収 146)	少子高齢社会対策推進本部の運営 少子高齢社会に関する調査・情報収集等
長寿社会イメージアップ作戦事業	1,472 (諸収 1,472)	いきいきと年齢を感じさせない生き方をしている高齢者及び積極的な社会参加活動を実践している高齢者団体を表彰する。(いきいき長寿県民賞) 委託先 (社福)福島県社会福祉協議会
高齢社会対策推進事業	17,000 (繰入 17,000)	市町村が地域の実情に応じたきめ細かなサービスを展開できるよう、市町村が単独で行う高齢社会対策推進事業に補助する。 補助先 市町村(中核市を除く) 補助率 1/2
合 計	18,618 (諸収 1,618) (繰入 17,000)	

4 やさしいまちづくりの推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
やさしいまちづくり推進事業	3,777 (諸収 2,748) (繰入 1,029)	人にやさしいまちづくり条例及び施行規則の周知を行うとともに、人にやさしいまちづくりの理念を県内に広く波及させるため、やさしさマークの交付、施設情報のHP掲載等を行う。 1 人にやさしいまちづくり条例施行事業 人にやさしいまちづくり条例の普及・啓発を行う。 2 やさしさマーク交付事業 条例の整備基準に適合する施設に対し、やさしさマークを交付する。 3 うつくしま、ふくしまマップHP掲載事業 高齢者等に配慮した施設をHPに掲載する。 4 心のユニバーサルデザイン推進事業 県や市町村が実施するイベント・研修等で、高齢者疑似体験を実施等する。
やさしいまちづくり支援事業	257,869 (諸収 250,869) (繰入 7,000)	民間の公益的施設の整備等に必要な経費を補助・融資する。
合 計	261,646 (諸収 253,617) (繰入 8,029)	

5 敬老対策事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
百歳高齢者知事賀寿事業	5,719 (諸収 2,937) (繰入 2,782)	百歳の誕生日を迎えた県内の高齢者を訪問し、高齢者の長寿を祝うとともに、敬老思想の高揚を図る。 対象者 296人

6 明るい長寿社会づくり事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
長寿社会推進センター運営費等補助事業	30,172 (諸収 4,704) (繰入 25,468)	長寿社会推進センター((社福)福島県社会福祉協議会内設置)が実施する各種事業に関する管理費及び事業費に対して補助金を交付する。 補助先 (社福)福島県社会福祉協議会 補助率 定額
高齢者の健康・生きがいづくり事業	16,612 (諸収 1,153) (繰入 15,459)	高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、高齢者のスポーツ・健康づくり及び地域活動等を推進するための組織づくり事業並びに高齢者の社会活動の振興のための指導者育成事業等を総合的に実施する。 委託先 (財)福島県老人クラブ連合会 (社福)福島県社会福祉協議会
合 計	46,784 (諸収 5,857) (繰入 40,927)	

7 生きがい対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
うつくしま、ふくしま。健康福祉祭開催事業	13,096 (諸収 255) (繰入 12,841)	高齢者の健康づくりや生きがいづくりの高揚を図るとともに、県民一人ひとりに対し豊かで明るい長寿社会への啓発を図ることを目的とした「うつくしま、ふくしま。健康福祉祭」を開催する。 委託先 (財)福島県老人クラブ連合会 (社福)福島県社会福祉協議会
老人クラブ活動等社会活動促進事業	53,794 (国庫 26,897)	高齢者が生きがいを持ち、健康で豊かな生活を送ることができるよう、老人クラブ活動等に対し補助する。 補助先 市町村(中核市を除く) 補助率 国1/3、県1/3、市町村1/3
老人クラブ活動推進員設置等補助事業	16,968 (国庫 3,364)	単位老人クラブ等の育成指導にあたり、老人クラブ活動の充実を図るとともに、高齢者の地域での活躍サポート事業を実施するために、県老人クラブ連合会に活動推進員を設置し、その事業及び運営に必要な経費を補助する。 補助先 (財)福島県老人クラブ連合会 補助率 国定額 1/2、 県(6/10-国補助額) 1/2
高齢者総合相談センター運営事業	12,305 (諸収 5,981) (繰入 6,324)	高齢者及びその家族の抱える保健、医療、福祉、年金、法律、住宅等に係る各種の心配ごと、悩みごと等に対する相談に応じる。 委託先 (社福)福島県社会福祉協議会 設置場所 福島市
市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業	6,300 (国庫 3,150)	市町村老人クラブ連合会が趣味、スポーツ活動及び健康に関する講習会等を開催し、健康づくりに関する実践活動、健康に関する知識等についての普及、啓発等を行う事業について補助する。 補助先 市町村(中核市を除く) 補助率 国1/3、県1/3、市町村1/3
新 福島県高齢者福祉大会開催事業	432 (諸収 432)	県内老人クラブ指導者を中心とする高齢者福祉関係者が一堂に集い、真に長寿を喜びあえる福祉社会を築くために開催する「高齢者福祉大会」の経費を補助する。 補助先 (財)福島県老人クラブ連合会 補助率 定額
合 計	102,895 (国庫 33,411) (諸収 6,668) (繰入 19,165)	

国民健康保険グループ担当の事業

1 高齢者医療給付事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
老人医療給付費 県費負担事業	15,348,310	<p>老人保健法第50条の規定に基づき、市町村が実施する老人医療に要する費用について、その一部を負担する。</p> <p>県費負担額 平成19年度分 15,146,310千円 平成18年度分(精算交付) 202,000千円 計 15,348,310千円</p> <p>負担金交付先 市町村</p>
老人医療費適正 化等事業	1,355 (国庫 453)	<p>1 市町村技術的助言等事業 市町村における老人医療事務実施状況にかかる技術的助言等を実施する。 (1) 市町村技術的助言 (2) 市町村老人医療事務担当者研修会</p> <p>2 老人診療報酬保険医療機関指導 県知事への老人診療報酬施設基準の届出の受理及び届出のあった保険医療機関について実地に施設基準の遵守状況を調査する。 (1) 医療機関からの施設基準届出の受理 (2) 施設基準届出等に係る適時調査</p> <p>3 老人医療適正管理 コンピュータを活用した老人医療実施状況報告の処理を行う。</p>
合 計	15,349,665 (国庫 453)	

2 国保指導事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
国保特別対策事業	3,826	<p>市町村が実施する国民健康保険事業の適正、円滑な運営を確保するための特別対策事業の支援を行い、広域的な国保事業の推進及び小規模等保険者の強化を図り、より一層の国保事業の向上を図る。</p> <p>1 助言・広報事業 (1) 収納率向上保険者助言 (2) 医療費適正化保険者助言 (3) 啓発普及(新聞)</p> <p>2 小規模保険者等助言・支援事業 (1) 協議会連絡調整 (2) 新任職員研修</p>
保険者等指導監督等事業	11,916 (財収 1,486) (諸収 32)	<p>国保保険者及び国保連合会に対する助言・指導監督等並びに保険医療機関、保険医、保険薬局及び保険薬剤師に対する指導監査等を通じて、国保事業の健全な運営かつ適正な執行に期する。</p> <p>1 保険者等指導監督等 (1) 医療給付適正化 医療給付専門指導員 1名 レセプト点検指導 20保険者 特定健診・保健指導事業 研修会 1カ所 実地指導 6保険者</p> <p>(2) 指導監督事務充実強化指導 保険者助言・勧告等 21保険者</p> <p>(3) 保険医療機関等指導監査 指導監査専門医 1名 保険医療機関等指導・監査 監査、個別指導、集団指導及び集团的個別指導</p> <p>(4) 直営診療施設助言・勧告等 3施設</p> <p>(5) 国保安定化推進事業 高医療費安定化計画の作成及び推進指導 広野町・大熊町・檜葉町</p> <p>2 福島県国民健康保険広域化等支援基金 基金運用収益分積立金 1,486千円</p>
一般経費	1,893	
合計	17,635 (財収 1,486) (諸収 32)	

3 国保助成事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
保険基盤安定負担制度	5,256,160	<p>国民健康保険制度の安定的、健全な運営を図るため、国保税の軽減措置を行っている保険者（市町村）に対し助成する。（医療給付費分、介護納付金分） 中間所得者層を中心に国保被保険者の保険税負担軽減を図るため、低所得者を多く抱える保険者に対し助成する。（保険者支援制度分）</p> <p>保険基盤安定負担金 1 医療給付費分 4,523,315千円 2 介護納付金分 357,949千円 3 保険者支援制度分 374,896千円</p> <p>負担金交付先 市町村 負担基準額 国保税軽減額 負担率 医療給付費分、介護納付金分 3/4（市町村1/4） 保険者支援制度分 1/4（国1/2、市町村1/4）</p>
高額医療費共同事業	882,091	<p>高額な医療給付費の発生による市町村国民健康保険財政の影響を緩和し安定化を図るため、市町村に対して助成する。</p> <p>高額医療費共同事業負担金 負担金交付先 市町村 負担率 1/4（国1/4、市町村1/2）</p>
国保基金貸付金	300,000 (諸収 300,000)	<p>福島県国民健康保険団体連合会が設置する国保基金に対し、保険者（市町村）の国保事業の財政健全化及び事務処理の円滑を図るため、資金を融資する。</p> <p>国保連合会国保基金貸付金 300,000千円 貸付先 福島県国民健康保険団体連合会 貸付利率 無利子 貸付期間 1年間</p>
福島県国民健康保険調整交付金	8,556,619	<p>市町村が行う国民健康保険の財政を調整することにより、地域の実情に応じた保険運営の安定化を図るため、予算の範囲内で市町村に対し交付金を交付する。</p> <p>交付対象経費積算基礎 療養給付費等の7%</p>
新 基準超過費用負担金	1,093	<p>医療給付費等が著しく多額な市町村（国指定）は国保事業の運営の「安定化計画」を作成し、医療費適正化等の措置を講じるが、安定化計画実施後の指定年度における実績給付費（災害その他の特別事情に係る額は控除）が基準給付費の1.17倍を超える額の公費負担部分について、指定年度の翌々年度に国、都道府県、市町村が共同で負担する</p> <p>負担金交付先 市町村 負担率 1/6（国1/6、市町村1/6）</p>
合計	14,995,963 (諸収 300,000)	

(4) 事業費

保健福祉総務領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
厚生統計調査費(045-001)	39,713	19,384	0	20,329	-
職員費	39,713	19,384		20,329	-
社会福祉総務費(061-001)	1,333,284	23,877	116,765	1,192,642	-
厚生統計調査費	19,051	18,376		675	-
厚生統計関係経常経費	19,051	18,376		675	p25総1
職員費	629,003	5,501	20,452	603,050	-
管理運営費	45,879		257	45,622	-
社会福祉関係管理運営経常経費	8,291			8,291	p25総1
社会福祉関係管理運営行政経費	36,834		257	36,577	p25総1
地域保健福祉関係職員研修事業	754			754	p25総1
社会福祉推進費	257,352		12,245	245,107	-
太陽の国管理センター等管理運営委託事業	80,112			80,112	p27総4
太陽の国厚生センター等管理運営委託事業	7,160		2,987	4,173	p27総4
退職手当精算交付金	25,609			25,609	p27総4
太陽の国ボイラーの汚染負荷量賦課金	875			875	p27総4
太陽の国病院管理運営委託事業	113,347		1,556	111,791	p27総4
社会福祉施設リフレッシュ推進事業	22,547			22,547	p26総1
(新)県立社会福祉施設福祉車両整備事業	7,702		7,702	0	p27総4
ふれあい福祉基金	13,934		13,934	0	-
ふれあい福祉基金の運用益積立	13,934		13,934	0	p26総1
職員費	368,065		69,877	298,188	-
高齢福祉総務費(065-002)	15,785,327	33,864	358,600	15,392,863	-
高齢者医療給付費	15,349,665	453		15,349,212	-
老人医療給付費県費負担金	15,348,310			15,348,310	p33国1
老人医療費適正化等事業	1,355	453		902	p33国1
長寿社会対策費	435,662	33,411	358,600	43,651	-
少子高齢社会対策推進本部運営経費	146		146	0	p30少3
長寿社会イメージアップ作戦事業	1,472		1,472	0	p30少3
やさしいまちづくり推進事業	3,777		3,777	0	p31少4
やさしいまちづくり支援事業	257,869		257,869	0	p31少4
百歳高齢者知事賀寿事業	5,719		5,719	0	p31少5
長寿社会推進センター運営費等補助事業	30,172		30,172	0	p31少6
高齢者の健康・生きがいづくり事業	16,612		16,612	0	p31少6
うつくしま、ふくしま。健康福祉祭開催事業	13,096		13,096	0	p32少7
老人クラブ活動等社会活動促進事業	53,794	26,897		26,897	p32少7
老人クラブ活動推進員設置等補助事業	16,968	3,364		13,604	p32少7
高齢者総合相談センター運営事業	12,305		12,305	0	p32少7
市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業	6,300	3,150		3,150	p32少7
高齢社会対策推進事業	17,000		17,000	0	p30少3
(新)福島県高齢者福祉大会開催事業	432		432	0	p32少7
国民健康保健指導費(067-001)	15,013,598	0	301,518	14,712,080	-
国保指導費	17,635		1,518	16,117	-
国保特別対策事業	3,826			3,826	p34国2
保険者等指導監督等事業	11,916		1,518	10,398	p34国2
一般経費	1,893			1,893	p34国2
国保助成費	14,995,963		300,000	14,695,963	-
保険基盤安定負担制度	5,256,160			5,256,160	p35国3

保健福祉総務領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
高額医療費共同事業	882,091			882,091	p35国3
国保基金貸付金	300,000		300,000	0	p35国3
福島県国民健康保険調整交付金	8,556,619			8,556,619	p35国3
(新)基準超過費用負担金	1,093			1,093	p35国3
社会福祉施設費(068-001)	1,994	997	0	997	-
社会福祉施設整備費	1,994	997		997	-
社会福祉施設整備指導監督事務費	1,994	997		997	-
児童福祉総務費(072-002)	2,650,727	132,227	275,307	2,243,193	-
職員費	2,606,033	132,227	275,307	2,198,499	-
少子化対策推進費	44,694			44,694	-
子育ち・子育て環境づくり総合対策事業	2,681			2,681	p28少1
少子社会対策推進事業	1,081			1,081	p30少2
高齢者の地域子ども預かり事業	4,775			4,775	p28少1
子育て支援県民運動子育ての日・子育て週間事業	5,542			5,542	p28少1
子育て支援リーダー養成事業	4,318			4,318	p29少1
(新)子育て応援パスポート事業	26,297			26,297	p29少1
生活保護総務費(077-002)	490,537	34,520	106,144	349,873	-
職員費	490,537	34,520	106,144	349,873	-
公衆衛生総務費(091-002)	765,116	0	1,825	763,291	-
職員費	765,116		1,825	763,291	-
環境衛生費(096-002)	967,265	3	101,657	865,605	-
職員費	967,265	3	101,657	865,605	-
保健福祉事務所費(099-001)	2,595,830	0	1,687	2,594,143	-
職員費	2,389,948			2,389,948	-
管理運営費	198,270		1,687	196,583	-
保健福祉事務所管理運営経常経費	185,872		1,687	184,185	p26総1
中核市事務処理の特例等交付金	11,133			11,133	p26総1
保健福祉事務所機能強化事業	1,265			1,265	p26総1
施設整備費	7,612			7,612	-
(新)保健福祉事務所増築・改修整備事業	7,612			7,612	p26総1
医薬総務費(101-001)	1,911,251	0	26,136	1,885,115	-
職員費	801,816		26,136	776,035	-
管理運営費	107,785		355	107,430	-
管理運営経常・行政経費	82,785		355	82,430	p26総1
部局事業調整費	25,000			25,000	-
保健医療計画推進費	1,650			1,650	-
(新)医療費適正化推進事業	1,650			1,650	p27総2
地域医療対策費	1,000,000			1,000,000	-
(新)県立病院移譲等に伴う施設等整備支援事業(病院局)	1,000,000			1,000,000	-
雇用対策総務費(127-140)	2,453	0	280	2,173	-
勤労身体障害者体育館運営費	2,453		280	2,173	-
勤労身体障がい者体育館管理運営委託事業	2,453		280	2,173	p27総4
病障事業費(366-010)	11,139,641	0	5,000,000	6,139,641	-
病院事業費	11,139,641		5,000,000	6,139,641	-
県立病院事業費運営費負担金(病院局)	3,314,343			3,314,343	-
県立病院事業費運営費補助金(病院局)	1,995,283			1,995,283	-
長期貸付金(病院局)	830,015			830,015	-
一時貸付金(病院局)	5,000,000		5,000,000	0	-
合計	52,696,736	244,872	6,289,919	46,161,945	-

生活福祉領域

(1) 生活福祉領域分掌事務

地域福祉グループ

- (1) 地域福祉の推進に関する事。
- (2) 福祉ボランティア活動に関する事。
- (3) 生活福祉資金に関する事。
- (4) 福祉サービスの利用環境の整備促進に関する事。
- (5) 民生委員に関する事。
- (6) 社会福祉協議会・県共同募金会等社会福祉関係団体に関する事。
- (7) 社会福祉士・介護福祉士に関する事。
- (8) (財)県総合社会福祉基金に関する事。
- (9) 生活保護の指導に関する事。
- (10) 生活保護法施行事務監査に関する事。
- (11) 生活保護法指定医療機関・指定介護機関に関する事。
- (12) 生活保護の調査・統計に関する事。
- (13) 保護施設の運営指導に関する事。
- (14) 喜多方しののめ荘に関する事。
- (15) 行旅死亡人に関する事。
- (16) 領域の予算及び庶務に関する事。

援護・恩給チーム

- (1) 戦没者の追悼に関する事。
- (2) 旧軍人・軍属の恩給に関する事。
- (3) 旧軍人・軍属等の叙位・叙勲、軍歴証明等に関する事。
- (4) 戦没者等の遺族、戦傷病者、戦傷病者等の妻、引揚者、未帰還者留守家族等の援護に関する事。
- (5) 平和祈念事業特別基金(恩給欠格者等に対する慰藉事業)に関する事。
- (6) 援護関係団体の指導及び助成に関する事。

指導監査グループ

- (1) 社会福祉法人の許・認可に関する事。
- (2) 社会福祉法人・施設の運営指導に関する事。
- (3) 社会福祉法人・施設、介護保険法及び障害者自立支援法に基づく指定事業者・施設の指導監督に関する事。
- (4) 社会福祉法人・施設及び介護保険法に基づく指定事業者・施設の不利益処分に関する事。
- (5) 社会福祉関係職員の研修に関する事。
- (6) 福祉人材センター運営事業に関する事。

高齢保健福祉グループ

- (1) 高齢者保健福祉計画等の進行管理に関する事。
- (2) 地域ケア体制の整備、介護知識等の普及に関する事。
- (3) 地域支援事業の推進に関する事。
- (4) 認知症高齢者の総合的支援に関する事。
- (5) 老人保健法の医療等以外の保健事業等に関する事。
- (6) 介護保険サービスの基盤整備（訪問介護員養成等、施設整備及び施設サービスの向上）に関する事。
- (7) 福島県希望ヶ丘ホームの運営等に関する事。
- (8) 老人福祉法に基づく届出、設置認可等及び介護老人保健施設の開設許可等に関する事。
- (9) 高齢者保健福祉関係団体に関する事。

介護保険グループ

- (1) 介護保険制度の普及定着に関する事。
- (2) 介護サービス提供事業者の指定、運営指導等に関する事。
- (3) 市町村（保険者）の制度運営に係る助言に関する事。
- (4) 介護保険運営に係る国及び県の負担金、交付金に関する事。
- (5) 低所得者利用者負担対策事業に関する事。
- (6) 介護保険財政安定化基金に関する事。
- (7) 福島県介護保険審査会に関する事。
- (8) 介護支援専門員の養成、資質向上に関する事。
- (9) 福島県国民健康保険団体連合会の介護保険業務に関する事。

(2) 施策の基本方針

地域福祉グループ

少子高齢化の進行に伴う福祉ニーズの多様化・高度化の中で、身近な地域における福祉サービスの総合的な展開が求められており、地域社会において、すべての人が個人として尊重される福祉コミュニティの形成がこれまでも増して重要となってきた。

このため、地域での総合的な福祉サービス提供体制の構築を目指した住民参加による「地域福祉の推進」を基本として、誰もが家庭や身近な地域の中で、ともに支え合いながら、自分らしい生活をいきいきと安心して送れるよう、次の事項を中心とした施策を重点的に推進する。

1 地域福祉の推進

- (1) 県地域福祉支援計画に基づき、市町村の地域福祉を推進するため、地域福祉企画推進会議において、関係機関との連携のもと、市町村の地域福祉の推進方策について検討等を行うとともに、市町村地域福祉計画が円滑に策定されるよう支援する。

- (2) 少子高齢社会において、「自助・共助・公助」のシステムが適切に組み合わせられた福祉社会づくりが重要な課題であり、ボランティア活動などの民間の福祉活動の果たす役割が、これまで以上に重要になっている。

このため、県民の福祉活動への積極的な参加を促進するため、県ボランティアセンターの活動を支援するとともに、市町村ボランティアセンターの整備を促進し、福祉ボランティア・NPO活動に関する情報提供や相互交流等の機能充実を図る。

- (3) 低所得者、身体障がい者世帯等の経済的自立と生活意欲の助長を図る「生活福祉資金貸付事業」及び失業等によって生活の維持が困難となった世帯の自立を支援する「離職者支援資金貸付事業」などを実施する県社会福祉協議会の取組みを支援する。

2 福祉サービスの利用環境の整備促進

- (1) 福祉サービスが措置から契約に基づく利用に移行していることに伴い、安心して福祉サービスを利用できる仕組みを充実させる必要がある。

このため、「福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）」により、認知症や精神障がい等により日常生活を営むのに支障のある者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行うことにより、地域で自立した生活が送れるよう支援する。

- (2) 利用者と当事者間では解決できない福祉サービスの問題を公正中立の立場から適切に解決するため、「福祉サービス苦情解決事業」により「運営適正化委員会」の設置運営を支援する。
- (3) 福祉サービス事業者によるサービスの課題把握と質の向上、利用者のサービス選択に資するため、「福祉サービス第三者評価事業」により、第三者による客観的な評価の推進を図る。

3 民間福祉団体等への支援と連携

- (1) 身近な地域における福祉サービスの総合的な展開が図られるためには、多様な主体が参加し推進する各種の地域福祉活動の展開がこれまでも増して重要となってきた。

このため、福祉に対する県民の理解と参加を促進し、県民ニーズに合った福祉サービスの提供、福祉のまちづくりなど多様な民間福祉活動の振興を図る。

また、これら地域福祉を推進する上で民間活動の中核となる社会福祉協議会の活動基盤の整備や関係機関・団体との連携などを促進する。

- (2) 民生委員は、社会奉仕の精神をもって、地域住民に最も身近なところで相談・支援活動を行っていることから、地域における要援助者等の把握、助言及び援助の的確な実施のため、民生委員活動の充実を図る。

4 生活保護の適正実施

要保護者の生活の支援と円滑な自立を促進するため、関係機関との連携を強化しながら、生活保護の適正な実施に努める。

援護・恩給チーム

旧軍人・軍属、戦傷病者、戦没者遺族などの処遇改善と福祉の増進を図るとともに、戦没者の追悼に関する施策を実施する。

また、恩給欠格者等の確認、未帰還者の調査究明、中国帰国者の援護推進による生活の安定を図る。

指導監査グループ

急速な少子高齢化や核家族化の進展など、社会環境の変化に伴い福祉ニーズが増大・多様化する中、福祉サービスの提供主体である社会福祉法人、社会福祉施設及び事業者の数は増加の一途をたどっており、これら社会福祉法人等の健全な運営と福祉サービスの質の確保及び社会福祉従事者の人材確保や資質の向上がますます重要となっている。

このため、適正な社会福祉法人認可等と社会福祉法人や社会福祉施設、介護保険法及び障害者自立支援法に基づく指定事業者等に対して、重点的・効率的な指導監査を実施する。

さらに、福祉人材センター運営事業及び福祉関係職員研修事業により人材の確保と育成対策を推進する。

1 社会福祉法人・施設の適正な運営及び経営の確保

社会福祉法人・施設は極めて公共性の高いものであることから、健全な社会福祉事業の経営と公正な法人運営を確保するため、指導監査を通して、情報公開、第三者評価、苦情解決体制などの促進を図り、経営・運営の透明性を高め、法人・施設運営の質的向上を図る。

2 介護及び障害福祉サービスの質並びに事業者・施設の適正な運営の確保

介護保険法及び障害者自立支援法に基づく指定事業者・施設に対する集団指導や実地指導等を実施することにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び介護報酬の請求の適正化並びに障害福祉サービスの質の確保及び給付の適正化を図る。

3 福祉を支える人材の養成・確保

多様化・高度化する県民のニーズに対応し、必要な福祉サービスを提供していくためには、福祉に従事する人材の量的確保とともに資質の向上を図ることが重要である。

このため、「福祉人材センター運営事業」により、人材の確保対策を推進するとともに、「社会福祉関係職員研修事業」により、人材の育成対策を推進する。

高齢保健福祉グループ

本格的な高齢社会を迎え、高齢者を取り巻く環境は、価値観の多様化、世帯規模の縮小、女性の雇用機会の拡大、扶養意識の変化による家庭での介護能力の低下などにより大きく変化してきている。

このような時代潮流のなか、本県では、新長期総合計画「うつくしま21」及びその部門別計画である「うつくしま福祉プラン21」等との調和を保ちながら、高齢者一人ひとりの人間性が尊重され、いきいきと、健やかに、安心して生活できる「豊かで明るい長寿社会」の実現を基本理念とする「第四次福島県高齢者保健福祉計画・福島県第三次介護保険事業支援計画」（計画期間：平成18年度～20年度）を平成17年度に策定した。

本年度は、昨年度に引き続き、基本理念に基づき、誰もがその人らしく生涯を送ることのできる地域社会を目指して、介護予防や地域包括ケアを推進する地域支援事業、認知症高齢者対策、介護サービス基盤の整備等について積極的に推進する。

1 高齢者保健福祉計画等の進行管理

平成18年度から20年度を計画期間とした「第四次福島県高齢者保健福祉計画・第三次福島県介護保険事業支援計画」について、進行管理を行うとともに、介護予防事業の一層の推進のため介護予防市町村支援委員会を設置し、市町村支援の方法等を検討する。

さらに、地域における高齢者の介護及び見守り等の地域ケア体制の計画的な整備を内容とする「地域ケア整備構想（仮称）」を策定する。

2 地域包括ケア体制の整備、介護知識等の普及

地域における高齢者等の保健・医療・福祉等に関する総合相談や権利擁護事業を担う地域包括支援センター職員等を対象に「地域包括支援センター職員等研修事業」や「高齢者虐待防止ネットワーク事業」を実施し、地域包括支援センターの機能の強化を図るとともに、各市町村独自の取組を生かした地域包括ケアシステムの構築を推進する。

また、リハビリテーション実施機関へ支援や関係機関との連携等を推進する「地域リハビリテーション支援体制整備推進事業」を実施し、高齢者や障がい者の自立支援を図る。

二本松市に設置された介護実習・普及センターにおける介護知識、介護技術の普及や、「高齢者にやさしい住まいづくり助成事業」により住環境整備を積極的に支援する。

3 地域支援事業の推進

すべての高齢者を対象とし、介護が必要な状態になる以前から、適切な介護予防を行うとともに、地域における包括的・継続的なマネジメントを強化する必要があることから、介護予防関連事業に係わる市町村職員、民生委員、老人クラブの代表者による「介護予防研究大会」や介護予防事業従事者を対象とした「閉じこもり予防・支援」など介護予防に関する研修、先進的な市町村の事例紹介を行い、地域支援事業の効果的な実施を支援する。

4 認知症高齢者の総合的支援

認知症高齢者の増加に対応し、高齢者が居宅で安心した生活を送れるよう、地域における認知症の予防活動の推進やかかりつけ医等による認知症の早期発見・早期対応体制を整備する「認知症の安心ネットワーク構築事業」等を実施する。

また、「認知症介護実践者等養成事業」において、介護保険施設や居宅サービス事業所で高齢者の介護業務に従事する職員等を対象に、認知症介護指導者養成研修や認知症介護実践者研修、実践リーダー研修等を実施し、認知症介護の知識・技術の向上を推進する。

5 老人保健事業等の推進

壮年期からの健康の保持・増進を図り、生活習慣病や要介護状態になることを予防するため、国が定める「保健事業計画」、「がん検診の指針」を基本として、老人保健事業及びがん検診の推進を図る。

老人保健事業については、健康診査の際に65歳以上に実施される「生活機能に関する評価」等の適切な実施について市町村を支援する。

また、がん検診については、生活習慣病検診等管理指導協議会の開催等により精度管理及び検診体制の向上を図る。

6 介護保険サービスの基盤整備

介護保険制度の円滑な実施のために、介護保険サービスの基盤づくりを推進する。

人材確保のための施策として、訪問介護員の養成研修等を実施する「ホームヘルプパワーアップ作戦」を推進する。

また、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設等の介護保険サービスの施設整備を計画的に進める。

さらに、介護保険サービスの質・内容を一層向上させるため、介護保険3施設においてサービス評価を行う「介護保険施設サービス評価事業」や、介護保険施設における身体拘束廃止に向けた取り組みの徹底を図るための「身体拘束ゼロ作戦推進事業」を実施するとともに、特別養護老人ホームにおけるユニットケアの導入促進を図るため、「特養における生活の質向上推進事業」を実施する。

7 福島県希望ヶ丘ホームの運営等

県立の養護老人ホームである希望ヶ丘ホームを運営する。

また、希望ヶ丘ホームは、「県立社会福祉施設のあり方見直し」により、施設運営のノウハウを有する社会福祉法人へ移譲することになったため、20年度の民間移譲に向けた準備（修繕工事）等を行う。

8 老人福祉法に基づく届出、設置認可等及び介護老人保健施設の開設許可等

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの認可や有料老人ホームの届出受理、また、介護保険法に基づく介護老人保健施設の開設許可等について適正に実施する。

9 高齢者保健福祉関係団体との連携等

高齢者の多様なニーズに対応できるよう、関係機関・団体と一層の連携等を図る。

介護保険グループ

介護保険制度は、「介護」を社会全体で支えるため、負担と給付の関係を明確にする社会保険方式により平成12年4月から運営されており、高齢者自身がサービスを選択することを基本に、保健・医療・福祉にわたる介護サービスを効率的・一体的に提供する利用者本位の制度である。

この介護保険制度が円滑に運営されていくよう、平成18年3月に策定した新たな第三次福島県介護保険事業支援計画に基づき、制度の基本的理念や内容について県民の十分な理解促進を図り、制度定着や適切なサービス利用を推進するとともに、保険者である市町村の適切な制度運営の確保、事業者によるサービス供給体制の充実やサービスの質の向上などに向け、各種施策を実施していく。

また、制度の基本理念である高齢者の「自立支援」、「尊厳の保持」を基本として、制度の持続可能性を高めていくための制度改革が平成18年4月に本格施行されたことから、制度が円滑に移行できるよう、利用者をはじめとする一般県民に対し情報提供を行うとともに、介護サービス提供事業者や市町村等に対する指導・支援を行っていく。

1 制度の普及・定着

利用者や介護家族をはじめとする一般県民に対して、制度改革の内容等について情報提供を行い、介護保険に対するより一層の理解促進に努める。

2 介護保険制度の円滑な運営

- (1) 市町村に対し、介護給付費負担金として、介護給付及び予防給付に要する費用の100分の12.5（施設等に係る費用は100分の17.5）を負担するとともに、地域支援事業に要する費用の100分の12.5（一部は100分の20.25）を負担する。また、介護保険財政安定化基金を設置し、保険財政に不足が生じる市町村に対し資金の貸付等を行う。
- (2) 市町村の介護保険事業の適正な運営及び介護保険財政の健全化を推進するため、保険者事務に関する事項について支援・助言を行う。
また、介護費用が増大する中、要介護者等の自立支援に向け適切な介護サービスの提供を推進し、健全な制度運営が図れるよう、介護給付の適正化に取り組んでいく。
- (3) 市町村における公正・公平な要介護認定を確保するため、認定調査員や介護認定審査会委員に対する研修会、主治医意見書説明会等を実施する。
- (4) 保険者である市町村の行った処分に対する審査請求の審理・裁決を行い、制度の適正な運営を図るため、「福島県介護保険審査会」を設置運営する。
- (5) 低所得者の負担の激変緩和等の観点から、障がい者施策においてホームヘルプサービスを利用していた低所得者及び社会福祉法人等が提供する介護サービスに係る低所得者等の利用者負担について軽減措置を行う。
- (6) 利用者が介護サービス事業所を選択する際に必要かつ十分な情報を取得できる環境が整備されるよう、介護サービス情報の公表を行い、介護サービスの質の向上を目指す。

3 サービス提供体制の充実と質の向上

- (1) 要介護者等がその心身の状況や環境に応じ、質の高いサービスを利用することができるよう、サービスの質の向上と利用者の事業者選択に資する介護サービスの外部評価や情報の公表を推進する。
- (2) 介護保険制度の要としての重要な役割を担う介護支援専門員の養成や、実際に業務に従事している介護支援専門員を対象とした現任研修を実施する。
- (3) 事業者が提供するサービスに関する利用者からの苦情を受け付け、改善が必要な場合には事業者に指導・助言を行う国民健康保険団体連合会の苦情処理業務を支援し、介護サービスの質の向上と利用者の権利擁護を図る。

(3) 事業計画

地域福祉グループ担当の事業

1 地域福祉の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	419,930	独立行政法人福祉医療機構が実施している「民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業」に要する経費について国及び県がそれぞれ1/3を補助する。 対象者：民間社会福祉施設の職員 特定社会福祉事業に従事する職員 (ホームヘルパーなど) 補助先：独立行政法人福祉医療機構
社会福祉大会開催事業	363 (繰入 363)	1 第61回福島県社会福祉大会において、社会福祉功労者に知事感謝状を贈呈するとともに、大会に要する経費の一部負担をすることにより大会運営の円滑化を図る。 開催地：白河市 開催時期：平成19年10月16日 参加者：民生委員、社会福祉関係者等1,000人 2 第11回ふくしまボランティアフェスティバルにおいて、県内のボランティア功労者に対して知事感謝状の贈呈を行う。
地域福祉推進事務費(運営経費)	2,171 (繰入 2,171)	地域福祉推進に係る事務の効率化を図る。
地域福祉推進事業	580 (繰入 580)	県地域福祉支援計画に基づき、市町村の地域福祉推進を支援するため、地域福祉企画推進会議において市町村の地域福祉の推進方策について検討等を行うとともに、市町村地域福祉計画が円滑に策定されるよう支援する。 1 地域福祉活動支援事業 ・ 地域福祉企画推進会議の設置運営 3回開催予定 2 地域福祉計画策定支援事業 ・ 市町村地域福祉計画策定アドバイザーの派遣 延べ5回派遣予定
生活福祉資金貸付等補助事業	13,676 (国庫 6,838)	社会福祉協議会が生活福祉資金の貸付等を行うために必要な事務費を補助する。 補助先：(社福)福島県社会福祉協議会 (1) 県社協貸付事務費 (2) 市町村社協事務費 (3) 債権管理強化推進費 (4) 民生委員実費弁償費
介護福祉士養成施設整備資金利子補給事業	2,466	社会福祉法人による介護福祉士養成施設整備に係る独立行政法人福祉医療機構からの借入れについて、借入金の利子の一部を補助し、設置主体の負担軽減を図る。 対象：社会福祉法人あだち福祉会 福島介護福祉専門学校 補助金額：当該年度償還利子に2.5%を乗じ、それを借入利率で除して得た額

事業名	予算額	内容
福祉ボランティア活動強化支援事業	14,300 (国庫 7,150)	福祉ボランティア活動の振興を図るため、県ボランティアセンターの機能の充実を図り、福祉ボランティア活動を総合的に強化・支援していく。 1 県ボランティアセンター事業費補助 補助先:(社福)福島県社会福祉協議会 補助率:国1/2、県1/2 (1) 福祉教育推進事業 (2) 養成・研修事業 (3) 広報・啓発事業
合計	453,486 (国庫 13,988) (繰入 3,114)	

2 福祉サービスの利用環境の整備促進

(単位:千円)

事業名	予算額	内容
福祉サービス苦情解決事業	4,243 (国庫 2,121)	福祉サービスの適正な利用を図るため、福祉サービスに関する利用者からの苦情について、事業者段階での苦情解決のしくみづくりを促進するとともに、事業者段階で解決困難な苦情の解決等のため、県社協に公正・中立な第三者機関として運営適正化委員会を設け、苦情を公正かつ円滑に解決する民間レベルでの処理体制を整備する。 補助先:(社福)福島県社会福祉協議会 補助率:国1/2、県1/2 (1) 運営適正化委員会の運営 ・ 苦情解決のための調査、指導・助言、あっせん ・ 県への通知、情報提供等 (2) 事務局の運営 ・ 苦情の受付、調査等 ・ 委員会の運営 ・ 事業に関する広報・啓発
地域福祉権利擁護事業	25,376 (国庫 12,688)	認知症や精神障がい等により日常生活を営むのに支障がある者が地域で自立した生活が送れるよう、適切な福祉サービスの利用等を援助し、権利を擁護する体制を充実する。 補助先:(社福)福島県社会福祉協議会 補助率:国1/2、県1/2 (1) 県社協における本事業に係る契約締結の審査、研修・指導、広報啓発等 (2) 市町村社協委託事業 ・ 広域行政圏の基幹的な7市町村社協に県社協が業務を委託 ・ 専門員と生活支援員を配置 ・ 福祉サービスの利用や利用料支払等に係る援助を実施
福祉サービス第三者評価事業	512 (繰入 512)	福祉サービス事業者によるサービスの課題把握と質の向上、利用者のサービス選択に資するため、第三者による客観的な評価事業の推進を図る。

		<p>1 福祉サービス第三者評価推進組織事業 福祉サービス第三者評価推進会議において評価基準等について検討し、事業の推進を図る。</p> <p>2 評価調査者養成研修 全国社会福祉協議会が実施した評価調査者の指導者養成研修修了者を講師として評価調査者養成研修を引き続き実施する。 また、引き続き全社協実施の指導者養成研修に参加し、講師を養成する。</p>
合 計	<p>30,131 (国庫 14,809) (繰入 512)</p>	

3 民間福祉団体等への支援と連携

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
福祉活動指導員及び事務職員設置費	<p>61,636 (繰入 61,636)</p>	<p>県社会福祉協議会が設置する福祉活動指導員及び事務職員の人件費に対する補助</p> <p>対象人員：11人 補助先：(社福)福島県社会福祉協議会 補助率：定額</p>
市町村ボランティアセンター活動事業	<p>4,000 (国庫 2,000)</p>	<p>地域福祉の推進を図るため、市町村が地域住民の理解と参加のもと、地域のニーズに則したきめ細やかな福祉サービスの充実に意欲的に取り組むための事業の実施を支援する。</p> <p>1 市町村ボランティアセンター活動事業 実施主体：市町村 補助率：国1/3、県1/3、市町村1/3 (1)入門講座の開催 (2)相談・登録あっせん事業 (3)広報誌発行事業 など</p>
民生委員諸活動経費	104,242	<p>民生委員法第26条に基づき、その活動に要する経費を負担する。</p> <p>1 民生委員報償費 民間奉仕者である民生委員の活動の促進を図る。</p> <p>2 民生委員協議会会長報償費 民生委員協議会会長の活動を推進し、民生委員の活動促進を図る。</p>
民生委員推薦会負担金	504	市町村民生委員推薦会に対する負担金
民生委員協議会負担金	24,487	民生委員協議会に対する負担金 民協数(159民協)割及び民生委員数(3,501人)割
民生委員活動事務費(経常行政経費)	<p>754 (繰入 754)</p>	
民生・児童委員研修事業	<p>2,087 (国庫 1,043)</p>	<p>民生・児童委員の資質向上を図るために必要な研修を行う。 委託先：(社福)福島県社会福祉協議会</p>

事業名	予算額	内 容
新 民生委員一斉改選事務費	2,870	民生委員の一斉改選に要する経費（3年に1回）
合 計	200,580 (国庫 3,043) (繰入 62,390)	

4 生活保護の実施

(1) 生活保護の適正実施

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
住所不定者措置費負担金	103,225	住所不定者を保護した市（中核市を除く）が支弁する生活保護費及び施設事務費の1/4の額を県が負担する。 交付対象：県内11市で住所不定者を取り扱った市 交付金額：1/4(国3/4)
生活保護扶助費	3,634,247 (国庫 2,725,684) (諸収 1)	県内47町村に居住する生活困窮者の最低生活を保障するとともに、自立を助長するために生活保護法に基づく各扶助を実施する。 交付対象：郡部47町村に居住する生活困窮者
合 計	3,737,472 (国庫 2,725,684) (諸収 1)	

(2) 生活保護法施行事務

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
生活保護法施行事務に係る県単独事業	6,144	生活保護現業職員に特殊勤務手当を支給する。 (職員の特殊勤務手当に関する条例 第20条) 対象者 ・保健福祉事務所生活保護グループ職員 40人
医療扶助実施体制確保事業	2,375 (国庫 476) (繰入 663)	医療扶助を適正かつ円滑に実施するため、本庁に医療指導員を、保健福祉事務所に業務委託医をそれぞれ配置する。 本庁（医療指導員） ア 配置先 生活福祉領域地域福祉グループ イ 業務 保健福祉事務所の業務委託医の設置、活動についての指導、医療扶助の要否について、本庁協議があった場合の技術的検討、その他医療扶助運営上必要な技術的検討を行う。 保健福祉事務所（精神科業務委託医） ア 配置先 保健福祉事務所 (南会津は、会津に含める) イ 業務 医療扶助の決定、実施に伴う専門的判断及び必要な助言を行う。

事業名	予算額	内容
生活保護適正実施推進事業	30,233 (国庫 27,194) (諸収 84)	セーフティネット支援対策等事業費補助金（自立支援プログラム策定実施推進事業及び生活保護適正実施推進事業）により、生活保護制度の適正実施の推進と実施基盤の整備充実等を図る。 1 自立支援プログラム策定実施推進事業 生活保護受給者の自立・就労等を支援するため、支援員等を保健福祉事務所に配置する。 長期入院患者等に対し、地域生活への移行を支援する退院促進員。 就労指導対象者に対し、就労を支援する就労支援員 2 生活保護適正実施推進事業 生活保護の適正な運営を確保するため診療報酬明細書の点検充実事業、収入資産等調査徹底事業、生活保護関係職員の資質向上のための各種研修事業等を実施する。
診療報酬審査支払事務委託事業	8,939	医療扶助事務を円滑かつ適正に実施するため、診療報酬の審査及び支払いに関する事務を委託する。 委託先 福島県社会保険診療報酬支払基金
介護報酬審査支払事務委託事業	1,120	介護扶助関係事務を円滑かつ適正に実施するため、介護報酬の審査及び支払いに関する事務を委託する。 委託先 福島県国民健康保険団体連合会
要介護状態等審査判定委託事業	612	介護保険被保険者以外の者に係る要介護状態等の審査判定を町村、一部事務組合に委託する。
生活保護施行事務経費（経常行政経費）	7,770 (国庫 3,969)	
生活保護指導員職員業務経費	600 (国庫 599)	本庁に設置する生活保護指導職員により管内福祉事務所の施行状況把握を行うとともに、資質向上のための自己研修等を行う。
新 東北地区救護施設研究協議大会補助事業	100 (繰入 100)	東北地区救護施設研究協議大会に要する経費の一部を補助する。
新 社会保障生計調査（家計簿）委託事業	3,124 (国庫 3,123)	厚生労働省からの委託により、被保護世帯を対象に家計簿調査を実施する。
合計	61,017 (国庫 35,361) (諸収 84) (繰入 763)	

(3) 行旅死亡人取扱負担金

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
行旅死亡人取扱負担金	830	行旅病人及び行旅死亡人取扱法等に基づき、行旅中死亡して引取者のいない者について市町村が繰替支弁した取扱費用を県が弁償する。

(4) 県立救護施設の管理運営事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
県立救護施設管理運営委託事業	73,737	指定管理者委託制度に移行した県立救護施設の管理運営に係る委託経費
喜多方しなのめ荘運営管理(行政)	39,966 (負担 39,966)	施設入所者の生活費等
喜多方しなのめ荘運営管理(経常その他)	31,919 (負担 17,626) (諸収 54) (繰入 14,239)	施設運営に係る経費
喜多方しなのめ荘運営管理(経常人件費)	5,859 (負担 188) (諸収 14)	施設運営に係る嘱託員の人件費
喜多方しなのめ荘運営管理(経常維持補修費)	861 (負担 518)	施設修繕費
合 計	152,342 (負担 58,298) (諸収 68) (繰入 14,239)	

(5) 社会福祉施設整備費

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
保護施設等施設整備利子補給事業	206	<p>社会福祉法人による救護施設及び授産施設の施設整備にかかる独立行政法人福祉医療機構からの借入れについて、借入金の利子の一部を補助し、設置主体の負担軽減を図る。</p> <p>対 象：(社福) 矢吹救護院天風寮 矢吹緑風園 補助金額：当該年度償還利子に2.5%を乗じ、それを借入利率で除して得た額(快適スペース事業対象施設は制度補助割合をさらに乗じて得た額)</p>

5 遺家族等援護事業

(1) 援護業務諸事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
援護業務施行事務経費(経常行政経費)	4,950 (国庫 1,854)	全国戦没者追悼式への参加経費等
県戦没者追悼式の開催経費	1,152 (繰入 1,152)	県戦没者追悼式の開催に係る経費
援護業務団体に対する助成費	3,031 (繰入 3,031)	援護業務団体に対する運営費等助成 補助先 <ul style="list-style-type: none"> ・(財) 福島県遺族会 ・(財) 福島県傷痍軍人会 ・(財) 日本傷痍軍人妻の会福島県支部

事業名	予算額	内 容
小田山忠霊堂維持管理等経費（施設管理経費）	826 （繰入 826）	小田山忠霊堂の維持管理に係る経費 委託先：（財）福島県遺族会
合 計	9,959 （国庫 1,854） （繰入 5,009）	

(2) 旧軍関係調査等事業

（単位：千円）

事業名	予算額	内 容
旧軍関係調査事務費	126 （国庫 126）	旧軍人・軍属等の諸調査（遺骨・遺品等の調査・伝達等）を行う。
旧軍人恩給等進達事務費	5,964 （国庫 41） （諸収 41）	旧軍人・軍属等に対する恩給受給権調査並びに請求指導等を行うとともに、各種年金への在職期間通算のための軍歴証明事務を行う。この軍歴の調査・究明については、本事務の精通した旧軍人恩給等請求専門員3名を配置する。
叙勲等調査事務費	54 （国庫 54）	旧軍人・軍属等の勲記勲章及び位記の伝達事務を行う。
恩給欠格者等調査事務費	1,408 （諸収 1,408）	独立行政法人平和祈念事業特別基金（総務省所管法人）との委託契約に基づき、恩給欠格者の在職年確認調査等を行う。
合 計	7,552 （国庫 221） （諸収 1,449）	

(3) 遺族及び留守家族等援護事業

（単位：千円）

事業名	予算額	内 容
未帰還者留守家族等援護法施行事務費	1,232 （国庫 1,232）	未帰還者の消息の把握及び公務上の傷病を受けた旧軍人・軍属等に対して各種の援護を行う。また、戦傷病者相談員25名を配置し、戦傷病者の福祉の増進を図る。 1 戦傷病者手帳の交付 2 療養費の給付及び葬祭費の支給 3 補装具の支給及び修理 4 戦傷病者乗車券類引換証の交付
引揚者に対する援護事業	3,403 （国庫 3,314）	中国等からの引揚者に対して帰国後の定着・自立を促進するための各種の事業を行う。 1 中国帰国者等定着自立促進事業 就労相談員・自立支援通訳を配置し、帰国者等の定着・自立に不可欠な就労・通訳の支援等を行う。 2 引揚者特別交付金支給等事務施行事務費 3 22都道府県中国帰国者対策総会経費 4 中国帰国者スクーリング事業 中国帰国者支援・交流センター（国設置）が実施し

		ている「遠隔学習課程」の補完授業として、中国帰国者に対して対面方式による日本語学習のスクーリングを実施する。
戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく施行事務費	2,037 (国庫 2,037)	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく援護業務の充実を図ることを目的として、遺族年金、給与金等の請求指導と連携業務、関係法の周知、指導のための諸会議を開催する。
各種特別給付金支給法に基づく施行事務費	16,735 (国庫 16,678) (諸収 57)	戦没者等の妻、戦傷病者等の妻及び戦没者の父母等に対する各種給付金支給法並びに戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づく施行事務と請求指導及び関係機関への周知指導のための諸会議の開催
合 計	23,407 (国庫 23,261) (諸収 57)	

指導監査グループ担当の事業

1 社会福祉法人等の指導監督等事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
社会福祉法人指導事務費(経常行政経費)	169 (繰入 169)	社会福祉法に基づく許認可事務を行うとともに、社会福祉法人・施設に対して運営指導等を行いながら、法人・施設の適正な運営の確保に努める。 また、指導監督体制の強化に資するため、指導監査担当職員研修会等により、指導監督担当職員の資質向上を図る。 社会福祉法人の認可等事務 法人・施設に対する運営指導 指導監査担当職員研修会 社会福祉法人・施設指導監査連絡調整会議 社会福祉施設施設長会議
社会福祉法人監督事務費	2,176 (国庫 541)	社会福祉法人・施設に対する指導監査に係る経費
指定障害福祉サービス事業者等の指導等事業	282 (繰入 282)	障害者自立支援法に基づく福祉サービスを提供する施設・事業所における適正な事業運営の確保を図るため、指導等を実施する。 1 集団指導 施設・事業者に対して、年1回、説明会方式で実施する。 2 実地指導 指導対象の施設・事業所において設備・帳簿等を実地に確認するもので、原則として施設は2年に1回、事業所は3年に1回程度、計画的に実施する。 3 指導担当職員研修 各保健福祉事務所等の新任指導担当職員等に対して年1回実施する。
介護保険施設等の指導等事業	2,789 (繰入 2,789)	介護保険サービスを提供する施設・事業所における適正な事業運営の確保を図るため、介護保険法の規定等に基づき指導等を実施する。 1 集団指導 施設・事業者に対して、圏域毎に年1回、説明会方式で実施する。 2 実地指導 指導対象の施設・事業所において設備・帳簿等を実地に確認するもので、原則として施設は2年に1回、事業所は3年に1回程度、計画的に実施する。 3 指導担当職員研修 各保健福祉事務所等の新任指導担当職員等に対して年1回実施する。
合計	5,416 (国庫 541) (繰入 3,240)	

2 福祉人材・確保養成事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
福祉人材センター運営事業	28,508 (国庫 6,405)	<p>社会福祉事業従事者の量的確保及び資質の向上を目的に、福祉人材の確保対策を積極的に推進する。</p> <p>委託先：(社福)福島県社会福祉協議会</p> <p>(1) 無料職業紹介事業 (2) 社会福祉事業に従事しようとする者に対する説明会・講習会 (3) 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究 (4) 社会福祉事業従事者に対する研修 (5) 福祉人材確保相談事業 (6) 福祉に関する啓発・広報事業</p>
社会福祉関係職員研修事業	24,559 (繰入 24,559)	<p>社会福祉関係職員及び地域福祉従事者等に対し、社会福祉に関する研修を実施し、専門的知識の向上及び技術の修得を図る。</p> <p>研修項目：23項目</p> <p>(1) 社会福祉施設職員研修(階層別・施設別・課題別等)</p> <p>(2) 法人・施設等役職員研修</p> <p>対象者：2,800人</p> <p>委託先：(社福)福島県社会福祉協議会</p> <p>新たに開設する施設の職員に対し、施設実務研修を実施し、施設運営に必要な知識及び技術の修得を図る。</p> <p>委託先：(社福)福島県社会福祉事業団</p>
社会福祉関係職員研修受講旅費負担金(運営経費)	577 (繰入 577)	研修受講に係る経費
合計	53,644 (国庫 6,405) (繰入 25,136)	

高齢保健福祉グループ担当の事業

1 施設保護対策事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
軽費老人ホーム事務費補助金	440,842	軽費老人ホームが入所利用料のうち事務費の一部を減免した場合、その減免分を補助 補助先：軽費老人ホームを設置する社会福祉法人 (18法人 22施設)

2 高齢者福祉対策事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
老人福祉法施行事務経費	1,623 (繰入 1,623)	一般経費
老人福祉法施行事務費	144 (繰入 144)	1 養護老人ホーム等入所判定審査会の開催経費 13千円 2 老人福祉施設知事施設訪問 131千円 老人週間に知事が老人ホームを訪問し、入所者及び職員を激励する。 訪問先：特別養護老人ホーム1カ所
介護保険施設サービス評価事業	477 (繰入 477)	介護保険施設におけるサービスの質の確保及び向上を図ることを目的として、サービス評価委員会の委員が施設を实地に調査し、評価・助言を行う。 1 サービス評価委員会の開催 年2回開催 2 实地調査・指導 ・特別養護老人ホーム 2カ所 ・介護老人保健施設 1カ所 ・介護療養型医療施設 1カ所
身体拘束ゼロ作戦推進事業	3,394 (国庫 1,714) (諸収 11)	介護保険施設等における入所者(利用者)の身体拘束廃止に向けて、福島県身体拘束ゼロ作戦推進会議を核に、関係者にこの趣旨を徹底させていくとともに、下記の施策を展開する。 1 身体拘束ゼロ作戦推進会議の準備・開催(年2回) 2 身体拘束相談窓口の設置・運営 3 身体拘束廃止に向けた施設現地相談等の実施 4 家族支援事業の実施 5 身体拘束廃止推進員養成研修の実施 6 身体拘束看護職員研修の実施 7 身体拘束廃止事例等報告検討会の実施
一部新 福島県高齢者保健福祉計画等推進事業	4,821 (国庫 1,525) (繰入 1,634)	第四次福島県高齢者保健福祉計画・第三次福島県介護保険事業支援計画(計画期間18年度～20年度)の進行状況を点検・評価し、計画の推進を図るための懇談会等を設置するとともに、介護予防事業を推進するため、市町村支援の方法を検討する。 また、地域ケア整備構想(仮称)を策定する。 1 県高齢者保健福祉計画等進行管理懇談会 県高齢者保健福祉計画等進行管理懇談会の運営 介護予防事業市町村現地調査 市町村における介護予防事業の実施状況の把握や課題抽出、先進的な取り組みの情報収集のため、県

		<p>内3方部において、栄養改善・口腔機能向上、閉じこもり・うつ予防支援の2分野において、各1回実施する。</p> <p>2 圏域別連絡会議の設置</p> <p>3 (新)介護予防市町村支援事業 介護予防事業普及・啓発事業 介護予防に関するリーフレットを作成し、市町村に配布するとともに、介護予防に関する講演会を民生委員や一般住民を対象として、7圏域で実施する 介護予防従事者研修会 市町村職員等行政担当者に対して、介護予防事業に関する説明会を実施するとともに、介護予防関連事業の実施担当者に対する研修会を行う。</p> <p>4 (新)地域ケア整備構想策定 次期県高齢者保健福祉・介護保険事業支援計画等(平成21年度～)の基礎となる地域ケア整備構想(仮称)を19年秋を目途に策定する。</p> <p>5 (新)地域包括ケア推進モデル事業 「地域包括ケアシステムの構築推進」のため、モデル地区を選定し、各種会議、実態調査等を行う。 地域包括ケア推進検討委員会の設置・運営 小地域ケアネットワーク会議の開催 モデル地域の住民についての実態調査 (委託先: 県立医大) 高齢者支援員(仮称)の養成</p>
<p>特養における生活の質向上推進事業</p>	<p>459 (国庫 36)</p>	<p>1 特別養護老人ホームユニットケア推進検討会議の開催 特別養護老人ホームにおけるユニットケアの推進方策を検討する。 会議開催: 年2回</p> <p>2 施設管理者研修の実施 ユニット型特別養護老人ホームの管理者に対する研修を、認知症介護研究・研修東京センターに委託して実施する。</p> <p>3 施設現地相談 相談指導を希望する特別養護老人ホームを募集し、特別養護老人ホームユニットケア推進検討会議委員を施設に派遣し、相談を行う。</p>
<p>県立老人福祉施設民間移譲等事業</p>	<p>78,987 (繰入 78,987)</p>	<p>県立社会福祉施設のあり方の見直しにより、県立養護老人ホームを施設運営のノウハウを有する社会福祉法人へ移譲することになったため、県立養護老人ホームである希望ヶ丘ホームの平成20年度の民間移譲の実現に向けた準備(修繕工事)等を行う。 平成18年4月に移譲した特別養護老人ホームやまぶき荘の建物の耐震補強を行うための調査・設計のための費用の補助を行う。</p>
<p>合計</p>	<p>89,875 (国庫 3,275) (諸収 1,645) (繰入 81,201)</p>	

3 在宅福祉事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
ホームヘルプパ ワーアップ作戦	1,499 (諸収 1,499)	定期研修 1,499千円 訪問介護サービスの質の向上を図るため、訪問介護員の研修を実施する。 委託先：(社福)福島県社会福祉協議会 実施回数：初任者研修 2回 テーマ別技術向上研修 2回 訪問介護適正実施研修 2回
在宅介護支援セ ンター運営事業	2,471 (国庫 1,647)	介護保険制度の見直しにより、平成18年4月から市町村が実施主体となり、「地域包括支援センター」が設置されたが、平成19年度末までに同センターを設置できない市町村について、経過期間における事業を実施するため、現在の在宅介護支援センターの運営を経過的に支援する。 補助先：檜枝岐村 補助率：国1/2、県1/4 補助基準額：3,294千円
高齢者等住宅改 造資金融資事業	120,635 (諸収118,449) (繰入 2,186)	平成17年度まで実施していた高齢者等のための住宅改造に対する資金融資の残高に対する金融機関への預託及び事務手数料の支払いを行う。 住宅改造資金預託 118,496千円 取扱金融機関：東邦銀行、福島銀行、大東銀行、東北労働金庫、県内に本店を有する各信用金庫、県内各農協 事務手数料 2,139千円 支払先：金融機関
高齢者にやさし い住まいづくり助 成事業	35,717 (国庫 10,715)	市町村が実施する、高齢者の自立生活を継続するための住宅改修資金補助事業に要する経費を補助する。 補助対象：市町村(中核市を含まない) 補助率：過疎地域町村2/3、その他の市町村1/2 補助基準額：180千円(1件当たり) 対象工事：介護予防工事(内容は介護保険と同じ。) 対象者：介護保険対象外の60歳以上の高齢者
認知症介護実践 者等養成事業	16,757 (国庫 8,365)	1 実践研修 13,984千円 認知症介護実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施し、介護技術の向上を図る。 委託先：介護保険施設等運営法人 2 指導者養成事業 2,773千円 (1) 指導者養成研修 認知症介護指導者養成研修を実施するとともに、研修に職員を参加させる施設へ代替職員雇用経費等を補助する。 研修委託先：認知症介護研究・研修センター 補助先：介護保険施設等運営法人 補助率：国1/2、県1/2 (2) フォローアップ研修 指導者養成研修修了者のレベルアップのため、フォローアップ研修を実施する。 研修委託先：認知症介護研究・研修センター

事業名	予算額	内容
介護実習・普及事業	39,467 (繰入 39,467)	介護実習・普及センターにおいて、地域住民に介護知識、介護技術を普及するとともに、「高齢化社会は国民全体で支えるもの」という考え方を広く啓発し、併せて介護のための福祉用具の展示、普及を図る。 指定管理者：財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構 設置場所：二本松市（男女共生センター内）
高齢者虐待防止ネットワーク事業	1,212 (諸収 350) (繰入 862)	1 福島県高齢者虐待防止ネットワーク支援事業 700千円 市町村職員、地域包括支援センター、介護支援専門員等を対象に、虐待を防止し、虐待に対応するための実践的な研修を平成18年度に引き続き実施する。 2 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」普及啓発事業 512千円 同法の普及・啓発等を図るため、マニュアルやパンフレットを作成する。
地域包括支援センター職員等研修事業	2,739 (国庫 1,017)	1 地域包括支援センター職員等研修事業 2,038千円 (1) 地域包括支援センター職員研修事業 地域包括支援センター職員研修に、対象者を派遣する。（長寿社会開発センターに委託） (2) 介護予防支援従事者研修会 県内3方部で各1回開催 3方部で、500名受講予定 2 地域包括支援センター機能強化研修事業 701千円 (1) 全体研修 地域包括支援センターの機能、役割や基本的業務内容等について、3職種（社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等）合同で研修する。 (2) 圏域別研修 全体研修を踏まえ、圏域の特性に応じた研修内容を県内4方部で実施する。
合計	220,497 (国庫 21,744) (諸収 120,298) (繰入 42,515)	

4 社会福祉施設整備事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容												
社会福祉施設整備事業	1,326,349	社会福祉法人、市町村等による老人福祉施設の整備を支援するため、施設建設に要する経費に対して補助を行う。 補助率：定額												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 特別養護老人ホーム建設補助</td> <td>1,026,450</td> <td>創設7(定員440) 新規3(定員150) 継続4(定員290) 増築2(定員60) 新規1(定員20) 継続1(定員40)</td> </tr> <tr> <td>2 ケアハウス建設補助</td> <td>36,000</td> <td>創設1(定員40) 新規1(定員40)</td> </tr> <tr> <td>3 養護老人ホーム建設補助</td> <td>263,899</td> <td>改築1(定員100) 継続1(定員100)</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	予算額	内 容	1 特別養護老人ホーム建設補助	1,026,450	創設7(定員440) 新規3(定員150) 継続4(定員290) 増築2(定員60) 新規1(定員20) 継続1(定員40)	2 ケアハウス建設補助	36,000	創設1(定員40) 新規1(定員40)	3 養護老人ホーム建設補助	263,899	改築1(定員100) 継続1(定員100)
		事業名	予算額	内 容										
		1 特別養護老人ホーム建設補助	1,026,450	創設7(定員440) 新規3(定員150) 継続4(定員290) 増築2(定員60) 新規1(定員20) 継続1(定員40)										
2 ケアハウス建設補助	36,000	創設1(定員40) 新規1(定員40)												
3 養護老人ホーム建設補助	263,899	改築1(定員100) 継続1(定員100)												
施設整備資金利子補給事業	180,736	社会福祉法人等の施設整備に係る独立行政法人福祉医療機構からの借入れについて、当該年度の利子償還金に対し2.5%を乗じ、それを借入利率で除して得た額を限度に補助する(社会福祉施設快適スペース創造事業対象施設の利子償還額は、快適補助基準額に占める制度補助基準額の比率を掛けた額とする。) ただし、平成17年度整備着手分からは、当該年度の利子償還金に1/2を乗じて得た額を補助する。 事業内容：補助対象施設数89施設												
合 計	1,507,085													

5 希望ヶ丘ホームの管理運営事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
希望ヶ丘ホーム施設運営費	88,678 (負担 64,335) (繰入 6,212) (諸収 67)	福島県希望ヶ丘ホーム(養護老人ホーム)運営経費及び一般経費

6 高齢者保健対策事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
老人保健対策施行事務経費	718 (繰入 718)	一般経費
老人保健事業費負担金	502,042 (繰入 502,042)	本格的な高齢社会が進行するなかで、壮年期以降の健康の保持増進を図るため、疾病の予防から機能訓練に至るまでの保健事業を総合的に実施する。 対象団体：全市町村 対象者：40歳以上の一般住民(下記(2)(3)(5)(6)は、65歳以上除く) 補助率：2/3(国1/3直接補助、県1/3)

		<p>事業内容：</p> <p>(1) 健康手帳作成</p> <p>(2) 健康教育</p> <p>(3) 健康相談</p> <p>(4) 健康診査</p> <p>(5) 機能訓練</p> <p>(6) 訪問指導</p> <p>(7) C型肝炎緊急総合対策 節目検診 節目外検診</p>
<p>福島県生活習慣病検診等管理指導協議会</p>	<p>1,438 (国庫 193)</p>	<p>市町村が実施する健康診査の実施状況や健診実施機関の精度管理状況を把握評価して専門的な見地から指導等を行い、事業の効果的な実施を図る。また、健康診査に従事する者の資質向上を図るため講習会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会 6部会 委員39人 ・循環器疾患等、胃がん、子宮がん、肺がん及び大腸がん検診従事者講習会 ・マンモグラフィ読影技術講習会 ・マンモグラフィ撮影技術講習会
<p>地域リハビリテーション支援体制整備推進事業</p>	<p>5,065 (国庫 989)</p>	<p>高齢者、障がい者のそれぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションが、円滑に提供される体制の整備を図るため、県地域リハビリテーション協議会の運営を行うほか、県地域リハビリテーション支援センター、地域リハビリテーション広域支援センター及び地域リハビリテーション相談センターが県から委託等を受けて、それぞれの事業を実施する。</p> <p>(1) 協議会は、県支援センター等が実施する事業及び指定についての検討・調整を行うとともに、介護予防に関する市町村支援について協議を行う。</p> <p>(2) 県支援センターは、地域リハビリテーション広域支援センター連絡会議を実施する。</p> <p>(3) 広域支援センターは、連絡協議会を設置・運営し、従事者等研修会及び実務講習会を開催するほか、リハビリテーション実施機関への支援活動を実施する。</p> <p>(4) 協議会及び広域支援センターは、地域支援事業のうち「運動機能の機能向上事業」について、市町村に対して現地指導等の支援を実施する。</p>
<p>認知症予防対策事業</p>	<p>2,501 (国庫 1,388)</p>	<p>増加する認知症高齢者の対策として、地域における認知症の予防・早期発見・早期対応体制の整備を推進する。</p> <p>1 認知症に関する普及・啓発活動 県民等に対して、認知症の予防・早期対応につながる情報をリーフレットや県ホームページ等により提供する。</p> <p>2 高齢者認知症予防指導者養成事業 指導者の人材育成の観点から、先進地から講師を招き施設職員を対象とした園芸療法の研修会を開催する。</p> <p>3 認知症予防対策推進会議 地域における認知症の「予防・早期発見・早期対応」体制整備を支援するため、各圏域及び県全体の対策の</p>

		<p>評価・進行管理を行うための会議を開催する。</p> <p>4 認知症予防プログラム効果分析事業 県内のモデル市町村で取り組んでいる「地域型認知症予防プログラム」の効果を科学的に分析・評価する。</p>
認知症の安心ネットワーク構築事業	3,344 (国庫 1,669)	<p>高齢化の進展に伴い、認知症高齢者が大幅に増加するものと見込まれているが、認知症は重症化すると、徘徊や被害妄想等が現れ、家族や近隣とのトラブルが生じ、施設入所や入院生活を余儀なくされる場合が多い。このことから、高齢者やその家族の人権が尊重され、在宅で安心して生活が送れるよう、地域における認知症の早期発見・早期対応体制を整備する。</p> <p>1 モデル市町村支援事業 認知症予防ファシリテーター養成研修会の開催 モデル8市町村以外の市町村保健師等を対象とし、認知症予防のグループの推進役となるファシリテーター（促進者）を養成する。 認知症予防ファシリテーターフォローアップ研修 H18年度に養成したモデル市町村のファシリテーターの資質向上を目的としたフォローアップ研修を開催する。 モデル市町村への技術支援 モデル8市町村が行う県民向けの講演会及び個別相談等に対して専門医等の技術支援を行う。</p> <p>2 認知症サポート医養成研修事業 かかりつけ医向けの研修の企画やかかりつけ医を専門的立場から支援する「認知症サポート医」を養成する。</p> <p>3 かかりつけ医認知症対応力向上研修事業 かかりつけ医に対して、認知症の適切な診断や家族からの悩みを聞く姿勢を習得するための研修を実施する。</p>
合計	515,108 (国庫 4,239) (繰入502,760)	

7 高齢者保健施設事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
老人保健施設対策施行事務経費	143 (手数 141)	一般経費
介護老人保健施設指導監督研修事業	56	介護老人保健施設の適正な運営を確保するため、施設整備事業の指導監督、施設調査等を行う。
介護老人保健施設整備資金利子補給事業	230,604	<p>医療法人等が施設整備のための資金を独立行政法人福祉医療機構から借り入れた場合、償還する利子の一部を補給する。</p> <p>補助額：当該年度の利子償還額 × 1 / 2 (借入利率が3%を上回る場合は、当該年度の利子償還額 × 1.5% ÷ 借入利率)</p> <p>補助先：医療法人、社会福祉法人、財団法人等 延べ36法人</p>

事業名	予算額	内 容		
介護老人保健施設整備事業	25,036	介護老人保健施設の整備事業を実施する医療法人等に対して、事業費の一部を補助する。 補助率：施設整備分・・・定額		
		事業名	予算額	内 容
		介護老人保健施設整備補助	25,000	創設1（定員100）
合 計	255,839 (手数 141)			

介護保険グループ担当の事業

1 介護保険給付等事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
介護給付費負担金	15,220,845	<p>介護保険法第123条第1項の規定により、県は市町村に対し介護給付及び予防給付に要する費用の12.5%（施設サービスに係る分は17.5%）を負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度給付費見込額 102,591,614千円 ・平成19年度県負担金 15,200,845千円 ・平成18年度県負担金（精算分） 20,000千円
福島県介護保険財政安定化基金積立金	526,984 (国庫 109,968) (負担 109,968) (財収 16,130) (諸収 180,947)	<p>市町村の保険財政の安定を図るため、保険料の収納不足や給付費の見込みを超える増加に起因する財源不足について、資金の貸付・交付を行うことを目的に県に財政安定化基金を設置する。基金の設置については、国、県、市町村がそれぞれ1/3ずつ財源を負担する。</p> <p>市町村の標準給付見込額（3年間の総額）+地域支援事業費（3年間の総額） 324,471,053,256円 + 7,420,845,675円 = 331,891,898,931円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拋出率 0.001 ・国の19年度の拋出額 109,968,854円 ・県の19年度の拋出額 109,968,854円 ・市町村の19年度の拋出額 109,968,835円 ・運用収益の積立（19年度） 16,130,287円 ・貸付金償還金の積立 180,947,000円
低所得者利用者負担対策事業	63,566 (国庫 42,377)	<p>1 障がい者施策におけるホームヘルパー利用者等の支援措置 19,203千円 障がい者施策のホームヘルプサービス事業は、所得に応じた費用負担になっていたことから、当該事業を利用して低所得者が介護保険の訪問介護等を利用すると利用者負担が増大するため、利用者負担を通常の10%から3%に軽減する。 補助率：国1/2 県1/4 市町村1/4</p> <p>2 社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置 44,030千円 低所得者の利用者負担額を軽減した社会福祉法人に対し、市町村が当該軽減費用の一部を助成した場合に補助する。 補助率：国1/2 県1/4 市町村1/4 対象サービス：訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護ほか</p> <p>3 離島等地域の特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置 333千円 15%相当の特別地域加算による利用者負担の格差を解消するため利用者負担額を減免した社会福祉法人等に対し、市町村が当該軽減費用の一部を助成した場合に補助する。 補助率：国1/2 県1/4 市町村1/4 対象サービス：訪問介護等（事業所が離島等にあるものに限る）</p>

事業名	予算額	内 容
地域支援事業交付金	391,923 (繰入 129,641)	介護保険法第122条の2の規定により市町村に対し地域支援事業に要する費用のうち介護予防に要する費用の額の12.5%に相当する額及び介護予防に要する費用を除いた地域支援事業に要する費用の額の20.25%に相当する額を交付する。 ・地域支援事業交付金（介護予防事業分） 73,828千円 ・地域支援事業交付金（包括的支援事業等分） 318,095千円
合 計	16,203,318 (国庫 152,345) (負担 109,968) (財収 16,130) (諸収 180,947) (繰入 129,641)	

2 介護保険事業推進事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
介護支援専門員養成事業	15,681 (国庫 7,255) (諸収 1,000)	<ol style="list-style-type: none"> 介護支援専門員実務従事者基礎研修事業 2,324千円 実務経験1年未満の介護支援専門員を対象に、研修を行い、資質の向上を図る。 養成見込み： 300人 介護支援専門員実務研修事業 666千円 介護保険制度において重要な役割を担う介護支援専門員を引き続き養成し、制度の円滑な運用を図る。 養成見込み数：約600人 介護支援専門員名簿管理支援システム整備事業 1,164千円 介護支援専門員の資格管理を適切に行うため、都道府県間で介護支援専門員情報を共有化するシステムの運用を行う。 介護支援専門員再研修事業 346千円 介護支援専門員証の有効期間が経過した者や一定程度実務から離れた者を対象に再研修を行う。 介護支援専門員専門研修事業 6,214千円 現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験のもとに、必要に応じた専門知識・技能の習得を図る研修を行う。 主任介護支援専門員養成事業 4,967千円 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所において、地域包括ケアの中心的な役割や、介護支援専門員への支援、職場内におけるスーパーバイザーなどの役割を担う主任介護支援専門員を養成する研修を実施する。
認定調査員等研修事業	2,714 (国庫 1,356)	<ol style="list-style-type: none"> 認定調査員研修事業 1,232千円 要介護認定において適正な一次判定を確保するため、認定調査員に対して新任研修及び現任研修を実施する。

		<p>2 介護認定審査会委員研修事業 940千円 要介護認定において適正な二次判定を確保するため、介護認定審査会委員に対して新任研修及び現任研修を実施する。</p> <p>3 主治医意見書説明会開催事業 542千円 二次判定の際の判断資料である「主治医意見書」の適正な記載を確保するため、研修会を開催する。</p>
福島県介護保険審査会運営事業	2,457 (諸収 10) (繰入 587)	<p>1 審査会委員・専門調査員実務研修事業 509千円 介護保険審査会の運営に必要な事項を伝達し、各合議体が統一した基準で審査を行えるよう研修会を開催する。</p> <p>2 介護保険審査会運営事業 1,948千円 保険者である市町村の行った行政処分に対する審査請求について審理・裁決を行う。</p>
介護情報提供事業	2,118 (諸収 15)	介護保険グループのホームページを運営することにより、介護保険制度の最新情報や利用者及び事業者が必要とする情報等を提供する。
合 計	22,970 (国庫 8,611) (諸収 1,025) (繰入 2,690)	

3 介護保険事業指導事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
介護保険者指導事業	2,472 (繰入 2,472)	介護保険制度の円滑な運営のため、保険者である市町村に対して事業の運営や手続きに関する助言等を行う。
介護サービス提供事業者の指定等事業	2,592 (繰入 2,592)	<p>1 介護サービス提供事業者台帳システム維持管理経費 1,469千円 指定事業者等の全情報を管理するシステムの保守管理委託及び維持管理経費。</p> <p>2 介護サービス提供事業者等の指定等事務費 1,123千円</p>
介護保険苦情・相談推進事業	3,055 (繰入 3,055)	国民健康保険団体連合会が行う介護サービスに関する苦情処理業務に対して必要な経費を補助する。 補助率 定額
介護保険担当者連絡会議	1,950 (繰入 1,950)	市町村担当者を対象に、介護保険関連施設等に関する情報提供や要介護認定に関する情報交換等を行う。
介護サービスクオリティアップ事業	5,270 (国庫 2,634)	18年4月の制度改正で、介護保険事業者のサービス情報の公表が制度化されたことに伴う、制度の普及啓発、調査員の養成、公表センターの支援等を行う。
合 計	15,339 (国庫 2,634) (繰入 10,069)	

(4) 事 業 費

生活福祉領域
(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画 との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
社会福祉総務費(061 - 002)	815,035	38,786	91,603	684,646	-
社会福祉推進費	654,955	37,743	65,713	551,499	-
社会福祉施設職員退職手当共済事業給付費補助金	419,930			419,930	p47地1
社会福祉大会開催事業	363		363		p47地1
社会福祉法人指導事務費(経常行政経費)	169		169		p55指1
社会福祉法人監督事務費	2,176	541		1,635	p55指1
福祉活動指導員及び事務職員設置費	61,636		61,636		p49地3
地域福祉推進事務費(運営経費)	2,171		2,171		p47地1
地域福祉推進事業	580		580		p47地1
福祉サービス苦情解決事業	4,243	2,121		2,122	p48地2
地域福祉権利擁護事業	25,376	12,688		12,688	p48地2
市町村ボランティアセンター活動事業	4,000	2,000		2,000	p49地3
福祉人材センター運営事業	28,508	6,405		22,103	p56指2
生活福祉資金貸付等補助事業	13,676	6,838		6,838	p47地1
行旅死亡人取扱負担金	830			830	p51地4(3)
介護福祉士養成施設整備資金利子補給事業	2,466			2,466	p47地1
指定障害福祉サービス事業者等の指導等事業	282		282		p55指1
福祉サービス第三者評価事業	512		512		p48地2
県立救護施設管理運営委託事業	73,737			73,737	p52地4(4)
福祉ボランティア活動強化支援事業	14,300	7,150		7,150	p48地1
民生委員活動費	134,944	1,043	754	133,147	-
民生委員諸活動経費	104,242			104,242	p49地3
民生委員推薦会負担金	504			504	p49地3
民生委員協議会負担金	24,487			24,487	p49地3
民生委員一斉改選事務費	2,870			2,870	p50地3
民生委員活動事務費(経常行政経費)	754		754		p49地3
民生・児童委員研修事業	2,087	1,043		1,044	p49地3
職員研修費	25,136		25,136		-
社会福祉関係職員研修事業	24,559		24,559		p56指2
社会福祉関係職員研修受講旅費負担金(運営経費)	577		577		p56指2
高齢福祉総務費(065 - 001)	751,214	25,019	245,659	480,536	-
施設保護対策費	440,842			440,842	-
軽費老人ホーム事務費補助金	440,842			440,842	p57高1
高齢者福祉対策事業費	89,875	3,275	82,846	3,754	-
老人福祉法施行事務経費(経常行政経費)	1,623		1,623		p57高2
老人福祉法施行事務費	144		144		p57高2
介護保険施設サービス評価事業	447		447		p57高2
身体拘束ゼロ作戦推進事業(その他)	1,870	1,714		156	p57高2
福島県高齢者保健福祉計画等推進事業	4,821	1,525	1,634	1,662	p57高2
特養における生活の質向上推進事業	459	36		423	p58高2
県立老人福祉施設民間移譲等事業	78,987		78,987		p58高2
身体拘束ゼロ作戦推進事業(人件費)	1,524		11	1,513	p58高2
在宅福祉費	220,497	21,744	162,813	35,940	-
ホームヘルプパワーアップ作戦	1,499		1,499		p59高3
在宅介護支援センター運営事業	2,471	1,647		824	p59高3
高齢者等住宅改造資金融資事業	120,635		120,635		p59高3
高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	35,717	10,715		25,002	p59高3

生活福祉領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
認知症介護実践者等養成事業	16,757	8,365		8,392	p59高3
介護実習・普及事業	39,467		39,467		p60高3
高齢者虐待防止ネットワーク事業	1,212		1,212		p60高3
地域包括支援センター職員等研修事業	2,739	1,017		1,722	p60高3
遺家族等援護費(066-001)	40,918	25,336	6,515	9,067	-
援護業務諸費	9,959	1,854	5,009	3,096	-
援護業務施行事務経費(経常行政経費)	4,950	1,854		3,096	p52地5(1)
県戦没者追悼式の開催経費	1,152		1,152		p52地5(1)
援護業務団体に対する助成費	3,031		3,031		p52地5(1)
小田山忠霊堂維持管理等経費(施設管理経費)	826		826		p53地5(1)
旧軍関係調査等事務費	7,552	221	1,449	5,882	-
旧軍関係調査事務費	126	126			p53地5(2)
旧軍人恩給等進達事務費(人件費)	5,923	41		5,882	p53地5(2)
叙勲等調査事務費	54	54			p53地5(2)
恩給欠格者等調査事務費	1,408		1,408		p53地5(2)
旧軍人恩給等進達事務費(その他)	41		41		p53地5(2)
遺族及び留守家族等援護事務費	23,407	23,261	57	89	-
未帰還者留守家族等援護法施行事務費	1,232	1,232			p53地5(3)
引揚者に対する援護事業	3,403	3,314		89	p53地5(3)
戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく施行事務費	2,037	2,037			p54地5(3)
各種特別給付金支給法に基づく施行事務費	16,735	16,678	57		p54地5(3)
介護保険費(070-001)	16,244,416	163,590	453,259	15,627,567	-
介護保険給付費	16,203,318	152,345	436,686	15,614,287	-
介護給付費負担金	15,220,845			15,220,845	p65介1
福島県介護保険財政安定化基金積立金	526,984	109,968	307,045	109,971	p65介1
低所得者利用者負担対策事業	63,566	42,377		21,189	p65介1
地域支援事業交付金	391,923		129,641	262,282	p66介1
介護保険事業推進費	22,970	8,611	3,715	10,644	-
介護支援専門員養成事業	15,681	7,255	1,000	7,426	p66介2
認定調査員等研修事業	2,714	1,356		1,358	p66介2
福島県介護保険審査会運営事業(その他)	587		587		p67介2
介護情報提供事業	2,118		2,118		p67介2
福島県介護保険審査会運営事業(人件費)	1,870		10	1,860	p67介2
介護保険事業指導費	18,128	2,634	12,858	2,636	-
介護保険者指導事業	2,472		2,472		p67介3
介護サービス提供事業者の指定等事業	2,592		2,592		p67介3
介護保険苦情・相談推進事業	3,055		3,055		p67介3
介護保険担当者連絡会議	1,950		1,950		p67介3
介護サービスクオリティアップ事業	5,270	2,634		2,636	p67介3
介護保険施設等の指導等事業	2,789		2,789		p55指1
社会福祉施設費(068-032)	1,507,291			1,507,291	-
社会福祉施設整備費	1,507,291			1,507,291	-
社会福祉施設整備利子補給事業	206			206	p52地4(5)
社会福祉施設整備事業	1,326,349			1,326,349	p61高4
施設整備資金利子補給事業	180,736			180,736	p61高4
高齢者福祉施設費(069-001)	88,678		70,614	18,064	-
希望ヶ丘ホーム費	88,678		70,614	18,064	p61高5
希望ヶ丘ホーム運営経費(その他)	23,261		23,261		-

生活福祉領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
希望ヶ丘ホーム施設運営費(人件費)	15,771		1,566	14,205	-
希望ヶ丘ホーム運営経費(人件費)	2,933			2,933	-
希望ヶ丘ホーム運営経費(維持補修費)	953		27	926	-
希望ヶ丘ホーム施設運営費(扶助費)	45,760		45,760		-
扶助費(076-010)	3,737,472	2,725,684	1	1,011,787	-
扶助費	3,737,472	2,725,684	1	1,011,787	-
住所不定者措置費負担金	103,225			103,225	p50地4(1)
生活保護扶助費	3,634,247	2,725,684	1	908,562	p50地4(1)
生活保護総務費(077-001)	61,017	35,361	847	24,809	-
施行事務費	61,017	35,361	847	24,809	-
生活保護法施行事務に係る県単独事業	6,144			6,144	p50地4(2)
医療扶助実施体制確保事業(その他)	663		663		p50地4(2)
生活保護適正実施推進事業(その他)	18,215	15,260		2,955	p51地4(2)
診療報酬審査支払事務委託事業	8,939			8,939	p51地4(2)
介護報酬審査支払事務委託事業	1,120			1,120	p51地4(2)
要介護状態等審査判定委託事業	612			612	p51地4(2)
生活保護施行事務経費(経常行政経費)	7,770	3,969		3,801	p51地4(2)
生活保護指導職員業務経費	600	599		1	p51地4(2)
東北地区救護施設研究協議大会補助事業	100		100		p51地4(2)
医療扶助実施体制確保事業(人件費)	1,712	476		1,236	p50地4(2)
生活保護適正実施推進事業(人件費)	12,018	11,934	84		p51地4(2)
社会保障生計調査(家計簿)委託事業	3,124	3,123		1	p51地4(2)
生活保護施設費(078-001)	78,605		72,605	6,000	-
喜多方しののめ荘費	78,605		72,605	6,000	-
喜多方しののめ荘運営管理(行政)	39,966		39,966		p52地4(4)
喜多方しののめ荘運営管理(経常その他)	31,919		31,919		p52地4(4)
喜多方しののめ荘運営管理(経常人件費)	5,859		202	5,657	p52地4(4)
喜多方しののめ荘運営管理(経常維持補修費)	861		518	343	p52地4(4)
予防費(093-002)	515,108	4,239	502,760	8,109	-
高齢者保健対策費	515,108	4,239	502,760	8,109	-
老人保健対策施行事務経費(経常行政経費)	718		718		p61高6
老人保健事業費負担金	502,042		502,042		p61高6
福島県成人病検診管理指導協議会	1,438	193		1,245	p62高6
地域リハビリテーション支援体制整備推進事業	5,065	989		4,076	p62高6
認知症予防対策事業	2,501	1,388		1,113	p62高6
認知症の安心ネットワーク構築事業	3,344	1,669		1,675	p63高6
医務費(102-002)	255,839		199	255,640	-
高齢者保健施設費	255,839		199	255,640	-
老人保健施設対策施行事務経費(経常行政経費)	143		143		p63高7
介護老人保健施設指導監督研修事業	56		56		p63高7
介護老人保健施設整備資金利子補給事業	230,604			230,604	p63高7
介護老人保健施設整備事業	25,036			25,036	p64高7
合計	24,095,593	3,018,015	1,444,062	19,633,516	-

自立支援領域

(1) 自立支援領域分掌事務

児童家庭グループ

- (1) 児童福祉法施行事務に関する事。
- (2) 児童相談所の運営指導に関する事。
- (3) 児童自立支援施設及び乳児院の運営指導に関する事。
- (4) 児童養護施設の運営指導に関する事。
- (5) 里親に関する事。
- (6) 県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会に関する事。
- (7) 家庭の虐待防止対策事業に関する事。
- (8) 女性福祉対策の企画及び実施に関する事。
- (9) 女性のための相談支援センターの運営指導に関する事。
- (10) 母子生活支援施設に関する事。
- (11) ひとり親家庭福祉対策の企画及び実施に関する事。
- (12) 児童扶養手当に関する事。
- (13) 特別児童扶養手当に関する事。
- (14) 母子寡婦福祉資金貸付金に関する事。
- (15) ひとり親家庭医療費助成事業に関する事。
- (16) ひとり親家庭等日常生活支援事業に関する事。
- (17) 母子家庭等自立支援総合対策事業に関する事。
- (18) 母子・寡婦・父子家庭の福祉団体の育成指導に関する事。
- (19) 領域の予算、経理及び庶務に関する事。

子育て支援グループ

- (1) 児童福祉の啓発及び企画調整に関する事。
- (2) 児童健全育成の推進に関する事。
- (3) 放課後児童健全育成事業に関する事。
- (4) 児童厚生施設の運営指導に関する事。
- (5) 児童委員、主任児童委員に関する事。
- (6) 児童手当に関する事。
- (7) 地域における子育て支援の推進に関する事。
- (8) 保育所の運営指導に関する事。
- (9) 保育所の設置認可等に関する事。
- (10) 保育所及び助産施設の整備に関する事。
- (11) 保育対策等促進事業に関する事。
- (12) 次世代育成支援対策交付金に関する事。
- (13) へき地保育所に関する事。
- (14) 認可外保育施設に関する事。
- (15) 認定こども園に関する事。
- (16) 保育士試験及び保育士登録に関する事。

- (17) 保育士養成校に関する事。
- (18) 助産施設に関する事。
- (19) 児童福祉行政の調査指導に関する事。
- (20) 産休等代替職員に関する事。
- (21) 乳幼児医療費助成事業に関する事。
- (22) 医療援護事業に関する事。
- (23) 小児慢性特定疾患治療研究事業に関する事。
- (24) 不妊相談・特定不妊治療費助成事業に関する事。
- (25) 母体保護法に関する事。
- (26) 市町村母子保健事業に関する事。
- (27) 母子保健推進連絡会議に関する事。
- (28) のびゆく子ども支援事業に関する事。
- (29) 先天性代謝異常等検査事業に関する事。
- (30) 子どもの虐待予防サポート推進事業に関する事。
- (31) 新生児聴覚検査事業に関する事。
- (32) 豊かに「いのち」を育む支援事業に関する事。
- (33) 母子健康センターに関する事。
- (34) 10代の性のいのち生きいきプロジェクト事業に関する事。
- (35) 妊婦健康診査促進事業に関する事。

障がい者支援グループ

- (1) 障害者基本法に関する事。
- (2) 障害者自立支援法に関する事。
- (3) 第2次福島県障がい者計画に関する事。
- (4) 障がい者保健福祉の啓発・広報に関する事。
- (5) 障がい者の社会参加推進に関する事。
- (6) 障がい者の地域生活移行の促進に関する事。
- (7) 心身障害者扶養共済制度に関する事。
- (8) 特別障害者手当等に関する事。
- (9) 重度障がい者支援事業に関する事。
- (10) 障がい者スポーツ振興に関する事。
- (11) 障がい児・者施設に関する事。
- (12) 障がい福祉サービスの支給決定等への支援に関する事。
- (13) 障がい福祉サービス事業所等の指定に関する事。
- (14) 身体・知的・精神保健福祉法施行事務に関する事。
- (15) 障がい者の授産事業の振興に関する事。
- (16) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の制度に関する事。
- (17) 自立支援医療（更生医療、精神通院医療）に関する事。
- (18) 補装具に関する事。
- (19) 手話通訳者の設置に関する事。
- (20) 障がい者の就業生活支援に関する事。

- (21) 児童福祉法施行事務（障がい児分）に関する事。
- (22) 施設入所児の医療費に関する事。
- (23) 障がい児の療育に関する事。
- (24) 発達障がい児（者）の支援に関する事。
- (25) 措置入院者に関する事。
- (26) 精神科病院指導及び措置入院者等の実地審査に関する事。
- (27) 精神科救急医療システムに関する事。
- (28) 県立施設（障がい者施設）の指定管理者に関する事。
- (29) 点字図書館の指定管理者に関する事。
- (30) 障がい者総合福祉センター、郡山光風学園、大笹生学園、総合療育センター並びに精神保健福祉センターに関する事。

（２）施策の基本方針

児童家庭グループ

近年の出生率の低下、家族形態の多様化等により、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しているが、児童福祉の理念である、すべての児童が、心身ともに健やかに生まれ、育てられる環境づくりを推進するため、経済的・社会的・精神的に自立が困難な立場にある児童及び女性並びにひとり親家庭等の福祉の向上と自立援助のための施策を推進する。

1 児童相談体制の充実

- (1) 新たに県中児童相談所を設置して四児童相談所体制とし、住民に身近で、迅速な対応ができる相談体制の機能強化を図るとともに、専用電話・メールによる相談を実施し、家庭や地域における児童養育を支援する。
また、複雑・困難化する相談に対応するため、児童相談所に精神科医、弁護士、社会福祉学等の専門家による援助体制を整備する等、児童相談機能の充実を図る。
- (2) 児童虐待防止法に定める責務を果たすため、関係機関との連携を図り地域におけるネットワークの充実を推進する。また、虐待防止に関する広報啓発を行い児童虐待の早期発見、早期対応を図る。

2 要保護児童等対策の強化

- (1) 児童養護施設、母子生活支援施設、児童自立支援施設、乳児院等の児童福祉施設の適切な運営により入所児童等の処遇の向上を図る。
また、施設入所児童自立支援事業（自動車免許取得費用の助成）等により施設入所児童の自立を支援する。
- (2) 里親制度についての研修の実施により、本制度の充実に努め、要保護児童の里親家庭における質の高い養育を支援する。
- (3) 児童相談所に里親コーディネーターと心理嘱託員を配置し、子どもを育てることに不安を持つ

家庭に対し、養育指導や心理的ケアによる支援体制の充実を図る。

また、養育困難な場合には、子どもが家庭的な環境で暮らせるよう里親や家庭との調整を行い、里親委託を推進する。

3 女性福祉の向上

- (1) 日常生活を営む上で、何らかの問題を有する女性について、関係機関との連携の下に適時適切な保護や支援を行う。
- (2) 離婚問題やドメスティック・バイオレンス（夫等からの暴力）によるトラブルを抱える女性が増加傾向にあることから、女性のための相談支援センターをはじめとする「配偶者暴力相談支援センター」において、これらの女性に対する相談、支援、一時保護等を行う。

4 ひとり親家庭等の福祉の向上

- (1) 複雑多様化する相談需要に対応するため、関係機関との連携のもと、母子自立支援員等の資質の向上と相談指導の充実を図る。
- (2) ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、母子家庭等日常生活支援事業を実施するとともに、児童扶養手当の支給、母子・寡婦福祉資金の貸付、ひとり親家庭医療費助成事業等の支援を行う。
- (3) 母子家庭の母等の自立を支援するため、相談から就労まで一貫した就業支援サービスを提供する母子家庭等自立支援総合対策事業を行う。

5 児童扶養手当制度等の適正な運営

制度の広報活動の強化、的確な認定支給事務の遂行、返納金債権の徴収強化及び市町村指導監査の実施等により、「児童扶養手当法」及び「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の規定に沿った適正な制度運営を行う。

子育て支援グループ

深刻化する少子化社会における子育て支援環境づくりの推進が一層求められているところであるが、地域社会全体で子育てを支援し、安心して子どもを産み育てることができるよう、女性の社会参画と就労形態の多様化に対応した柔軟で弾力的な保育関連事業の促進や児童健全育成事業の推進に努めるほか、生涯にわたる健康づくりの基盤となる母子保健の充実を図る。

1 児童の健全育成等の推進

- (1) 児童の権利条約や児童福祉法の基本理念を県民に普及させるため、5月を「児童福祉月間」と定め、各種啓発活動を実施するとともに、関係機関と連携を図りながら、地域全体で子育てしやすい気運の醸成を図る。
- (2) 遊びを通して、児童の健全育成を図るため、地域における活動拠点である児童厚生施設（児童館等）の整備を推進するとともにその活動の活性化を図る。
- (3) 昼間保護者のいない主に小学校低学年児童等の健全育成を図るため、放課後児童クラブ育成と活動の充実を推進する。
- (4) 子育て家庭の生活の安定に寄与するとともに、児童の健全育成と資質の向上に資するため、児

童手当に係る給付や市町村事務指導監査を行う。

2 保育対策の推進

- (1) 多様な保育需要に対応するため、乳児保育、一時保育、障がい児保育等の推進を図り、保護者の育児と就労の両立を支援する。
また、地域における子育て支援の拠点施設として、地域子育て支援センター事業の拡充を促進するなど、地域に開かれた子育て支援体制の整備を図るとともに、地域特性に応じた保育内容の充実を図る。
- (2) 保育需要の状況に見合った保育所定員が確保されるよう、市町村の整備計画等の推進を支援する。
- (3) 子育ての経済的負担を軽減し仕事と子育ての両立を容易にするため、多子世帯に対して保育料の一部助成を行う。
- (4) 認可外保育施設に対する立入調査を行うとともに、地域保育施設の施設長や保育士等を対象とする研修の実施、並びに入所児童の健康診断費、教材等を含む安全設備等の整備に要する経費及び3歳未満児の保育に要する経費の一部に助成を行い、入所児童の安全確保や処遇の向上の観点から適正な施設運営の指導を行う。
- (5) 認定こども園の認定を契機に保育・教育環境の向上を図る認定外保育施設の取り組みを支援する。

3 母子保健対策の推進

- (1) 思春期及び母子の心身の健康の保持維持のため、10代の望まない妊娠や性感染症を未然に防ぐため学校、家庭、地域の連携を強化し、個別相談体制の充実と子どもたちをサポートする環境作りを行い、若者が豊かに「いのち」を育めるよう支援するとともに、市町村と連携して育児不安や虐待に至る恐れのある家族を早期に発見し、親同士の集団交流や家庭訪問の手法により、適切に支援を行う。
- (2) 子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、子どもを安心して産み育てることができるよう市町村が実施する乳幼児医療費助成事業や妊婦健康診査事業を支援するとともに、不妊専門相談及び特定不妊治療費助成を行う。
- (3) 疾病の早期発見・早期治療を促進するため、先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査等を実施するとともに、小児慢性特定疾患治療研究事業や各種医療援護事業を行う。

障がい者支援グループ

「第2次福島県障がい者計画」の基本理念である「障がいのある人もない人も、お互いに人格、人権、個性を尊重し、ともに生きる社会の実現」を目標に、「障がい者の自立と社会参加のための利用者本位の支援」「障がい者の地域生活への移行促進」「障がい者が暮らしやすい社会づくり」の3つの基本的な施策に沿って事業を積極的に実施する。

障がい者の自立と社会参加のための利用者本位の支援

1 利用者の主体性確立、情報提供・相談等の利用支援体制とケアマネジメント体制の構築

- (1) 障がい者が適切な福祉サービスを選択できるよう、障がいの特性に応じた情報提供に努めるとともに、市町村、障がい保健福祉圏域、県域の各段階における相談支援体制を支援し、適時適切なケアマネジメントを受けられる体制を構築する。また、障害者自立支援法に基づくサービスの支給決定においても適切なケアマネジメントが行われるよう市町村の認定調査員や市町村審査会の委員に対する研修を実施する。
- (2) 障がい者の社会参加に伴うトラブル等に対応するため「障がい者110番」、「相談員活動強化事業」を実施し、相談体制の充実・支援等を行う。
- (3) 在宅の障がい者に保健・医療・福祉サービス等が適切かつ効果的に提供されるよう、障がい者相談支援従事者等を養成するため研修会を実施し、ケアマネジメント体制の整備を着実に推進する。
- (4) 障がい者の自立と社会参加を促進するため、三障がい共通のセンターである「障がい者社会参加推進センター」を中心として、社会参加奉仕員養成・派遣事業等を実施する。

2 療育体制の充実

保健・医療・福祉・教育の各分野の連携により、障がい児及び広汎な発達障がい児・者の早期発見、早期療育から就学までの一貫した総合療育体制の充実に努めるとともに、身近な地域で専門的な療育支援を受けることができるような体制の充実を図る。

3 施設サービスの充実

- (1) 障がい者が選択できるサービス提供基盤の充実を図り、入所者・入院者の地域生活移行の推進と施設の地域化を図ることを基本的な考えとして、障がい保健福祉圏域毎の整備状況を勘案し、社会福祉施設等の整備を図る。
- (2) 社会福祉法人の施設整備に係る資金借入の利子補給を行うことにより、施設整備を促進する。

障がい者の地域生活への移行促進

1 地域生活への移行促進

施設に入所している障がい者や精神科病院に社会的入院を余儀なくされている精神障がい者の地域生活への移行促進を図り、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人もない人も同じように地域で生活できる支援体制を整備する。

- (1) 施設に入所している障がい者の地域生活移行を支援するため、平成17年度に策定した福島県地域生活移行促進プログラムの着実な推進を図る。
- (2) 病状が安定し入院治療の必要がないにもかかわらず、入院を余儀なくされている精神障がい者の退院・社会復帰を促進するための自立支援事業等を実施する。
- (3) 障がい者の地域生活移行に向けて、支援体制を強化するとともに、日中活動の場や生活の場などの地域生活を支援するための基盤整備事業を実施する。

2 日常生活を支えるサービス基盤の確保

- (1) 在宅障がい者の家庭における援護を推進するため、補装具費、特別障害者手当・障害児福祉

手当等の給付事業並びに県単独の重度心身障がい者医療費補助事業及び人工透析患者通院交通費補助事業等を実施する。

- (2) 障害者自立支援法に基づく自立支援給付が円滑に施行されるよう、支給決定に関して市町村に対する専門的支援を行う。また、市町村の行う介護給付費等に係る処分に対する不服審査請求の事件を審査するため、不服審査会を設置運営する。
- (3) 身体障がい者の社会参加を促進するため、補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）育成・貸与事業を実施する。
- (4) 在宅障がい児・者の日常生活を向上させるため、障がい児・者ホームヘルパーの養成による居宅介護等のサービス事業の充実拡大に努めるとともに、児童デイサービス事業、短期入所事業などを推進する。
- (5) 地域社会で共同生活を営む知的障がい者及び精神障がい者に対し、日常生活の援助等を行うため、共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）を推進する。

3 保健医療体制の充実

- (1) 社会生活環境の変化が著しい現代社会において、ストレスの増大、アルコール依存、高齢化等に伴い精神的健康を維持できなくなる人が増加する傾向にあることから、ライフステージに応じた心の健康づくりの推進に努める。
特に、中高年の自殺者の増加が社会問題化していることから、うつ病を中心とした自殺の予防について対策を講じ、心の健康に関する具体的な支援等を推進する。
- (2) 精神障がい者の早期治療の促進と人権に配慮した処遇の確保を図るため、精神科救急医療システムの整備を推進するとともに、精神科病院に対する指導等により、適正な精神医療の確保と充実に努める。

4 リハビリテーションシステムの構築

障がい者生活訓練事業を実施し、家庭及び社会において日常生活をおくるために必要な諸能力について訓練指導を行うことにより、障がい者の社会参加を促進する。

5 就労の促進

- (1) 法定の授産施設を利用できない在宅障がい者の自立と社会参加を促進するため、地域に密着した施設である障がい者小規模作業所支援事業を実施する。
また、地域活動支援センターへの移行についても促進する。
- (2) 安定した受注の確保が可能なように障がい者小規模作業所を含む就労を支援する施設のネットワーク化などを促進するため、アンテナショップの設置事業などを行う授産事業支援センターへの助成を行う。
- (3) 知的障がい者、精神障がい者及び発達障がい者を対象としたホームヘルパー養成研修を実施し、障がい者の就労の場を拡充するとともに、自立促進を図る。
- (4) 障害者就業・生活支援センターを設置し、障がい者の就労自立を促進する。

6 コミュニケーション支援施策の充実

- (1) 視覚障がい者のライフスタイルを踏まえ、日常生活をきめ細かく支えるため、視覚障がい者

生活支援センター事業を実施する。

- (2) 市町村で地域のニーズに即した各種奉仕員の養成・派遣事業等を行う市町村障がい者社会参加促進事業を推進する。

7 地域との交流の促進

障がい者の明るい暮らし促進事業を実施し、精神障がい者に対する地域の理解と協力を得るための啓発及び社会復帰に積極的な役割を果たすための組織の基盤づくりを図る。

8 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進

スポーツや文化活動を通じて障がい者の体力増進や積極的な社会参加を促進するため、県障がい者総合体育大会の開催、全国障害者スポーツ大会への選手団派遣、障がい者スポーツ教室の開催など各種のスポーツの振興に努め、自己実現の場を提供する。

障がい者が暮らしやすい社会づくり

1 障がい及び障がい者に対する正しい理解の促進

障がい者に対する県民の正しい理解と認識を深めるため、障害者週間（12月3日～9日）にちなみ障がい者ふれあい週間事業の実施を通じて広く県民にアピールするとともに障がい者の一層の社会参加の推進を図る。

2 情報のユニバーサルデザイン

「障がい者社会参加推進センター」において障がい者パソコン活用促進事業を実施する。

(3) 事業計画

児童家庭グループ担当の事業

1 社会福祉推進事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
家庭の虐待防止対策事業	209	児童虐待、DV、高齢者虐待、障がい者虐待の家庭内における虐待防止のため、生活圏ごとに横断的ネットワークを構築する。

2 女性福祉対策

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
婦人保護対策費 経常経費	145	事務経費
配偶者暴力相談 支援センターネット ワーク事業	11,086 (国庫 4,012) (諸収 74)	各保健福祉事務所を配偶者暴力相談支援センターに指定し、その業務を中心的に担う女性相談員を配置し、センターにおいて警察、医療、司法等との連携強化を図る。
一部新 DV防止総合対 策事業	2,379 (国庫 144)	<p>配偶者など親密な関係にある者から振るわれる暴力(DV)が深刻な社会問題となっているため、県では関係機関の連絡体制を整備しながら、県民や職務関係者に対する普及・啓発に努めるとともに、相談体制の強化や一時保護機能の充実を図るなど、DV防止の総合的な対策を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 DV対応等相談機能向上のための研修 <ol style="list-style-type: none"> (1) 女性福祉事業充実強化研修の実施 (2) 全国婦人相談員・心理判定員研究協議会への参加 (3) 新任女性相談員に関する研修の実施 2 入所者の法律相談のための弁護士の配置 法的困難ケースが増加していることから、弁護士による支援体制を構築し、法的対応力の向上を図る。 3 心のケア促進のための嘱託医(精神科医)の配置 嘱託医として精神科医を配置し心のケアを行うことにより、早期回復を図る。 4 女性相談支援専門員設置 福祉、法律、医療等の専門的な知識を有する者(専門員)を配置し、女性相談員が実施している電話相談等における対応困難なケースについてアドバイスを受ける。 5 DV対策連携会議開催事業 深刻で緊急な救済を要するDVについて、民間・警察・行政など関係諸機関が有機的に連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について総合的な対応を図るため「福島県ドメスティックバイオレンス対策連絡会議」を開催する。 6 (新)デートDV予防プログラム実施事業 10代の若者とこれらを取り巻く関係者等がデートDVについての認識と理解を深め、併せて、若い世代の暴力の予防と被害者の発見や救済を図るため、教育プ

		プログラムを実施する。
女性のための相談支援センター事業	17,270 (国庫 4,736) (諸収 107)	<p>女性のための相談支援センターにおいて、DV被害者からの相談や自立に向けた支援事業を実施することで、DV被害者の福祉の増進を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 緊急避難支援事業 被害者が夜間に保護を求めた場合、遠距離の移送は困難であるとともに、被害者にとっての夜間の移動は苦痛を伴うことから、被害者に宿泊費用等を支給し、心身の一時回復を図る。 また、被害者が夜間、緊急に女性のための支援センターに保護を求めた場合、緊急保護室を避難場所として提供する。 外国人入所者等自立支援促進事業 外国人は日本語が充分でなく、DVの内容が複雑である場合が多いため、通訳を委託し、入所者等との意思の疎通に努め早期自立を図る。 自立支援入所児童すこやか保育事業 入所同伴児の大部分はPTSDなどの心的外傷を持っているとともに、入所者の早期自立に必要な就労活動を行うためにも、センター内の同伴児の保育・学習指導が必要であることから、同伴児の施設内保育や学習指導などを専門的に行うための生活指導補助員(保育・学習指導)を3名配置する。 女性のための相談支援センター退所者自立生活援助事業 退所後の訪問や電話確認など退所後のケアを継続することで、地域社会で安定した生活の継続を援助する。 夜間・休日の相談体制充実強化事業 女性のための相談支援センターにおいて、夜間・休日にも女性相談員を配置し、相談体制の強化を図る。 ボランティア協働事業 「女性相談」や「入所者に対する心のケアや自助グループの育成」「入所者の健康管理」等の業務において、ボランティアとの協働によりDV被害者へのキメ細かい支援を行う。 (新)北海道・東北六県婦人保護研究協議会 婦人保護事業に関わる職員が協議及び情報交換等を行い、北海道・東北地区の婦人保護事業の一層の推進を図る。
合 計	30,880 (国庫 8,892) (諸収 181)	

3 女性のための相談支援センターの運営

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
女性のための相談支援センター管理運営費	58,861 (国庫 28,591) (諸収 27)	<p>支援を必要とする女性の相談や保護を行う女性のための相談支援センターの運営に係る経費</p> <p>定員 一時保護所 20名 婦人保護施設 20名</p>

4 社会福祉施設整備事業

事業名	予算額	内容
新 中央児童相談所耐震改修事業	7,091 (国庫 6,381)	中央児童相談所の耐震改修基本計画及び実施設計の策定を行う。

5 児童福祉総務事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
児童福祉総務費經常経費	2,822	児童福祉施設等指導調査及び児童福祉月間の啓発活動に係る経費等

6 児童福祉活動の充実

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
要保護児童身元保証に関する損失補填事業	10	要保護児童が就職するときに、適当な身元保証人が得られない場合において、身元保証を県社協が行い、県社協が受けた損失の範囲内で県がこれを補填する。 補助先 福島県社会福祉協議会

7 児童福祉施設等指導助成事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
里親総合対策事業	20,767 (国庫 160) (諸収 117)	<p>児童の発達においては乳幼児期の愛着関係の形成が極めて重要であり、家庭での養育に欠ける児童を愛情と理解を持った家庭の中で養育する里親制度は極めて有意義な制度である。国においてもH14年10月に制度の大幅な改善が図られたところであり、里親の養育技術の向上を図り、県民に対する制度の普及・啓発、里親に対する支援に努めるなど、里親制度の振興と充実のための対策を講じる。</p> <p>1 里親促進事業補助金 里親制度の普及と振興を図るため、福島県里親連合会が実施する里親賠償責任保険契約等の事業に対して助成する。 250千円</p> <p>2 家庭養育推進事業 (1) 里親及び里親希望者に対し基礎研修を実施し、里親委託の推進、里親の開拓を図る。 134千円 (2) 児童相談所と児童養護施設が連携を図り、登録里親に対して養育体験等の養育技術向上のための応用研修を実施し、里親制度の活性化を図る。 205千円 (3) 専門里親の資格要件である専門里親研修を外部委託し、専門里親の要請と資質の向上を図る。 210千円</p> <p>3 緊急短期委託里親事業 保護者の疾病、事故等緊急の事由により一般家庭における養育が困難となった児童を短期間里親等に委託し保護を行う。 210千円 委託に伴う謝金 児童移送費</p> <p>4 里親委託支度品支給事業 里親に児童の養育を委託した場合に、児童のために</p>

		<p>買い整える寝具、勉強机等の費用を助成する。 1,000千円</p> <p>対象 里親委託児童 20人 支給額 児童1人につき 50千円</p> <p>5 里親による子育て支援事業 児童相談所に里親コーディネーターと心理嘱託員を配置し、関係機関と連携をとりながら、子どもを養育することが困難な家庭に対し、養育指導や心理的ケア等を行うことで、子育て家庭の負担軽減を図り、子育てをしやすくするための支援を行う。 また、養育が困難で里親委託を希望する場合には、生まれてきた子どもが家庭的な環境で暮らせるよう、里親への委託調整を行う。 児童相談所 各1名配置</p> <p>18,758千円</p>
--	--	---

8 措置児童援護事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
児童養護施設等入所児童自立支援事業	2,540	<p>1 児童養護施設等入所児童自立支援事業 児童養護施設等に入所している児童に対して、普通自動車運転免許取得費用の一部を助成し、児童の社会的自立の支援を図る。 対象 児童養護施設、児童自立支援施設、里親に措置されている児童のうち、普通自動車運転免許の所持を要件とする企業等への就職により退所が見込まれる児童で、保護者等から免許取得の費用の援助が見込まれず当該費用の捻出が困難な児童 助成額 児童1人につき 150千円以内 650千円</p> <p>2 地域小規模児童養護施設支援事業 児童をより家庭的な雰囲気の中で処遇する地域小規模児童養護施設の設置を促進し、児童の福祉向上と社会的自立の促進を図るとともに、入所児童定員の増を図るため、新たに地域小規模児童養護施設を設置する事業者の家賃補助の支援を行う。 1,890千円</p>

9 児童相談所の運営

(1) 児童相談所の運営・相談指導

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
児童相談所費経常経費	81,725 (国庫 11,339) (諸収 118)	<p>児童相談所の運営等に係る経費</p> <p>1 児童相談所において次の事業を実施する。 (1) 児童に関する様々な問題につき、市町村・家庭・その他からの相談に応ずる。 (2) 児童及びその家庭につき必要な調査並びに医学的、心理的、社会的及び精神保健上の判定を行う。 (3) 児童及び保護者につき必要な指導を行う。 (4) 児童の一時保護を行う。 (5) 児童福祉施設への入所等の措置を行う。</p> <p>2 県内各地域に専門職員及び医師等が出向いて相談事</p>

		業を行う。 定期相談会 主要地域で定例的に開催 巡回相談会 郡部の町村で開催 3 市町村が実施する1歳6か月児及び3歳児健康診査の結果、より一層精密に診査を行う必要のある児童で発達面に遅れが疑われる児童について精密健診及びその事後指導を実施する。
--	--	--

(2) 一時保護所入所児童扶助費 (単位：千円)

事業名	予算額	内容
一時保護所入所児童扶助費	20,072 (国庫 8,694)	児童の緊急保護、援助方針を定めるための行動観察、短期指導を目的として一時保護を行う。

(3) 家庭支援相談事業 (単位：千円)

事業名	予算額	内容
新 子どもを虐待から守る総合対策推進事業	9,847 (国庫 2,429)	<p>複雑・困難化する児童虐待事案に適切に対応し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を図るため、関係機関・団体の連携強化、児童相談所の専門性の強化及び体制整備、児童虐待防止に関する広報啓発を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 虐待から子どもを守る連絡会議の開催 児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応について連携を強化するため、児童や家庭に関わりを持つ関係機関・団体による連絡会議を開催する。 市町村児童相談体制強化支援事業 市町村の児童相談業務を支援するため、市町村職員を対象とした研修及び市町村に対するアドバイザーの派遣を行う。 学校等との連携強化事業 児童虐待を発見しやすい立場にある学校教職員等との連携を強化するため、教職員等を対象とした研修及び児童虐待対応マニュアルの作成を行う。 虐待防止地域連絡網整備事業 虐待防止活動を円滑に行うため、保育士、保健師等を対象とした研修を実施し、当該研修を通して地域における連絡網を整備する。 児童虐待ケース対応強化事業 複雑・困難化する児童虐待事案に適切に対応するため、弁護士・精神科医等の児童虐待対応専門員（非常勤嘱託職員）を各児童相談所に配置し、児童相談所の専門的機能を強化する。また児童虐待を引き起こす保護者に対して、精神科医によるカウンセリングを実施する。 親子関係改善支援事業 子どもに対して適切な関わりができない保護者の親子関係の修復・改善を支援し、虐待のない安全で安心できる家庭環境をつくるために、児童養護施設等の職員が専門的な手法を習得するための研修を実施する。

		7 児童虐待防止広報啓発事業 児童虐待を発見した場合の通告義務等についての周知を図るため、県民を対象とした講演会を開催する。
家庭支援相談事業	6,954 (諸収 28)	子育ての不安や悩み等様々な児童問題について電話相談等で応じる体制を整備し、家庭での養育を支援する。 1 「子どもと家庭テレフォン相談」の実施 中央児童相談所の専任の相談員が児童の問題等について電話相談に応じ、適切な助言・指導を行う。 相談日 祝日と年末年始を除く毎日 相談時間 午前9時～午後8時 2 「子どもと家庭メール相談」の実施 中央児童相談所の電話相談員が子育ての悩み等についてメールで相談に応じ、適切な助言・指導を行う。 アドレス http://www.pref.fukushima.jp/kosodatesodan/ 3 児童家庭専門家チームの設置 中央児童相談所に医療・福祉・教育・法律・心理等の各分野の専門家により構成する児童家庭専門家チームを設置し、電話相談等のケースのうち高度な専門知識・技術を要するものについて援助活動を行う。
家庭児童相談室 費経常経費	309	家庭児童相談員の研修等に係る経費
家庭児童相談室 事業経費	34,565 (諸収 236)	各児童相談所に19名の家庭相談員を配置し、家庭における人間関係及び児童の養育などの問題について相談指導を行い、児童福祉の向上を図る。
合 計	51,675 (国庫 2,429) (諸収 264)	

10 児童措置事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
児童入所施設（県立施設を除く）措置費	1,425,613 (国庫 695,339) (負担 14,030)	1 児童入所施設（県立施設を除く）措置費 対象施設 ・児童養護施設 8か所 1,361,050千円 ・里親 48人 54,026千円 ・母子生活支援施設 3か所 5,512千円 ・助産施設 7か所 1,034千円 負担割合 国1/2 県1/2 目 的 ・児童福祉施設における施設機能強化推進 ・児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化 ・児童養護施設における被虐待児童に対する心理療法費加算 ・児童養護施設における被虐待児個別対応職員費加算 ・小規模なグループによるケアの推進 ・地域小規模児童養護施設の運営 2 医療費審査支払事務委託料 児童福祉施設及び委託里親等への医療の給付に関する審査及び支払いについて、福島県国民健康保険団体

		<p>連合会及び診療報酬支払基金へ委託し、委託手数料を支払う。</p> <p>国保連合会 1,060千円 社会保険支払基金 1,131千円</p> <p>3 児童養護施設への心理療法担当職員の配置 国の基準に満たなく、心理療法担当職員を配置していない施設を対象として必要な経費を補助することにより、県内の児童養護施設に入所している被虐待児に対する心のケアを強化する。</p> <p style="text-align: right;">1,800千円</p>
--	--	---

11 ひとり親家庭の福祉

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
母子相談事業	40,583 (諸収 278)	<p>1 母子自立支援員の設置 母子自立支援員18名を各保健福祉事務所等に配置し、相談指導を行い母子福祉の向上を図る。</p> <p>2 母子福祉協力員の設置 母子福祉協力員7名を各保健福祉事務所等に配置し、母子自立支援員に協力して母子寡婦福祉資金償還業務等を行う。</p> <p>3 母子自立支援員等業務研修会 母子自立支援員及び母子福祉協力員を対象とした相談・援助技術向上のための研修会を開催する。</p>
ひとり親家庭医療費助成事業	232,565	<p>近年、離婚件数の増加に伴い、ひとり親世帯が増加しており、ひとり親家庭には経済的支援を要する世帯も多いため、ひとり親家庭の医療費自己負担額の一部を助成することにより、所得の低いひとり親家庭の健康と福祉の増進を図る。</p> <p>補助先 市町村(中核市を含む) 補助率 1/2</p>
母子寡婦福祉資金貸付金特別会計繰出金	1,864	
ひとり親家庭等日常生活支援事業	664 (国庫 327) (諸収 10)	<p>母子家庭、寡婦及び父子家庭の家族や本人が病気等の場合、または母子、父子家庭となつて間がなく生活が不安定な場合などに、家庭生活支援員を派遣(又は支援員の居宅でも可)し、介護や家事、育児等を行う。</p> <p>派遣手当 生活援助 1時間 1,530円 子育て支援 1時間 740円</p> <p>利用料 所得に応じて応能負担 生活保護・市町村民税非課税世帯...無料 児童扶養手当支給水準世帯 ... 1割 上記以外の世帯 ... 2割</p>
母子寡婦福祉活動推進員設置事業費補助	615	<p>母子寡婦福祉活動の充実を図るため、市町村母子団体の育成指導にあたる母子寡婦福祉活動推進員を設置する事業を助成する(寡婦福祉活動推進員設置補助)。</p> <p>補助先 財団法人福島県母子寡婦福祉連合会 補助率 1/2</p>
母子家庭等自立支援総合対策事業	16,200 (国庫 7,381)	<p>母子家庭の母等からの就業に関する相談に応じるとともに、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提</p>

		供する体制を整備し、母子家庭の生活の安定・向上及び子供の健全育成を図る。 1 母子家庭等就業・自立支援センター事業 就業相談や、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供する。 2 母子自立支援強化事業 母子家庭等就業・自立支援センターにプログラム策定員を配置し、個々の事情を考慮したプログラムを策定し、相談から就労まで一貫した就業支援サービスを提供する。 3 母子家庭自立支援給付金事業 母子家庭の母が県が予め指定した教育訓練給付講座を受講した場合に助成金を給付する。
母子福祉費経常経費（運営経費）	524 （諸収 3）	
合 計	293,015 （国庫 7,708） （諸収 291）	

12 児童扶養手当等

（単位：千円）

事業名	予算額	内 容
児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事務費	9,893 （国庫 5,320） （諸収 13）	1 児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事務費 法定受託事務である手当について、受給資格認定等の事務を執行する。 2 児童扶養手当等市町村担当者研修会 制度の適正な運営を確保するため、市町村事務担当者等を対象とした研修会を開催する。 3 児童扶養手当現況届等審査 平成19年8月分から翌年7月分における手当の支給額を決定するために、現況届及び所得状況届の審査を行う。 4 児童扶養手当等市町村事務指導監査 市町村における事務が適正に実施されるよう、事務指導監査を実施する。 5 児童扶養手当等債権督促 児童扶養手当等の過誤払いによる返納金債権について、その適正な履行を確保するために、債権者の自宅等を訪問する。
児童扶養手当等給付費	1,452,555 （国庫 484,184）	児童扶養手当 父親と生計を同じくしていない児童（18才に達した日以後最初の3月31日までの間にある児童、又は20歳未満で障がいのある児童）を監護する母又は、養育する者に対して手当を支給する。 なお、県は町村の区域に居住する者のみ認定している。 ・受給者数 3,164人（H18.12.31現在） ・手当額 児童1人の場合 全部支給：月額41,720円 一部支給：所得に応じて9,850円から41,710円

		<p>までの10円刻みの額(H18.4月より)</p> <p>児童2人以上の加算額</p> <p>2人目 5,000円</p> <p>3人目以降1人につき3,000円</p> <p>・支給月 4月、8月、12月</p> <p>特別児童扶養手当</p> <p>20歳未満で精神又は身体に障がいのある児童を監護する父もしくは母、または養育する者に対して手当を支給する。(手当は全額国庫負担なので県予算に計上はない。)</p> <p>3,309人(H18.12.31現在)</p> <p>・手当額 1級:50,750円/月</p> <p>2級:33,800円/月(H18.4月より)</p> <p>・支給月 4月、8月、11月</p>
合 計	<p>1,462,448</p> <p>(国庫 489,504)</p> <p>(諸収 13)</p>	

13 若松乳児院の運営

(単位:千円)

事業名	予算額	内 容
若松乳児院管理運営経費	<p>23,779</p> <p>(国庫 8,890)</p> <p>(負担 1,000)</p> <p>(諸収 32)</p>	<p>1 若松乳児院管理運営経費</p> <p>主に2歳未満の養育に欠ける乳幼児を入所(定員:40名)させ、養育することにより、対象児童の福祉の増進を図る。</p> <p>2 夜間保育業務嘱託員設置費</p> <p>夜間勤務専門の嘱託員を配置し、児童に対して少しでも家庭に近い処遇の確保を図る。</p> <p>3 病虚弱等児童対応臨時職員設置費</p> <p>病虚弱児及び健常児の入所状況に応じて臨時保育士を加配し、病虚弱等の乳幼児に対する養育体制を充実する。</p> <p>4 家庭支援専門相談員配置経費</p> <p>乳児院に家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)を配置し、乳幼児の早期の家庭復帰、里親委託等の支援を専門に担当し、施設内や保護者宅訪問により養育相談・養育指導や養育里親における養子縁組推進等を実施する。</p>
若松乳児院費經常経費	<p>26,991</p> <p>(国庫 12,416)</p> <p>(諸収 73)</p>	施設運営等に係る経費
合 計	<p>50,770</p> <p>(国庫 21,306)</p> <p>(負担 1,000)</p> <p>(諸収 105)</p>	

14 福島学園の運営

(単位:千円)

事業名	予算額	内 容
福島学園管理運営経費	<p>23,331</p> <p>(国庫 7,118)</p>	不良行為をなし、またはなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する

	(負担 1,350)	児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。 定員 50人
福島学園費經常 経費	38,295 (国庫 6,010) (諸収 47)	施設運営等に係る経費
合 計	61,626 (国庫 13,128) (負担 1,350) (諸収 47)	

15 母子保健対策の推進
(特別会計)

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
母子寡婦福祉資金 貸付事業	185,108 (繰入 1,864) (繰越 25,315) (諸収 157,929)	(1) 母子福祉資金 母子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため各種資金の貸付を行う。 貸付対象 母子家庭の母又は児童及び父母のいない児童(中核市を除く) 資金の種類 修学資金 外12種 貸付金 175,213千円 (2) 寡婦福祉資金 寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため各種資金の貸付を行う。 貸付対象 寡婦 (中核市を除く) 資金の種類 修学資金 外11種 貸付金 7,520千円 (3) 事務費 2,365千円 (4) 償還金 10千円

子育て支援グループ担当の事業

1 社会福祉施設整備事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
児童厚生施設整備費補助金	8,666 (国庫 4,333)	地域の児童の健全育成を図るため、その拠点施設である児童館・児童センター及び放課後児童クラブを整備する市町村等に整備費の一部を補助する。 補助先 市町村等 補助率 国1/3、県1/3
社会福祉施設整備資金利子補給事業	7,363	社会福祉法人等が施設整備のための資金を独立行政法人福祉医療機構から借り入れた場合、当該年度の利子償還金に対して利子補給を行い、社会福祉法人等の負担を軽減することにより施設整備を促進する。 補助額 当該年度の利子償還金×1/2 (利率2.5%を上限) 当該年度の利子償還金×2.5%(以内) ÷借入利率 (H16年度以前に着工) 補助先 保育所 15施設 児童養護施設 2施設 補助金 7,363千円(県費)
子育て支援のための拠点施設整備費補助金	4,666 (国庫 2,333)	子育てしやすい環境の整備を図るため、子育て支援のための拠点施設として、放課後児童クラブを実施するために既存施設の改修を行う市町村に整備費の一部を補助する。 補助率 国1/3、県1/3
合計	20,695 (国庫 6,666)	

2 児童福祉活動の充実

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
児童委員の設置	102,346	児童福祉法に基づき、児童委員が相談指導機関として地域に密着した活動を行う。 児童委員報償費 @29,200円 3,507人 (中核市を除く)
主任児童委員研修会	196	主任児童委員に対する専門的知識・技術の修得を目的とした研修会を開催し、指導力・活動力の育成を図る。
合計	102,542	

3 児童福祉施設等指導助成事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
地域保育施設助成事業	23,000	認可外保育施設(事業所内保育施設を除く。)の保育従事者等を対象とした研修会を開催し、保育従事者等の資質の向上を図るとともに、入所児童に対する健康診断費の助成及び入所児童のための設備の整備に要する経費及び3歳未満児の保育に要する経費の一部を助成することにより入所児童の処遇の向上と福祉の増進を図る。 1 地域保育施設保育従事者研修会 施設長、保育従事者等を対象とした研修会を、福島

		<p>県地域保育所協議会に委託して開催する。 委託料 施設長研修会 125千円 保育従事者研修会 125千円</p> <p>2 地域保育施設助成事業 (地域保育施設入所児童健康診断費補助) 入所児童の健康診断に要する経費の一部を助成する。 2,450千円 補助先 市町村(中核市を除く) 補助基準単価 1施設あたり 年額 117,600円 補助率 県1/2、市町村1/2</p> <p>3 地域保育施設入所児童支援事業 認可外保育施設が入所児童のために行う設備の整備(教材等を含む)に係る費用の一部を補助する。 12,500千円 補助基準単価(1施設年額)</p> <table border="1" data-bbox="826 734 1401 913"> <thead> <tr> <th>入所児童</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~40人</td> <td>250,000円</td> </tr> <tr> <td>41人~80人</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>81人以上</td> <td>750,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助先 市町村(中核市を除く) 補助率 県1/2、市町村1/4</p> <p>4 地域保育施設運営費助成事業 市町村が運営費の独自補助を行っている認可外保育施設に入所する児童の保育に要する経費の一部を補助することにより入所児童の処遇の向上を図るとともに、市町村の認可外保育施設への取組みを促し、子育て支援環境の整備促進を図る。 7,800千円 補助先 市町村(中核市を除く) 補助限度額 3歳未満児童1人あたり 年額20,000円 補助率 県1/2、市町村1/2 @20,000円×780人×1/2=7,800千円</p>	入所児童	基準額	~40人	250,000円	41人~80人	500,000円	81人以上	750,000円
入所児童	基準額									
~40人	250,000円									
41人~80人	500,000円									
81人以上	750,000円									
産休等代替職員費補助事業	26,158	<p>児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため長期間にわたる休暇を必要とする場合に代替職員を任用することにより、産休等職員の母体の保護及び専心療養を保障するとともに、施設における児童等の処遇の確保を図る。 補助先 市町村(中核市を除く) 補助金額 26,158千円 補助率 公立2/3、民間3/3 補助対象期間 産休：産前産後8週間又は産前休暇開始後16週間(ただし、多胎妊娠の場合は、産前14週間・産後8週間) 病休：休暇を開始した日以後、31日目から90日目までの60日間</p>								
新 認定こども園設備整備等支援事業	1,500	<p>認可外保育施設が認定こども園の認定を契機に保育・教育環境の向上を図るために行う備品購入などの環境整備や職員の研修等に要する経費の一部を補助する。 補助先 認可外保育施設 補助率 1/2(上限額500,000円)</p>								

事業名	予算額	内容
新 多子世帯保育料 軽減事業	127,700	認可保育所、認可外保育施設に入所する第3子以降の3歳未満児にかかる保育料について、市町村が減免する額の一部を補助する。 補助先 市町村（中核市を除く。） 補助率 10 / 10 補助基準単価 認可保育所：第2～4階層 保育料の1 / 2 第5～7階層 保育料の1 / 4 認可外保育施設 保育料の1 / 2(上限額10,000円)
合計	178,358	

4 保育対策等促進事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
保育対策等促進 事業	329,400 (国庫 151,102)	1 保育対策等促進事業 302,205千円 (1) 一時保育促進事業 保護者の傷病・事故、または育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童を受け入れる保育所に対して補助を行う。 補助先：市町村（中核市除く） 事業実施保育所数：73保育所 補助率：国1 / 3、県1 / 3、市町村1 / 3 (2) 特定保育事業 毎日の保育所利用にまでは至らないが就労等により一定程度の保育サービスが必要となる児童を受け入れる保育所に対して補助を行う。 補助先：市町村（中核市除く） 事業実施保育所数：11保育所 補助率：国1 / 3、県1 / 3、市町村1 / 3 (3) 障害児保育円滑化事業 軽度障がい児を含め障がい児を4人以上受け入れている保育所に対して補助を行う。 補助先：市町村（中核市除く） 事業実施予定保育所数：6保育所 補助率：国1 / 3、県1 / 3、市町村1 / 3 (4) 保育所体験特別事業 普段、認可保育所を利用していない親子や適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、定期的な保育所体験や入所児童との交流を行うことにより親子の育ちを支援する保育所に対して補助を行う。 補助先：市町村（中核市除く） 事業実施保育所数：21保育所 補助率：国1 / 3、県1 / 3、市町村1 / 3 (5) 地域子育て支援センター事業 子育て家庭に対して、育児不安等への相談指導や、親子が交流する事業などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援などを行う子育ての拠点施設に対して補助を行う。 事業内容 ア 子育て親子の交流の促進 イ 子育て等に関する相談の実施 ウ 子育て支援に関する情報の提供 エ 講習等の実施

		<p>補助先：市町村（中核市除く） 補助率：国 1 / 3、県 1 / 3、市町村 1 / 3 施設の種類</p> <p>A 従来型 専任の保育士等により保育所の専用スペースにおいて事業を実施する。また、既存の団体と連携して地域活動を行う。 事業実施保育所等数：30か所</p> <p>B 小規模型 保育所等の専用スペースにおいて、保育士が事業を実施する。 事業実施保育所等数：23か所</p> <p>C ひろば型 常設のつどいの場を開設して事業を実施する。また、出張型ひろばの実施や地域との交流活動を実施する。 事業実施箇所数：3か所</p> <p>D 児童館型 児童館において、学齢児が来館する前の時間を活用してつどいの場を設け、子育て家庭の支援を行う。 事業実施箇所数：5か所</p> <p>(6) 休日保育事業 就業形態の多様化に対応するため、休日等を含め年間を通じ開所する保育所に対して補助を行う。 補助先：市町村（中核市除く） 事業実施保育所数：3保育所 補助率：国 1 / 3、県 1 / 3、市町村 1 / 3</p> <p>(7) 分園推進事業（経常経費分） 保育所分園の運営について、必要な経費の補助を行う。 補助先：市町村（中核市除く） 事業実施保育所数：2保育所 補助率：国 1 / 3、県 1 / 3、市町村 1 / 3</p> <p>(8) 分園推進事業（初年度整備分） 保育所分園の設置を促進するために、設備の整備等を行う保育所に対して必要な経費の補助を行う。 補助先：市町村（中核市除く） 事業実施保育所数：1保育所 補助率：国 1 / 3、県 1 / 3、市町村 1 / 3</p> <p>(9) 保育所障害児受入促進事業 障がい児保育を新たに実施するために、施設の軽微な改修や遊具の購入等を行う保育所に対して必要な経費の補助を行う。 補助先：市町村（中核市除く） 事業実施保育所数：1保育所 補助率：国 1 / 3、県 1 / 3、市町村 1 / 3</p> <p>2 すくすく保育支援事業 27,195千円</p> <p>(1) 軽度障がい児保育事業 (22,300千円) 軽度の心身障がいをもつ乳幼児を受け入れる保育所に対して、障がい児の保育に必要な経費の補助を行う。 補助先：市町村（中核市除く） 事業実施保育所数：67保育所 対象障がい児数：116人 補助率：県 1 / 2、市町村 1 / 2</p> <p>(2) 乳児保育環境改善事業 (890千円) 乳児保育の環境改善を行うため、次の事業を実施する保育所に対して補助を行う。</p>
--	--	---

		<p>ア 乳児を受け入れるための乳児用ベット、乳児用椅子等の設備</p> <p>イ 乳児の安全・健康衛生面の向上を図るための設備の設置及び更新</p> <p>ウ 乳児保育を担当する保育士の研修、その他の環境改善等</p> <p>補助先：市町村（中核市除く）</p> <p>事業実施保育所数：1保育所</p> <p>補助率：県1/2、市町村1/2</p> <p>(3) 地域子育て支援センター充実事業（4,005千円）</p> <p>地域子育て支援センター事業を実施する市町村に対し、保育士の配置等の要件で国庫補助事業の該当にならなかったセンターに対して、必要な経費の補助を行う。</p> <p>事業内容</p> <p>ア 育児不安等についての相談指導</p> <p>イ 地域の子育て家庭の交流を促進</p> <p>ウ 地域の子育て家庭の把握</p> <p>補助先：市町村（中核市除く）</p> <p>事業実施保育所数：10保育所</p> <p>補助率：県1/2、市町村1/2</p>
新 病児・病後児保 育事業	41,667 (国庫 20,833)	<p>保育所に通う子どもが体調不良であっても保護者がすぐには引き取りに来られない場合に、保育所の医務室等で看護師等が緊急的な対応を図る保育所に対して補助を行う。</p> <p>補助先：市町村（中核市除く）</p> <p>事業実施保育所数：20保育所</p> <p>補助率：国1/3、県1/3、市町村1/3</p>
合 計	371,067 (国庫 171,935)	

5 保育士養成事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
保育士登録事業	5,984 (手数 6,138)	<p>1 保育士登録事業</p> <p>児童福祉法に基づき保育士の登録事務を実施する。</p> <p>登録申請手数料 4,200円</p> <p>登録証書換手数料 1,600円</p> <p>登録証再交付手数料 1,100円</p>

6 児童健全育成の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
放課後子どもプ ラン（放課後児童 クラブ）	336,558 (国庫 164,598)	<p>(1) 放課後児童健全育成事業</p> <p>昼間保護者のいない主に小学校低学年児童等の健全育成を図るため、20人以上（年間250日以上開設する児童クラブにあっては10人以上）の児童で組織する放課後児童クラブを設置する市町村に対し、運営費の一部を助成する。</p> <p>また、民間児童クラブ、認可外保育施設に従事する職員に対する健康診断に要する経費の一部を助成する。</p> <p>補助先：市町村（中核市除く）174クラブ</p> <p>補助率：国1/3 県1/3</p> <p>補助基準額：基本額 1,611,000円～3,058,000円</p>

		<p style="text-align: right;">加算額 開所日数加算 長時間開設加算 障がい児受入加算</p> <p>(2) わくわく放課後支援事業 国庫補助要件に満たない5人以上(年間200日以上開設)の児童で組織する放課後児童クラブを設置する市町村に対し、その運営費の一部を助成する。 補助先：市町村(中核市除く)23クラブ 補助率：県1/2 補助基準額：460千円又は582千円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障がい児受入支援事業 障がい児を受け入れている放課後児童クラブに対し、障がい児受け入れにかかる経費の一部を助成する。 補助先：市町村(中核市除く)5クラブ 補助率：県1/2 補助基準額：230千円又は460千円</p>
児童ふれあい交流促進事業	2,000 (国庫 1,000)	<p>中・高校生等が子どもを産み育てることの意義や、子どもや家庭の大切さの理解を促進するための乳幼児とのふれあい・交流事業や絵本の読み聞かせ事業を実施する市町村に対して助成する。</p> <p>対象事業の概要等</p> <p>(1) 年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業 小学校高学年や中・高校生を対象に赤ちゃん講座を開設するとともに、中・高校生等と乳幼児がふれあうための交流事業を実施し、「次世代の親」を育成する。 補助先：市町村(中核市除く) 補助率：国1/3 県1/3</p> <p>(2) 親と子の絵本の読み聞かせ事業 親子のふれあいの機会を作るため、乳幼児を持つ親を対象に、講習会の開催、絵本に関わる情報提供などによる絵本の読み聞かせ事業を実施する。 補助先：市町村(中核市除く) 補助率：国1/3 県1/3</p> <p>(3) 巡回児童館事業 児童館から離れた地域等で団地の集会室等に児童館の職員が定期的に出向き、遊びの指導や子育て相談等を行う。 補助先：市町村(中核市除く) 補助率：国1/3 県1/3</p>
合計	338,558 (国庫 165,598)	

7 児童厚生施設活動事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
民間児童厚生施設活動事業	41,284 (国庫 20,642)	<p>児童厚生施設の運営費の一部を補助し、地域の健全育成活動を行っている児童厚生施設の活性化を図る。 補助先：児童館又は児童センターを設置する市町村又は社会福祉法人(中核市含む) 補助率：国1/3、県1/3</p>

事業名	予算額	内 容
地域組織活動育成事業	8,686 (国庫 4,843)	児童の健全な育成を図るため、地域において児童健全育成活動を行っている自主的な団体(母親クラブ等)の運営経費を補助するとともにブロック地域活動連絡協議会指導者研修会を開催する。 補助先: 地域組織設置市町村(中核市除く) 補助率: 国 1 / 3、県 1 / 3
合 計	49,970 (国庫 25,485)	

8 児童措置事業

(単位: 千円)

事業名	予算額	内 容
保育所運営費市町村分県費負担金	1,046,308	保育所運営費市町村分県費負担金 民間保育所: 68か所(中核市除く) 1,007,199千円 平成18年度精算交付 4,662千円
措置費市町村分県費負担金	18,157	福祉事務所を設置する市町村が母子生活支援施設及び助産施設に対象者を入所させた場合に要する経費を負担する。 実施主体 福祉事務所を設置する市町村 (中核市除く) 負担割合 県 1 / 4 (国 1 / 2、市町村 1 / 4)
合 計	1,064,465	

9 児童手当の支給

(単位: 千円)

事業名	予算額	内 容
児童手当県負担金	4,643,685	0歳から12歳の児童を養育している者へ手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成と資質の向上に資する。 (支給月額)第1子 5,000円(0-2歳の乳幼児は10,000円) 第2子 5,000円(0-2歳の乳幼児は10,000円) 第3子以降 10,000円 支給に要する費用の県負担 被用者 1 / 10 県負担金額 387,190千円 非被用者 1 / 3 県負担金額 406,560千円 小学校修了前特例給付 1 / 3 県負担金額 3,849,935千円
児童措置費経常経費	171	市町村に対する児童手当事務指導監査を実施する。
合 計	4,643,856	

10 母子保健対策の推進

(1) 乳幼児医療費助成費

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
乳幼児医療費助成事業	1,519,700	乳幼児の疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う経済的負担を軽減し、子どもを安心して産み育てる環境づくりの一助とするため、市町村が実施する乳幼児医療費助成事業に対し、必要な経費の一部を補助する。 実施主体 60市町村 補助対象年齢 入院・通院とも就学前まで 補助率 1/2以内
母子福祉費経常経費	55	
合 計	1,519,755	

(2) 母子保健費

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
医療援護事業	84,197 (国庫 36,863) (負担 10,125)	心身ともに健全な子どもの出生と育成を図るために、身体障がい児、結核児童、妊娠中毒症等の妊婦及び未熟児に対し、必要な医療給付等を行う。 1 自立支援医療費(育成医療) 31,106千円 身体に障がいのある児童のうち、確実に治療効果が期待される児童に必要な医療の給付を行う。 2 療育医療 512千円 結核児童(入院)に必要な医療の給付等を行う。 給付内容：医療、学用品、日用品 3 妊娠中毒症等援護事業 76千円 妊娠中毒症等の妊婦が入院7日以上の場合に、21日を限度として支給する。 支給対象者 前年度所得税額が、30,000円以下の世帯 4 養育医療 52,503千円 未熟児(出生体重2,000グラム以下等)で、入院養育の必要な児に対し、医療の給付を行う。
小児慢性特定疾患治療研究事業	239,692 (国庫 112,636)	小児慢性疾患のうち、治療法の確立していない特定の疾患に罹患している児童に対し、治療研究に必要な費用を交付することにより患者家族の医療費の負担を軽減し、児童の健全な育成を図る。 1 小児慢性特定疾患研究事業 238,072千円 治療研究を行うために適当な保険医療機関に事業を委託し、治療研究に必要な費用を交付することによって実施する。 対象疾病 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液疾患・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患

		<p>2 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業 375千円 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児に対し、日常用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。 実施主体：市町村 補助率：市は国庫1/2、町村3/4(国1/2、県費1/4) 給付用具：便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム</p> <p>3 小児慢性特定疾患治療研究事業認定システム経費 1,245千円 平成17年度に導入した小児慢性特定疾患治療研究事業・育成医療公費負担システムの使用賃借料及び例月医療費請求データ入力作業費</p>
不妊専門相談事業	(国庫 519 259)	<p>不妊に悩む夫婦が不妊についての問題の整理や治療等についての自己決定ができるよう、身体的、精神的、社会生活を含めて健康支援を行う。</p> <p>1 不妊総合相談事業 各保健福祉事務所において一般県民から相談を受ける。</p> <p>2 不妊専門相談事業 県立医科大学医学部附属病院において、保健福祉事務所の総合相談から紹介された者の相談を受ける。</p> <p>3 専門相談員育成研修事業 不妊相談にあたる保健師等に専門研修を実施する。</p>
先天性代謝異常等検査事業	50,755	<p>フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常症、先天性甲状腺機能低下症(クレチン症)及び先天性副腎過形成症の早期発見、早期治療を図るため、新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を行う。</p> <p>検査対象者 新生児 検査対象疾病 先天性代謝異常症(フェニルケトン尿症・メイプルシロップ尿症(楓糖尿症)・ホモシスチン尿症・ガラクトース血症) 先天性甲状腺機能低下症(クレチン症) 先天性副腎過形成症 検査機関 財団法人福島県保健衛生協会</p>
子どもの虐待予防サポート推進事業	1,520	<p>市町村及び保健福祉事務所が育児不安や虐待に至る恐れのある家庭を早期に発見し、親同士の集団交流や家庭訪問の手法により、適切な支援を行う。</p> <p>1 育児不安を持つ親のグループミーティング事業 母子保健事業を通して、育児に負担を感じ、虐待に至る恐れのある親等を早期に把握し、悩みを抱える親同士の集団交流を行うことで、育児負担の軽減と虐待の予防を図る。 1,462千円</p> <p>(1) グループミーティングの実施 実施主体 各保健福祉事務所 実施回数 年8回(方部毎)</p> <p>(2) 事例検討会の実施</p>

		<p>実施主体 各保健福祉事務所 実施回数 年2回</p> <p>2 子どもの虐待予防サポート推進研修事業 育児不安や虐待に至る恐れのある家族等を早期に把握し、適切な育児支援を行うための必要な知識・スキル等を獲得するため、研修会を開催する。 58千円</p>
<p>新生児聴覚検査事業</p>	<p>5,578</p>	<p>聴覚障がい児を早期に発見し、早期療育につなげるため、聴覚検査機器を有する産科医療機関に検査を委託し、新生児に対する聴覚検査を試行的に実施する。</p> <p>1 新生児聴覚検査事業 検査対象者：県が検査を委託した産科医療機関で出生し、県内に住所を有する保護者の新生児 検査委託機関：聴覚検査機器を有する産科医療機関</p> <p>2 新生児聴覚検査事業推進会議 (1) 新生児聴覚検査事業推進会議 開催回数：年1回 参集者：関係団体(産科・小児科・耳鼻科、言語聴覚士)、精検・療育機関、聾学校、学識経験者、聴覚障がい者団体等 (2) 新生児聴覚検査事業推進会議専門部会 開催回数：年1回 参集者：検査機関(産科)、精検・療育機関、聾学校、学識経験者(小児)、保健福祉事務所等</p> <p>3 新生児聴覚検査事業研修会 (1) 新生児聴覚検査事業検査事務担当者(技術者)研修会 (2) 新生児聴覚検査事業行政事務担当者(保健師)研修会</p> <p>4 新生児聴覚検査事業普及・指導事務</p>
<p>豊かに「いのち」を育む支援事業</p>	<p>589</p>	<p>思春期の性の健康問題に適切に対応できる個別相談体制を充実させ、地域全体の思春期の子どもたちが性に関する相談や正しい知識・情報がいつでも得られる体制を強化し、子どもたちの健全な育成を図る。</p> <p>1 思春期相談ほっとライン事業 相談窓口を設置し専門相談を実施する。</p> <p>2 産婦人科医等による望まない妊娠予防教育事業 人工妊娠中絶を希望して受診した10代の若者に対して、産婦人科医師等による指導・教育を行う。</p>
<p>特定不妊治療費助成事業</p>	<p>52,523 (国庫 26,261)</p>	<p>不妊治療を受けている夫婦のリプロダクティブヘルス(性と生殖に関する健康)を尊重し、治療を受けやすい環境を整備する観点から、当該夫婦の不妊治療の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成する。</p> <p>助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定不妊治療を受けた法律上の夫婦 ・ 体外受精又は顕微授精以外に妊娠が望めないと医師に診断された夫婦 ・ 夫婦合算の年間所得額が730万円未満であること

		助成対象となる治療 助成内容	体外受精、顕微授精 治療1回あたり10万円を限度とし年間2回まで助成期間は最長5年まで
公衆衛生総務費 経常経費（経常行政経費）	4,752 （国庫 1,477） （手数 16）	1 母子衛生医療事務経費 2 受胎調節実地指導員指定証交付事業 母体保護法施行令第1条第1項、第2項、第3条、第5条に基づく指定証の交付 3 市町村母子保健事業指導事務経費 4 母子保健推進連絡会議事業 母子保健法第5条の規定に基づく母性及び乳幼児の健康の保持増進のため、保健福祉事務所管内の母子保健施策の調整 5 のびゆく子ども支援事業 身体障がい児、長期療養児に対して療育指導を実施するとともに、低出生体重児の発育発達や育児に関する相談事業等を実施する。 また、母子保健事業を円滑に推進できるよう研修会を実施する。 (1) 交流・相談事業 (2) 訪問指導事業 (3) 母子保健指導者研修会	
10代の性いのち生きいきプロジェクト事業	4,500	10代の望まない妊娠や性感染症を未然に防ぐため、学校、家庭、地域の連携を強化し、子どもの発達段階や知識に応じた個別相談体制の充実と子どもたちをサポートする環境作りを行い、次代の親となる10代の子どもたちの健全な育成を図る。 1 10代の性いのち生きいきプロジェクト推進会議 各保健福祉事務所に推進会議を設置し、当該地域ごとに課題となっている思春期の性の健康問題を分析・協議し、関係機関との連携・協力体制の強化を図り、有機的な事業を展開する。 2 学校との連携による啓発・個別指導強化事業 学校との連携により、思春期の子どもたちへの正しい性の知識の普及・啓発を強化する。 3 親支援・性と生のワークショップ 幼児から思春期の子どもを持つすべての保護者、地域の大人を対象に性やいのちについて家庭や地域で子どもとどう関わればよいか、大人が主体的に参加し、学習する機会としてのワークショップを開催する。	
新 妊婦健康診査促進事業	120,927	第3子以降の妊婦健康診査費用について、市町村が通常受診回数（15回）のうち、5回を超えて公費負担した場合に、その超過負担分を補助する。 補助先 市町村 補助率 10/10（上限10回分）	
合計	565,552 （国庫 227,496） （負担 10,125） （手数 16）		

障がい者支援グループ担当の事業

1 在宅心身障がい者対策事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容												
心身障害者扶養共済事業	423,269 (国庫 82,534) (諸収 248,688)	障がいのある方を扶養する保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡又は重度障がい者になった場合、扶養していた障がいのある方に終身一定額の年金を支給する。												
重度障がい者支援事業	2,299,466	<p>1 重度心身障がい者医療費補助事業 2,272,258千円 重度心身障がい者の医療費の自己負担額を公費で負担する。(入院時食事療養費の標準負担額は対象外) 補助率：県 1 / 2 対象者：身体障害者手帳 1 級・2 級、3 級の内部障害所持者 療育手帳 A 所持者 精神保健福祉手帳 1 級所持者 療育手帳 B かつ身体障害者手帳所持者 精神保健福祉手帳 2・3 級かつ身体障害者手帳又は療育手帳所持者</p> <p>2 在宅重度障がい者対策事業 14,490千円 日常生活において、常に医療的処理等を必要とする在宅重度障がい者に治療材料等を給付することにより、経済的負担の軽減を図る。(中核市除く) 治療材料費給付事業 月限度額3,000円(県 1 / 2) 衛生器材費給付事業 月限度額4,000円(県 1 / 2)</p> <p>3 人工透析患者通院交通費補助事業 12,718千円 人工透析を受けている通院患者に対し、通院に要する費用を助成する。(中核市除く) 対象者：通院費が月額5,000円を超えるもの 補助率：5,000円を超える額の1/2、市町村1/2</p>												
重度心身障がい者対策事務経費	137 (繰入 137)	重度心身障がい者対策事務に関する経費												
特別障害者手当等給付費	160,728 (国庫 120,546)	<p>日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の在宅の最重度障がい者に村し特別障害者手当を支給すること等により、障がい者の所得保障と福祉の増進を図る。 負担率：市分(中核市含む) 国 3 / 4 町村分 国 3 / 4、県 1 / 4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手当名</th> <th>月額給付単価</th> <th>年間給付延人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別障害者手当</td> <td>26,440 円</td> <td>4,276 人</td> </tr> <tr> <td>障害児福祉手当</td> <td>14,380 円</td> <td>2,775 人</td> </tr> <tr> <td>経過的福祉手当(一般分)</td> <td>14,380 円</td> <td>540 人</td> </tr> </tbody> </table>	手当名	月額給付単価	年間給付延人員	特別障害者手当	26,440 円	4,276 人	障害児福祉手当	14,380 円	2,775 人	経過的福祉手当(一般分)	14,380 円	540 人
手当名	月額給付単価	年間給付延人員												
特別障害者手当	26,440 円	4,276 人												
障害児福祉手当	14,380 円	2,775 人												
経過的福祉手当(一般分)	14,380 円	540 人												
県分特別障害者手当等施行事務費	1,416 (繰入 288)	嘱託医に対する診断書審査謝礼												
特別障害者手当等給付事務経費	76 (繰入 76)	特別障害者手当等給付事務に関する経費												
合計	2,885,092 (国庫 203,080) (諸収 249,189)													

2 心身障がい者社会復帰対策事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
障がい者小規模作業所支援事業	103,498 (国庫 4,000)	<p>1 障がい者小規模作業所支援事業 99,498千円 雇用されることが困難な在宅の障がい者に自活に必要な訓練を行うとともに、就労の場を与えて自立更生を促進するための障がい者小規模作業所に財政的支援を行う。</p> <p>ア 運営費補助 補助額：Aランク 年6,000千円×3/10 Bランク 年3,000千円×3/10 Cランク 年1,500千円×3/10</p> <p>イ 訓練者の人数の補助加算(14名上限) 補助額：1名当たり年額300千円上限×3/10</p> <p>2 障がい者就労訓練設備等整備事業 4,000千円 新事業へ移行する際に必要となる設備整備等に要する経費を補助する。 2,000千円×作業所数</p>

3 心身障がい児対策事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
障がい児者ホームヘルパー研修事業	225 (繰入 225)	<p>障がい児者に対するホームヘルプ事業を円滑に実施するため、既存ホームヘルパーを対象に研修事業を実施する。</p> <p>対象者：30名 研修期間：3日間</p>

4 障がい児療育指導事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
重症心身障がい児(者)通園事業	33,790 (国庫 16,895)	<p>在宅の重症心身障がい児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行うことにより、運動機能等の低下を防止するとともにその発達を促し、併せて保護者等に家庭における療育技術を習得させる。</p> <p>委託先 重症心身障がい児施設等を経営する 社会福祉法人 2ヶ所</p>
肢体不自由児地域リハビリテーション支援事業	1,259	<p>総合療育センターの専門職スタッフが地域の医療機関等を巡回し専門的技術支援を行ない、その技術を移転し蓄積する。</p>
合 計	35,049 (国庫 16,895)	

5 障がい者施策推進事業

(1) 施策推進事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
障がい者計画推進事業	530 (繰入 261)	<p>1 福島県障がい者施策推進協議会開催経費 県における障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査・審議を行う。 委員：15名 開催回数：年2回</p>

		2 障がい者計画圏域計画連絡調整会議 保健福祉事務所に障がい者計画圏域計画連絡調整会議を設置し圏域内の連絡・調整等を行うことにより、圏域計画の進行管理及び施策の推進に必要な連絡調整を行う。
ふれあい週間事業	312 (繰入 312)	障がい者ふれあい文化事業 障害者週間(12月3日～9日)を記念し、NPOや社会福祉法人等が開催する障がい者の自立等を目的としたイベントに対しその開催経費の一部を補助する。 補助率：開催経費の1/2以内
全国障害者スポーツ大会選手団派遣事業	6,313 (繰入 6,313)	第7回全国障害者スポーツ大会への選手団派遣 開催場所：秋田県 開催月日：平成19年10月13日～10月15日 派遣人員：選手等63名 予算額：6,313千円
財団法人福島県障がい者スポーツ協会運営費補助金	3,256 (繰入 3,256)	本県の障がい者スポーツの振興を推進する中核的組織としての協会に対し、その円滑な運営を期するため運営費の一部を助成する。
障がい福祉総務費経常経費(経常行政経費)	981 (諸収 1) (繰入 980)	障がい福祉に係る経常経費
障がい者地域生活移行支援事業	2,546	1 圏域別地域生活支援調整事業 地域生活への移行を調整する地域生活移行促進調整会議を圏域別に運営する。さらに、進行管理と全体調整を行う地域生活移行促進統括会議を運営する。 2 地域生活移行支援事業 登録した専門家の派遣を行い、地域生活移行の相談支援や助言を行う。
地域活動支援センター支援事業	57,962	デイサービス事業者等からの移行に係る地域活動支援センターの基礎的な事業に対し、財政的支援を行う。(補助基準は、小規模作業所支援事業費補助金と同程度) 補助率3/10 (1) デイサービス事業者等からの移行に係るもの 対象：10事業所 16,020千円 (2) 小規模作業所からの移行に係るもの 対象：25事業所 41,942千円
合計	71,900 (諸収 1) (繰入 11,122)	

(2) 発達障がい者対策事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
発達障がい者支援推進事業	5,569 (国庫 517)	発達障がい者(児)については、障がいの特性に応じた支援体制が不十分であるため、医療従事者等に対する研修を実施するなど、支援技術の普及に努める。 1 専門研修事業 診断・発達支援等、専門的支援技術の研修を実施する。 (1) 医療従事者研修 3回 (2) 支援者研修 3回

		<p>2 支援技術ハンドブック作成事業 発達障がいの特徴の解説や支援方法を集約したハンドブックを作成・配布し、支援技術の向上に資する。</p> <p>3 発達支援機能強化事業 一次支援機能を強化するため、関係機関職員に実地研修等を実施する病院や福祉施設に対し、事業費を補助する。 また、身近な地域での支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係者からなる検討会を開催し、各圏域における支援の実態の把握及び支援モデルの策定を行う。 補助先 2カ所 補助額 2,000千円(定額)</p>
--	--	---

(3) 県地域生活支援事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
高次脳機能障がい支援体制整備事業	373 (国庫 186)	<p>高次脳機能障がい者への相談支援体制の構築に向けて、県内の当事者数及び当事者が持っているニーズ等を把握するための実態調査を実施する。</p> <p>高次脳機能障がいとは… 交通事故による脳外傷や脳血管障害などにより、記憶、注意、遂行機能といった認知機能や社会的行動面に後遺障害を来すもの。</p>
障がい児(者)地域療育等支援事業	33,599 (国庫 16,464)	<p>1 障がい児(者)専門相談支援事業 相談支援アドバイザーによる、市町村相談支援体制整備への助言・指導等の2次支援及び高度な専門性を必要とする相談への直接支援を実施する。</p> <p>2 障がい児等療育支援事業 地域の医師、理学療法士等の療育の専門家を活用することで、地域における専門的な相談療育支援体制を確保する。 実施予定施設： 東洋学園児童部、白河こひつじ学園、桜が丘学園、福島市清心荘、ばんだい荘あおば、あかまつ荘、はなわ育成園、あだたら育成園、宇津峰十字の里、原町学園 計10施設</p>
障がい者生活支援事業	4,046 (国庫 2,023)	<p>生活支援を適切に実施できると認められる社会福祉法人等内に「障がい者生活支援センター」を設置し、単身で生活している障がい者の相談に応じ、助言を与えるなど、地域生活に必要な支援を行うことにより、障がい者の地域生活移行を推進する。 委託先 生活支援を適切に実施できると認められる社会福祉法人等 実施箇所数 1箇所(相双)</p>
障害者自立支援法関係人材育成事業	2,827 (国庫 1,107)	<p>1 障害程度区分認定調査委員等研修事業 障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運営のため、サービス支給決定の条件となる障害程度区分の決定手続きに携わる認定調査員及び市町村審査会委員の研修事業を実施する。 予算額：210千円(国庫 105千円)</p> <p>2 障がい者相談支援従事者研修事業 障害者自立支援法における指定相談支援事業者等に</p>

		<p>従事する人材の養成並びに資質の向上を図るため、厚生労働省主催の指導者養成研修に派遣し、さらに、県において従事者養成研修を実施する。 予算額：1,411千円（国庫 567千円）</p> <p>3 サービス管理責任者研修事業 障害者自立支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、障害福祉サービスを提供する指定要件であるサービス管理責任者を養成するための研修を開催する。 予算額：1,206千円（国庫 435千円）</p>
視覚障がい者生活支援センター事業	2,730 (国庫 484)	<p>視覚障がい者の自立と社会参加を推進するため、生活相談等に応じ、必要な指導等を行う視覚障がい者生活支援センターを設置する。</p> <p>1 視覚障がい者相談員設置事業 視覚障がい者の自立と社会参加を促進するため、生活相談等に応じ、必要な指導等を行う相談員を設置する。</p> <p>2 視覚障がい者生活訓練等事業 日常生活上必要な訓練・指導等を行い、生活の質的向上を図るとともに、スポーツ・レクリエーション教室を開催し、社会参加を促進する。</p> <p>3 点字即時情報ネットワーク 新聞等による最新情報を点字及び音声により迅速に提供する。</p>
社会参加促進事業	21,708 (国庫 10,852)	<p>1 障がい者パソコン活用促進事業 障がい者の情報障壁の軽減を図る手段として有効なパソコン活用促進を図るため、障がい特性に応じたパソコン導入アドバイス及び指導を行うとともに、適切な相談指導スタッフの養成を行う。 予算額：288(国庫 144)</p> <p>2 要約筆記奉仕員事業 要約筆記奉仕員養成 中途失聴者、難聴者で手話を理解できない者に対し、会合等で話を的確に要約し同時通訳する要約筆記奉仕員を養成する。 予算額：676千円（国庫 338千円） 要約筆記奉仕員派遣 中途失聴者、難聴者が会合等に出席する場合において、円滑な意思の疎通を図るため、要約筆記奉仕員を派遣する。 予算額：135千円（国庫 67千円）</p> <p>3 手話奉仕員・通訳者事業 手話奉仕員派遣 聴覚障がい者が公的機関等に赴く時において、円滑な意志疎通を図るうえで、支障がある場合に手話奉仕員を派遣する。 予算額：198千円（国庫 99千円） 手話通訳者養成 身体障がい者の福祉の概要や手話通訳の役割・責務について理解ができ、手話通訳に必要な技術を習得した手話通訳者を養成する。 予算額：2,091千円（国庫 1,045千円）</p>

		<p>手話通訳者派遣 聴覚障がい者が公的機関に赴く時において、意思の疎通を図る上で、手話通訳者の派遣が適当な場合、手話通訳者を派遣する。 予算額：200千円（国庫 100千円）</p> <p>手話奉仕員指導者養成 手話奉仕員を養成する指導者を育成するため研修会に派遣する。 養成人員：2名 予算額：109千円（国庫 54千円）</p> <p>4 盲ろう者通訳・介助員事業 盲ろう者通訳・介助員養成 盲ろう者が、公的機関に赴く時等、社会生活で円滑な意思の疎通が図られるよう、盲ろう者通訳・介助員を養成する。 予算額：728千円（国庫 364千円）</p> <p>盲ろう者通訳・介助員派遣 盲ろう者が公的機関に赴く時、円滑な意思の疎通を図るため、盲ろう者通訳・介助員を派遣する。 予算額：2,208千円（国庫 1,104千円）</p> <p>5 相談員活動強化事業 身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員による障がい者の身近な地域における相談活動等を支援するため研修会を実施する。 予算額：310千円（国庫 155千円）</p> <p>6 障害者社会参加推進センター運営事業 障がい者の社会参加施策の効率的かつ均衡ある展開を図るため、三障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい）共通のセンターとしてその機能の強化、協議会等の拡充を図る。 予算額：12,620千円（国庫 6,310千円）</p> <p>7 「障がい者110番」運営事業 障がい者の人権に係わる専門の相談窓口を開設し、相談に応じ、人権保護のための支援を行う。 予算額：2,145千円（国庫 1,072千円）</p>
<p>障がい者就業・生活支援センター事業</p>	<p>12,138 （国庫 6,069）</p>	<p>「障害者就業・生活支援センター」を設置して、障がい者が就労するために必要な生活上の相談及び健康上の相談等の生活支援事業を行い、障がい者の自立支援を図る。</p> <p>委 託 先：障がい者に対する就労支援・生活支援を適切に実施できると認められる社会福祉法人等</p> <p>実施箇所数：3箇所（県中・会津・いわき）</p>
<p>障がい者スポーツ振興事業</p>	<p>5,190 （国庫 2,594）</p>	<p>1 第45回福島県障がい者総合体育大会の開催 開催場所：いわき市 開催月日：平成19年5月20日 予 算 額：3,711千円</p> <p>2 障がい者スポーツ教室の開催等 障がい者のスポーツ活動への参加促進を図るため、障がい者個々人の特性やニーズに応じた各種スポーツ教室を開催する。 内 容：種目別32回、団体別約10団体 委 託 先：（財）福島県障がい者スポーツ協会</p>

		予 算 額 : 1,479千円
障がい者の明るい暮らし促進事業	1,630 (国庫 814)	<p>1 市民精神保健福祉研修会 精神障がい者の人権と精神保健福祉についての関心を高め、精神障がい者の良き理解者として自主的に活動できる人材を育成する研修会を開催する。 実施主体：各保健福祉事務所</p> <p>2 家族会活動等の学習事業 精神障がい者の家族等が疾病や障がい者福祉制度を系統的に理解し、家族のかかわり方や具体的活動の展開方法を学習する。 実施主体：各保健福祉事務所</p> <p>3 家族相談員養成講習会開催事業 精神障がい者やその家族が、同じ障がいを持つ障がい者や家族に対し共感的働きかけや自立に必要な援助ができる人材を育成するための講習会を開催する。</p> <p>4 精神障がい者家族相談員紹介事業 各圏域毎に、精神保健福祉に関する相談に応じ、生活を支援する相談員を配置し、当事者相互に支え合う体制を整備する。</p> <p>5 精神障がい者レクリエーション教室開催事業 精神障がい者、家族、一般県民が、授産製品の展示販売やスポーツ交流を通して、精神障がい者の理解とお互いの連携を深めるため交流する。</p> <p>6 精神障がい者当事者リーダー研修会開催事業 ピアカウンセリングリーダーの育成を図るための研修会を開催する。</p>
情報支援等事業	7,446 (国庫 3,710) (諸収 25)	<p>1 手話通訳員設置事業 ろうあ者の家庭生活、社会参加におけるコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳員を県庁内に設置する。 設置人員：2名 予算額：3,861千円 (国庫1,918千円)(諸収25千円)</p> <p>2 聴覚障がい者ビデオライブラリー事業 聴覚障がい者のために字幕入りビデオテープを貸出し、情報の提供と社会参加の促進を図る。 委託先 製作：(社)聴力障害者情報文化センター 予算額：2,085千円(国庫 1,042千円)</p> <p>3 補助犬育成・貸与事業 重度障がい者に身体障がい者補助犬を貸与することにより、社会活動への参加を促進する。 育成・貸与頭数：1頭 委託先：補助犬訓練施設 予算額：1,500千円(国庫 750千円)</p>
生活訓練事業	1,177 (国庫 588)	<p>1 障がい者生活訓練事業 予算額：571千円(国庫 285千円) 身体障がい者社会生活訓練 身体障がい者に対し点字・手話等の講習会、歩行訓練等についての講座等を組織的に開催する。</p>

		<p>オストメイト社会適応訓練 ストマ装着者の社会復帰を促進するための講習会等を行う。 音声機能障害者発声訓練・指導者養成 喉頭摘出者の社会復帰を促進するための講習会等を行う。</p> <p>2 中途失明者緊急生活訓練事業 中途失明者が日常生活を送るうえで必要とされる諸能力について、訓練等指導を行う。 訓練内容：生活訓練、生活講習会 予算額：606千円(国庫 303千円)</p>
広域的支援事業	3,461 (国庫 1,616)	<p>市町村域を超えて広域的な支援を行い、障がい者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、相談支援体制の整備や社会的入院者の退院に向けた支援を行う。</p> <p>1 相談支援体制整備事業 予算額：229千円</p> <p>2 精神障がい者地域生活移行促進事業 予算額：3,232千円(国庫1,616千円)</p>
発達障がい者支援センター運営事業	10,352 (国庫 5,163) (諸収 19)	<p>発達障がい者支援の拠点として、発達障がいの診断、専門的な相談支援、発達支援、関係機関の研修・調整、発達障がいの広報啓発等を行う発達障がい者支援センターを運営する。</p>
授産振興対策事業	5,860 (国庫 1,798)	<p>授産関係施設のネットワーク化を図るとともに、授産事業の振興を積極的に推進するため、アンテナショップの設置事業などを行う授産事業支援センターへの助成を行う。</p>
障がい者地域生活移行自立サポート事業	5,994 (国庫 2,997)	<p>1 障がい者地域生活体験支援事業 スムーズに地域生活に移行できるようにするため、グループホーム等における住居での生活体験や社会復帰施設等での体験事業を実施する。 補助先：社会福祉法人、NPO法人、精神病院等 補助率：県1/2</p> <p>2 多機能型共同生活援助事業運営モデル事業 障がいの種別を越えたグループホームの運営を行うとともに、併せて総合的な居宅サービスの提供を行う事業の運営費補助をモデル的に実施し、地域生活移行促進の手法の研究開発に資する。 補助先：社会福祉法人等 補助率：県1/2</p>
障がい者ホームヘルパー養成支援事業	2,109 (国庫 1,054)	<p>ホームヘルパーの資格取得を希望する知的障がい者、精神障がい者及び発達障がい者を対象に、2級ホームヘルパー養成研修を実施するとともに修了者の就労促進を図る。</p> <p>委託先：「障がい者就業・生活支援センター」又は「障がい者就業サポートセンター」を設置する社会福祉法人 対象人数：12名程度</p>
精神障がい者社会適応訓練事業	9,521 (国庫 4,760)	<p>回復途上にある在宅精神障がい者で就労意欲のある者を、県に登録した協力事業所に一定期間訓練を委託し、</p>

		円滑な社会復帰を援助する。 委託予定人員：39人（委託期間6か月） 委託金：1日2,000円 普通傷害保険：訓練生の死亡・後遺障害300万円 入院1日4千円 通院1日2.5千円
合計	130,161 (国庫 62,279) (諸収 44)	

(4) 市町村地域生活支援事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
市町村地域生活支援事業費補助事業	293,187	市町村が実施する相談支援機能強化、コミュニケーション支援、日常生活用具支給、移動支援、地域活動支援センター機能強化、住宅入居等支援、成年後見制度利用支援等の実施事業に対して補助を行う。 補助先：市町村（中核市含む） 補助率：県1/4 国1/2

(5) 自立支援法関連事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
障がい福祉サービス等給付事業 (在宅系)	658,763	<p>1 居宅介護等 利用者が居宅において自立した生活を営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣し日常生活を支援することにより利用者の生活の安定を図るサービスであり、当該サービスに要する費用の一部を支給する。 負担率：県1/4 予算額：308,269千円</p> <p>2 重度障害者等包括支援 常時介護を要する重度障がい者に対し、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスを包括的に提供し、利用者の生活の安定を図るサービスであり、当該サービスに要する費用の一部を支給する。 負担率：県1/4 予算額：13,098千円</p> <p>3 短期入所 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設へ短期間の入所を必要とする障がい者等に対し、入浴排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を実施するサービスであり、当該サービスに要する費用の一部を支給する。 負担率：県1/4 予算額：53,770千円</p> <p>4 児童デイサービス 日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練を行うデイサービスを受けた障がい児に対し、市町村が介護給付費等を支給した場合、当該介護給付費等に要する費用の一部を支給する。 負担率：県1/4 予算額：118,474千円</p> <p>5 共同生活援助等 利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身</p>

		<p>体及び精神の状況や環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を実施するサービスであり、当該サービスに要する費用の一部を支給する。 負担率：県 1 / 4 予算額：155,751千円</p> <p>6 相談支援事業 支給決定を受けた障がい者等で、特に計画的な支援を必要とする者が、指定相談支援事業者から「指定相談支援」等を受けた場合、サービス利用計画作成費を支給する。 負担率：県 1 / 4 予算額：9,401千円</p>
障害者自立支援法 施行事務費	39,923 (国庫 446)	<p>1 障害者介護給付費等不服審査会経費 障害者自立支援法第98条第1項に基づき、市町村が行う介護給付費の支給決定に対する不服審査請求の事件を審査する、福島県障害者介護給付費等不服審査会を設置運営する。</p> <p>2 自立支援給付に係る新たな軽減措置 平成19年4月から予定されている利用者負担の更なる軽減に係る県負担分 負担先：市町村 負担率：県 1 / 4</p>
身体障がい児者 補装具費給付事業	78,324	<p>身体障がい児・者の障がいを軽減させるために行う義肢、車いす等の補装具の給付・修理にかかる補装具費の一部を支給する。 負担率：県 1 / 4</p>
自立支援医療給 付費（更生医療）	267,903	<p>1 自立支援医療費（更生医療） 身体障がい者が更生するために行う医療費の給付の一部を支給する。 負担率：県 1 / 4 予算額：267,685千円</p> <p>2 自立支援医療（更生医療）審査支払委託料 自立支援医療（更生医療）の給付に係る診療報酬の審査及び支払いに関する事務の委託 委託先：福島県国民健康保険団体連合会 福島県社会保険診療報酬支払基金 予算額：218千円</p>
障害者自立支援 対策臨時特例基金 事業	773,535 (繰入 684,657)	<p>1 事業者の激変緩和措置事業 収入が減少した事業者に対し支援するとともに、送迎サービスに係る費用を助成する。</p> <p>2 新法への移行するまでの経過的な支援 障害者自立支援法の新サービス体系に直ちに移行できない小規模作業所等に経過的な措置として運営費を助成する。</p> <p>3 新法への移行のための支援 施設の改修を行う事業者に助成するとともに、地域移行や就労支援を行うことにより、新サービス体系への移行を支援する。</p> <p>4 制度改正に伴う緊急的な支援 障害者自立支援法の施行に伴い緊急的に対応するため、地域における相談指導体制の整備や障害児療育支援等を行う。</p>

合 計	1,818,448 (国庫 446) (繰入 684,657)	
-----	---------------------------------------	--

6 身体障がい者扶助事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
身体障害者施設訓練等支援費	654,896 (国庫 5,000)	<p>1 介護給付・訓練等給付費 18歳以上の施設利用を希望又は必要とする身体障がい者に対し、旧法支援施設において指導・訓練を行った場合に、市町村が支給する費用の1/4を負担する。</p> <p>2 障がい者就労訓練施設等整備事業 旧法支援施設等が、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスへの円滑な移行を図ることを目的として、障害者自立支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援等の新事業に移行する際に必要となる設備整備に要する経費を補助する。 補助先：法人 補助率：国10/10</p> <p>3 (新)障害者自立支援給付費負担金 18歳以上の施設サービスの利用を希望又は必要とする身体障がい者に対し、障害者自立支援法による施設系サービスを提供した場合に、市町村が支給する費用の1/4を負担する。</p>

7 身体障がい者福祉法施行事務

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
身体障害者福祉法施行関連事業	1,827 (繰入 1,827)	身体障がい者相談員設置事業 地域にあって身体障がい者の更生援護に関する相談、指導、助言を行うため身体障がい者相談員を設置する。 設置者数：87人(中核市除く) 報償費：年1人当たり21,000円
身体障がい者福祉費経常経費(経常行政経費)	947 (繰入 752)	身体障がい者福祉法施行事務に関する一般経費
障がい者自立生活センター支援事業費	4,400 (繰入 4,400)	障がい者が主体性を持って、地域の中で自立した生活が送れるように、障がい者が自ら運営し、障がい者自身が各種サービスを提供する「障がい者自立生活センター」活動を支援する。 補助先：福島市、いわき市、田村市 補助率：県1/2
合 計	7,174 (繰入 6,979)	

8 知的障がい者扶助事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
知的障がい者援護施設等保護費	1,674,773 (国庫 5,000)	1 知的障がい者更生・授産施設保護費 18歳以上の施設利用を希望する又は必要とする知

		<p>的障がい者を支援し、その自立・更生に必要な指導・訓練を行うための自立支援給付費を、援護の実施者である市町村が障がい者に対して支給した実績に対して国が1/2、県が1/4を負担する。</p> <p>2 障がい者就労訓練設備等整備事業 新事業体系に移行するに当たり必要な備品等の購入に対して補助を行う。 補助先：法人 補助率：国10/10</p> <p>3 (新) 障害者自立支援給付費負担金 18歳以上の施設サービスの利用を希望又は必要とする障がい者を支援し、その自立・更生に必要な指導・訓練を行うための自立支援給付費を援護の実施者である市町村が障がい者に対して支給した実績に対して国が1/2、県が1/4を負担する。</p>
在宅知的障がい者対策費	3,240	<p>知的障がい者地域生活ホーム事業 国庫補助対象外の知的障がい者グループホーム事業に対し補助を行う。 補助先：市町村</p>
合 計	1,678,013 (国庫 5,000)	

9 知的障がい者福祉法施行事務

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
知的障がい者福祉費経常経費(経常行政経費)	520 (繰入 520)	知的障がい者福祉施行事務に関する経常経費
知的障害者福祉法施行関連事業	1,239 (繰入 1,239)	<p>知的障がい者相談員設置事業 在宅の知的障がい者の更生援護に関する相談、指導、助言を行うため知的障がい者相談員を設置する。 設置者数：59人(中核市除く) 報償費：年1人当たり21,000円</p>
合 計	1,759 (繰入 1,759)	

10 精神保健福祉費

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
精神障がい者社会復帰施設運営事業	279,532 (国庫 147,266)	<p>1 精神障がい者社会復帰施設運営事業 精神障がい者の社会復帰を促進するため、法定社会復帰施設の運営費について補助を行う。 精神障がい者生活訓練施設 3か所 精神障がい者通所授産施設 5か所 精神障がい者福祉ホーム 2か所 精神障がい者小規模通所授産施設 4か所</p> <p>2 (新) 障がい者就労訓練設備等整備事業 新事業体系に移行するに当たり必要な備品等の購入に対して補助を行う。 補助先：法人 補助率：国10/10</p>

精神障がい者社会復帰施設整備利子補給事業	750	第2種社会福祉事業である精神障がい者社会復帰施設の施設整備を支援・促進するため、独立行政法人福祉医療機構からの借入金の利子を補給する。 3法人(3施設)
精神障がい者福祉費経常経費(経常行政経費)	1,190 (繰入 851)	1 精神保健福祉審議会 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する事項について知事の諮問に答えるほか、知事に意見を具申する。 2 精神障害者保健福祉手帳交付事業 精神障がい者に対する各種の支援策の活用を容易にし、もって自立と社会参加の促進を図る。 申請窓口 各市町村
合計	281,472 (国庫 147,266) (繰入 851)	

11 社会福祉施設整備事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
社会福祉施設整備事業	86,590 (国庫 57,726)	1 知的障がい児施設整備事業 18歳未満の知的障がい児に知識技能を与える施設の施設整備に要する経費の一部を、設置する社会福祉法人等に補助する。 大規模修繕1(定員30) 2 (新)自立支援法施設整備事業 18歳以上の障がい者に対して、通所又は入所サービスを実施し、機能訓練、入浴・排せつ・食事介助、創作的活動、自活訓練、就労に必要な知識能力の向上、就労機会の提供などのサービス提供施設を設置する社会福祉法人等に施設整備費の一部を補助する。 新規1(定員40)
社会福祉施設整備利子補給事業	15,111	社会福祉施設整備を支援、促進するために設置主体の自己負担金のうち、独立行政法人福祉医療機構からの借入金の利子の一部を補助し設置主体の負担軽減を図る。 (中核市除く) 対象施設：光洋愛成園 外16施設 補助金額：当該年度償還利子に2.5%を乗じ、借入れ利率で除した額を補助
合計	101,701 (国庫 57,726)	

12 障がい者福祉施設事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
身体障がい者更生相談所事業	2,909 (繰入 1,901)	身体障がい者の生活、医療、施設入所、補装具等について相談、指導判定等を行うことにより、身体障がい者の自立更生を促進する。 相談・指導・判定業務 市町村職員研修 身体障がい者支援対策強化事業 ・補装具適正化連絡協議会の開催 ・リハビリテーション関係職員研修

		義肢・装具製作業務 身体障害者手帳交付業務
点字図書館の管理運営経費	35,863 (国庫 11,430) (諸収 45)	点字図書館の指定管理者委託料 平成18年4月1日から点字図書館の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者への委託料を計上する。 委託先：(社)福島県盲人協会
知的障がい者更生相談・指導・判定業務	4,723 (繰入 407)	福島県知的障害者更生相談所の業務運営に係る経費 1 相談・指導・判定業務 知的障がい者に対する相談・指導・判定会の実施 2 障がい程度区分に係る経費 市町村が新規で知的障がい者の支給決定をするにあたり、必要な助言・判定を行う。
障がい者福祉施設費経常経費(運営経費)	7,651 (財収 650) (繰入 6,845)	障がい者総合福祉センターの運営等に係る経常経費
障がい者福祉施設費経常経費(施設管理経費)	1,152 (財収 487)	身体障害者手帳認定、交付に係る経常経費
合計	52,298 (国庫 11,430) (財収 1,137) (繰入 9,153) (諸収 45)	

13 児童措置事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
児童措置費	2,418,949 (国庫1,191,194) (負担 25,139)	児童施設(県立県営施設を除く)の措置費及び障害児施設給付費 知的障がい児施設 7施設 231人 知的障がい児通園施設 2施設 64人 重症心身障がい児施設 7施設 270人 肢体不自由児を入所させる指定医療機関 3施設 3人 肢体不自由児施設 2施設 31人 肢体不自由児通園施設 1施設 30人 計 22施設 629人

14 県立施設管理運営事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
県立障がい者福祉施設管理運営委託事業	447,465	県立の障がい者福祉施設の管理運営を指定管理者に委託する。 福島県総合社会福祉施設太陽の国(ひばり寮、きびたき寮、けやき荘、かしわ荘、かえで荘) 矢吹しらうめ荘、矢吹しらうめ通勤寮 ばんだい荘わかば、ばんだい荘あおば

新 県立障がい者福祉施設民間移譲事業	66,137	県立社会福祉施設のあり方の見直しにより、太陽の国きびたき寮、矢吹しらうめ荘及び矢吹しらうめ通勤寮を平成20年度に施設運営のノウハウを有する社会福祉法人へ移譲することになったため、移譲先の選定や、施設の改修工事等必要な準備を行う。
障がい者福祉施設費経常経費（施設管理経費）	1,032	ばんだい荘事務経費 敷地借上料 面積 21,499m ²
大笹生学園運営費	51,738 (国庫 12,559) (負担 987) (使用 12,043) (諸収 1,229)	大笹生学園管理運営に係る経費 定員 100人
総合療育センター施設運営費	218,558 (国庫 41,027) (負担 1,141) (使用 120,250) (財収 139) (諸収 576)	総合療育センター管理運営に係る経費 定員 100人 入所 80人 通所 20人
郡山光風学園管理運営費	14,732 (国庫 6,476) (負担 617) (使用 1,185) (諸収 50)	郡山光風学園管理運営に係る経費 定員 110人
児童福祉施設費経常経費（施設管理経費）	180,722 (国庫 22,542) (使用 78,113) (諸収 34)	県立児童福祉施設（3施設）に係る経常経費
合計	980,384 (国庫 82,604) (負担 2,745) (使用 211,591) (財収 139) (諸収 1,889)	

15 精神保健医療費事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
精神科救急医療システム整備事業	68,647 (国庫 34,153)	<p>夜間・休日において、病状の急変等により緊急に精神科医療を必要とする者の適切な医療を確保するため、地域の実情に応じて診療応需体制等をシステム化することによって、精神疾患の再発防止や地域生活支援を図る。</p> <p>1 連絡調整委員会運営事業 精神科救急システム事業の円滑な実施を図るため、精神科病院協会、警察、消防等の関係機関との会議を年1回開催する。</p> <p>2 精神科救急医療システム事業 夜間・救急において、各ブロックごとに精神科救急医療機関を確保し、輪番制により診療応需体制を整備する。</p>

精神科移送システム事業	1,114 (国庫 640)	緊急な入院が必要にもかかわらず、本人の同意に基づいた入院を行うにないと指定医が判定した精神障がい者を知事が応急入院指定病院に移送するシステムを整備し、治療の必要性を自ら判断できない精神障がい者の受療の機会を確保する。
精神保健医療費	1,976,952 (国庫 979,957) (繰入 8,815)	<ol style="list-style-type: none"> 1 精神保健指定医による診察 精神障がいによる自傷他害のおそれ又はその疑いのある者を精神保健指定医に診察させ、その結果必要と認められる者を県立病院又は指定病院に入院させる。 2 措置入院者医療費公費負担 知事が決定した措置入院者の医療費を公費負担し、措置入院者の適正な医療及び保護を図る。 3 診療報酬請求審査事務委託 4 精神医療審査会 精神障がい者の医療及び法律等に関し学識経験を有する者のうちから任命させた委員によって合議体を構成し審査を行う。 5 措置入院者定期病状報告料 報告を行う精神科病院管理者に対し手数料を交付する。 6 医療保護入院者定期病状報告報告料 報告を行う精神科病院管理者に対し手数料を交付する。 7 自立支援医療費（精神通院医療） 精神障がい者の通院医療費の一部を公費負担し、適正医療の普及を図る。
こころの健康・自殺予防対策事業	3,594 (国庫 547)	<p>深刻な自殺者数の増加に対して、自殺予防対策行動計画を作成し、普及啓発と自殺の要因であるうつ病の早期発見についての対策を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中高年のうつ病対策事業 自殺率の高い市町村等を対象に45歳以上の住民に対するうつ病のスクリーニングとハイリスク者への支援を行い、市町村等における自殺予防対策の定着を図る。 2 自殺予防対策キャンペーンの実施 自殺予防の必要性について県民の理解を深める機会とするセミナーを開催する。 <p style="text-align: right;">予算には、総務企画G所管「自殺対策推進協議会」分を含む。</p>
いのちの電話相談支援事業	1,000 (繰入 1,000)	福島いのちの電話の相談員養成に係る経費を補助し、心の健康問題を抱える県民相談支援体制の充実を図る・補助率： 1 / 2
合 計	2,051,307 (国庫1,015,297) (繰入 9,815)	

16 精神保健訪問指導事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
精神保健費経常経費(経常行政経費)	5,793 (国庫 57)	<ol style="list-style-type: none"> 1 精神訪問指導事業 各保健所において、精神保健福祉に関する相談に応じ、訪問指導を行い、精神疾患の早期治療及び精神障がい者の社会復帰の促進を図る。 2 地域参加型グループワーク推進事業 疾病の再発を予防し、社会参加と自立を促進するため、グループ活動を通して社会適応能力の向上を図る。 3 保健所・市町村等支援事業費 精神保健福祉分野における技術的中枢として、保健所・市町村・精神障がい者社会復帰施設等関係機関に対する技術指導及び研修を実施し、職員の資質の向上を図る。 4 精神医療費事務経費

17 精神保健福祉センター事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
精神保健費経常経費(運営経費)	4,180 (国庫 506) (諸収入 14)	精神保健福祉センターの運営に係る事務経費
精神保健福祉センター特定相談事業	3,548 (国庫 413) (使用 3,063)	<ol style="list-style-type: none"> 1 精神保健福祉相談事業 アルコール関連問題及び思春期精神保健に関する相談(特定相談)を実施する。 2 精神保健福祉に関する調査・研究事業 3 相談に付随する診療等の実施 精神保健福祉に関する複雑な相談指導に伴う診療等を実施する。
心の健康づくり相談事業	2,313 (国庫 76)	<p>近年の社会生活環境の複雑化に伴い、ストレスが増大し、様々な精神的な問題が増大していることから、精神保健福祉センターにおいて、ひきこもり等の問題、アルコール等のアディクション問題、精神疾患も含めた心の病に関する専門相談窓口を設置し、県民の心の健康の保持増進を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 こころの電話相談 精神保健福祉センターにおいて、専門知識を有する者により、専用電話による相談の窓口(こころの電話)を設置し、県民が気軽に心の健康づくりについて相談できるような体制を整備する。 2 思春期精神保健セミナー 思春期精神保健に関する知識の普及やひきこもり等の相談指導を行うことで適応障害等の早期発見とひきこもり当事者の支援を行う。 3 アディクション伝言板の発行 アルコール依存症等の嗜癖(アディクション)問題に対応するため、民間団体を含めた嗜癖の自助グループ等の情報について広く関係者に周知し、嗜癖に悩む当事者及び家族等を支援する。
合計	10,041 (国庫 995) (使用 3,063) (諸収入 14)	

(4) 事業費

自立支援領域
(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画 との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
社会福祉総務費(061-004)	603,552	37,483	66,345	499,724	-
婦人保護対策費	30,880	8,892	181	21,807	-
婦人保護対策費経常経費	145			145	p80児2
配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業	11,086	4,012	74	7,000	p80児2
DV防止総合対策事業	2,379	144		2,235	p80児2
女性のための相談支援センター事業	17,270	4,736	107	12,427	p81児2
婦人相談所費	58,861	28,591	27	30,243	-
女性のための相談支援センター管理運営費	58,861	28,591	27	30,243	p81児3
社会福祉推進費(061-032)	513,811		66,137	447,674	-
家庭の虐待防止対策事業	209			209	p80児1
県立障がい者福祉施設管理運営委託事業	447,465			447,465	p114障14
県立障がい者福祉施設民間移譲事業	66,137		66,137		p115障14
障がい福祉総務費(062-001)	5,341,870	287,217	945,238	4,109,415	-
心身障害者扶養共済制度費	423,269	82,534	248,688	92,047	-
心身障害者扶養共済事業	423,269	82,534	248,688	92,047	p101障1
重度心身障がい者対策費	2,299,603		137	2,299,466	-
重度障がい者支援事業	2,299,466			2,299,466	p101障1
重度心身障がい者対策事務経費	137		137		p101障1
特別障害者手当等費	162,220	120,546	364	41,310	-
特別障害者手当等給付費	160,728	120,546		40,182	p101障1
県分特別障害者手当等施行事務費	1,416		288	1,128	p101障1
特別障害者手当等給付事務経費	76		76		p101障1
心身障がい者社会復帰対策費	103,498	4,000		99,498	-
障がい者小規模作業所支援事業	103,498	4,000		99,498	p102障2
心身障がい児対策費	225		225		-
障がい児者ホームヘルパー研修事業	225		225		p102障3
障がい児療育指導費	33,790	16,895		16,895	-
重症心身障がい児(者)通園事業	33,790	16,895		16,895	p102障4
施策推進費	71,900		11,123	60,777	-
障がい者計画推進事業	530		261	269	p102障5(1)
ふれあい週間事業	312		312		p103障5(1)
全国障害者スポーツ大会選手団派遣事業	6,313		6,313		p103障5(1)
財団法人福島県障がい者スポーツ協会運営費補助金	3,256		3,256		p103障5(1)
障がい福祉総務費経常経費(経常行政経費)	981		981		p103障5(1)
障がい者地域生活移行支援事業	2,546			2,546	p103障5(1)
地域活動支援センター支援事業	57,962			57,962	p103障5(1)
発達障がい者対策費	5,569	517		5,052	-
発達障がい者支援推進事業	5,569	517		5,052	p103障5(2)
県地域生活支援事業費	130,161	62,279	44	67,838	-
高次脳機能障がい支援体制整備事業	373	186		187	p104障5(3)
障がい児(者)地域療育等支援事業	33,599	16,464		17,135	p104障5(3)
障がい者生活支援事業	4,046	2,023		2,023	p104障5(3)
障害者自立支援法関係人材育成事業	2,827	1,107		1,720	p104障5(3)
視覚障がい者生活支援センター事業	2,730	484		2,246	p105障5(3)
社会参加促進事業	21,708	10,852		10,856	p105障5(3)
障がい者就業・生活支援センター事業	12,138	6,069		6,069	p106障5(3)
障がい者スポーツ振興事業	5,190	2,594		2,596	p106障5(3)

自立支援領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画 との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
障がい者の明るい暮らし促進事業	1,630	814		816	p107障5(3)
情報支援等事業	7,446	3,710	25	3,711	p107障5(3)
生活訓練事業	1,177	588		589	p107障5(3)
広域的支援事業	3,461	1,616		1,845	p108障5(3)
発達障がい者支援センター運営事業	10,352	5,163	19	5,170	p108障5(3)
授産振興対策事業	5,860	1,798		4,062	p108障5(3)
障がい者地域生活移行自立サポート事業	5,994	2,997		2,997	p108障5(3)
障がい者ホームヘルパー養成支援事業	2,109	1,054		1,055	p108障5(3)
精神障がい者社会適応訓練事業	9,521	4,760		4,761	p108障5(3)
市町村地域生活支援事業費	293,187			293,187	-
市町村地域生活支援事業費補助事業	293,187			293,187	p109障5(4)
自立支援法関連費	1,818,448	446	684,657	1,133,345	-
障がい福祉サービス等給付事業(在宅系)	658,763			658,763	p109障5(5)
障害者自立支援法施行事務費	39,923	446		39,477	p110障5(5)
身体障がい児者補装具費給付事業	78,324			78,324	p110障5(5)
自立支援医療給付費(更生医療)	267,903			267,903	p110障5(5)
障害者自立支援対策臨時特例基金事業	773,535		684,657	88,878	p110障5(5)
身体障がい者福祉費(063-001)	662,070	5,000	6,979	650,091	-
扶助費	654,896	5,000		649,896	-
身体障がい者施設訓練等支援費	654,896	5,000		649,896	p111障6
施行事務費	7,174		6,979	195	-
身体障害者福祉法施行関連事業	1,827		1,827		p111障7
身体障がい者福祉費経常経費(経常行政経費)	947		752	195	p111障7
障がい者自立生活センター支援事業費	4,400		4,400		p111障7
知的障がい者福祉費(064-001)	1,679,772	5,000	1,759	1,673,013	-
扶助費	1,678,013	5,000		1,673,013	-
知的障がい者援護施設等保護費	1,674,773	5,000		1,669,773	p111障8
在宅知的障がい者対策費	3,240			3,240	p112障8
施行事務費	1,759		1,759		-
知的障がい者福祉費経常経費(経常行政経費)	520		520		p112障9
知的障害者福祉法施行関連事業	1,239		1,239		p112障9
精神障がい者福祉費(071-001)	281,472	147,266	851	133,355	-
精神保健福祉費	281,472	147,266	851	133,355	-
精神障がい者社会復帰施設運営事業	279,532	147,266		132,266	p112障10
精神障がい者社会復帰施設整備利子補給事業	750			750	p113障10
精神障がい者福祉費経常経費(経常行政経費)	1,190		851	339	p113障10
社会福祉施設費(068-033)	129,487	70,773		58,714	-
社会福祉施設整備費	129,487	70,773		58,714	-
社会福祉施設整備事業	86,590	57,726		28,864	p113障11
社会福祉施設整備利子補給事業	15,111			15,111	p113障11
児童厚生施設整備費補助金	8,666	4,333		4,333	p90子1
社会福祉施設整備利子補給事業	7,363			7,363	p90子1
子育て支援のための拠点施設整備費補助金	4,666	2,333		2,333	p90子1
中央児童相談所耐震改修事業	7,091	6,381		710	p82児4
障がい者福祉施設費(081-001)	53,330	11,430	10,335	31,565	-
身体障がい者更生相談費	2,909		1,901	1,008	-
身体障がい者更生相談所事業	2,909		1,901	1,008	p113障12

自立支援領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画 との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
点字図書館費	35,863	11,430	45	24,388	-
点字図書館の管理運営経費	35,863	11,430	45	24,388	p114障12
知的障がい者更生相談費	4,723		407	4,316	-
知的障がい者更生相談・指導・判定業務	4,723		407	4,316	p114障12
障がい者福祉施設費経常経費	9,835		7,982	1,853	-
障がい者福祉施設費経常経費(運営経費)	7,651		7,495	156	p114障12
障がい者福祉施設費経常経費(施設管理経費)	2,184		487	1,697	p114障12
児童福祉総務費(072-001)	1,326,090	385,640	6,637	933,813	-
児童福祉総務費	2,822			2,822	-
児童福祉総務費経常経費	2,822			2,822	p82児5
児童福祉活動費	102,552			102,552	-
児童委員の設置	102,346			102,346	p90子2
主任児童委員研修会	196			196	p90子2
要保護児童身元保証に関する損失補填事業	10			10	p82児6
児童福祉施設等指導助成費	199,125	160	117	198,848	-
地域保育施設助成事業	23,000			23,000	p90子3
産休等代替職員費補助事業	26,158			26,158	p91子3
里親総合対策事業	20,767	160	117	20,490	p82児7
認定こども園設備整備等支援事業	1,500			1,500	p91子3
多子世帯保育料軽減事業	127,700			127,700	p92子3
措置児童援護費	2,540			2,540	-
児童養護施設等入所児童自立支援事業	2,540			2,540	p83児8
特別保育事業費	371,067	171,935		199,132	-
保育対策等促進事業	329,400	151,102		178,298	p92子4
病児・病後児保育事業	41,667	20,833		20,834	p94子4
保育士養成費	5,984		6,138	154	-
保育士登録事業	5,984		6,138	154	p94子5
児童相談所費	118,598	22,462	146	95,990	-
一時保護所入所児童扶助費	20,072	8,694		11,378	p84児9(2)
子どもを虐待から守る総合対策推進事業	9,847	2,429		7,418	p84児9(3)
家庭支援相談事業	6,954		28	6,926	p85児9(3)
児童相談所費経常経費	81,725	11,339	118	70,268	p83児9(1)
家庭児童相談室費	34,874		236	34,638	-
家庭児童相談室費経常経費	309			309	p85児9(3)
家庭児童相談室事業経費	34,565		236	34,329	p85児9(3)
児童健全育成推進事業費	338,558	165,598		172,960	-
放課後子どもプラン(放課後児童クラブ)	336,558	164,598		171,960	p94子6
児童ふれあい交流促進事業	2,000	1,000		1,000	p95子6
児童厚生施設活動事業費	49,970	25,485		24,485	-
民間児童厚生施設活動事業	41,284	20,642		20,642	p95子7
地域組織活動育成事業	8,686	4,843		3,843	p96子7
少子化対策推進費	100,000			100,000	-
(新)地域の子育て応援交付金	100,000			100,000	p29少1
児童措置費(073-001)	9,552,883	1,886,533	39,169	7,627,181	-
児童措置費	4,909,027	1,886,533	39,169	2,983,325	-
児童措置費	2,418,949	1,191,194	25,139	1,202,616	p114障13
保育所運営費市町村分県費負担金	1,046,308			1,046,308	p96子8
措置費市町村分県費負担金	18,157			18,157	p96子8

自立支援領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画 との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
児童入所施設（県立施設を除く）措置費	1,425,613	695,339	14,030	716,244	p85児10
児童手当	4,643,856			4,643,856	-
児童手当県負担金	4,643,685			4,643,685	p96子9
児童措置費経常経費	171			171	p96子9
母子福祉費（074-001）	3,275,218	497,212	304	2,777,702	-
母子福祉対策費	293,015	7,708	291	285,016	-
母子相談事業	40,583		278	40,305	p86児11
ひとり親家庭医療費助成事業	232,565			232,565	p86児11
母子寡婦福祉資金貸付金特別会計繰出金	1,864			1,864	p86児11
ひとり親家庭等日常生活支援事業	664	327	10	327	p86児11
母子寡婦福祉活動推進員設置事業費補助	615			615	p86児11
母子家庭等自立支援総合対策事業	16,200	7,381		8,819	p86児11
母子福祉費経常経費（運営経費）	524		3	521	p87児11
児童扶養手当費	1,462,448	489,504	13	972,931	-
児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事務費	9,893	5,320	13	4,560	p87児12
児童扶養手当給付費	1,452,555	484,184		968,371	p87児12
乳幼児医療助成費	1,519,755			1,519,755	-
乳幼児医療費助成事業	1,519,700			1,519,700	p97子10(1)
母子福祉費経常経費	55			55	p97子10(1)
児童福祉施設費（075-001）	579,405	117,038	218,866	243,501	-
大笹生学園費	51,738	12,559	14,259	24,920	-
大笹生学園運営費	51,738	12,559	14,259	24,920	p115障14
総合療育センター費	219,817	41,027	122,106	56,684	-
総合療育センター施設運営費	218,558	41,027	122,106	55,425	p115障14
肢体不自由児地域リハビリテーション支援事業	1,259			1,259	p102障4
光風学園費	14,732	6,476	1,852	6,404	-
郡山光風学園管理運営費	14,732	6,476	1,852	6,404	p115障14
若松乳児院費	50,770	21,306	1,105	28,359	-
若松乳児院管理運営経費	23,779	8,890	1,032	13,857	p88児13
若松乳児院費経常経費	26,991	12,416	73	14,502	p88児13
福島学園費	61,626	13,128	1,397	47,101	-
福島学園管理運営経費	23,331	7,118	1,350	14,863	p88児14
福島学園費経常経費	38,295	6,010	47	32,238	p89児14
児童福祉施設費経常経費	180,722	22,542	78,147	80,033	-
児童福祉施設費経常経費（施設管理経費）	180,722	22,542	78,147	80,033	p115障14
公衆衛生総務費（091-003）	565,552	177,496	10,141	377,915	-
母子保健費	565,552	177,496	10,141	377,915	-
医療援護事業	84,197	36,863	10,125	37,209	p97子10(2)
小児慢性特定疾患治療研究事業	239,692	112,636		127,056	p97子10(2)
不妊専門相談事業	519	259		260	p98子10(2)
先天性代謝異常等検査事業	50,755			50,755	p98子10(2)
子どもの虐待予防サポート推進事業	1,520			1,520	p98子10(2)
新生児聴覚検査事業	5,578			5,578	p99子10(2)
豊かに「いのち」を育む支援事業	589			589	p99子10(2)
10代の性のいのち生きいきプロジェクト事業	4,500			4,500	p100子10(2)
特定不妊治療費助成事業	52,523	26,261		26,262	p99子10(2)
妊婦健康診査促進事業	120,927			120,927	p100子10(2)
公衆衛生総務費経常経費（経常行政経費）	4,752	1,477	16	3,259	p100子10(2)

自立支援領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画 との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
精神保健費(094-001)	2,067,141	1,016,349	12,892	1,037,900	-
精神保健医療費	2,051,307	1,015,297	9,815	1,026,195	-
精神科救急医療システム整備事業	68,647	34,153		34,494	p115障15
精神科移送システム事業	1,114	640		474	p116障15
精神保健医療費	1,976,952	979,957	8,815	988,180	p116障15
こころの健康・自殺予防対策事業	3,594	547		3,047	p116障15
精神障がい者等地域生活移行受入支援強化事業	0				-
いのちの電話相談支援事業	1,000		1,000		p116障15
精神保健訪問指導費	5,793	57		5,736	-
精神保健費経常経費(経常行政経費)	5,793	57		5,736	p117障16
精神保健福祉センター費	10,041	995	3,077	5,969	-
精神保健費経常経費(運営経費)	4,180	506	14	3,660	p117障17
精神保健福祉センター特定相談事業	3,548	413	3,063	72	p117障17
心の健康づくり相談事業	2,313	76		2,237	p117障17
合 計	26,117,842	4,644,437	1,319,516	20,153,889	-

健康衛生領域

(1) 健康衛生領域分掌事務

健康増進グループ

- (1) 健康ふくしま 2 1 推進事業に関する事。
- (2) 生活習慣病予防の普及啓発に関する事。
- (3) 地域・職域の連携推進に関する事。
- (4) 禁煙対策等の推進に関する事。
- (5) 健康づくり関連諸事業に関する事。
- (6) 地域ケアフロンティア事業に関する事。
- (7) 医療社会事業に関する事。
- (8) 食育の推進に関する事。
- (9) 食生活改善推進員育成支援に関する事。
- (10) 栄養改善及び国民健康・栄養調査に関する事。
- (11) 栄養士養成施設の指導及び栄養士等の免許に関する事。
- (12) 特定給食施設管理事業に関する事。
- (13) 特別用途表示・栄養表示基準等に関する事。
- (14) 特定疾患治療研究事業に関する事。
- (15) 在宅人工呼吸器使用特定疾患治療研究事業に関する事。
- (16) 難病在宅療養者支援体制整備事業に関する事。
- (17) 重症難病患者療養支援ネットワーク事業に関する事。
- (18) 難病患者等居宅生活支援事業に関する事。
- (19) 遷延性意識障害者治療研究事業に関する事。
- (20) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に関する事。
- (21) 難病相談支援センター事業に関する事。
- (22) 健康危機管理に関する事。
- (23) 歯科保健に関する事。
- (24) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する事。
- (25) 保健師の業務指導に関する事。
- (26) 地域保健関係職員の研修に関する事。
- (27) 領域内の事務事業の調査に関する事。
- (28) 領域内の予算及び庶務に関する事。
- (29) 地域保健推進にかかる国際協力事業に関する事。
- (30) 保健衛生学会の開催に関する事。
- (31) 関係団体の育成指導に関する事。

医療看護グループ

- (1) 医療体制及び医療施設の整備に関する事。
- (2) 救急医療に関する事。
- (3) 緊急時医療に関する事。
- (4) 災害時医療に関する事。

- (5) ヘキ地医療に関すること。
- (6) 医療関係法令の施行に関すること。
- (7) 医療審議会に関すること。
- (8) 医療監視・指導に関すること。
- (9) 医療法人に関すること。
- (10) 公益法人に関すること。
- (11) 医師・歯科医師に関すること。
- (12) 臨床研修指定病院に関すること。
- (13) 診療放射線技師・診療エックス線技師、歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士及び言語聴覚士に関すること。
- (14) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に関すること。
- (15) 移植医療に関すること。
- (16) 自治医科大学及び自治医科大学卒業生に関すること。
- (17) 歯科技工士試験の施行に関すること。
- (18) 独立行政法人福祉医療機構に関すること。
- (19) 医療安全対策及び医療相談に関すること。
- (20) 医療関係従事者の各種研修会に関すること。
- (21) 感染症対策に関すること。
- (22) 結核対策に関すること。
- (23) エイズ、性感染症対策に関すること。
- (24) 感染症発生動向調査事業に関すること。
- (25) 予防接種の普及に関すること。
- (26) 保健師助産師看護師法の施行に関すること。
- (27) 看護師等の人材確保の促進に関する法律の施行に関すること。
- (28) 福島県看護職員需給計画に関すること。
- (29) 准看護師試験の施行に関すること。
- (30) 保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許登録に関すること。
- (31) 県立看護師等養成所の運営に関すること。
- (32) 看護師等養成所の指定申請等に関すること。
- (33) 看護師等養成所の指導に関すること。
- (34) 看護師等養成所運営費補助事業に関すること。
- (35) 病院内保育所運営費補助事業に関すること。
- (36) 保健師等修学資金に関すること。
- (37) 保健師、助産師、看護師及び准看護師の研修及び指導に関すること。
- (38) ナースセンター事業に関すること。
- (39) 訪問看護事業の推進に関すること。
- (40) 看護職員の表彰に関すること。
- (41) 看護団体に関すること。

食品安全グループ

- (1) 食品営業許可及び監視指導に関すること。
- (2) 食品安全対策の総合企画調整に関すること。
- (3) 食品安全推進会議に関すること。
- (4) 食中毒予防対策に関すること。
- (5) HACCP（危害分析、重要管理点）方式による衛生管理の普及啓発に関すること。
- (6) 魚介類行商に関すること。
- (7) 調理師及び製菓衛生師に関すること。
- (8) と畜場に関すること。
- (9) 化製場等に関すること。
- (10) 狂犬病予防に関すること。
- (11) 犬による危害の防止に関すること。
- (12) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (13) 動物取扱業に関すること。
- (14) 特定動物の飼養及び保管に関すること。
- (15) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。
- (16) 関係団体の育成指導に関すること。

環境衛生グループ

- (1) 旅館業、浴場業、興行場、理容業、美容業及びクリーニング業の許可及び監視指導に関すること。
- (2) 理容師養成施設及び美容師養成施設の指導に関すること。
- (3) 生活衛生同業組合に関すること。
- (4) 生活衛生営業の育成指導に関すること。
- (5) 生活衛生営業指導センターに関すること。
- (6) 生活衛生営業の融資に関すること。
- (7) クリーニング師試験に関すること。
- (8) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- (9) 墓地、埋葬等に関すること。
- (10) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- (11) ねずみ・衛生害虫等、居住環境の衛生に関すること。
- (12) 遊泳用プールに関すること。
- (13) 水道事業の計画及び実施に係る市町村指導に関すること。
- (14) 水道事業の認可に関すること。
- (15) 水道事業の国庫・県費補助に関すること。
- (16) 水道事業の整備計画に関すること。
- (17) 水道施設の災害復旧に関すること。
- (18) 水道水質に関すること。
- (19) 給水施設等の適正管理に関すること。
- (20) 水道統計に関すること。
- (21) 水道原水水質保全に関すること。

薬務グループ

- (1) 薬事法、薬剤師法に関すること。
- (2) 毒物及び劇物取締法に関すること。
- (3) 臨床検査技師等に関する法律の施行に関すること。
- (4) 薬事審議会に関すること。
- (5) 医薬分業に関すること。
- (6) 薬事関係の啓発に関すること。
- (7) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関すること。
- (8) 公益法人等薬務関係団体の指導育成に関すること。
- (9) 衛生研究所に関すること。
- (10) 環境医学研究所に関すること。
- (11) 保健福祉部試験研究技術会議に関すること。
- (12) 衛生検査所指導対策に関すること。
- (13) 福島県試験検査精度管理事業に関すること。
- (14) 薬剤師・臨床検査技師等の免許事務に関すること。
- (15) 薬務関係事務整理・統計に関すること。
- (16) 医薬品等の製造の許可等に関すること。
- (17) 医薬品等製造販売の許可等に関すること。
- (18) 医薬品等のFD申請システムに関すること。
- (19) 医薬品等の生産振興に関すること。
- (20) 医療機器等の開発における産学官の連携に関すること。
- (21) 薬務関係台帳管理システムに関すること。
- (22) 薬局の開設許可等に関すること。
- (23) 医薬品販売業の許可等に関すること。
- (24) 高度管理医療機器等の許可等に関すること。
- (25) 薬局製剤製造販売業・製造業の許可等に関すること。
- (26) 毒物劇物取扱者試験に関すること。
- (27) 毒物劇物の製造及び輸入の登録等に関すること。
- (28) 薬種商試験・特例販売業能力認定試験に関すること。
- (29) 災害時医薬品等の備蓄供給に関すること。
- (30) 国有ワクチン等の供給に関すること。
- (31) 薬事工業生産動態統計に関すること。
- (32) 温泉掘削の許可等に関すること。
- (33) 「薬の相談」窓口に関すること。
- (34) 薬事監視指導に関すること（特別薬事監視、一斉薬事監視等を含む。）。
- (35) 毒物劇物監視指導に関すること。
- (36) 薬事経済調査等に関すること。
- (37) 薬事監視員の研修・講習会に関すること。
- (38) 「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動に関すること。
- (39) 薬物乱用防止教室及びスクールキャラバンカーに関すること。

- (40) 医薬品・医療機器等の製造販売後安全管理（GVP）に関する事。
- (41) 医薬品・医療機器等の品質管理（GQP）に関する事。
- (42) 医薬品・医療機器等の製造及び品質管理に関する事。（GMP・QMS適合性調査）
- (43) 農薬危害防止に関する事。
- (44) 麻薬及び向精神薬・大麻・覚せい剤各取締法及びあへん法の施行・捜査に関する事。
- (45) 福島県薬物乱用対策推進本部に関する事。
- (46) 薬物関連問題相談事業に関する事。
- (47) 薬物乱用防止指導員連合協議会に関する事。
- (48) 薬物乱用防止指導員の研修に関する事。
- (49) 麻薬等の免許事務に関する事。
- (50) 麻薬関係の統計調査に関する事。
- (51) 医薬品等副作用・生物由来製品感染等被害救済制度に関する事。

（２）施策の基本方針

健康増進グループ

県民が幸せな生活を営むためには、何よりも心身の健康が大切であることから、「自分の健康は自分で守る」というセルフ・ケア(自己管理)を基本とした健康づくり対策を推進するために、次の事項を基本とした施策を重点的に推進する。

1 健康づくり県民運動の推進と普及啓発

21世紀の本格的な少子・高齢社会を健康で活力あるものとし、医療費等の社会保障負担を適正な水準に保っていくためには、単に病気の早期発見や早期治療に留まらず、健康を増進し発病を予防する「1次予防」の重視と生活の質の向上が必要である。

このため、本県では、長くなった人生を認知症や寝たきりにならない状態で生活できる時間(健康寿命)の延伸を目指し、社会環境等の改善までを含めた新たな健康づくりへの取組みとして、「健康ふくしま21計画」を基本とし、総合的・長期的視点に立ち、実効性のある「21世紀における県民健康づくり運動」(「健康ふくしま21」)を展開する。

「健康ふくしま21計画」を推進し、官民一体となった運動を展開するため、「健康ふくしま21推進県民大会」を開催するなど、県民運動の普及啓発を図るとともに、「健康ふくしま21推進協議会」を開催し、地域保健・職域保健等との連携を図りながら具体的施策を協議する。

2 健康づくり推進体制の整備

県民の生涯にわたる健康の保持・増進を図るためには、ライフステージに応じた保健指導や各種の地域保健事業を効果的に推進するとともに、新たな健康課題に適切に取り組むための高度な知識と技術を習得した人材の育成を図ることが重要である。

特に、生活習慣病対策に係る保健指導従事者の資質については、保健活動全般の事業企画や評価の実践技術の向上及び保健指導技術の高度化を図る必要があることから、地域保健関係職員研修を充実させ、健康づくり指導者の人材育成を体系的に実施する。

3 生活習慣病対策

がん、脳卒中、心臓病、糖尿病など生活習慣病の発症、進行には喫煙・運動・食事等の生活習慣が深く関わっていることが明らかになってきており、防煙、分煙、禁煙のたばこ対策や運動習慣の定着、バランスのとれた食生活など生活習慣の改善を図り、メタボリックシンドロームにならないための一次予防に関する正しい知識の普及啓発をより一層推進していく必要がある。

4 食育の推進

近年の社会経済情勢の変化に伴うライフスタイルの多様化により、食習慣の乱れや栄養の偏り、不規則な食事、生活習慣病の増加などの問題に加え、食の安全性など新たな問題が生じており、食に関する様々な情報が氾濫する中、食生活改善や食の安全性の確保の面からも、様々な経験を通して食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる食育を推進することが求められている。

このため、県民一人ひとりが自らの食を見直し、望ましい食生活を実践し、豊かな人間性を育むことができるよう、「福島県食育推進計画」に基づき、家庭、学校、地域が一体となって食育を推進する。

5 難病対策

原因が不明で治療法が未確立である難病に関する対策については、難病に関する医療の確立と普及を図るため、特定疾患治療研究事業に取り組み、患者の医療費の負担軽減を図る。

また、患者や家族が安心して療養生活を送れるよう、難病在宅療養者支援体制整備事業、重症難病患者療養支援ネットワーク事業、難病患者等居宅生活支援事業、在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業などに取り組み、患者や家族の療養支援と難病医療体制の整備に努める。

また、難病相談支援センターでの相談及び難病患者支援セミナー事業などにより支援体制の充実を図る。

6 原爆被爆者等対策

原子爆弾被爆者対策については、健康状態及び生活面において特別な状態に置かれていることを考慮し、定期健康診断の実施、各種手当の支給、介護保険利用助成などを実施し、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るとともに、被爆者二世に対する健康診断を実施する。

7 歯科保健

う蝕や歯周疾患等の歯科疾患に関する予防意識の浸透を図り、口腔内の健康の保持増進を図るため、関係機関との連携の下にライフステージに応じた歯科保健思想の普及啓発を図る。

特に高齢社会を踏まえ、生涯にわたって丈夫な歯で健康な生活を送れるよう、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした「8020運動」を積極的に推進するため、歯科保健対策協議会を開催するとともに、市町村における歯科保健対策を推進するために歯科保健情報システム等を活用して支援を行う。

8 健康危機管理体制の整備充実

医薬品、食中毒、感染症、飲料水、放射線、毒物・劇物その他何らかの原因により、県民の生命、健康の安全が脅かされる事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等を行う健康

危機管理の体制の整備充実を図る。

医療看護グループ

県民一人ひとりが生涯を通じて各ライフステージや疾病に応じた医療サービスを等しく享受できるよう、次の事項を基本とした施策を重点的に推進する。

1 保健医療提供体制の整備充実

(1) 医療提供体制の整備充実

県民がいつでもどこでも適切な医療を受けることができるよう、医療施設の患者療養環境の整備やがん診療機能の強化等に対して助成を行い医療提供体制の整備充実を図るとともに、医療機関相互の機能分担と連携を強化し、効率的な医療提供体制の確保を図る。

また、安心して子どもを産み育てることができるよう、新生児医療を担う地域の基幹病院に対する運営費の助成や子どもの急病に対する夜間の電話相談窓口の設置等により小児医療体制の充実を図る。

さらに、患者の視点に立った医療を実現し、医療への信頼が確保され、患者が納得して医療を受けられるよう、その相談体制の整備を図る。

(2) 救急医療体制の強化

救急患者の症状に適切に対応できるよう初期救急から第三次救急までの体系的な整備を推進するため、県立医科大学附属病院に救命救急センターの整備を進めるとともに、ドクターヘリの導入に向けヘリポート等を整備するほか、救命救急センターやドクターヘリの運営費に対して助成を行い、救急医療体制の充実強化に努める。

また、総合医療情報システムの運営により救急医療体制の円滑な運用を支援するとともに、救急医療対策協議会の設置運営を行い医療関係機関との連携強化を図るほか、県民に対してもインターネット方式により医療機関の情報の提供や救急法・救急知識の普及啓発等に努める。

さらに、災害時における救急医療を確保するため、災害医療センターに対する施設整備費の助成、災害医療従事者への研修、災害救急医療資器材の整備等を実施する。

(3) へき地医療の確保

医療に恵まれない地域において地域住民に安定した医療提供の確保を図るため、へき地診療所やへき地医療支援センターに対して運営費を助成するほか、自治医科大学卒業医師等の医療に恵まれない地域への配置を推進する。

また、へき地医療支援機構において、医療に恵まれない地域に対する医療支援や医師確保対策等について検討を行うとともに、将来へき地診療所等に勤務しようとする医学部学生に対し修学資金を貸与することにより、本県のへき地診療所における医師等の確保を図る。

(4) 歯科医療の確保

休日における歯科医療の確保を図るため、歯科在宅当番医制事業を実施する。

また、近年の高齢化により、在宅における高齢者等の要介護者が増加する傾向にあることから、在宅高齢者等の口腔衛生の改善を図るため、医療従事者に対する研修に対して助成を行う。

2 保健医療の新たな展開

(1) 在宅ケアの推進

在宅療養者への緩和ケア及び訪問看護の充実を図り、県民が質の高い在宅ケアを受けることができる体制を確保するため、関係機関と連携を図りながら、在宅緩和ケア研修事業、在宅緩和ケア普及事業、訪問看護ステーション、医療機関に勤務する看護師の相互研修及びがん看護専門研修を実施する。

(2) 移植医療の普及

骨髄バンク事業に対する県民の理解とドナー登録の促進を図るため、県民への普及啓発を推進するとともに、骨髄ドナー登録会の開催及びドナー登録機関である赤十字血液センターのない地域における登録窓口の設置により、登録機会の確保に努める。

また、移植医療について県民への普及啓発を推進するとともに、臓器移植コーディネーターを設置し、臓器移植の円滑な実施を図る。

3 結核・感染症対策の推進

(1) 結核対策の推進

福島県結核予防計画に基づき、接触者検診の充実、標準治療の普及徹底、直接服薬確認等の患者支援の徹底、施設内（院内）感染の防止等、本県の実情に応じた重点的・効果的な結核対策を推進する。

(2) 感染症対策の推進

福島県感染症予防計画、感染症対策マニュアルに基づき、適切な感染症対策及び防疫対策を実施する。

また、新型インフルエンザの発生に備えて、新型インフルエンザ対策行動計画に基づき抗インフルエンザウイルス薬の備蓄など体制整備を図る。

なお、感染症予防対策の根幹である感染症発生動向調査体制の充実を図るため、感染症情報センター機能の充実を図る。

エイズ予防対策については、正しい知識の普及啓発の強化、利用しやすいH I V検査体制の構築、エイズ治療拠点病院間の連携を図るとともに、エイズを含む性感染症の青少年に対する教育・啓発活動を教育委員会と連携を図りながら積極的に推進する。

あわせて、ハンセン病についての偏見や差別の解消を図るため、啓発普及事業を実施する。

4 保健医療スタッフの確保と資質の向上

深刻化する医師不足に対応するため、子育て中の女性医師が継続して働くことができる就業環境等を整備する。さらに、県立医科大学へ医師33名を配置し、支援要請があった公的病院へ派遣を行うとともに、医師の確保と県内への定着を図るため、県立医科大学へ新たに10名の助手枠を確保する。

また、看護職員については、「福島県看護職員需給計画」の着実な実施に向けて、就業の促進、養成の充実強化、就業環境等の改善による定着促進及び資質の向上を主要な柱として関連施策の一層の推進を図る。

さらに、県内において不足が著しい理学療法士、作業療法士等については、修学資金貸与事業の実施によりその確保に努める。

食品安全グループ

衣食住全般にわたって安全で安心できる生活環境の確保が求められていることから、特に食品安全及び動物愛護について、これらの要求に適切に対応しつつ生活衛生行政の一層の充実強化を図るため、次の施策を重点的に推進する。

1 食品安全確保対策の推進

- (1) 食品の多様化、流通の広域化並びに食品加工技術の高度化に対応して、「福島県食品衛生監視指導計画」により食品製造施設に対する監視指導を行うとともに、HACCP（危害分析・重要管理点）方式による衛生管理を普及啓発し、営業者による自主的衛生管理体制の強化を図る。
- (2) 食品の検査を行い、不良食品の排除に努めるとともに、営業者及び消費者に対し食品衛生知識の普及啓発を図り、併せて、食品関係施設に対する監視指導により、食中毒の発生を防止する。
- (3) 食品安全推進会議を開催し、「福島県食品の安全確保に係る基本方針」及び「福島県食品安全確保対策プログラム」に基づく食品安全対策事業の進行管理を行い、食品の安全確保を推進する。
- (4) と畜及び食鳥検査業務等を強化するとともに、と畜場等の衛生管理の指導を徹底し、安全で衛生的な食肉の確保に努める。

2 動物愛護の推進

- (1) 飼い犬のしつけ方教室や動物愛護フェスティバルの開催及び小学校への獣医師派遣などを通じて、広く県民の間に動物愛護の気風を醸成し、人と動物が共存できる社会環境の確保を図る。
- (2) ペットショップなどの動物取扱業者に対して立入指導を実施し、動物の愛護と適正管理の普及啓発を図る。
- (3) 特定動物の飼養施設への立入指導や放置犬等の捕獲並びに飼養者に対する適正管理の指導等を行う。

環境衛生グループ

衣食住全般にわたって安全で安心できる生活環境の確保が求められていることから、特に衛生的な環境や水道事業について、これらの要求に適切に対応しつつ生活衛生行政の一層の充実強化を図るため、次の施策を重点的に推進する。

1 衛生的な環境対策の推進

- (1) 生活衛生関係営業は、県民生活に密接な関係を有しているが、その経営規模は零細で、営業基盤も脆弱であることから、経営の健全化のための相談指導體制の充実強化を通じ、生活衛生関係営業の振興を図る。
- (2) 生活衛生関係営業施設に対する監視指導を実施し、自主管理体制の確立を図りながら衛生水準の維持向上に努める。
- (3) 安全で安心できる暮らしを確保するため、公衆浴場や旅館のレジオネラ属菌対策や室内空気環境対策等を実施し、適切な指導と情報の提供に努める。
- (4) 一定規模以上の建築物の衛生的環境を確保するため、その適正な維持管理について監視指導に

努めるとともに、ビル管理業の登録を促進し、ビル管理業者の資質の向上を図る。

2 水道事業の推進

- (1) 県民が安心して飲める「おいしい水」の安定的な供給に向けて、県内どこでも水道が利用できるよう水道未普及地域の解消に努める。
- (2) 水道水の安定供給及び経営基盤の強化を図るため、水道の広域化に対する支援を行う。
- (3) 災害時におけるライフラインを確保するため、災害に強い水道施設の整備を促進する。
- (4) 安全な水供給を確保するため、「福島県水道水質管理計画」に基づき水質検査体制の整備を進めるとともに、水源の水質悪化や異臭味等に苦慮している地域における高度浄水処理の導入を促進する。
- (5) ビルなどの受水槽水道の適正管理についての指導を徹底し、県民が安心して水道を利用できる環境づくりを図っていく。

薬務グループ

県民の保健医療サービスの充実を目的として、医薬品等の品質・有効性・安全性を確保するとともに、血液の確保（400mL、成分献血の普及）並びに覚せい剤等の薬物乱用の防止対策、医薬品の適正使用につながる医薬分業の啓発に努めるほか、新たな検査需要に対応できるよう、検査体制の充実強化及び温泉の適正利用の推進を図る。

1 医薬品等の有効性・安全性の確保

医薬品等は、医療及び日常生活上必要欠くことができないものとして人の生命・健康の保持、増進に大きく貢献している。その反面、不良・不適正な医薬品等による事件、医薬品等の副作用の発生が社会問題になっている現状である。

このような状況のもと、薬事法の目的である医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、医薬品等製造販売業者に対するGVP等や医薬品等製造業者に対するGMP等の指導はもとより、許認可事務の迅速化を図るとともに、薬事監視体制の充実強化、医薬品等苦情相談窓口を設置するなど、適正な県民医療の確保に努める。

また、医薬品の含有が疑われるいわゆる健康食品の買上げ検査を実施し、無承認無許可医薬品の排除を行うとともに、健康被害の発生を未然に防止する。

さらに、非常災害時に県民が必要とする医薬品等を迅速に医療機関等へ供給するため県内各医療圏（南会津医療圏は会津医療圏と同一とする）ごとに医薬品等の備蓄供給体制の確保を図る。

2 医薬分業

医師等と薬剤師がそれぞれの機能を分担する医薬分業を推進することによって、薬の副作用や重複投薬による副作用等の防止など医薬品の有効性・安全性を確保するとともに、医薬品の適正使用を推進することにより良質かつ適正な薬物療法を促進させ、県民医療サービスの向上を図る。

また、県民の薬局の選択に資するよう薬局の機能に関する情報を集約し、インターネット等で公表するとともに、「かかりつけ薬局」の育成を図るなど、患者本位の良質な医薬分業の定着を図る。

3 血液の確保対策の推進

県内の献血者数は、事業所献血者の減少や若年層の献血離れ等により、年々減少傾向にある。県民の医療に必要な血液を県民の献血で賄えるよう、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律及び福島県献血推進計画等に基づき、県民に対し献血思想の普及・啓発、複数回献血や若年層献血の推進、ボランティア団体の育成等を図りながら血液事業の円滑な推進に努める。

4 薬物乱用の防止

麻薬、覚せい剤、シンナー等の薬物乱用は、乱用者の個人の健康を蝕むばかりでなく、各種犯罪を誘発し、家庭崩壊等地域社会への弊害は計り知れないものがある。

また、覚せい剤などの薬物乱用が一般市民層にまで浸透し、最近では全国的に若年層を中心に大麻や、MDMA（合成麻薬）などの薬物汚染が深刻化してきている。

このため、薬物乱用の弊害について、県民に普及啓発するとともに、薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進する。

さらに、薬事法改正により違法ドラッグの成分のうち、幻覚又は中枢神経系の興奮若しくは抑制の作用を有する蓋然性が高く、健康被害や事故等の社会的危害の発生の恐れがあるものが指定薬物に指定されたことから、インターネット監視等により買上げ検査を実施する等指定薬物またはその疑いがある物品を販売する業者に対する取締りを強化する。

5 新たな試験検査体制の整備及び精度管理の充実

高病原性鳥インフルエンザの発生やいわゆる健康食品への医薬品成分などの混入等健康危機管理に直面した問題が頻発していることに加え、食品中の残留農薬について、ポジティブリスト制が導入されるなど、検査をとりまく環境は大きく変化しており、随時対応を図る必要がある。

このため、衛生研究所における検査体制の整備や調査研究事業の充実を図り、県民の安全安心な生活の確保を目指す。

さらに、県内の衛生検査所を対象に、外部精度管理調査や立入検査を実施し、検査業務が適正に行なわれるよう指導監督する。

6 温泉の適正利用の推進

高齢化社会の到来などを背景に県民の健康指向、やすらぎ指向が一段と高まる中であって温泉需要は年々増大し、その利用形態も、温泉旅館や公衆浴場など多岐にわたっており、特に近年は余暇時間の増大や社会環境の変化に伴い、自然との豊かなふれあいや保養への関心が高まっている。

このことから、貴重な自然資源である温泉源の保護と適正な利用を図る。

7 医薬品等の生産振興（医療機器等の開発における産学官の連携を含む。）

本県は、多数の医薬品、医療機器等の製造所を有しており（東北1位）、全国有数の医薬品等生産県である（生産金額は全国11位）。そのため県内の製造業者からの薬事法に係る申請件数も非常に多く、開発段階から産業創出まで適切に対応するための人材育成が益々重要となっている。

また、医療機器等の開発においても産学官の連携を積極的に支援し、薬事法を適切に指導していくことで、県内の医薬品等製造業の安定的な発展に寄与し、これら製造所における雇用促進、県内経済活性化にも貢献していくことが求められる。

さらに、県内2大学に設置された薬学部とも連携して、医薬品等の開発、薬剤師の育成を支援し、医薬品等生産県としての一層の発展を図る。

(3) 事業計画

健康増進グループ担当の事業

1 健康づくり県民運動の推進と普及啓発

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
国民健康・栄養調査	2,021 (国庫 2,021)	健康増進法第10条に基づき、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするため調査を実施し、国民の健康増進を総合的に推進するための基礎資料を得る。 調査項目 ・栄養摂取状況調査 ・生活習慣調査 ・身体状況調査(身長・体重・腹囲・血圧・血液・運動量・問診)
健康増進事務経費(経常行政経費)	4,606 (手数 1,527) (国庫 690)	<p>1 保健衛生学会経費 625千円 保健衛生関係者の資質の向上を図る研鑽の場として「福島県保健衛生学会」を開催する。 時期：平成19年8月28日(火) 場所：郡山市(ビックパレット)</p> <p>2 健康ふくしま21推進県民大会経費 849千円 県民健康づくり運動を効果的に展開するため、関係者の総意と活力を結集して「健康ふくしま21推進県民大会」を開催する。 時期：平成19年10月23日(火) 場所：いわき市(いわき市文化センター)</p> <p>3 健康ふくしま21推進協議会の開催 607千円 「メタボリックシンドローム」に関する新たな目標を設定するなど「健康ふくしま21計画」の内容充実を図るとともに、地域・職域の連携による目標達成のための方策について検討を行う。</p> <p>4 健康ふくしま21評価検討会の開催 778千円 「健康ふくしま21計画」の評価に向けた健康情報の収集・提供の方法を検討するとともに、健康情報を定期的かつ系統的に把握し進行管理するための方法を確立する。</p> <p>5 食生活改善事務経費 1,747千円 (1) 特定給食施設管理事業 特定給食施設巡回指導 (2) 栄養士・管理栄養士指導事業 栄養士・管理栄養士養成施設5施設の指導 栄養士・管理栄養士学生実習指導 (3) 保健福祉事務所栄養指導事業 (4) 市町村栄養改善事業の支援指導 (5) 食品の特別用途表示・栄養表示基準等の管理事業</p>
地域保健推進に関する国際協力事業	333 (諸収 270)	ジョイセフ(家庭計画国際協力財団)が行う保健事業に関する中国関係者の訪日視察研修事業に対し、日中友好と国際協力の立場から、訪日団の視察の受入れを行う。 受入時期 平成19年7月頃 受入場所 県庁・県内1保健福祉事務所

事業名	予算額	内容
一部新 健康ふくしま2 1推進事業	2,091	「県民の健康と生活の質の向上」を基本目標として策定された「健康ふくしま21計画」に基づき、「健康寿命」の延伸を目指し、21世紀における県民健康づくり運動の総合的推進を図る。 1 (新)地域保健・職域保健連携健康づくり支援事業 生活習慣病の予防を重視した対策をより一層推進するため、県域及び二次医療圏における地域保健・職域保健の連携による検討会を立ち上げ効果的な事業を展開する。 2 (新)職域保健たばこ対策推進事業 事業所における分煙等の状況調査等を行い、「健康ふくしま21計画」に掲げる目標達成に向けた取組みについて検討を行う。
公衆衛生学会経費	100	日本公衆衛生学会 公衆衛生に関係する大学、研究機関、行政などの公衆衛生関係者が、日頃の研究成果の発表や、情報交流を図るために開催する学会への負担金
健康衛生事務経費(運営経費)	1,237	
健康衛生事務経費(施設管理経費)	373 (手数料 373)	栄養士免許台帳管理
合計	10,761 (国庫 2,711) (手数料 1,900) (諸収 270)	

2 健康づくり推進体制の整備

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
地域保健関係職員研修事業	2,840	効果的な地域保健対策を推進するために、市町村及び保健福祉事務所等の職員に対する研修を実施し、関係職員の資質の向上を図る。 1 事業評価研修 効果的な事業の企画立案や事業の見直し等を行うために地域保健事業等の評価方法について知識を習得する。 2 調査研究技術研修 地域の実情やニーズに応じた効果的な活動を推進するための研究的な取組みの意義、方法について実践的に習得する。 3 健康づくり推進研修 医療制度改革を踏まえた生活習慣病対策を効果的に推進するため、保健指導従事者の資質の向上を図る。 4 地域保健活動強化派遣研修 保健福祉事務所職員に対し、今後の地域保健活動に必要な技術・能力の習得と資質の向上を図るため、国立保健医療科学院及び中央等の研修へ派遣する。

		5 地域保健福祉活動推進研修 市町村職員等に対する現任訓練を含めた研修を、地域の実情や課題を踏まえて実施する。
健康増進事務経費(経常行政経費)	536	地域保健医療圏域における保健・医療・福祉関係機関及び関係者の連携を強化し、精神障害者や長期療養児など広域的・専門的な支援が必要な在宅療養者に対して効果的・効率的なサービスを提供するためのケア・コーディネートシステムの推進を図る。 1 ケア調整会議の開催 2 地域在宅ケア研修会の開催
医療社会事業普及啓発事業	120 (諸収 120)	医療社会事業を広く県民に普及するため、医療社会事業に関する各種相談事業を行う福島県医療ソーシャルワーカー協会に対し補助する。
合計	3,496 (諸収 120)	

3 生活習慣病対策 (単位：千円)

事業名	予算額	内容
生活習慣病予防普及啓発事業	873	県民がそれぞれのライフステージにおいて自らの生活習慣を見直し、生活習慣病の予防と健康の維持を図り、健康に対する自己管理意識の定着化に資するため、保健福祉事務所単位で講習会等を開催する。

4 食育の推進 (単位：千円)

事業名	予算額	内容
新 食を通した「子育て、子育て」支援事業	3,675	子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう環境を整備することが重要であることから、食物栄養学の専門領域を持つ県内の大学に対し、食に関する実態調査、体験学習会、さらに食育教材の開発などの事業を委託し、本県の未来を担う子どもの豊かなこころの育成を図る。 委託料 3,675千円 委託先 会津大学短期大学部
新 福島県食育推進体制整備事業	776	国の食育基本法の制定を受け、平成19年度から平成22年度を計画期間とする「福島県食育推進計画」を策定。(平成18年3月末) 今後は、本計画に基づき、家庭・学校・地域が一体となった県民運動としての食育を推進するため食に関する機関・団体等で構成する「福島県食育推進ネットワーク会議(仮称)」を設置し広く食育を普及啓発する。(委員：25名程度)
合計	4,451	

5 検診体制の整備

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
新 胃がん検診車両整備事業	38,325 (諸収 38,325)	悪性新生物(がん)の死亡者総数に占める割合は約3割となっており、県で整備した胃がん検診車「けやき16号」は既に20年以上経過し老朽化も著しいことから、がん検診率の向上と早期発見による死亡者の減少を図ることを目的に検診車を整備する。

6 難病対策・原爆被害者対策

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
特定疾患治療研究事業	1,302,369 (国庫 411,607) (諸収 3)	<p>特定疾患は原因が不明で治療方法も未確立であり、かつ、経過が慢性にわたる疾患で、日常生活に困難をきたすとともに経済的にも大きな負担となるので、45疾患の治療研究対象疾患を公費で負担することにより医療費の自己負担を軽減する。また、認定の適正化・効率化と治療研究の促進に資するため、電子媒体を活用した認定事務を行う。</p> <p>1 特定疾患対策調査研究会の開催 110千円 本県における特定疾患患者の実態を究明、分析するとともに、患者のQOLの向上のための対策を検討する。 委員：10名(年1回) 810千円</p> <p>2 特定疾患治療研究事業対象患者審査会の開催 特定疾患対象患者の承認審査を行う。 委員：7名(年12回)</p> <p>3 特定疾患治療研究事業の実施 1,291,137千円 原因が不明で治療方法が確立されていない45の特定疾患について、治療研究を行うとともに、治療研究対象疾患を公費で負担することにより医療費の自己負担を軽減する。 対象患者数：9,342人</p> <p>4 特定疾患公費適正化事業の実施 378千円 特定疾患治療研究事業の公費請求データをシステムに入力することにより、不正な請求書等の早期発見及び請求データの統計管理を行い、事務の適正化を図る。</p> <p>5 難病患者認定適正化事業の実施 1,470千円 特定疾患治療研究事業の対象患者のデータをシステムに入力することにより、認定事務の効率化を図るとともに、治療研究の推進を図る。</p> <p>6 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護事業 8,464千円 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者に対して、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を実施することにより、患者の在宅療養の実態把握と介護負担の軽減を図り、患者・家族の生活の質(QOL)の向上を図る。</p>
難病在宅療養者支援体制整備事業	3,454 (国庫 1,727)	<p>長期療養を続ける在宅難病患者の日常生活動作(ADL)の程度や病状・病態等に応じた保健・医療・福祉サービスの提供等の適切な支援を行うことにより、患者及び家族の生活の質の向上を図る。</p> <p>1 難病患者地域支援連絡調整事業 (1) 難病患者地域支援連絡会議 (2) 難病患者在宅ケア調整会議</p> <p>2 難病患者相談指導事業 3 難病患者医療相談事業 4 難病患者訪問診療事業 5 重症難病患者療養支援ネットワーク事業</p>

		6 難病研修会事業 7 難病医療連絡協議会
先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	23,216 (国庫 7,188)	先天性血液凝固因子障害者のおかれている特別な立場を考慮し、その患者の医療費の自己負担分を公費で負担することにより、患者の医療負担の軽減を図り、精神的、身体的不安の解消を図る。 対象人員 75人
遷延性意識障害治療研究事業	16,423	事故、疾病等により、大脳機能一般が長く失われた状態である遷延性意識障害者に対する治療は極めて困難であり、かつ長期にわたりその医療費も高額になるので、3か月以上この状態にある患者の医療負担の軽減を図る。 対象人員 44人
難病患者等居宅生活支援事業	30 (国庫 18)	難病患者等の生活の質の向上を図るため、難病患者等の居宅における療養生活を支援する。 1 難病患者等ホームヘルプサービス事業（中核市を除く該当市町村へ補助） 日常生活を営むのに支障がある難病患者等の家庭に対し家事、介護等の援助を行うためのホームヘルパーの派遣を行う。 難病患者等の介護者が社会的又は私的理由により、難病患者等を介護できない場合、当該難病患者等を一時的に病院等で保護する。 2 難病患者等日常生活用具給付事業（中核市を除く該当市町村へ補助） 日常生活を営むのに支障がある難病患者等の家庭に対し日常生活用具を給付する。 3 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業 難病患者等のホームヘルプサービス事業に対するニーズに対応するため、ホームヘルパーの養成を行う。
難病相談支援センター事業	7,642 (国庫 3,806) (諸収 30)	難病患者に対し、相談体制の強化及び県域を単位とした支援体制を構築するため、専門相談、患者・家族会支援、情報提供等の機能をもった難病相談支援センターを運営する。 1 難病相談・支援センター運営費 2 稀少難病患者会・支援セミナー事業 患者数が少ない疾患や、稀少難病など広域的(県全域)な支援が必要な疾患について、患者・家族等を対象とした相談会・交流会を開催する。 開催回数：年3回 3 難病相談会・交流会開催支援事業 難病患者及び家族等が構成員である患者・家族会について、患者会等自らが行う相談会・交流会開催の支援(補助)を行い、患者会等組織の運営基盤強化を図る。 開催回数：12回程度 4 ボランティア育成事業 難病患者・家族が、住み慣れた地域で安心して自立した療養生活ができるような在宅療養環境整備を図るため、ボランティアの育成を行う。

事業名	予算額	内 容
原爆被爆者対策事業	45,925 (国庫 45,425)	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、認定疾病及び一般疾病に対する医療の給付、各種手当等の支給並びに介護保険等利用の際の助成を行い、被爆者の健康保持と福祉の向上を図る。また、被爆者二世を対象とする健康診断を行う。</p> <p>1 被爆者の健康診断事業 原爆被爆者が今なお置かれている特別の状況に鑑み、原子爆弾被爆者に健康診断を実施し、健康の保持と増進を図る。</p> <p>2 被爆者各種手当支給事業 原子爆弾被爆者であって、原子爆弾の障害作用の影響を受け、今なお特別の状態にある者に対し、手当を支給することにより、その福祉の向上を図る。</p> <p>3 原爆被爆者の介護保険等利用助成事業 原子爆弾被爆者が介護保険を利用した時に、その自己負担分を助成することにより、原子爆弾被爆者の生活の水準の保持及び福祉の向上を図る。</p> <p>4 原爆被爆者二世健康診断事業 原子爆弾被爆者の二世に対し、健康診断を行うことにより、その健康状態の実態を把握するとともに健康管理に資する。</p> <p>5 原爆被爆者葬祭事業 原子爆弾被爆者が、被爆から死没までの特別の境遇に鑑み、遺族に対し、葬祭料を支給する。</p>
合 計	1,399,059 (国庫 469,771) (諸収 33)	

7 歯科保健

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
一部新 健康増進事務経費(経常行政経費)	1,740 (国庫 1,379)	<p>1 歯科保健対策協議会設置運営事業 199千円 本県における歯科保健対策を総合的かつ体系的に推進するため、学識経験者、保健医療関係団体の代表者等から構成される歯科保健対策協議会を開催する。</p> <p>2 市町村歯科保健強化推進事業 1,220千円 歯科保健情報システム等を活用して市町村歯科保健事業を支援するため、検討会及び研修会を開催する。</p> <p>3 歯科保健指導者養成研修事業 132千円 「健康ふくしま21計画」や「福島県歯っぴいライフ8020運動推進計画」の目標達成に向け、ライフステージに応じた歯科保健思想の普及啓発を図るため、歯科保健指導者の養成を行う。 実施回数：1回</p> <p>4 (新)地域歯科保健活動推進事業 189千円 保健福祉事務所による市町村への技術的支援を図る。</p>

事業名	予算額	内 容
ヘル歯－ライフ 8020推進事業	8,711 (国庫 8,552)	<p>8020を目指した歯の健康づくりに関する知識の普及啓発を図るため、「うつくしま、ふくしま。歯の祭典」や8020推進普及啓発資材の作成などを行うとともに、市町村における8020推進の支援を行う。</p> <p>1 ヘル歯－ライフ8020の実施 7,319千円 (1) 歯科保健研修事業 (2) フッ化物応用支援事業 (3) 歯周疾患予防支援事業 (4) 歯・口の生活習慣病関連事業 (5) 歯・口の機能向上支援事業</p> <p>2 ヘル歯－ライフ8020フェアの開催 1,392千円 (1) 「うつくしま、ふくしま。歯の祭典」の開催 (2) 歯の健康づくり講演会</p>
ヘル歯－ケア推 進事業	419 (諸収 419)	<p>生涯を通じた歯の健康づくりを推進するため、口腔保健指導の必要な在宅療養者等に対し歯科衛生士による口腔保健指導を行い、障がい者等の生活の向上を図る。 ・訪問口腔保健指導事業（各保健福祉事務所）</p>
合 計	10,870 (国庫 9,931) (諸収 419)	

8 健康危機管理体制の整備充実

事業名	予算額	内 容
健康危機管理対応 事業	755	<p>健康危機管理事例発生時の連絡体制を確保するため、緊急時連絡体制の運用を行うとともに、研修会を開催する。</p>

医療看護グループ担当の事業

1 保健医療提供体制の整備充実

(1) 医療提供体制の整備充実

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
健康衛生事務経費(運営経費)	45	県民医療推進経費
医療安全対策事業	2,939 (諸収 15)	福島県医療相談センターを運営し医療相談等に応じるとともに、福島県医療安全対策検討会を運営し、相談体制の整備・強化を図る。
原子力災害緊急時医療活動事業	29,255 (国庫 29,255)	<p>緊急時医療活動に必要な緊急時医療施設の維持管理経費、医療機器等の整備経費並びに緊急時医療活動従事者に対する研修を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 緊急時医療施設の維持管理経費 環境医学研究所内検査除染室(県汚染検査室を含む) 県立医科大学附属病院 緊急時医療機器等整備費 緊急被ばく医療活動用消耗品、燃料の購入 ヨウ素剤等の購入 緊急被ばく医療活動用の携帯電話等の基本料 緊急被ばく医療事務用パソコンリース料 緊急時医療機器の点検、校正及び保守点検の委託 緊急時医療資機材等の購入 緊急時医療活動研修等経費 緊急被ばく医療活動における汚染検査、除染の方法等、必要な知識と技術の習得のため、国の委託を受けた機関等が実施する研修会等に医療関係職員を派遣する。 また、緊急時医療体制の整備充実を図るため、関係機関による定期的な連絡会議(緊急時医療対策連絡会議)を開催し、緊急時医療に関する協議、情報交換、研修等を行う。
一部新 医療審議会運営経費	2,169	<p>医療提供体制の確保に関する重要事項を調査審議する医療審議会及び医療対策協議会を開催する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 医療審議会の運営 全体会議 年2回開催 保健医療計画調査部会 年4回開催 医療法人部会 年2回開催 (新)医療対策協議会の運営 年2回開催
県民医療対策経費(経常行政経費)	2,950 (手数 2,741)	<ol style="list-style-type: none"> 医療監視及び指導経費 (1) 一般医療監視及び医療機関指導 病院、診療所、助産所等について、関係法令に規定された構造設備・人員を有し、適正な管理を行っているかどうかについて検査を行い県民に適正な医療を提供できるように監視並びに指導を行う。 監視回数 ・病院：1回/年 ・一般診療所：1回/2年

		<p>・その他（歯科診療所、助産所、歯科技工所及び施術所）：1回／3年</p> <p>(2) 特別医療監視 医療機関における不適法な事案の発生を防止するため、医師、看護師、薬剤師等の勤務の実態を調査し適正な病院管理運営を指導する。</p> <p>(3) 医療法人等指導調査 医療法人、公益法人の適正な運営を確保するため必要に応じ実地調査、指導を行う。</p> <p>(4) 病院等使用前検査 医療法の規定により病院、診療所の開設を行う場合、同法関係法令に適合しているかどうかの確認を行い、適正な医療施設を確保する。</p> <p>(5) 医療監視員研修会 期間・場所：1日間・福島市</p> <p>2 医療監視用サーベイメーター保守点検</p> <p>3 放射線担当医療監視員線量当量測定検査</p>
福島県周産期医療システム整備事業	39,526 (国庫 316)	<p>県の母子保健衛生の水準を示す、出生数、出生率、合計特殊出生率は年々減少化傾向にあり、出生数に占める低出生体重児の割合も、年々高くなる傾向にある。そのため、妊娠、出産から新生児に至るまでの一貫した医療体制である総合的な周産期医療システムを確立することにより、県民が安心して生み育てることができる環境づくりを推進する。</p> <p>1 周産期医療協議会開催経費 814千円 関係行政機関、医療関係団体等をもって構成し、地域の実情に応じて検討及び協議を行う。</p> <p>2 地域周産期母子医療センター等への運営費補助 38,575千円 ネットワークにおける公的な使命を踏まえ、これまで以上に院内の診療体制を充実させ、新たに司令塔的な機能や情報解析・提供機能、さらに総合周産期母子医療センターの代替機能等を担うこととなることから周産期医療を担う医療機関に対して、運営経費の一部を支援する。 補助率：県 1 / 3 補助先：地域周産期母子医療センター(4カ所) 周産期医療協力施設(5カ所)</p> <p>3 周産期医療関係者研修費 137千円 総合周産期母子医療センターにおいて、地域周産期母子医療センター、周産期医療協力施設等の医師、看護師、助産師等に対して、周産期医療に必要な専門的・基礎的知識、技術を習得させるため研修を行う。</p>
医療施設近代化施設整備事業	809,331 (国庫 809,331)	<p>医療施設における患者の療養環境や、医療従事者の執務環境、衛生環境の改善を図り、良質な医療を供給する体制を確保するため、これら施設整備事業を実施する病院に対して助成する。</p> <p>補助率：国 約 1 / 3 補助先：病院 3カ所</p>
公的病院特殊診療部門運営費等補	9,030 (国庫 4,515)	<p>特殊診療部門（在宅医療、小児医療）を有する公的病院の財政の健全化を図り、地域住民の医療の確保を図る</p>

助事業		ため、運営費を助成する。 補助率：国 1 / 3 県 1 / 3 補助先：病院 1カ所
特定医療機器整備資金利子補給事業	90	民間医療機関によるがん検診機器、人工透析装置等の整備を効果的に推進するため、診療機器整備に伴う借入金の子の一部を補給する。 交付先 民間病院 利子補給率 1.5% 利子補給期間 3年間
地域医療支援事業	2,668 (国庫 1,334)	急性期から回復期、在宅医療に至るまでの適切な医療サービスを切れ目なく提供するため、医療連携提供体制の構築を図る。 委託先 (社)福島県医師会 実施地域 県内1カ所
小児医療確保方策検討事業	161 (国庫 80)	小児医療体制の整備に関する事業等について具体的な協議を行う。 小児医療確保方策検討会 年1回開催
一部新 小児救急医療整備支援事業	19,134 (国庫 9,344)	休日や夜間の小児救急医療に不安を持つ保護者が増加していることから、小児初期救急医療の確保、保護者の不安の軽減及び不要な受診の減少を図る。 1 医師研修事業 1,333千円 小児科医師が不足している地域で医師の小児診療能力を高めるための研修を実施し、医師の診療能力を高め、小児救急体制の充実を図る。 2 (新)小児救急電話相談事業 17,801千円 小児が夜間に急変した場合、その保護者に対して、処置方法や医療機関等の情報を提供する電話相談を行う。
地域医療充実のための設備整備補助事業	35,735 (国庫 35,735)	地域の医療水準の向上に資するため、医療機関における医療機器等の整備に要する経費の一部を助成する。 補助率：国 1 / 3 補助先：病院 3カ所
新 地域がん診療連携拠点病院整備事業	53,000 (国庫 26,500)	県内のがん診療連携拠点病院の診療体制の一層の充実を図るため、がん診療連携拠点病院において、地域の医療機関への診療支援等その機能を強化する事業に対して補助を行う。 補助率：国 1 / 2、県 1 / 2 補助先：がん診療連携拠点病院 5カ所
新 新医療計画策定事業	1,110	平成20年度からの新医療計画の全国一斉開始に伴い、第5次福島県医療計画を策定する。
合計	1,007,143 (国庫 916,410) (手数 2,741) (諸収 15)	

(2) 救急医療体制の強化

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
初期救急医療体制整備事業	12,140	<p>救急医療体制の基盤となる、休日等における軽症な救急患者に対応する体制を確保する。</p> <p>1 歯科在宅当番医制委託事業 8,000千円 委託先：(社)福島県歯科医師会</p> <p>2 小児初期救急医療推進事業 4,140千円 補助率：県1/3 補助先：福島市、郡山市</p>
第二次救急医療体制整備事業	7,595 (国庫 3,797)	<p>初期救急医療の後方体制として、休日又は夜間における入院や手術を要する重症救急患者を収容する体制を確保する。</p> <p>小児救急医療支援事業 補助率：国1/3 県1/3 補助先：郡山市</p>
第三次救急医療体制整備事業	188,443 (国庫 82,618)	<p>高度な診療機能を有する24時間診療体制の救命救急センターを設置運営し、重篤な救急患者の医療を確保する。</p> <p>救命救急センター運営事業 補助率：国1/3 県1/3 補助先：救命救急センター 3カ所</p>
一部新 災害時救急医療体制整備事業	120,006 (国庫 58,421)	<p>1 地域災害医療センター施設整備事業 116,842千円 災害医療センターとして必要な施設を整備するためその経費の一部を助成する。 補助率：国約1/3 県約1/3 補助先：病院 1カ所</p> <p>2 災害救急医療資器材整備事業 2,487千円 大規模災害時における初動体制として、医療救護活動が迅速かつ的確に行えるよう保健所に備蓄整備した災害救急医療資器材のメンテナンスを行う。</p> <p>3 災害派遣医療チーム(DMAT)研修派遣事業 677千円 国が主催する災害派遣医療チーム(DMAT)研修に県内のDMAT整備病院を派遣する。 派遣対象病院 4病院</p>
救急病院協会補助事業	2,000	<p>救急病院(国立、県立を除く55病院)の適正な活動を促進するため、研修会の実施、中央研修会への派遣などの事業に要する経費の一部を補助する。</p>
総合医療情報システム運営事業	99,681 (国庫 31,544) (負担 5,045)	<p>災害時を含めた救急医療体制を支援するため、総合医療情報センターを中核に、県内全域の救急・へき地医療関係機関等をインターネット方式で結び、各種救急医療情報や医療機関情報を登録し、提供するとともに、県民にも、初期救急医療体制の情報提供を行う。</p> <p>総合医療情報センター設置場所 福島県医師会館内 委託先：(社)福島県医師会</p>

事業名	予算額	内容
救急医療対策協議会運営経費	2,028	<p>県内の救急医療体制の一層の整備促進を図るとともに、第四次福島県保健医療計画を推進するため、救急医療体制の整備充実、搬送途上医療の推進、応急手当の普及等について、具体的な協議を行う。</p> <p>1 県救急医療対策協議会運営経費 375千円 関係機関相互の合意形成機関として設置し、全県的な救急医療体制の整備について検討協議を行う。 開催回数：2回</p> <p>2 地域救急医療対策協議会運営経費 1,438千円 県内の7地域保健医療圏域毎に設置し、地域の救急医療体制の整備、メディカルコントロール体制等について検討協議を行う。 開催回数：各1回</p> <p>3 県救急医療体制整備検討小委員会運営経費 215千円 県協議会の下部組織として、救急医療体制の整備等について具体的に検討協議を行う。 開催回数：2回</p>
福島県AED（自動体外式除動器）推進事業	1,170	<p>一般市民のAED使用について、講習会の指導者の養成を行い、県内の救命率の向上を図る。</p> <p>福島県BLS・ACLS研修事業 県医師会が主催するACLS研修会の開催に必要な経費に対して、補助を行う。</p> <p>補助率：1/2 補助先：(社)福島県医師会</p>
医科大学附属病院救命救急センター整備事業	1,082,805	<p>救命救急センターの空白地域である県北地域を対象として、医科大学附属病院に高度救命救急センターを目指して、救命救急センターを整備する。</p> <p>施設整備費 651,296千円 設備整備費 427,403千円 委託料等 4,106千円</p>
ドクターヘリ整備事業	90,144	<p>救急患者の治療開始までの時間及び搬送時間の短縮のため、医科大学附属病院にヘリポート等を整備するとともに、円滑な運航を図るためドクターヘリ運航検討委員会（仮称）を開催する。</p> <p>1 ヘリポート整備事業 89,762千円 2 ドクターヘリ運航検討委員会開催経費 382千円</p>
新 ドクターヘリ運営費補助事業	56,790 (国庫 28,395)	<p>ドクターヘリを運営する医科大学附属病院に対して、その運営費の一部を助成する。</p> <p>補助率：国1/2 県1/2</p>
県民医療対策経費（経常行政経費）	977	<p>災害医療従事者研修派遣事業 災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るため、国が実施する医療従事者に対する研修会へ医療救護スタッフ要員を派遣する。</p>

		対象：災害医療センターの医療チーム (1チーム5名編成 2班)
合計	1,663,779 (国庫 204,775) (負担 5,045)	

(3) へき地医療の確保

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
自治医科大学運営費負担金	127,009	全国各都道府県が共同出資して設置した自治医科大学の運営費を負担する。また、自治医科大学卒業医師に対する臨床研修を県立医科大学附属病院及び県立会津総合病院で行う。
へき地医療支援対策事業	43,376 (国庫 464) (財収 190)	<p>1 へき地医療支援機構運営事業 931千円 へき地医療支援機構内に設置したへき地医療総合調整会議を開催し、へき地医療支援アクションプログラムの進行管理、へき地医療支援計画の作成等を行う。また、市町村の要請に基づき、医師の派遣調整を行うとともに、市町村との連携のあり方の検討を行う。</p> <p>2 へき地勤務医師確保対策事業 1,319千円 へき地診療所等で一定期間勤務した医師について、分限休職による研修期間を付与し、その際の費用の一部を負担するとともに、へき地診療所等の支援を円滑に行うため、へき地医療を支援する医師に対して住宅を貸与する。</p> <p>3 福島県へき地医療医師確保修学資金貸与事業 34,126千円 将来、へき地診療所等県が指定する医療機関に勤務しようとする者に対して修学資金を貸与することにより、本県のへき地医療における医師等の確保を図る。 貸与額：235千円/月 入学金相当額 1,000千円(上限)</p> <p>4 へき地医療支援センター運営費等補助事業費 7,000千円 へき地診療所等への診療支援、町村の行う保健福祉事業への協力を行うへき地医療支援センターを設置する町村の組合に対して、その経費の一部を補助する。 補助率：県2/3 補助先：南会津地方広域市町村圏組合</p>
へき地診療所運営事業	12,061 (国庫 12,061)	へき地診療所施設整備費国庫補助金の交付を受けて設置したへき地診療所の運営費に対して助成する。 補助率：国2/3 補助先：診療収入額が補助基準額に満たないへき地診療所を運営する市町村
へき地診療所のための遠隔医療設備整備補助事業	2,130	遠隔画像システムの運用に要する経費の一部を助成する。
へき地医療施設設備整備事業	1,350 (国庫 1,350)	無医地区等において、患者を医療機関まで輸送する患者輸送車を整備する経費に対して助成する。

		補助率：国 1 / 2 補助先：田村市
合 計	185,926 (国庫 13,875) (財収 190)	

(4) 歯科医療の確保 (単位：千円)

事業名	予算額	内 容
介護保険等対応歯科保健医療推進事業	280 (諸収 280)	歯科検診、歯科治療等の歯科保健医療サービスを受ける機会に恵まれていない状況にある要介護者等への適切なサービスを提供するため、歯科保健医療従事者に対する研修会に対して補助を行う。 補助先：(社)福島県歯科医師会

2 保健医療の新たな展開

(1) 在宅ケアの推進 (単位：千円)

事業名	予算額	内 容
一部新 在宅ケア推進事業	6,632 (国庫 5,579) (諸収 3)	在宅療養者への緩和ケア及び訪問看護の充実を図り、県民が質の高い在宅ケアを受けることができる体制を確保する。 1 地域がん医療検討会 547千円 がん診療連携拠点病院の整備や在宅緩和ケア推進事業の企画・調整・評価等について協議を行う。 2 在宅緩和ケア研修事業 998千円 医師、看護師等に対する研修を実施し、在宅緩和ケアの知識と技術の習得を図る。 3 在宅緩和ケア普及事業 425千円 在宅緩和ケアを地域に浸透させるため、ケアの利用者と提供者が共同して、一般住民を対象に普及啓発を図る。 4 在宅緩和ケア地域連携会議 381千円 地域において在宅緩和ケア関係者（医療機関、訪問看護ステーション、薬局等）の連携強化を図り、実施状況について他の地域に情報を提供する。 5 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修 878千円 看護の動向や専門性等を相互に理解することにより訪問看護の推進を図る。 6 (新)がん看護専門研修事業 431千円 がん看護に関する専門的な知識と技術を持った臨床実践能力の高い看護師を養成する。

(2) 移植医療の普及

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
骨髄バンクドナー登録推進事業	1,073	広く県民に対して骨髄バンク事業の普及啓発を行い、事業に対する県民の理解とドナー登録の促進を図る。
臓器移植推進事業	7,043	臓器移植コーディネーターの設置等により、日本臓器移植ネットワークが行う臓器移植の円滑な実施と、臓器移植に対する県民及び医療機関への普及啓発を行い、全国の臓器に障害を持つ患者が適正かつ公平な臓器移植を受けられる環境を整備する。
合計	8,116	

3 結核・感染症対策の推進

(単位：千円)

(1) 結核対策の推進

事業名	予算額	内容
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条の都道府県の補助	4,978	私立学校及び施設が行う結核定期健康診断に対し補助金を交付し、結核定期健康診断の実施を確実なものとする。 私立学校等の行う定期健康診断、予防接種事業 対象施設 73施設
結核対策特別促進事業	3,588 (国庫 2,151)	地域の実状に応じた対策を実施し結核の予防を推進する。
結核等感染症緊急対策事業	441	結核の感染源追求のため、結核菌の遺伝子学的検査及びその他の感染症の検査を衛生研究所で行うにあたり、衛生研究所に新設するレベル3の研究室に係る器材・消耗品等の整備を行う。
結核医療事務経費	6,272	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に基づく就業制限及び第19条に基づく入院勧告、並びに第37条の2に基づく医療費の申請に関する必要な事項を審査するため、感染症診査協議会を開催する。 結核診査協議会設置保健所 5保健所 開催回数 120回
結核医療費	30,584 (国庫 21,759)	結核の適正な医療を普及するため、結核患者(通院・入院)に対し、公費負担を実施するとともに、結核予防法第29条に基づく入所命令の措置を行い、医療の促進を図る。 1 一般患者(37条の2)医療費公費負担事業 支払予定件数 2,873件 2 入院勧告患者(37条)医療費公費負担事業 支払件数 368件
結核患者管理費	13,708 (国庫 6,373)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条に基づく定期外の健康診断及び第53条の13に基づく登録患者の健康診断を実施する。 患者家族及び接触者検診 結核患者と同居している者等の接触者 実施予定人員 2,500人 管理検診

		治療放置患者、経過観察患者、病状不明者等 実施予定人員 190人
合 計	59,571 (国庫 30,283)	

(2) 感染症対策の推進

事業名	予算額	内 容
健康衛生事務経費(運営経費)	378 (国庫 37)	1 感染症予防対策事務経費 2 予防接種普及事務経費
感染症予防対策事業	29,637 (国庫 14,124)	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定められた各疾病の発生時に、必要な措置をとるとともに、疫学調査を実施し、感染経路の究明を図る。 また、接触者等に対して健康診断を行い、二次感染の防止に努める。</p> <p>1 海外渡航者防疫対策事業 海外からの帰国者のうち、検疫所通報のあったもの及び第1類感染症、第2類感染症患者等と飛行機を同乗していた者及び同行者に対して健康調査や検便を実施し、感染症患者等の早期発見に努めることにより二次感染者の発生を未然に防止する。</p> <p>2 感染症予防費等負担金 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に要する経費等の市町村支弁分に対する負担金。(中核市を除く) 負担率：2/3(国1/2、県1/2)</p> <p>3 腸管出血性大腸菌感染症予防対策事業 腸管出血性大腸菌感染症患者の発生に対する防疫対策及び検査に要する費用を計上する。</p> <p>4 移送費 1類・2類感染症患者等を患者発生場所から感染症指定医療機関へ移送する。</p> <p>5 感染症診査協議会運営費 患者の入院勧告及びその延長に関する必要な事項を審議するため、各保健所に感染症診査協議会を置く。</p> <p>6 入院患者医療費 県が入院勧告又は入院の措置をした場合において、患者が受ける医療に要する費用の内、社会保険等で負担される部分を除いた費用を負担する。</p> <p>7 指定医療機関運営費補助金 1類・2類感染症患者を入院治療する感染症指定医療機関に補助を行い、患者発生時の体制を整備する。 補助率：国1/2、県1/2 補助先：感染症指定医療機関7か所</p>
抗インフルエンザウイルス薬備蓄事業	206,665	県内での新型インフルエンザの大流行に備え、「福島県新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、174,000人分の抗インフルエンザウイルス薬を平成18年度及び平成19年度の2か年で備蓄する。

<p>予防接種事故対策負担金</p>	<p>14,820 (国庫 9,879)</p>	<p>流行の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するため、市町村に対し、予防接種法に定められた定期・臨時の予防接種の適正な実施及び予防接種による健康被害への対応について指導を行う。</p> <p>1 予防接種事故対策負担金 市町村が予防接種健康被害を受けた者に対して支弁した医療費、医療手当、障害年金の給付額の4分の3を県が負担する（県が支弁した額の3分の2を国が負担する）。</p> <p>2 予防接種事故発生調査費補助金 市町村が予防接種健康被害調査委員会を開催し、調査等に要した費用の4分の3を県が負担する（県が支弁した額の3分の2を国が負担する）。</p>
<p>予防接種後健康状況調査事業</p>	<p>274 (国庫 274)</p>	<p>予防接種後の健康状況調査を実施する。</p>
<p>感染症サーベイランス等事務経費（経常経費）</p>	<p>10,729 (国庫 5,358)</p>	<p>1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条、第15条及び第16条に基づき、感染症の発生状況や動向を把握し、その情報を公表する。 あわせて、感染症の患者情報と病原体情報を収集し、総合的に分析し、これを関係機関・県民に公表するため、衛生研究所に設置した感染症情報センターの機能の充実に図る。 感染症発生動向調査企画委員会 年1回開催 情報収集事業 対象地域：県下全域（115医療機関） 検査事業（病原体の検査） 対象地域：県下全域（21医療機関） 疫学調査の実施 標準株等維持対策 常時維持する細胞 3種類 標準ウイルス株、免疫血清の常備 感染症情報センター整備事業</p> <p>2 事務経費 (1) エイズ等予防対策 (2) 原爆被爆者健康診断（健康増進G所管） (3) 原爆被爆者各種手当（健康増進G所管）</p>
<p>感染症発生動向調査事業</p>	<p>300</p>	<p>SARS等の病原体を正確かつ迅速に特定する検査体制及び試薬等の整備を行う。</p>
<p>感染症流行予測調査事業</p>	<p>316 (国庫 316)</p>	<p>集団免疫の現況把握及び病原体の検索等の調査を行い、予防接種事業の効果的な運用を図り、更に長期的な視野にたち総合的な疾病の流行を予測する。</p>
<p>エイズ対策促進事業</p>	<p>3,019 (国庫 1,509)</p>	<p>エイズ対策促進事業実施要綱に基づき、感染者・患者の全国的な増加に対処するため、地域の実情に応じたエイズ対策を推進し、本県におけるエイズのまん延を防止する。</p> <p>1 エイズ対策推進協議会の運営 関係団体が一同に会し、普及啓発活動の効果的な進め方やHIV感染者等の医療機関の受け入れ体制の整備等専門的課題の協議・検討を行い、関係団体の連携を強化する。（年1回開催）</p>

		<p>2 普及啓発事業</p> <p>(1) 世界エイズデー街頭広報</p> <p>(2) 若者へのパンフレット配布</p> <p>(3) 携帯電話による広報</p> <p>(4) 学校、企業等への講師派遣</p> <p>3 エイズ治療拠点病院整備促進事業</p> <p>(1) エイズ治療拠点病院情報交換研究会の開催</p> <p>(2) 針刺し事故予防投薬の整備</p> <p>4 エイズ対策推進マンパワー養成研修事業</p> <p>(1) 国立保健医療科学院等研修派遣</p> <p>(2) 医療従事者研修会</p>
エイズ・肝炎検査事業	2,559 (国庫 1,163) (手数 110)	<p>1 HIV抗体検査</p> <p>HIV抗体の匿名検査を原則無料で実施する(原則予約制で週1回実施、夜間検査は月2回実施)。また、一部保健所において、潜在的なHIV感染者の早期発見を図るため、検査当日に結果を伝えられる即日検査を実施する。</p> <p>2 肝炎ウイルス検査事業</p> <p>C型肝炎ウイルス検査及びB型肝炎ウイルス検査を有料で実施する(原則予約制で週1回実施、夜間検査は月2回実施)。</p>
ハンセン病啓発普及事業	373 (国庫 297)	<p>本県出身のハンセン病元患者の要望を踏まえ、ハンセン病に対する県民理解の向上に資するため、ハンセン病に関する正しい知識の啓発普及事業を実施する。</p> <p>1 講演会の開催</p> <p>ハンセン病についての正しい知識や、ハンセン病政策の歴史についての講演会を開く。</p> <p>対象：一般県民</p> <p>場所：郡山市</p> <p>2 啓発用パンフレットの作成</p> <p>ハンセン病についての正しい知識の普及にあたり、特に偏見のない若い世代に正しい知識を持ってもらうことが有効であるので、パンフレットを作成し、学校を通じ配布する。</p>
ハンセン病入所者ふるさと交流事業	961	<p>各国立ハンセン病療養所入所者の要望を踏まえ、本県の新聞や産品を入所者に送り届けるとともに、県内で入所者の交流会を実施することにより、ふるさととの交流を促進する。</p>
合計	270,031 (国庫 32,957) (手数 110)	

4 保健医療スタッフの確保と資質の向上

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
健康衛生事務経費(運営経費)	48,543 (使用 37,318) (諸収 32)	1 総合衛生学院管理運営経費 2 会津若松看護専門学校管理運営経費 総合衛生学院 養成人員 助産学科 定員20名 1学年 看護学科 定員50名 2学年 歯科衛生学科 定員20名 2学年 歯科技工学科 定員20名 2学年 臨床検査学科 定員20名 3学年 会津若松看護専門学校 養成人員 看護学科 定員35名 3学年
健康衛生事務経費(施設管理経費)	53,127 (手数 5,566) (諸収 3,630)	1 看護師等免許管理システム運営事業 2 総合衛生学院管理運営経費 3 会津若松看護専門学校管理運営経費
理学療法士等修学資金貸与事業	19,872	特に、不足が著しい理学療法士、作業療法士等の職種については、県内に養成施設が2校しかなく、県外の養成施設に依存している状況にあることから、これらの職種の安定的な確保と県内定着の促進のため、本県出身者に修学資金を貸与する。 対象者：理学療法士、作業療法士、診療放射線技師養成施設に在学し、卒業後県内において当該業務に従事する意思を有する者 貸与額：月額 36,000円
県民医療対策経費(経常行政経費)	1,122 (手数 1,122)	歯科技工士試験経費 歯科技工士試験：平成20年2月下旬予定
学院管理運営経費	36,738 (使用 12,416) (諸収 62)	総合衛生学院及び会津若松看護専門学校非常勤講師報酬等
看護教育・准看護師試験経費(経常行政経費)	4,916 (手数 3,580) (諸収 3)	医療の高度化・専門化や健康に対する関心の高まりなど時代の要請に対応するため、再教育と業務指導を強化し、看護職員の資質の向上を図るとともに、保健師助産師看護師法に基づき准看護師に係る事務を行う。 1 各種研修会の実施 (1) 専任教員研修会 現在、看護教育に携わる教務主任及び専任教員に効果的な教育方法を教授し、教育内容の充実と強化を図る。 福島市において3日間の研修会を実施 (2) 臨地実習指導者研修会 現在、看護教育に携わる実習指導者に効果的な教育方法を教授し、教育内容の充実と強化を図る。 福島市において2日間の研修会を実施 2 准看護師試験施行事務経費 開催時期：平成20年2月頃
看護教員・実習指導者養成講習会	3,480 (国庫 1,814) (諸収 762)	看護師等学校養成所の実習施設において実習指導を担当する者に対し、効果的な実習指導ができるよう知識・技術の習得を図る。 福島市において41日間の講習会を実施

事業名	予算額	内容
保健師等修学資金貸与事業	22,128	<p>県内及び県外の保健師、助産師、看護師及び准看護師養成所に在学し、又は在所している者であって、卒業後条例に規定する施設において相当期間保健師等の業務に従事しようとする者に対して修学に必要な資金を貸与し看護師等の確保を図る。</p> <p>貸与予定人数：61名 貸与月額：看護師等（自治体立）32,000円 看護師等（民間立）36,000円 准看護師（民間立）21,000円 准看護師（自治体立）15,000円</p>
ナースセンター事業	15,107	<p>看護職員で未就業の者に対し就業促進に必要な事業、看護業務等のPR事業及び訪問看護に従事する者の質の向上に必要な支援事業を行い、医療機関等の看護職員の不足解消及び在宅医療の推進を図る。（社団法人福島県看護協会に委託）</p> <ol style="list-style-type: none"> ナースバンク事業 就業先を探している看護職と看護職員を雇用したいと考えている施設をそれぞれ登録し、無料で職業紹介を実施する。 「看護の心」普及事業 看護に対する高校生の関心と理解を深めるとともに看護師等の安定的な確保を促進する。 高校生の1日看護体験 訪問看護支援事業 今後ますますニーズが拡大していく在宅医療においては、看護師等が医師等と連携しながら適切な判断のもと看護技術を提供していくことが求められており、質の高い訪問看護師等を養成・確保するため講習会を開催する。 訪問看護師養成講習会
看護師等養成所運営費補助事業	222,812 (国庫 104,486)	<p>保健師助産師看護師法に基づき指定を受けた看護師等養成所の充実強化を図るため、その設置者に対して運営に必要な経費を補助する。</p> <p>交付先：看護師3年課程 8施設 准看護師養成所 5施設 計13施設</p>
病院内保育所運営費補助事業	106,765 (国庫 51,826)	<p>看護職員をはじめとする病院職員の離職防止並びに、就職を促進するため、病院内保育所運営事業に必要な経費を補助する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 病院内保育所運営費補助事業（国庫） 交付先(予定) A型 10か所 B型 16か所 B型特例 6か所 計32か所 交付額(予定) 103,663千円 病院内小規模保育所運営費補助事業（県単） 交付先(予定) 型 3か所 交付額(予定) 3,102千円

事業名	予算額	内 容
医師臨床研修対策事業	3,989 (負担 1,280) (諸収 500)	<p>平成16年4月から新医師臨床研修制度が始まったことに伴い、全国の医学生を対象とした福島県臨床研修指定病院合同ガイダンス開催により県内への医師の定着を図るとともに、臨床研修医を県内の保健福祉事務所で積極的に受入れ地域保健行政における医師の役割を理解してもらおう。また、医師臨床研修指導医養成講習会を開催し指導能力の向上を図る。</p> <p>1 臨床研修病院合同ガイダンス事業 2,261千円 「福島県臨床研修病院合同ガイダンス2007」開催費 年2回開催(東京都、福島市)</p> <p>2 医師臨床研修地域保健・医療研修事業 120千円 「地域保健・医療」研修で臨床研修医を受け入れる保健福祉事務所の必要経費</p> <p>3 医師臨床研修指導医養成講習会事業 1,608千円 効果的に臨床研修を推進するための指導医養成講習会開催経費</p>
新 女性医師支援事業	6,801	<p>医師確保対策の一環として、子育て中の女性医師が継続して働くことができる就業環境等を整備する。</p> <p>1 女性医師の再就業支援事業 4,196千円 育児等のため離職し、その後再就業を希望する女性医師へ必要な研修等を行う。</p> <p>2 病院内保育所推進事業 2,605千円 県立医科大学附属病院が行う院内保育事業に係る経費に対して補助を行う。</p>
新 医師確保事業交付金	76,000	<p>医師確保と県内定着を図るため、県立医科大学に対して、新たに10名の助手枠を確保するための交付金を交付する。</p> <p>交付先 県立医科大学</p>
県民医療対策経費(経常行政経費)	36 (手数 36)	<p>県内の医師不足が深刻化していることから、県立医科大学へ配置した助手を支援要請があった県内の公的病院へ派遣するため、医師派遣調整会議を開催する。</p> <p>年4回開催</p>
合 計	621,436 (使用 49,734) (手数 10,304) (国庫 158,126) (諸収 4,989) (負担 1,280)	

食品安全グループ担当の事業

1 食品の安全確保対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
行政検査機器の更新等事業	4,770	食肉衛生検査所検査機器リース代
食品営業許可指導事務経費	29,117 (手数 23,150)	食品営業許可及び登録事務等の適正な処理を行い、食品関係営業施設に対し効果的な監視指導を実施する。また、食中毒の未然防止のため食品営業者への啓発を行うとともに、と畜場及び食鳥処理場での食肉検査を充実し、食品に起因する衛生上の危害防止と食品衛生の向上を図る。さらに、県民の健康保護のため、関係部局及び関係自治体と連携し、福島県食品安全確保対策プログラムの進行管理を行う。
(社)福島県食品衛生協会の育成事業	1,391 (手数 1,391)	食品営業者の団体である(社)福島県食品衛生協会を育成し、食品衛生関係営業の健全な発展と食品衛生思想の普及啓発を図る。 事業委託 ・特産品製造加工施設に対する巡回指導 ・食品営業許可に係る事務指導
食品の高度衛生管理推進事業	97 (手数 97)	総合衛生管理製造過程承認制度や対米輸出水産食品加工施設認定制度の導入、学校給食、旅館、弁当屋等の大量調理施設に対する監視指導の強化及びHACCPシステム(危害分析重要管理点方式による衛生管理)の普及啓発を図るため、適切な指導助言を行うための食品衛生監視員の養成、施設の検証及び査察の実施、検証に必要な機器等の整備を図る。
食品等の腸管出血性大腸菌汚染調査	465	過去に発生した食中毒事件等で、腸管出血性大腸菌O157等が検出された食品等を対象に、その汚染実態を調査・把握し、腸管出血性大腸菌による食中毒発生の未然防止を図る。
畜水産食品中の抗生物質等モニタリング検査	443	食肉、卵、牛乳、魚介類等の食品には、生産段階での不適正な使用による抗生物質、合成抗菌剤及び動物用医薬品の残留が懸念されることから、畜水産食品中の抗生物質等モニタリング検査を実施し、違反品を排除するとともに、関係機関を通じて生産者を指導するなど再発防止を図る。
畜産食品の病原微生物検査	196	畜産食品の病原微生物の検査を実施し、生産や製造過程における汚染の実態を把握するとともに、生産者及び製造者に対し、汚染防止と衛生管理の徹底を指導することにより、食中毒の発生防止を図る。
魚介類の有害化学物質の検査	70	県内海域で漁獲される魚介類の水銀、メチル水銀による汚染状況を調査し、国が定める暫定的規制値との比較から安全性を確認する。
食品中の残留農薬検査の強化	6,531 (手数 1,175)	県内に流通する農産物の残留農薬の検査を実施することにより、食品中の残留農薬の実態を把握し、違反品を排除するとともに、関係自治体と連携して、必要な措置を講じ、県民の食生活の安全を確保する。

事業名	予算額	内容
食品添加物の適正使用取締り強化	1,583 (手数 711)	使用頻度の高い食品添加物を重点的に検査し、違反食品を排除するとともに、保健所や管轄自治体を通じて、製造者等に対し必要な措置を講じ、食品添加物の適正使用について指導する。
食中毒発生時等の原因究明調査	1,624 (手数 708)	食中毒発生時等に、摂食調査、施設調査及び細菌学・生化学的検査など迅速・的確な調査を行い、発生原因の徹底究明及び事故の拡大防止を図るとともに、原因施設に対して必要な措置を講じて事故の再発防止を図る。
食品衛生「出前講座」の開設	105	依然として多い家庭での食中毒を防止するため、一般消費者に対する食品衛生の知識の普及啓発が重要であることから、食中毒予防対策を中心に、食品添加物の知識など食品衛生関係の講座を開設し、一般消費者(婦人会、老人クラブ、各種地域サークルなど)から講習会の申し込みを受け、保健所から食品衛生監視員が出向いて講義を行い、食品衛生の知識の普及啓発を図る。
食品安全推進懇談会の設置	611	食品衛生法の改正及び食品安全基本法の施行により、地方自治体の責務として、消費者及び事業者に対する情報提供及び意見交換(リスクコミュニケーション)が規定されると共に、依然として消費者の食品の安全性に対する不安が高いことから、食品の安全に関する消費者の不安の解消及び食品安全行政の推進のため、消費者、事業者、学識経験者及び行政が一堂に会し、食品安全確保に関する情報及び意見交換、相互理解を図る場として食品安全推進懇談会を設置する。
水産食品等の病原微生物検査	430	夏季の食中毒の原因の大きな割合を占める腸炎ピブリオの検査と事業者への衛生管理の指導により食中毒を予防する。
遺伝子組換え食品の検査	694	平成13年4月より、遺伝子組換え食品の安全性審査が法的に義務化されていることから、県内流通食品のモニタリング検査を実施し、安全性未審査及び表示違反食品の流通を防止する。
県産食品の安全推進事業	2,202	食の安全についての不安を払拭するため、消費者・生産者・食品事業者・行政が相互に情報を共有し、双方向的な情報及び意見の交換を実施するとともに、生産者や小学生への食の安全についての学習機会の提供により、違反食品の防止と基礎的な食品安全知識の啓発を行う。
と畜場等における微生物汚染防止対策事業	195 (手数 195)	と畜場及び食鳥処理場において、食肉及び施設設備等のサルモネラ菌などの食中毒菌等のモニタリング検査を実施することにより、食肉の安全性・衛生管理の効果を確認し、食肉による事故を未然に防止する。
と畜検査補助業務委託事業	654 (手数 654)	と畜検査に係る検印の押印業務等を委託し、業務の効率化を図る。
食肉衛生検査精度管理に係る検査機器の保守点検	1,296 (手数 1,296)	食品衛生検査施設における検査精度管理制度導入に伴い検査精度を確保するため、検査機器について定期的な保守点検を行う。

事業名	予算額	内容
食肉検査における抗生物質等検査事業	1,035 (手数 1,035)	と畜場及び食鳥処理場における食肉の残留抗生物質等を検査し、抗生物質に汚染された違反食肉の流通防止を図り、食品の安全を確保する。
合計	53,509 (手数 30,412)	

2 動物愛護の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
健康衛生事務経費(運営経費)	6,171 (諸収 38)	1 狂犬病予防等業務手当(狂犬病予防技術員) 2 非常勤狂犬病予防技術員の雇用
動物愛護管理事務経費	17,378 (手数 2,300) (諸収 727)	特定動物や放置犬等による人への危害を防止するため、特定動物の飼養施設の許可及び立入指導を実施するとともに、放置犬等の捕獲及び飼養者に対する適正管理の指導を行う。 1 放置犬等の捕獲や飼育者に対する適正管理に関する事務経費 2 動物取扱業者への立入指導等及び適正管理の普及啓発の事務経費 3 危険な動物の飼育施設への立入指導及び適正管理の普及啓発の事務経費
人と動物の「ふれ愛」推進事業	856 (諸収 856)	飼い犬のしつけ方・飼養管理に関する講習会を開催するとともに、受講者から希望者をボランティアとして養成する。また、保健所の獣医師を小学校に派遣し、動物の適正飼養などの相談、指導を行うとともに、動物愛護フェスティバルを開催し、動物愛護の思想及び適正飼養の普及啓発を行う。
犬等評価人手当	1,215	捕獲、抑留犬の処分前の評価を行う犬等評価人等(学識経験者)の報酬
動物の捕獲収容・設備事業	1,199 (諸収 1,199)	犬抑留所の修繕等を行うとともに、年々増加傾向にある大型犬による苦情に迅速に対応し、当該犬による咬傷等の危害を防止するため、専用捕獲器の整備を行う。また、ダイオキシン類対策特別措置法により規定されている焼却炉における排出ガス及び焼却灰について、年1回ダイオキシン類の測定を実施する。
動物の愛護と適正管理普及事業	343 (諸収 343)	1 動物愛護推進懇談会 動物の愛護と適正な飼養の普及啓発を中心とした総合的な動物行政の推進に必要な協議を行うため、民間組織、行政機関、県民の代表等による懇談会を開催する。 2 動物取扱業者等指導 動物取扱業者に対する監視・指導を行う。
合計	27,162 (手数 2,300) (諸収 3,163)	

環境衛生グループ担当の事業

1 衛生的な環境対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
運営事務経費 (経常経費)	7,342 (手数 2,073)	<p>1 運営事務経費</p> <p>(1) 生活衛生・食品衛生大会の開催 研究発表 優良施設知事賞の授与</p> <p>(2) ねずみ衛生害虫駆除技術講習会 ほか</p> <p>2 環境営業許可指導事務経費 生活衛生関係営業の許認可、監視指導及び免許の交付等を行い公衆衛生の向上を図る。 クリーニング師の試験及び免許の交付 家庭用品安全対策 ほか</p> <p>3 営業指導事務経費 生活衛生関係施設の改善向上、経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図り、県民生活の安定に寄与する。 生活衛生関係営業指導職員研修会 ほか</p>
生活衛生営業経営指導事業補助	24,897 (国庫 12,448)	<p>生活衛生関係営業の経営の合理化、近代化を図るため、財団法人福島県生活衛生営業指導センターに対し、事業費等の補助を行う。</p> <p>補助率：国 1 / 2、県 1 / 2</p>
生活衛生営業振興事業補助	2,580	<p>生活衛生関係営業の大部分は、経営基盤の脆弱な中小零細企業であり独自に振興事業を実施することは困難であることから、本事業により振興事業へ支援することにより生活衛生関係営業の活力ある発展を図る。</p> <p>交付先：(財)福島県生活衛生営業指導センター 補助対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生同業組合の活性化に資するための事業またはその助成 (補助率：県 1 / 2 以内) ・消費者サービスの向上、需要の拡大に資するための事業またはその助成 (補助率：県 1 / 2 以内) ・地域社会の福祉の増進に資するための事業またはその助成 (補助率：県 2 / 3 以内)
国民生活金融公庫融資推薦事務委託事業	105	<p>融資推薦事務を財団法人福島県生活衛生営業指導センターに委託する。</p>
普通公衆浴場施設整備事業補助	1,500	<p>公衆浴場の経営の安定及び入浴施設の確保を図るため施設整備の更改に対する助成を行う。</p> <p>補助先：各市町村 補助率：県 1 / 3、市町村 1 / 3</p>
公衆浴場入浴料金問題調査会	80 (手数 80)	<p>福島県公衆浴場入浴料金調査会設置要綱に基づき、入浴料金統制額の指定に当たって意見を聞くために調査会を設置し、開催する。</p>
レジオネラ属菌検査事業	1,841 (手数 1,841)	<p>レジオネラ症の原因菌であるレジオネラ属菌について、入浴施設を有して営業を行っている公衆浴場及び旅館のレジオネラ属菌検査を実施し、設備等の適正な衛生管理について指導、啓発を行う。</p>

事業名	予算額	内容
健康、住まいり んぐ推進事業	224 (手数 224)	安全で安心できる暮らしを確保するため、衛生害虫や室内空気環境対策等の住まいに関する衛生情報の普及啓発等を行う。
理美容所衛生確 保対策事業	192 (手数 192)	理美容所の消毒済み器具の消毒効果を確認検査することにより、営業者に対する適切な指導を行う。
環境衛生関係台 帳管理システム維 持管理事業	372 (手数 372)	環境衛生関係施設の総数約20,000件の台帳管理のためのパーソナルコンピュータシステムの維持管理を行い、これらの情報を効率的に管理・運用する。
合計	39,133 (国庫 12,448) (手数 4,782)	

2 水道事業の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
運営事務経費 (経常経費)	1,126	水道事業事務経費 安全な飲料水の安定的な供給に向けて、水道施設の認可・確認・届出関係事務を行う他、水道及び給水施設等の監視指導・啓発を行う。
広域水道企業団 施設整備促進補助 事業	182	水道水の安定供給と経営基盤の強化のため、水道広域化を図る水道用水供給企業団に、給水開始までの企業債元利償還金に対して補助を行う。 補助率：県2 / 10 (単年度限度額200,000千円) 補助先：水道用水供給企業団
簡易水道等施設 整備費県費補助事 業	17,865	水道未普及地を解消すると共に、財政基盤の弱い市町村の簡易水道事業において災害に強い水道施設を整備するため、補助を行う。 補助率：県1 / 10、7 / 100 補助先：国庫補助事業実施市町村
簡易水道等施設 整備国庫補助指導 監督事務	2,220 (国庫 1,110)	地方の生活基盤となる簡易水道の整備近代化を目的として国が行う簡易水道等施設整備費補助について、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項の規定により事務を実施する。 補助事業数 19事業 補助総額 398,218千円
水道水源開発等 施設整備国庫補助 指導監督事務	1,316 (国庫 658)	安全で安心できる生活を支える水道の整備を目的として国が行う水道水源開発等施設整備費補助について、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項の規定により事務を実施する。 補助事業数 23事業 補助総額 566,232千円

事業名	予算額	内容
一部新 福島県水道整備 基本構想推進事業	2,615	<p>水道基本構想の策定を受けて、広域化の推進、危機管理体制の整備及び未規制施設の管理体制の整備を図る。</p> <p>1 広域化推進事業 266千円 平成17、18年度に実施した地域検討会の成果を取りまとめ、本県の実情に即した広域化のあり方を示すことにより、地域水道ネットワークの整備を図るとともに、市町村合併が行われなかった地域における水道事業の広域化・共同化に向けた取組みを支援する。</p> <p>2 水道施設データベース整備事業 1,471千円 水道施設データベースの点検・管理を行うとともに、各水道事業体の財政的・技術的運営基盤、危機管理体制などを把握し、基本構想に掲げる基本方針に基づく施策の推進に向けた取組を行う。</p> <p>3 未規制施設実態調査事業 878千円 給水区域外に存在する水道法及び県給水施設等条例の適用外の施設の実態を把握し、県と市町村が関与して水質管理体制を強化する。</p>
合 計	25,324 (国庫 1,768)	

薬務グループ担当の事業

1 医薬品等の安全性、血液の確保と薬物乱用の防止

(1) 医薬品の有効性・安全性の確保

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
薬事経済調査事業	1,839 (国庫 1,837) (諸収 2)	医薬品等の生産、流通、販売等の実態を把握し、薬務行政上の必要な基礎資料を得る。 医薬品産業実態調査 医薬品等供給動向調査(薬事工業生産動態統計調査) 医薬品等価格調査 医療機器産業実態調査
健康衛生事務経費(運営経費)	1,241 (手数 865) (諸収 8)	各種会議・協議会負担金 臨時職員の賃金 ほか
健康衛生事務経費(施設管理経費)	7,509 (手数 6,015)	1 薬務関係許認可台帳管理システム 2 毒物劇物営業者登録等システム ほか 3 (新)薬局機能情報公表システム
薬務総務事務経費(経常行政経費)	3,927 (手数 3,387) (財産収入 83)	1 薬事審議会の開催等 薬事法第3条の規定による薬事審議会を開催し、薬事に関する重要事項について委員の意見を求めて適切な行政の運用、推進を図るとともに各種会議に出席する。 薬事審議会の開催 1回 全国薬務主管課長会議 2回 2 緊急ワクチン等供給事業 国が管理している国有ワクチンは、市販されていないので、緊急事態のため県が備蓄し、医療機関に速やかな供給を図る。(薬務グループ備蓄) 乾燥ガスえそウマ抗毒素 2本 乾燥ボツリヌスウマ抗毒素 2本 3 薬務許認可指導事業(毒物劇物危害防止対策等を含む。) 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物製造業及び販売業者に対し監視指導等を行い、事故の未然防止を図る。 また、毒物劇物取扱責任者、薬種商及び特例販売業の管理者としての資質を確保するための試験を行う。 農薬危害防止運動(6月15日～7月15日) 農薬危害防止中央講習会 毒物劇物営業者等に対する立入検査の実施 毒物劇物取扱者試験の実施(8月) 毒物劇物運搬車両取締り(11月) 薬種商・特例販売業能力認定試験の実施(9月)

事業名	予算額	内容
医薬品安全対策事業	712 (手数 267)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医薬品等苦情相談事業 福島県消費生活センター内に苦情相談窓口を設置するため、福島県女性薬剤師会会員を苦情相談員として委嘱し、毎週水曜日に苦情相談に対処する。(年50回) 2 医薬品含有(疑)健康食品検査事業 医薬品の含有が疑われるいわゆる「健康食品」の検査を実施し、違反品について適切な指導等を行う。 3 薬事衛生思想の普及対策 薬と健康の週間(10月17~23日) 4 薬事監視指導 保健所薬務担当課長会議の開催(4月) 医薬品等の一斉監視指導(6月~8月) 医療機器の一斉監視指導(11月~2月) 5 特別薬事監視班の設置 医薬品等製造業者に対する薬事監視を強化するため特別薬事監視班を設置し、不良医薬品等の一掃を図る。 対象製造業者 151施設 6 適正な医薬分業を推進するため、薬局に対する薬事監視を実施し、医薬品の安全・適正使用の徹底を図る。 7 薬事監視員専門研修 薬事監視員の資質の向上を図るため、専門研修会を開催する。 開催回数：年2回 対象：薬事監視員、GMP監視員 8 保存血液等抜取検査 開催回数：年2回 対象：血液センター
一部新 医薬品等製造承認事務	2,090 (国庫 355) (手数 1,733) (諸収 2)	<p>薬事法に基づき、医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、医薬品等製造販売業等関係の許可等事務の審査体制を強化するとともに、薬局開設・医薬品・高度管理医療機器等販売業の許可、毒物劇物販売業等の登録に関する事務の適正な執行を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医薬品等製造販売承認事務担当者会議 開催回数：年4回 場 所：厚生労働省 2 医薬品等製造管理者講習会の開催 県内医薬品等製造所の管理者及び責任技術者、保健所担当職員に対する講習会を開催する。 3 三県合同製造販売業者等講習会 宮城県、山形県、福島県の持ち回りで研修会を開催する。 4 申請工場実態調査(許可調査・適合性調査) 医薬品等の製造工場の書類審査及び実地調査(GMP適合性調査)を行う。

		<p>5 医薬品等の製造販売等の許可事務 (1) 医薬品等製造販売業・製造業の許可事務 (2) 薬局開設・医薬品販売業の許可事務 (3) 高度管理医療機器等販売業の許可事務 (4) 医療機器修理業の許可事務</p> <p>6 医薬品検定検査事務等委託事業 厚生労働省から委託を受けて、医薬品、医療機器製造業者に対するGMP査察、違法ドラッグの買い上げ調査等を行う。</p> <p>7 (新)国立保健医療科学院研修(薬事衛生管理コース) 薬事監視員である職員を派遣し、医薬品等GMP/QMSに係る知識を習得させ、本県の査察力のレベル維持を図る。</p>
災害時医薬品等 備蓄供給事業	1,431	<p>災害発生時に県民が必要とする医薬品等(53薬効医薬品、11衛生材料)は、初動期(発生から1~3日)において確保が困難になることから、医療機関等から要請があった場合、迅速な供給体制を確保するために県内各医療圏(南会津医療圏は会津医療圏と同一とする)ごとに医薬品等の備蓄供給体制の確保を図る。 併せて、新型インフルエンザ対策として、抗インフルエンザ薬(タミフル)を備蓄する。</p>
合 計	18,749 (国庫 2,192) (手数 12,267) (財産収入 83) (諸収 12)	

(2) 血液の確保対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
薬務総務事務経費(経常行政経費)	674	献血促進に係る知事感謝状等の贈呈
献血推進事業	4,683	<p>平成19年度は献血者80,940人の目標を設定し、これを達成するため献血思想の普及啓発、ボランティア団体の育成及び強化を図り、県民の理解と協力を求め、献血事業の推進を図る。</p> <p>1 複数回献血者推進事業 複数回献血を推進するため、啓発資材を作成するとともに、「愛の血液助け合い運動」月間における街頭キャンペーンを実施する。(7月 県内13市)</p> <p>2 ふれあい伝言板事業 (1) 大学生等編集委員による献血情報(ニュース)の発行及びキャンペーンの支援 (2) 幼稚園等における絵本の読み聞かせ (3) 高校生等初回献血者等を対象とした献血等に関するショートメッセージの募集</p> <p>3 ジュニア献血ポスタ-コンク-ル事業 中学生を対象としたポスタ-コンク-ルの実施及び最優秀作を活用した啓発の実施</p>

事業名	予算額	内容
一部新 血液製剤使用適 正化普及事業	821 (国庫 700)	委員による医療機関との意見交換会及び専門家による説明会を開催し、血液製剤使用指針等の普及を図る。 血液製剤使用に係る懇談会の開催(年2回) 「血液製剤の使用指針」等説明会の開催(年1回) 自己血輸血講習会の開催(年1回) 血液製剤使用に係る意見交換会の開催(年1回) (新)合同輸血療法委員会(仮称)の開催(年1回)
合計	6,178 (国庫 700)	

2 薬物乱用防止

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
薬務総務事務経 費(経常行政経費)	1,826 (手数 2,448)	麻薬等取締事業 麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法に基づき、免許・指定事務を行うとともに、必要な取締りを行う。 また、これら薬物の乱用による危害を防止するため、乱用防止対策の総合的かつ効果的な推進を図る。 福島県薬物乱用対策推進本部会議の開催 覚せい剤等取締機関四者協議会の開催 麻薬、覚せい剤取扱者に対する指導取締りの実施 麻薬、覚せい剤取扱者に対する講習会の開催 麻薬中毒者に対する観察指導 大麻栽培者・研究者に対する監視の実施 不正大麻・けし取締事業用啓発資材の作成 不正大麻・けし撲滅運動の実施
薬物乱用防止指 導員運営事業	3,415 (手数 3,415)	覚せい剤、シンナー等の乱用根絶をめざし、徹底した啓発活動を効果的に実施するために「薬物乱用防止指導員」を県下に配置し、地域住民に対し、きめ細かな地域に根ざした組織的かつ効果的活動を実施する。 1 薬物乱用防止指導員連合協議会の開催 薬物乱用防止指導員地区協議会の代表及び関係機関が参加し、各地区における活動上の問題点等について打合せ等を行い、事業実施計画等を策定する。 2 薬物乱用防止指導員地区協議会の活動 連合協議会が策定した事業計画に基づき、各地域の実情に応じた事業計画等を策定し、指導員による組織的な啓発活動を展開する。(県下16地区) 3 薬物乱用防止指導員地区協議会の補助 地区協議会の自主企画による啓発活動に係る活動経費を補助する。 4 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動
覚せい剤・シン ナー・ボンド乱用 防止事業	2,116 (手数 3,026)	若年層の薬物乱用防止対策や各種啓発活動のための啓発用資料の作成及び広報活動を実施する。 また、各保健所に薬物相談窓口を設置し、住民からの薬物問題の相談に応じる体制を整える。 1 覚せい剤等乱用防止指導

		<p>地域社会に根をおろした啓発活動を有意義なものとするため、薬物乱用防止指導員を対象に研修会を開催する。(県内7方部)</p> <p>2 啓発用資料作成事業 広く県民に対し、薬物乱用防止のための普及啓発を行うため啓発資材を作成する。</p> <p>3 保健所薬物相談窓口事業 各保健所に薬物相談窓口を設置し、相談者に対し適切な指導を行う。また、必要に応じ市町村において講習会等を開催し、予防啓発を図る。</p> <p>4 薬物乱用防止指導員等実践講師養成事業 薬物乱用防止指導員等に対する薬物乱用防止教室等の実践講師養成研修会を県内3箇所で開催する。</p>
薬物関連問題相談事業	1,432 (手数 1,668)	<p>薬物乱用問題が若年層を中心に深刻化していることを踏まえ、福島県精神保健福祉センターの機能を活用し、地域住民からの薬物関連問題の相談に専門的に応じるとともに、薬物関連問題の発生予防、薬物依存者の社会復帰の促進等を図る。</p> <p>1 薬物関連相談窓口の開設 専門の相談員(医師、その他)を配置して、薬物による精神障がい者やその家族に対して個別相談を実施する。</p> <p>2 薬物依存症に関する研修会の実施 薬物乱用防止指導員、教師等を対象に薬物乱用対策の専門研修を行い、薬物依存症の正しい知識を習得させる。</p> <p>3 薬物依存者の家族教室の開催 薬物による精神障がい者への対応についての知識を伝えるとともに、回復の事例紹介等により家族等に対する支援を行う。</p> <p>4 薬物関連問題相談窓口の案内 薬物乱用防止の啓発とともに、相談窓口の開設を案内する広報を行う。</p> <p>5 薬物関連問題実務担当者会議の開催 精神保健福祉センターを中核として、薬物関連問題に対応している行政、医療、矯正機関等の担当者による事務レベルでの情報交換を行い、個別事例に対して臨機応変に対応できるような土壌を構築する。また、研修会派遣の伝達講習により実務担当者の資質の向上を図る。</p>
合 計	8,789 (手数 10,557)	

3 新たな試験検査体制の整備及び精度管理の充実

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
健康衛生事務経費(運営経費)	2,565 (諸収 14)	1 衛生研究所運営事務費 2 衛生研究所支所管理運営費
健康衛生事務経費(施設管理経費)	35,593	1 衛生研究所運営事務費 2 健康危機管理対策事業 3 環境医学研究所運営事務費 ほか
行政検査機器の更新等事業	17,371	衛生研究所において実施する行政検査に必要な検査機器について、検査データの信頼性を確保する観点から、定期的に更新する。 液体クロマトグラフ質量分析計 1 台 健康食品に含まれる医薬品成分等の検査 (平成15～19年 5年リース) ガスクロマトグラフ質量分析計 1 台 食品中の残留農薬検査 (平成15～19年 5年リース) ゲル浸透クロマトグラフィー 1 台 食品中の残留農薬検査 (平成15～19年 5年リース) シークエンサー 1 台 SARSウイルス等の遺伝子検査 (平成16～20年 5年リース) 高速液体クロマトグラフ 1 台 食品中の残留農薬、抗生物質等検査 (平成17～21年 5年リース) ガスクロマトグラフ質量分析計 1 台 食品中の残留農薬、抗生物質等検査 (平成18～22年 5年リース)
薬務総務事務経費(経常行政経費)	1,599	環境医学研究所研究経費
衛生研究所一般事務費(経常行政経費)	6,644	衛生研究所の運営及び維持管理 行政及び依頼検査の実施 公衆衛生情報の提供
衛生研究所支所運営費	3,716 (手数 193)	衛生研究所各支所の運営及び維持管理
一般依頼検査事業	589 (手数 589)	飲用水等の衣食住に関わる試験検査を県民の要請に基づき受託し、検査成績をフィードバックすることで、公衆衛生の向上に寄与する。 1 温泉水水質検査 2 医薬材料検査 3 飲用水水質検査 ほか
一部新調査研究事業	1,106	保健、予防、食品及び環境行政等の推進に寄与するため行政的研究と基礎的研究を行う。 1 福島県内の結核菌の分子疫学調査研究 結核菌株のデータベースを充実させ、分子疫学的解析を行うことにより、感染源の追跡、再燃と再感染の区別及び感染様式等の解明に役立てる。 2 LC/MSによるいわゆる健康食品中無承認医薬品成分調査 いわゆる健康食品中に含まれている複数成分につい

		<p>て、一斉分析法を検討することにより、迅速に試験検査を実施し、県民の健康被害の未然防止を図る。</p> <p>3 県内主要河川のクリプトスポリジウム汚染研究 人に感染することにより、下痢や腹痛などを引き起こすクリプトスポリジウムについて、県内主要河川の汚染状態を把握し、今後の環境衛生対策に活用する。</p> <p>4 (新) ノロウイルスが検出されない胃腸炎患者における胃腸炎起因ウイルス検索に関する研究 胃腸炎起因ウイルス検索体制を整えることにより、緊急時における迅速な原因究明が可能となる。</p>
新 健康危機管理体制整備等事業	26,969 (国庫 24,271)	<p>地域保健に係る総合的な調査研究体制を強化することにより、県民の安心安全を確保することを目的とする。</p> <p>1 健康危機管理体制整備事業 健康危機管理に係る一連の業務について、迅速かつ効果的な対応を行うために、理化学検査体制の強化を図る。</p> <p>2 結核対策技術支援事業 RFLP法により得られた検査データ画像のシステム管理及びコンピューターによる分類によりの確な感染予防・拡大防止対策を講じる。</p>
試験検査精度管理事業	1,347 (分担金及び負担金 1,347)	<p>試験検査結果の信頼性の確保及び精度の向上を図るため、衛生研究所支所、環境センター及び民間検査機関等を対象とした精度管理調査事業を実施する。</p> <p>1 委員会 精度管理調査事業の計画、調査結果の評価等を実施するために、年2回開催する。</p> <p>2 精度管理調査 理化学検査()・()、食品化学検査、細菌検査()・()の5部門について、衛生研究所において調査検体を作製し、参加事業所へ配布する。 参加事業所は、調査検体を分析後、結果(検査値)を県に報告し、その検査結果について統計処理し評価する。(年1回実施)</p> <p>3 部門別検討会 各部門別に、調査結果を技術的な視点から評価・検討する。(年1回実施)</p> <p>4 技術発表会 参加事業所が自主的に実施している精度管理に関連した調査研究について発表会を実施し、各事業所における検査技術の質的向上を目指す。(年1回実施)</p>
衛生検査所精度管理指導対策	214	<p>臨床検査技師等に関する法律に基づく「衛生検査所」(医療機関からの受託検査実施施設)に対し、精度管理に関する技術的な指導を行う精度管理委員を委嘱し、立入検査を実施する。 また、「衛生検査所」に対する外部精度管理調査を実施し、検査精度の向上を図る。</p> <p>1 外部精度管理調査 県内の衛生検査所に模擬検体を配布し、その検体に</p>

		<p>ついて実際の検査を実施後、結果を提出してもらう。それら結果の集計、解析から各衛生検査所における精度管理状況の評価をする。</p> <p>なお、検体作成等の実務については、外部委託して実施する。(年1回実施)</p> <p>2 立入検査 衛生検査所に対する立入検査を実施する。 (許可権限が郡山市・いわき市の施設は対象外)</p> <p>3 精度管理委員会 外部精度管理調査の計画策定、調査結果の検討、最終報告の評価講評及び精度管理実施調査の実施計画と指導結果の評価講評を行う。(年3回実施)</p>
合 計	<p>97,713 (国庫 24,271) (手数 782) (分担金及び負担金 1,347) (諸収 14)</p>	

4 自然環境の保全と活用

(1) 温泉の適正利用の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
健康衛生事務経費(運営経費)	62 (手数 62)	<p>1 硫化水素含有温泉調査事業</p> <p>2 北海道・東北ブロック温泉主管課長会議 ほか</p>
薬務総務事務経費(経常行政経費)	623 (手数 1,838)	<p>自然環境保全審議会温泉部会の開催、温泉掘等許可申請に基づく現地調査指導、温泉源定期測定調査等を通じ、温泉源の保護と利用の適正化を推進する。</p> <p>自然環境保全審議会温泉部会の開催(年2回) 温泉掘削、増掘、動力装置及び温泉利用許可等に関する調査、指導</p>
合 計	685 (手数 1,900)	

(4) 事業費

健康衛生領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
厚生統計調査費(045-002)	3,860	3,858	2		-
厚生統計調査費	3,860	3,858	2		-
薬事経済調査事業	1,839	1,837	2		p162薬1(1)
国民健康・栄養調査	2,021	2,021			p135健1
公衆衛生総務費(091-001)	244,130	10,658	94,582	138,890	-
健康増進総務費	7,215	2,069	1,797	3,349	-
健康増進事務経費(経常行政経費)	6,882	2,069	1,527	3,286	p135健1、 p137健2、 p140健7
地域保健推進に関する国際協力事業	333		270	63	p135健1
歯科保健対策事業推進費	9,130	8,552	419	159	-
ヘル歯-ライフ8020推進事業	8,711	8,552		159	p141健7
ヘル歯-ケア推進事業	419		419		p141健7
地域保健推進費	2,960		120	2,840	-
地域保健関係職員研修	2,840			2,840	p136健2
医療社会事業普及啓発事業	120		120		p137健2
健康企画費	45,840		38,325	7,515	-
生活習慣病予防普及啓発事業	873			873	p137健3
健康ふくしま21推進事業	2,091			2,091	p136健1
公衆衛生学会経費	100			100	p136健1
食を通じた「子育て、子育て」支援事業	3,675			3,675	p137健4
福島県食育推進事業	776			776	p137健4
検診機器整備事業	38,325		38,325		p138健5
健康衛生総務費	178,985	37	53,921	125,027	-
健康衛生事務経費(運営経費)	60,242	37	38,337	21,868	p136健1、 p142ほか医1(1) ・3(2)・4 、p158食2、 p162ほか薬1(1) ・3・4(1)
健康衛生事務経費(施設管理経費)	96,602		15,584	81,018	p136健1、 p153医4、 p162ほか薬1 (1)・3
行政検査機器の更新等事業	22,141			22,141	p156食1、 p167薬3
結核対策費(092-001)	59,571	30,283		29,288	-
結核予防費	9,007	2,151		6,856	-
感染症法第60条の都道府県の補助	4,978			4,978	p149医3(1)
結核対策特別促進事業	3,588	2,151		1,437	p149医3(1)
結核等感染症緊急対策事業	441			441	p149医3(1)
結核医療費	36,856	21,759		15,097	-
結核医療事務経費	6,272			6,272	p149医3(1)
結核医療費	30,584	21,759		8,825	p149医3(1)
結核患者費	13,708	6,373		7,335	-
結核患者管理費	13,708	6,373		7,335	p149医3(1)
予防費(093-001)	1,668,712	502,691	143	1,165,878	-
感染症予防対策費	236,302	14,124		222,178	-
感染症予防対策事業	29,637	14,124		15,513	p150医3(2)
抗インフルエンザウイルス薬備蓄事業	206,665			206,665	p150医3(2)
予防接種普及費	15,094	10,153		4,941	-
予防接種事故対策負担金	14,820	9,879		4,941	p151医3(2)

健康衛生領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
予防接種後健康状況調査事業	274	274			p151医3(2)
感染症サーベイランス等事業費	11,345	5,674		5,671	-
感染症サーベイランス等事務経費(経常行政)	10,729	5,358		5,371	p151医3(2)
感染症発生動向調査事業	300			300	p151医3(2)
感染症流行予測調査事業	316	316			p151医3(2)
エイズ等予防対策費	6,912	2,969	110	3,833	-
エイズ対策促進事業	3,019	1,509		1,510	p151医3(2)
エイズ・肝炎検査事業	2,559	1,163	110	1,286	p152医3(2)
ハンセン病啓発普及事業	373	297		76	p152医3(2)
ハンセン病入所者ふるさと交流事業	961			961	p152医3(2)
特定疾患対策事業費	1,353,134	424,346	33	928,755	-
特定疾患治療研究事業	1,302,369	411,607	3	890,759	p138健6
難病在宅療養者支援体制整備事業	3,454	1,727		1,727	p138健6
先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	23,216	7,188		16,028	p139健6
遷延性意識障害治療研究事業	16,423			16,423	p139健6
難病患者等居宅生活支援事業	30	18		12	p139健6
難病相談・支援センター事業	7,642	3,806	30	3,806	p139健6
原爆被爆者対策費	45,925	45,425		500	-
原爆被爆者対策事業	45,925	45,425		500	p140健6
衛生研究所費(095-001)	39,024	24,271	782	13,971	-
管理運営費	10,360		193	10,167	-
衛生研究所一般事務費(経常行政経費)	6,644			6,644	p167薬3
衛生研究所支所運営費	3,716		193	3,523	p167薬3
試験検査事業費	589		589		-
一般依頼検査事業	589		589		p167薬3
調査研究事業費	28,075	24,271		3,804	-
調査研究事業	1,106			1,106	p167薬3
健康危機管理体制整備等事業	26,969	24,271		2,698	p168薬3
環境衛生費(096-001)	85,448	14,216	10,207	61,025	-
運営費	8,468		2,073	6,395	-
運営事務経費(経常経費)	8,468		2,073	6,395	p159ほか環1
動物愛護管理対策費	20,991		5,425	15,566	-
動物愛護管理事務経費	17,378		3,027	14,351	p158食2
人と動物の「ふれ愛」推進事業	856		856		p158食2
犬等評価人手当	1,215			1,215	p158食2
動物の捕獲収容・設備事業	1,199		1,199		p158食2
動物の愛護と適正管理普及事業	343		343		p158食2
営業指導育成費	27,582	12,448		15,134	-
生活衛生営業経営指導事業補助	24,897	12,448		12,449	p159環1
生活衛生営業振興事業補助	2,580			2,580	p159環1
国民生活金融公庫融資推薦事務委託事業	105			105	p159環1
環境営業許可指導費	4,209		2,709	1,500	-
普通公衆浴場施設整備事業補助	1,500			1,500	p159環1
公衆浴場入浴料金問題調査会	80		80		p159環1
レジオネラ属菌検査事業	1,841		1,841		p159環1
健康、住まいりんぐ推進事業	224		224		p160環1
理美容所衛生確保対策事業	192		192		p160環1
環境衛生関係台帳管理システム維持管理事業	372		372		p160環1

健康衛生領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
水道事業指導費	24,198	1,768		22,430	-
広域水道企業団施設整備促進補助事業	182			182	p160環2
簡易水道等施設整備費補助事業	17,865			17,865	p160環2
簡易水道等施設整備国庫補助指導監督事務	2,220	1,110		1,110	p160環2
水道水源開発等施設整備国庫補助指導監督事務	1,316	658		658	p160環2
福島県水道整備基本構想推進事業	2,615			2,615	p161環2
食品衛生費(097-001)	48,739		30,412	18,327	-
食品営業許可指導費	30,605		24,638	5,967	-
食品営業許可指導事務経費	29,117		23,150	5,967	p156食1
(社)福島県食品衛生協会の育成事業	1,391		1,391		p156食1
食品の高度衛生管理推進事業	97		97		p156食1
食品安全対策費	14,954		2,594	12,360	-
食品等の腸管出血性大腸菌汚染調査	465			465	p156食1
畜水産食品中の抗生物質等モニタリング検査	443			443	p156食1
畜産食品の病原微生物検査	196			196	p156食1
魚介類の有害化学物質の検査	70			70	p156食1
食品中の残留農薬検査の強化	6,531		1,175	5,356	p156食1
食品添加物の適正使用取締り強化	1,583		711	872	p157食1
食中毒発生時等の原因究明調査	1,624		708	916	p157食1
食品衛生「出前講座」の開設	105			105	p157食1
食品安全推進懇談会の設置	611			611	p157食1
水産食品等の病原微生物検査	430			430	p157食1
遺伝子組換え食品の検査	694			694	p157食1
県産食品の安全推進事業	2,202			2,202	p157食1
食肉検査事業費	3,180		3,180		-
と畜場における微生物汚染防止対策事業	195		195		p157食1
と畜検査補助業務委託事業	654		654		p157食1
食肉衛生検査精度管理に係る検査機器の保守点検	1,296		1,296		p157食1
食肉検査における抗生物質等検査事業	1,035		1,035		p158食1
医薬総務費(101-002)	755			755	-
健康危機管理対策費	755			755	-
健康危機管理対応事業	755			755	p141健8
医務費(102-001)	2,979,651	1,140,639	11,212	1,827,800	-
医療監視及び指導費	2,939		15	2,924	-
医療安全対策経費	2,939		15	2,924	p142医1(1)
へき地医療対策費	185,926	13,875	190	171,861	-
自治医科大学経常運営費負担金	127,009			127,009	p147医1(3)
へき地医療支援対策事業	43,376	464	190	42,722	p147医1(3)
へき地診療所運営事業	12,061	12,061			p147医1(3)
へき地診療所のための遠隔医療設備整備補助事業	2,130			2,130	p147医1(3)
へき地医療施設設備整備事業	1,350	1,350			p147医1(3)
救急医療対策費	1,662,802	204,775	5,045	1,452,982	-
初期救急医療体制整備事業	12,140			12,140	p145医1(2)
第二次救急医療体制整備事業	7,595	3,797		3,798	p145医1(2)
第三次救急医療体制整備事業	188,443	82,618		105,825	p145医1(2)
災害時救急医療体制整備事業	120,006	58,421		61,585	p145医1(2)
救急病院協会補助事業	2,000			2,000	p145医1(2)
総合医療情報システム運営事業	99,681	31,544	5,045	63,092	p145医1(2)

健康衛生領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
救急医療対策協議会運営経費	2,028			2,028	p146医1(2)
福島県AED(自動体外式除細動器)推進事業	1,170			1,170	p146医1(2)
医科大学附属病院救命救急センター整備事業	1,082,805			1,082,805	p146医1(2)
ドクターヘリ整備事業	90,144			90,144	p146医1(2)
ドクターヘリ運営費補助事業	56,790	28,395		28,395	p146医1(2)
県民医療対策費	65,607	29,255	3,899	32,453	-
原子力災害緊急時医療活動事業	29,255	29,255			p142医1(1)
骨髄バンクドナー登録推進事業	1,073			1,073	p149医2(2)
理学療法士等修学資金貸与事業	19,872			19,872	p153医4
臓器移植推進事業	7,043			7,043	p149医2(2)
医療審議会運営経費	2,169			2,169	p142医1(1)
新医療計画策定事業	1,110			1,110	p144医1(1)
県民医療対策経費(経常行政経費)	5,085		3,899	1,186	p142ほか医1(1)・1(2)・4
地域医療対策費	1,062,377	892,734	2,063	167,580	-
福島県周産期医療システム整備事業	39,526	316		39,210	p143医1(1)
医療施設近代化施設整備事業	809,331	809,331			p143医1(1)
公的病院特殊診療部門運営費等補助事業	9,030	4,515		4,515	p143医1(1)
特定医療機器整備資金利子補給事業	90			90	p144医1(1)
介護保険等対応歯科保健医療推進事業	280		280		p148医1(4)
地域医療支援事業	2,668	1,334		1,334	p144医1(1)
小児医療確保方策検討事業	161	80		81	p144医1(1)
医師臨床研修対策事業	3,989		1,780	2,209	p155医4
小児救急医療整備支援事業	19,134	9,344		9,790	p144医1(1)
在宅ケア推進事業	6,632	5,579	3	1,050	p148医2(1)
地域医療充実のための設備整備補助事業	35,735	35,735			p144医1(1)
地域がん診療連携拠点病院整備事業	53,000	26,500		26,500	p144医1(1)
女性医師支援事業	6,801			6,801	p155医4
医師確保事業交付金	76,000			76,000	p155医4
保健師等指導養成費(103-001)	411,946	158,126	16,823	236,997	-
総合衛生学院費	33,797		12,478	21,319	-
学院管理運営経費	33,797		12,478	21,319	p153医4
会津若松看護専門学校費	2,941			2,941	-
学院管理運営経費	2,941			2,941	p153医4
保健師等研修及び指導費	8,396	1,814	4,345	2,237	-
看護教育・准看護師試験経費(経常行政経費)	4,916		3,583	1,333	p153医4
看護教員・実習指導者養成講習会	3,480	1,814	762	904	p153医4
看護要員等確保事業費	366,812	156,312		210,500	-
保健師等修学資金貸与事業	22,128			22,128	p154医4
ナースセンター事業	15,107			15,107	p154医4
看護師等養成所運営費補助事業	222,812	104,486		118,326	p154医4
病院内保育所運営費補助事業	106,765	51,826		54,939	p154医4
薬務費(104-001)	26,910	1,055	19,214	6,641	-
薬務事業費	12,882	355	9,758	2,769	-
薬務総務事務経費(経常行政経費)	8,649		7,756	893	p162ほか薬1(1)・1(2)・2・3・4(1)
医薬品安全対策事業	712		267	445	p163薬1(1)
医薬品等製造承認事務	2,090	355	1,735		p163薬1(1)

健康衛生領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
災害時医薬品等備蓄供給事業	1,431			1,431	p164薬1(1)
麻薬大麻取締事業費	6,963		8,109	1,146	-
薬物乱用防止指導員運営事業	3,415		3,415		p165薬2
覚せい剤・シンナー・ボンド乱用防止事業	2,116		3,026	910	p165薬2
薬物関連問題相談事業	1,432		1,668	236	p166薬2
献血促進費	5,504	700		4,804	-
献血推進事業	4,683			4,683	p164薬1(2)
血液製剤使用適正化普及事業	821	700		121	p165薬1(2)
試験検査事業費	1,561		1,347	214	-
試験検査精度管理事業	1,347		1,347		p168薬3
衛生検査所精度管理指導対策	214			214	p168薬3
合 計	5,568,746	1,885,797	183,377	3,499,572	

5 資 料

(1) 補助事業一覧

保健福祉総務領域

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
社会福祉施設整備費 (各主務領域)	社会福祉施設整備利子 補給事業 (各主務領域)		定額		社会福祉施設整備を支援、促進するために、設置主体の社会福祉医療事業団からの借入金の利子の一部を2.5%を限度に助成する。 補助先：社会福祉法人 対象施設：老人福祉施設 身体障害者更生援護施設 精神薄弱児(者)施設 児童福祉施設(児童厚生施設を除く)等
退職手当精算交付金			10/10		(社福)福島県社会福祉事業団職員の退職手当の一部を助成する。
少子社会対策推進費	地域の子育て応援交付 金		10/10		町村が実施しようとする、知恵と工夫による地域独自の次世代育成支援事業に対して費用の全部又は一部を交付する。 交付先 町村(財政力指数を考慮)
長寿社会対策費	高齢社会対策推進事業		1/2	1/2	市町村が地域の実情に応じたきめ細やかなサービスを展開できるよう、市町村が単独で行う高齢社会対策推進事業に補助する。 補助先 市町村(中核市を除く。)
	やさしいまちづくり支 援事業		1/2		市町村のやさしいまちづくりに関する計画に合致する既存の民間公益的施設のバリアフリー整備に対し補助する。 補助先 民間事業者
	長寿社会推進センター 運営費等補助事業		定額		長寿社会推進センター((社福)福島県社会福祉協議会内設置)が実施する各種事業に関する管理費及び事業費に対し補助する。 補助先 (社福)県社会福祉協議会
	老人クラブ活動等社会 活動促進事業	1/3	1/3	1/3	高齢者が生きがいを持ち、健康で豊かな生活を送ることができるよう老人クラブ活動等に対し補助する。 補助先 市町村(中核市を除く。)
	老人クラブ活動推進員 設置等補助事業	定額 1/2	定額 1/2		(財)県老人クラブ連合会の老人クラブ活動推進員の設置及び高齢者の地域での活躍サポート事業に対し補助する。 補助先 (財)県老人クラブ連合会

注) 財源内訳の国の欄の()書は、直接補助を意味する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
長寿社会対策費	市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業	1/3	1/3	1/3	市町村老人クラブ連合会が趣味、スポーツ活動及び健康に関する講習会等を開催し、健康づくりに関する実践活動、健康に関する知識等についての普及・啓発を行う事業について補助する。 補助先 市町村（中核市を除く。）
国保助成費	保険基盤安定負担金 (医療給付費分、介護給付費分) (保険者支援制度分)	1/2	3/4 1/4	1/4 1/4	国保財政の安定化を図るため、低所得者の国保税の軽減措置に対して、政令に基づき算定した一般会計から国保特別会計への繰入額の一部を負担する。
	福島県国民健康保険調整交付金		定額 10/10		市町村が行う国民健康保険の財政調整のため、予算の範囲内で市町村に対し交付金を交付し、市町村国民健康保険財政の安定化を支援する。
	高額医療費共同事業負担金	1/4	1/4	1/2	高額医療給付費の発生による市町村国保財政への影響を緩和し安定化を図るため、市町村に対し負担する。
	新基準超過費用負担金	1/6	1/6	1/6	医療給付費等が著しく多額な市町村（国指定）は国保事業の運営の「安定化計画」を作成し、医療費適正化等の措置を講じるが、安定化計画実施後の指定年度における実績給付費（災害その他の特別事情に係る額は控除）が基準給付費の1.17倍を超える額の公費負担部分について、指定年度の翌々年度に国、都道府県、市町村が共同で負担する
国民健康保険特別対策費補助金		定額 10/10			国保組合が行う介護給付適正化事業、医療費適正化事業、適用適正化事業に対し補助する。
療養給付費等 補助金 負担金		定額 10/10 10/10			国保組合：国民健康保険法第73条 給付費の32/100の他に給付費の15/100の範囲内を総額として補助する。 市町村：国民健康保険法第70条 給付費（基準超過費用額控除後）から保険基盤安定のための繰入金1/2に相当する額を控除した額の34/100を負担する。
老人保健医療費拠出 金 補助金 負担金		定額 10/10 10/10			国保組合：国民健康保険法第73条 医療費拠出金額の32/100の他に医療費拠出金額の15/100の範囲内を総額として補助する。 市町村：国民健康保険法第70条 医療費拠出金額の34/100を負担する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
介護納付金 補助金		定額 10/10			国保組合：国民健康保険法第73条 納付金額の32/100の他に納付金の15/100の範囲内を総額として補助する。
負担金		10/10			市町村：国民健康保険法第70条 納付金の34/100を負担する。
国民健康保険財政調整交付金	(普通調整交付金) (特別調整交付金)	定額 10/10			国民健康保険法第72条 市町村が行う国保事業に要する経費の一部を補助することにより、市町村間の財政調整を図る。 給付費(基準超過費用額控除後)から保険基盤安定のために繰入金の1/2に相当する額を控除した額の9/100に保険基盤安定のための繰入金の1/4に相当する額を加算した額を交付する。
医療施設等設備整備費補助金	へき地診療所設備整備事業	定額 1/2			へき地診療所の設備整備事業に対し補助する。
高齢者医療給付費	老人医療給付費県費負担金	4/12	1/12	1/12	国庫：老人保健法第49条 県費：老人保健法第50条 市町村が行う老人保健法に基づく医療等に要する費用の一部を負担する。
	老人医療費適正化等対策事業	定額 1/2			都道府県及び市町村が行う老人医療費の適正化推進事業(レセプト点検、重複・頻回受診者への訪問指導事業等)に対し補助する。

生活福祉領域

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
社会福祉推進費	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	1/3	1/3		民間社会福祉施設職員等退職手当金の支給に要する経費について、国及び県がそれぞれ1/3を補助し、施設経営者が1/3を負担する。
	福島県社会福祉大会開催事業		定額		福島県社会福祉大会に要する経費の一部を負担する。
	福祉活動指導員及び事務職員設置費		定額		県社会福祉協議会が設置する福祉活動指導員及び事務職員の人件費に対する補助
	福祉サービス苦情解決事業	1/2	1/2		福祉サービス利用者からのサービスに関する苦情等の解決を図れる体制を整備するための補助
	地域福祉権利擁護事業	1/2	1/2		認知症や精神障がい等により日常生活を営むのに支障がある者への支援体制を整備するための補助
	福祉ボランティア活動強化支援事業	1/2	1/2		県内の福祉ボランティア活動の振興のため、県ボランティアセンターの機能の充実を図れる体制を整備するための補助
	市町村ボランティアセンター活動事業	1/3	1/3	1/3	市町村におけるボランティア活動の基盤を整備するための補助
	生活福祉資金貸付事業	1/2	1/2		社会福祉協議会が生活福祉資金の貸付等を行うために必要な事務費を補助する。
	行旅死亡人取扱負担金		10/10		行旅中死亡して引取者のいない者について市町村が繰替支弁した取扱費用を県が弁償する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
社会福祉推進費	介護福祉士養成施設整備資金利子補給事業		2.5%		独立行政法人福祉医療機構からの借入れについて、当該年度の利子償還金に対し2.5%を乗じて得た額を借入利率で除して得た額の補助 補助先 社会福祉法人 対象施設数 1施設
民生委員活動費	民生委員推薦会負担金		定額		民生委員推薦会に対する負担金
	民生委員協議会負担金		定額		民生委員協議会に対する負担金
生活保護扶助費	住所不定者措置費負担金	3/4	1/4		住所不定者を保護した市（中核市を除く。）が支弁する生活保護費及び施設事務費の1/4を負担する。
援護業務諸費	援護業務団体に対する助成費		定額		援護業務団体に対する運営費等補助 補助先：援護業務団体
遺族及び留守家族等援護事務費	未帰還者留守家族等援護法施行事務費（戦傷病者特別援護法に基づく補装具給付等事務費交付金）	定額			戦傷病者補装具交付修理等決定に要する事務費の交付 交付先：市
	各種特別給付金支給法に基づく施行事務費（第八回特別弔慰金支給事務費市町村交付金）	定額			第八回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に係る事務費の交付 交付先：市町村
施設保護対策費	軽費老人ホーム事務費補助金		10/10		軽費老人ホームが入所利用料のうち事務費の一部を免除した場合の減免分に対する補助 補助先：社会福祉法人
高齢者福祉対策事業費	（新）やまぶき荘耐震補強事業		10/10		やまぶき荘の耐震補強に関する費用の補助 補助先：社会福祉法人 福島県社会福祉事業団
在宅福祉費	在宅介護支援センター運営事業	1/2	1/4	1/4	在宅介護支援センター運営事業補助（平成18年4月から地域包括支援センターを設置出来ない市町村への経過措置） 補助先：市町村 補助基準額：3,294千円

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
在宅福祉費	高齢者にやさしい住まいづくり助成事業		過疎町村 2/3 その他 1/2	過疎町村 1/3 その他 1/2	市町村が実施する住宅改修資金補助事業に対する助成 補助先：市町村 補助基準額：180,000円 対象工事：介護予防のための工事 対象者：60歳以上の者
	認知症介護実践者等養成事業 (指導者養成事業)	1/2	1/2		認知症介護指導者養成研修に職員を参加させる施設等に対する代替職員雇用経費等の補助 補助先：介護保険施設等運営法人
社会福祉施設整備費	社会福祉施設整備事業		定額		老人福祉施設の整備に対する老人福祉法に基づく補助 補助先：社会福祉法人、市町村等
高齢者保健対策費	老人保健事業費負担金	1/3	1/3	1/3	老人保健法に基づく医療等以外の保健事業に係る負担 負担先：市町村
高齢者保健施設費	介護老人保健施設整備資金利子補給事業		1/2		介護老人保健施設整備に係る独立行政法人福祉医療機構借入金の利子償還額の補助 補助先：医療法人等
	介護老人保健施設整備事業	定額	(施設整備)		介護老人保健施設の整備に対する補助 補助先：医療法人等
介護保険給付費	介護給付費負担金		12.5% 17.5%		介護保険法により、県は市町村に対し介護給付及び予防給付に要する費用の12.5%(施設サービスに係る分は17.5%)を負担する。
	低所得者利用者負担対策事業	1/2	1/4	1/4	介護保険制度施行による低所得者の負担を軽減するための事業を行う市町村に対し補助する。
介護保険給付費	地域支援事業交付金		12.5% 20.25%		介護保険法により、県は市町村に対し地域支援事業に要する費用のうち介護予防に要する費用の額の12.5%に相当する額及び介護予防に要する費用を除いた地域支援事業に要する費用の額の20.25%に相当する額を交付する。
介護保険事業指導費	介護保険苦情・相談推進事業		定額		国民健康保険団体連合会が行う介護サービスに関する苦情処理業務に対して必要な経費を補助する。

自立支援領域

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
重度心身障がい者対策費	重度心身障がい者支援事業		1/2	1/2	<p>(1) 重度心身障がい者医療費補助事業 重度心身障がい者の医療費の自己負担額を公費で負担する。 対象者 身障手帳1級、2級及び3級の内部障がい所持者 療育手帳A所持者 保健福祉手帳1級所持者 (他法制度の公的給付除く) 療育手帳Bかつ身障手帳所持者 保健福祉手帳2・3級で、かつ身障手帳又は療育手帳所持者 (入院時の食事療養費の標準負担額は対象外)</p> <p>(2) 在宅重度障がい者対策事業 日常生活において、常に医療的処理等を必要とする在宅重度障がい者に治療材料等を給付することにより、経済的負担の軽減を図る。(中核市を除く) 治療材料費給付事業 月限度額 3,000円 衛生器材費給付事業 月限度額 4,000円</p> <p>(3) 人工透析患者通院交通費補助事業 人工透析を受けている通院患者に対し、通院に要する経費を助成する。 (中核市を除く) 対象者 通院費が月額5,000円を超える者 補助率 5,000円を超える額 (3万円上限)の1/2</p>
心身障がい者社会復帰対策費	障がい者小規模作業所支援事業		3/10	7/10	<p>(1) 障がい者小規模作業所支援事業 雇用されることが困難な心身障がい者に自活に必要な訓練を行うとともに、就労の場を与えて自立更生を促進するための障がい者小規模作業所に財政的支援を行う。 ア 運営費補助 基準額：Aランク 6,000千円 Bランク 3,000千円 Cランク 1,500千円 イ 訓練者の人数の補助加算 基準額：1名当たり年額300千円 (上限14名とする)</p> <p>(2) 障がい者就労訓練設備等整備事業 新事業へ移行する際に必要となる設備整備等に要する経費を補助する。 2,000千円×作業所数</p>
		10/10			

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
心身障がい者社会復帰対策費	授産振興対策事業	3/10	7/10		障がい者小規模作業所を含む授産施設等をネットワーク化し授産事業の振興を図るため、授産事業支援センターを運営する福島県授産事業振興会へ運営経費等を補助する。
施策推進費	(財)福島県障がい者スポーツ協会運営費補助		10/10		本県の障がい者スポーツの振興を図るうえで、中核的組織である福島県障がい者スポーツ協会に対し、その円滑な運営を期するため補助を行う。
	障がい者地域生活体験支援事業		1/2	運営主体 1/2	スムーズに地域生活を移行させるため、グループホーム等における住居での生活体験、社会復帰施設等での体験事業のための経費の一部を補助する。
	地域活動支援センター支援事業費		3/10		<p>デイサービス事業者等からの移行に係る地域活動支援センターの基礎的な事業に対し、財政的支援を行う。(補助基準は、小規模作業所支援事業費補助金と同程度) 補助率3/10</p> <p>(1) デイサービス事業者等からの移行に係るもの 対象：10事業所 16,020千円</p> <p>(2) 小規模作業所からの移行に係るもの 対象：25事業所 41,942千円</p>
自立支援法関連費	(新) 障害者自立支援対策臨時特例基金事業				障害者自立支援法の円滑な実施のため障害者自立支援対策臨時特例基金により激変緩和措置及び新法への移行のための支援を行う。
発達障がい者対策費	(新) 発達支援機能強化事業		10/10		発達障がい者への一次支援機能を強化するため、関係機関職員に実地研修を実施する支援機関に対し、事業費を補助する。
県地域生活支援事業費	多機能型共同生活援助事業運営モデル事業		10/10		障がいの種別を超えたグループホームの運営を行うとともに、併せて総合的な居宅サービスの提供を行う事業の運営費補助をモデル的に実施する。
市町村地域生活支援事業費	市町村地域生活支援事業	(1/2)	1/4	1/4	障害者自立支援法に基づき、障がい者及び障がい児が自立した生活を営むことができるよう市町村が地域の特性等に応じ取り組む事業の一部を補助する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
自立支援法関連費	障がい福祉サービス等 給付事業（在宅系）	1/2	1/4	1/4	障害者自立支援法に基づくサービス（居宅介護等、重度障害者等包括支援、短期入所、児童デイ、CH・GH、相談支援）に係る介護給付費等の一部を負担する。
	身体障がい児者補装具 給付事業	1/2	1/4	1/4	障害者自立支援法に基づき支給される補装具費の一部を負担する。
	自立支援医療費（更生 医療）	1/2	1/4	1/4	障害者自立支援法に基づく自立支援医療（更生医療）の医療費の一部を負担する。
身体障がい者福祉費 扶助費	身体障がい者施設訓練 等支援費事業	(1/2)	1/4	1/4	身体障がい者が更生援護のため入所した施設に対して支払われる自立支援給付費の一部を市町村に対して負担する。
身体障がい者施行事務費	障がい者自立生活センター 支援事業		1/2	1/2	障がい者が主体性を持って、地域の中で自立した生活が送れるように、障がい者が自ら運営し、障がい者自身が各種サービスを提供する「障がい者自立生活センター」活動に対して補助する。
知的障がい者福祉費 扶助費	知的障がい者更生・授 産施設保護費	(1/2)	1/4	1/4	知的障がい者が自立・更生のため入所した施設に対して支払われる自立支援給付費の一部を市町村に対して負担する。
	知的障がい者地域生活 ホーム補助事業		1/2	1/2	地域の中で、一定の経済的負担を負って共同生活をする知的障がい者の日常生活を援助するため、知的障がい者地域生活ホーム事業運営に対し財政的支援を行う。
社会福祉施設整備費	社会福祉施設整備事業	1/2	1/4	運営主体 1/4	(1) 障害者自立支援法関連施設 (2) 障害児の児童福祉施設 (3) 補装具製作施設等 (4) 保護施設等
精神保健福祉費	精神障がい者社会復帰 施設運営事業	1/2	1/2		市町村、医療法人等が設置運営する精神障がい者社会復帰施設の運営費について補助する。
	（精神障がい者小規模 通所授産施設）	1/2	1/4	1/4	
児童福祉活動費	要保護児童身元保証に 関する損失補填事業		定額		要保護児童が就職するときに適当な身元保証人が得られない場合において、福島県社会福祉協議会が身元を保証することにより損失を受けたときに県が補填する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
児童福祉施設等指導 助成費	産休等代替職員費補助 事業	公立 施設	2/3	1/3	児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため長期間継続休暇を取得する場合に、代替職員を任用し、産休等職員の母体の保護や専心療養の保障を図り、もって児童等の処遇を確保する。
	民間 施設	3/3			
	里親促進事業補助金		定額		里親制度の普及と振興を図るため、福島県里親連合会が実施する事業に対して補助する。
	地域保育施設助成事業				
	地域保育施設入所児童健康診断費補助		1/2	1/2	地域保育施設（事業所内保育施設を除く施設に限る。以下「地域保育施設」という。）の入所児童に対する健康診断費の助成を行うことにより、入所児童の処遇の向上と福祉の増進を図る。
	地域保育施設入所児童支援事業		1/2	1/4 1/4	地域保育施設が入所児童の処遇向上のため、教材等を含む安全設備等の整備に要する経費の一部を助成する。
地域保育施設運営費助成事業		1/2	1/2	市町村が独自補助を行っている地域保育施設に入所する3歳未満を対象として、市町村の補助額と同額を補助し、低年齢児保育の拡充と児童の処遇の向上を図る。	
認定こども園設備整備等支援事業		10/10			認可外保育施設が認定こども園の認定を契機に保育・教育環境の向上を図るために行う備品購入などの環境整備や職員の研修等に要する経費の一部を補助する。
児童福祉施設等指導 助成費	多子世帯保育料軽減事業		10/10		認可保育所、認可外保育施設に入所する第3子以降の3歳未満児にかかる保育料について、市町村が減免する額の一部を補助する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
特別保育事業費	保育対策等促進事業				
	保育対策等促進事業	1/3	1/3	1/3	<p>1 一時保育促進事業 保護者の傷病・事故、または育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童を受け入れる保育所に対して補助を行う。</p> <p>2 特定保育事業 毎日の保育所利用にまでは至らないが就労等により一定程度の保育サービスが必要となる児童を受け入れる保育所に対して補助を行う。</p> <p>3 障害児保育円滑化事業 軽度障がい児を含め障がい児を4人以上受け入れている保育所に対して補助を行う。</p> <p>4 保育所体験特別事業 普段、認可保育所を利用していない親子や適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、定期的な保育所体験や入所児童との交流を行うことにより親子の育ちを支援する保育所に対して補助を行う。</p> <p>5 地域子育て支援センター事業 子育て家庭に対して、育児不安等への相談指導や、親子が交流する事業などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う子育ての拠点施設に対して補助を行う。</p> <p>6 休日保育事業 就業形態の多様化に対応するため、休日等を含め年間を通じ開所する保育所に対して補助を行う。</p> <p>7 分園推進事業（経常経費分） 保育所分園の運営について、必要な経費の補助を行う。</p> <p>8 分園推進事業（初年度整備分） 保育所分園の設置を促進するために、設備の整備等を行う保育所に対して必要な経費の補助を行う。</p> <p>9 保育所障害児受入促進事業 障がい児保育を新たに実施するために、施設の軽微な改修や遊具の購入等を行う保育所に対して必要な経費の補助を行う。</p>

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
特別保育事業費	すくすく保育支援事業		1/2	1/2	<p>1 軽度障がい児保育事業 軽度の心身障がいを有する乳幼児を受け入れる保育所に対して、障がい児の保育に必要な経費の補助を行う。</p> <p>2 乳児保育環境改善事業 乳児保育の環境改善を行うため、次の事業を実施する保育所に対して補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児を受け入れるための乳児用ベット、乳児用椅子等の設備 ・乳児の安全・健康衛生面の向上を図るための設備の設置及び更新 ・乳児保育を担当する保育士の研修、その他の環境改善等 <p>3 地域子育て支援センター充実事業 地域子育て支援センター事業を実施する市町村に対し、保育士の配置等の要件で国庫補助事業の該当にならなかったセンターに対して、必要な経費の補助を行う。</p>
	病児・病後児保育事業	1/3	1/3	1/3	保育所に通う子どもが体調不良であっても保護者がすぐには引き取りに來られない場合に、保育所の医務室等で看護師等が緊急的な対応を図る保育所に対して補助を行う。
児童健全育成推進事業費	放課後子どもプラン（放課後児童クラブ）				
	放課後児童健全育成事業	1/3	1/3	1/3	昼間保護者のいない小学校低学年児童等の健全育成を図るため、20人以上（年間250日以上開設する児童クラブにあっては10人以上）の児童で組織する児童クラブを設置する市町村に対して、その運営費を補助する。
	福島県わくわく放課後支援事業		1/2	1/2	昼間保護者のいない小学校低学年児童の健全育成を図るため、国庫補助要件に満たない5人以上20人未満（年間200日以上開設）の児童クラブを設置する市町村に対して、その運営費を補助する。
	放課後児童クラブ障がい児受入支援事業		1/2	1/2	障がい児を受け入れ、一定の要件を満たす児童クラブに対して、障がい児の受け入れにかかる経費を補助する。
	放課後児童クラブ整備支援事業		1/2	1/2	学校及び幼稚園の余裕教室や公民館等を使用して児童クラブを設置する場合、クラブ室の整備に対し補助をする。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
児童健全育成推進事業費	児童ふれあい交流促進事業	1/3	1/3	1/3	中・高校生等が子どもを産み育てることの意義や、子どもや家庭の大切さの理解を促進するための乳幼児とのふれあい・交流事業や絵本の読み聞かせ事業を実施する市町村に対し補助する。
社会福祉施設整備費	児童厚生施設整備費補助金	1/3	1/3	1/3	子育てしやすい環境の整備や健全育成を図るため、その拠点となる児童館・児童センター及び放課後児童クラブを新設する市町村長等に対し補助する。
	子育て支援のための拠点施設整備費補助金	1/3	1/3	1/3	放課後児童クラブを設置するため、既存施設を改修する市町村長等に対し補助する。
児童厚生施設活動事業費	民間児童厚生施設活動事業	1/3	1/3	1/3	公立民営及び民立民営の児童厚生施設の円滑な運営を図るため、補助を行う。
	地域組織活動育成事業	1/3	1/3	1/3	児童の健全な育成を図るため、地域において児童館等を拠点とし活動している健全育成に寄与する自主的な団体（母親クラブ等）の運営経費を補助する。
母子福祉対策費	ひとり親家庭医療費助成事業		1/2	1/2	ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、市町村で実施するひとり親家庭医療費助成事業に補助する。
	母子寡婦福祉活動推進員設置事業費補助		1/2	1/2	母子寡婦福祉活動の充実を図るため、市町村母子団体の育成指導にあたる母子寡婦福祉活動推進員を設置する事業に補助する。
乳幼児医療助成費	乳幼児医療費助成事業		1/2	1/2	市町村が実施する就学前児童の入院・通院に対する医療費の助成に必要な経費の一部を補助する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
母子保健費	小児慢性特定疾患児日 常用具給付事業	(市) 1/2 (町村) 1/2	1/4	1/2 1/4	日常生活を営むのに著しく支障のある 在宅の小児慢性特定疾患児に対し、日常 用具を給付することにより、日常生活の 便宜を図る。 【給付用具】 便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝 台、歩行支援用具、入浴補助用具、特 殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保 護帽、電気式たん吸引器、クールベス ト、紫外線カットクリーム
	妊婦健康診査促進事業		10/10		第3子以降の妊婦健康診査費用につい て、市町村が通常受診回数(15回)の うち、5回を超えて公費負担した場合に、 その超過負担分を補助する。

健康衛生領域

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
結核予防費	私立学校等健康診断・予防接種補助		2/3	1/3	私立学校等の長が実施する結核定期健康診断、予防接種に要する経費の一部を補助する。
感染症予防対策費	感染症予防費等負担金	1/3	1/3	1/3	市町村が実施する感染症の発生の予防及びそのまん延を防止するために必要な措置を講ずる事業に要する経費の一部を負担する。(中核市を除く)
	感染症指定医療機関運営費補助金	1/2	1/2		感染症指定医療機関の運営に要する費用を補助する。
	感染症指定医療機関施設整備費補助金	1/2	1/2		感染症指定医療機関の施設整備に要する費用を補助する。
予防接種普及費	予防接種事故対策費負担金	2/4	1/4	1/4	市町村が予防接種による健康被害に対して支給する医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金等に必要な経費の一部を負担する。
	予防接種事故発生調査費補助金	2/4	1/4	1/4	市町村が予防接種健康被害調査委員会を開催し、調査に要した費用の一部を助成する。
特定疾患対策事業費	難病患者等ホームヘルプサービス事業	1/2	1/4	1/4	日常生活を営むのに支障がある難病患者等の家族に対し、家事、介護等の援助を行うためのホームヘルパーの派遣に対する補助。 <滞在型> 身体介護中心業務 (4,020円×活動単位数(時間) -利用者負担)×1/4 家事援助中心業務 (1,530円×活動単位数(時間) -利用者負担)×1/4 <巡回型> 昼間帯(2,010円×件数-利用者負担) ×1/4
	難病患者等短期入所運営事業	1/2	1/4	1/4	難病患者等を介護している家族が疾病等の理由により、居宅における介護ができない場合に、難病患者等を一時的に病院等で介護するための補助。 1 社会的理由 (1) 生活保護世帯 15,900円×日数×1/4 (2) その他の世帯 14,350円×日数×1/4 2 私的理由 14,350円×日数×1/4

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
特定疾患対策事業費	難病患者等日常生活用具給付事業	1/2	1/4	1/4	<p>難病患者等に対し、日常生活の便宜を図るための日常生活用具の給付に対する補助。</p> <p>給付品目 便器、手すり、特殊マット、特殊寝台、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、歩行支援用具、電子式たん吸引器、意志伝達装置、ネブライザー、移動用リフト、居宅生活動作補助用具、特殊便器、訓練用マット、自動消火器、パルスオキシメーター</p>
へき地医療対策費	へき地医療支援センター運営費等補助事業		2/3	1/3	<p>へき地診療所等への診療支援、町村の行う保健福祉事業への協力を行うへき地医療支援センターを設置する町村の組合に対して、その経費の一部を補助する。</p> <p>・運営費 2 / 3</p>
	へき地診療所運営事業	2/3		1/3	<p>へき地診療所施設整備費国庫補助金の交付を受けて設置したへき地診療所の運営費に対して助成する。</p>
	へき地医療医師確保修学資金貸与事業		定額		<p>へき地医療の充実を図るため、県内のへき地診療所等に医師として勤務しようとする医学部の学生に対し修学資金を貸与する。</p>
	へき地患者輸送車整備事業	1/3		2/3	<p>無医地区等において、患者を医療機関まで輸送する患者輸送車の整備に要する経費の一部を助成する。</p>
救急医療対策費	小児初期救急医療事業		1/3	2/3	<p>夜間における軽傷の小児急病者の医療を確保するため、郡市地区医師会が地方公共団体の委託等により実施する事業に要する経費の一部を助成をする。</p>
	小児救急医療支援事業	1/3	1/3	1/3	<p>休日又は夜間における小児救急医療にかかる診療体制を確保するため、地域の小児科を標榜する病院群又は病院が輪番制方式により実施する経費の一部を助成する。</p>
	病院群輪番制病院設備整備事業	1/3	1/3	1/3	<p>病院群輪番制病院の機能充実を図るため、医療機器の整備について補助する市町村等に対して、その経費の一部を助成する。</p>

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
救急医療対策費	救命救急センター運営事業	1/3	1/3	1/3	24時間の診療体制で、重篤救急患者の医療を確保するため、救命救急センターを設置運営する病院に対して、その経費の一部を助成する。
	救命救急センター設備整備事業	1/3	1/3	1/3	救命救急センターの機能充実を図るためセンターが行う設備整備事業に対して助成する。
	ドクターヘリ運営事業	1/2	1/2		ドクターヘリを運営する病院に対して、その経費の一部を助成する。
	救急病院協会補助		定額		救急病院の適正な活動を促進するため、研修会の実施、中央研修会への派遣などの事業に要する経費の一部を助成する。
	地域災害医療センター施設整備事業	約 1/3	約 1/3	約 1/3	災害医療センターとして必要な施設を整備するため、その経費の一部を助成する。
	地域災害医療センター設備整備事業	1/3	1/3	1/3	災害医療センターとして必要な設備を整備するため、その経費の一部を助成する。
県民医療対策費	理学療法士等修学資金貸与事業		定額		理学療法士、作業療法士等の確保を図るため、県出身者で、理学療法士等の養成施設に在学し、将来県内で医療施設等において業務に従事しようとする者に対し修学資金を貸与する。
	角膜移植普及啓発等事業		定額		移植医療の推進に資するため、財団法人福島県アイバンクに対して、角膜移植の普及啓発、アイバンク講演会開催等の事業費の一部を助成する。
	腎臓移植普及啓発等事業		定額		移植医療の推進に資するため、財団法人福島県腎臓協会に対して、腎臓移植に関する知識の啓蒙・普及、組織適合性検査の助成等の事業費の一部を助成する。
地域医療対策費	公的病院特殊診療部門運営等補助事業	1/3	1/3	1/3	特殊診療部門を有する公的病院及び民間病院の財政の健全化を図り、地域住民の医療の確保を図るため、運営に要する経費の一部を助成する。
	地域周産期母子医療センター等運営事業		1/3	2/3	周産期医療を担う地域周産期母子医療センター及び周産期医療協力施設に対して、運営に要する経費の一部を助成する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
地域医療対策費	特殊医療機器整備資金 利子補給事業		1.5%		民間医療機関によるがん診療体制の整備及び人工腎臓装置の整備を効果的に推進するため、診療機器整備に伴う借入金の利子の一部を補給する。
	がん診療連携拠点病院 機能強化事業	1/2	1/2		がん診療連携拠点病院に対して、地域の医療機関への診療支援等その機能を強化する事業に要する経費の一部を助成する。
	新生児医療施設設備整備 事業	1/3	1/3	1/3	地域の基幹病院が新生児医療に必要な医療機器等を整備する場合に、その一部を助成する。
	地域医療充実のための 遠隔医療補助事業	1/2		1/2	医療の地域格差解消や医療の質及び信頼性を確保するため、画像伝送装置やテレビ電話等を利用した遠隔医療を実施するための情報通信機器の整備に要する経費の一部を助成する。
	地域医療充実のための 設備整備補助事業	1/3		2/3	地域の医療水準の向上に資するため、医療機関における医療機器等の整備に要する経費の一部を助成する。
	医療施設近代化施設整備 事業	約 1/3		約 2/3	医療施設における療養環境や、医療従事者の執務環境、衛生環境の改善を図り、良質な医療を供給する体制を確保するため、これら施設整備事業を実施しようとする病院、診療所に対して助成する。
看護要員等確保事業 費	看護師等養成所運営費 補助事業	1/2	1/2		保健師助産師看護師法に基づき指定を受けた看護師等養成所の充実強化を図るため、その設置者に対し運営に要する経費を補助する（公的は県10/10）。 交付対象 日本赤十字社、社会福祉法人、厚生農業共同組合連合会、民法法人 等
	看護師等養成所初度設備 整備費補助金	2/4	1/4	1/4	看護師等養成所の設備整備のため必要な備品購入費の一部を助成する。
	看護師等養成所施設整備 費補助事業	2/4	1/4	1/4	看護師等養成所の整備のために必要な工事費又は工事請負費の一部を助成する。
	看護師宿舍施設整備費 補助事業	1/3	1/6	1/2	看護師宿舍の個室整備のために必要な工事費又は工事請負費の一部を助成する。

事業名		財源内訳			補助内容等	
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等		
看護要員等確保事業費	看護師等養成所教育環境改善設備整備費補助事業	2/4	1/4	1/4	「在宅看護実習室」の新設に必要な施設整備に必要な備品購入費の一部を助成する。	
	看護師勤務環境改善施設整備費補助事業	1/3		2/3	看護職員の働きやすい合理的な病棟づくりなど勤務環境改善のために必要な工事費又は工事請負費の一部を助成する。	
	病院内保育所運営費補助事業	1/3	1/3	1/3	看護職員をはじめとする病院職員の離職防止並びに再就業を促進するため、病院内保育所運営事業に必要な経費を補助する。	
	病院内小規模保育所運営費補助事業		1/3	2/3	看護職員をはじめとする病院職員の離職防止並びに再就業を促進するため、病院内小規模保育所運営事業に必要な経費を補助する。	
	保健師等修学資金貸付金		10/10		県内及び県外の看護師等養成所に在学し将来県内で看護師等の確保が困難な施設において業務に従事しようとする者に対して、その修学に必要な資金を貸与する。	
営業指導育成費	生活衛生営業経営指導事業費補助	1/2	1/2		事業内容 1 営業経営相談室運営 2 税務等相談 3 地区営業相談指導 4 相談指導顧問設置 5 経営指導員設置 6 小企業等設備改善資金融資等指導 7 生衛業情報化整備 8 活性化促進 9 生衛関係営業再生特別支援	
	生活衛生営業振興事業補助		1/2		事業内容 1 生活衛生同郷組合の活性化に資するための事業又はその助成 2 消費者サービスの向上、需要の拡大等に資するための事業又は助成	
				2/3		3 地域社会の福祉の増進に資するための事業又はその助成
				定額		4 管理事務費

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
環境営業許可指導費	公衆浴場施設整備事業補助		1/3	市町村 1/3 事業者 1/3	事業内容 (千円) 補助基本額 補助率 1 風呂釜 2,400 × 1/3 2 温水器 600 × 1/3 3 重油バーナー 600 × 1/3 4 ろ過機 600 × 1/3 5 燃料転換装置 1,200 × 1/3 6 急騰給水配管交換 1,200 × 1/3 7 煙突更新 900 × 1/3 8 タイル張替 900 × 1/3 9 脱衣場更改工事 2,400 × 1/3 10 浴場天井更改工事 1,800 × 1/3
水道事業指導費	簡易水道等施設整備費 国庫補助				
		4/10		6/10	財政力指数が0.30を超える市町村で単位管延長が20m以上の場合 財政力指数が0.30以下の市町村で単位管延長が7m以上の場合
		1/3		2/3	財政力指数が0.30を超える市町村で単位管延長が6m以上20m未満の場合 財政力指数が0.30以下の市町村で単位管延長が7m未満の場合
		1/4		3/4	財政力指数が0.30を超える市町村で単位管延長が6m未満の場合 次のいずれかに該当する事業であること。
	水道未普及地域解消事業				1 新設 市町村が簡易水道施設又は飲料水供給施設を整備する事業で、同一市町村内の既存水道事業と、施設を接続せず、かつ、既存の給水区域からの移動距離（道路延長距離）が原則として10km以上離れた地域に設置する場合であって、既存の水道事業とは経理又は管理を分離することとしている等により経営実態が異なる事業。 2 飛地区域 簡易水道又は飲料水供給施設を布設し得る条件を備えた地域において、既存の水道事業が経営する、当該水道事業の給水区域から原則として200m以上離れた地域に、水源を有する簡易水道施設及び飲料水供給施設を整備する事業、あるいは、当該地域又はその周辺で水源の確保が困難なため、同一行政区域内に存する水道事業から浄水を受けて行う水道のうち、水道事業の区域

水道事業指導費	水道未普及地域解消事業			<p>からの距離が、原則として200m以上の連絡管で連絡して水道施設の整備を行う事業。</p> <p>3 給水区域内無水源 既認可給水区域であって、まだ水道が布設されていない地区に対し、現在給水されている区域から、原則として200m以上の連絡管で連絡して水道施設の整備を行う事業。</p> <p>4 区域拡張 市町村が簡易水道施設又は飲料水供給施設の区域拡張を行う事業。</p>
	簡易水道再編推進事業			<p>1 統合簡易水道 市町村が、特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業の簡易水道施設及び特定飲料供給施設に該当しない飲料水供給施設に係る統合簡易水道施設を整備する事業であって次のいずれかに該当するもの。(ただし、特定簡易水道及び特定飲料水供給施設であって、平成21年度末までに他の水道事業と統合または統合計画を厚生労働省が承認した場合を含む。)</p> <p>(1) 市町村が策定する統合簡易水道施設整備計画に基づく、水道未普及地域解消事業及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業。</p> <p>(2) 統合簡易水道施設給水区域内において、水源が枯渇し、その周辺での水源の確保が著しく困難な場合、当該水道事業以外の水道事業から浄水を受けて統合簡易水道施設整備事業を行うことが最も経済的、合理的であって厚生労働大臣が必要と認めたもの。</p>
	生活基盤近代化事業			<p>1 増補改良 市町村が、特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業の簡易水道施設及び特定飲料供給施設に該当しない飲料水供給施設に係る増補改良を行う場合であって次のいずれかに該当するもの。ただし、(1)に該当する事業においては特定経営状況事業に該当する簡易水道事業に限る。(ただし、特定簡易水道及び特定飲料水供給施設であって、平成21年度末までに他の水道事業と統合または統合計画を厚生労働省が承認した場合を含む。)</p> <p>(1) 水源の枯渇又は使用水量の増加に係るもの。</p>

水道事業指導費	生活基盤近代化事業		<p>(2) 旧施設の水質が「水質基準に関する省令」による水質基準に適合しなくなり、飲用困難となったもの。</p> <p>(3) 鉛製管の更新を行う事業。</p> <p>(4) クリプトスポリジウム等病原性原虫対策としてのろ過施設の整備及びろ過施設の整備に代替して開発する水源の整備であること。</p> <p>2 基幹改良 市町村が簡易水道施設の基幹的施設について行う改良事業であって、老朽化その他やむを得ない事由により機能低下した場合に行う次のいずれかに該当するもの。又は地震対策として行う石綿セメント管を廃止して新設するものであって、厚生労働大臣が必要と認めたものであって、特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業（ただし、石綿セメント管に係るもの以外の事業においては特定経営状況事業に該当する簡易水道事業に限る。）の簡易水道施設及び特定飲料供給施設に該当しない飲料水供給施設に係るもの。（ただし、特定簡易水道及び特定飲料水供給施設であって、平成21年度末までに他の水道事業と統合または統合計画を厚生労働省が承認した場合を含む。）</p> <p>(1) 竣工後原則として40年以上経過した構築物を廃止して新設するもの。</p> <p>(2) 設置後原則として10年以上経過した機械及び装置を廃止して新設するもの。</p> <p>(3) 布設後原則として20年以上経過した管路を廃止して新設するもの。</p> <p>3 水量拡張 市町村が簡易水道施設又は飲料水供給施設の水量を拡張する事業であって、特定簡易水道事業に該当しない特定経営状況事業に該当する簡易水道事業に係る簡易水道施設及び特定飲料供給施設に該当しない飲料水供給施設に係るもの。（ただし、過去に整備されたものをのぞき、また、特定簡易水道及び特定飲料水供給施設であって、平成21年度末までに他の水道事業と統合または統合計画を厚生労働省が承認した場合を含む。）</p>
---------	-----------	--	--

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
水道事業指導費	簡易水道等施設整備費補助金（県単事業）		0.7 /10 ・ 1/10		水道普及率90%以下かつ財政力指数が0.30以下の市町村が行う事業であって単位管延長5m以上（ただし、基幹的施設改良には適用しない）の場合 ・水道未普及地域解消事業 1/10（新設、飛地区域、区域拡張等） ・その他の事業 0.7/10（簡易水道再編推進事業（統合簡易水道等）、生活基盤近代化事業（増補改良、基幹改良、水量拡張））
	水道水源開発施設整備費国庫補助				
	水道水源開発施設整備費	1/2 1/3		1/2 2/3	水道事業 資本単価140円 / m ³ 以上のもの 水道用水供給事業 資本単価100円 / m ³ 以上のもの 水道事業 資本単価70円 / m ³ 以上のもの 水道用水供給事業 資本単価50円 / m ³ 以上のもの
	水道広域化施設整備費国庫補助				
	特定広域化施設整備費	1/3		2/3	次のいずれにも該当する事業であること。 現在居住人口が原則として50万人以上のもの。 供給量の増加を伴う新設又は増設事業であること。 水道法第5条の2に基づく広域的水道整備計画に位置づけられた事業 水道事業 資本単価 140円 / m ³ 以上 水道用水供給事業 資本単価 100円 / m ³ 以上
	広域化促進地域上水道施設整備費	1/3		2/3	次のいずれにも該当する事業であること。 水道法第5条の2に基づく広域的水道整備計画の区域内の水道事業であること。 給水人口又は給水量が20%以上増加する新設又は拡張事業であること 資本単価が140円 / m ³ 以上であること。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
水道事業指導費	水質検査施設整備費国庫補助				
	水質検査施設整備費	1/4		3/4	2以上の水道事業者によって効率的に使用できる水質検査に必要な分析機器及び初度設備を整備する事業であること。
	水道水源自動監視施設整備費	1/4		3/4	1 水道水源自動監視施設の整備が必要であると認められる事業であること。 2 2以上の水道事業者等が連携して体系的・効率的な水道水源の監視を行う事業であること。
	ライフライン機能強化等事業費国庫補助				
	水道管路近代化推進事業費	1/4 1/4 1/3		3/4 3/4 2/3	石綿セメント管更新事業 1 次のいずれにも該当する事業であること。 (1) 給水人口5万人未満であること。 (2) 資本単価70円 / m ³ 以上であること。 (4) 厚生労働大臣が認める老朽度の高い石綿セメント管の更新事業であること。 2 地震対策として行う更新事業については、水道事業で資本単価70円 / m ³ 以上、水道用水供給事業で資本単価50円 / m ³ 以上であること。 3 1又は2に該当する事業であって資本単価140円 / m ³ 以上のもの。
	広域水道企業団施設整備促進事業補助金(県単事業)		2/10		給水開始前の水道用水供給企業団が行う、特定広域化施設整備国庫補助事業及び水道水源開発施設整備国庫補助事業に係る企業債の元利償還金に対して補助する。 基本額(当該年度の企業債元利償還金) × 2/10 (200,000千円限度)

(2) 所管条例等

第1章 社会福祉

第1節 通則

件名	制定年 例規種別・番号	所管グループ
福島県総合社会福祉施設太陽の国条例	昭和54年 条例第9号	総務企画 G
福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則	昭和54年 規則第35号	総務企画 G
社会福祉法人に対する助成の手續に関する条例	昭和41年 条例第32号	指導監査 G
民生委員法施行細則	昭和29年 規則第6号	地域福祉 G
民生委員の定数	平成05年 告示第1292号	地域福祉 G
民生委員が民生委員協議会を組織する区域	昭和41年 告示第570号	地域福祉 G

第2節 援護

福島県女性のための相談支援センター条例	平成15年 条例第96号	児童家庭 G
福島県救護施設条例	昭和39年 条例第47号	地域福祉 G
福島県救護施設管理規則	昭和50年 規則第37号	地域福祉 G
福島県生活保護法施行細則	昭和54年 規則第13号	地域福祉 G
福島県行旅病人、行旅死亡人等の救護及び取扱費用の弁償に関する規則	昭和62年 規則第17号	地域福祉 G
福島県戦傷病者特別援護法に係る事務処理の特例に関する条例	平成12年 条例第48号	地域福祉 G

第3節 児童福祉

福島県児童相談所条例	昭和39年 条例第36号	児童家庭 G
福島県児童福祉施設条例	昭和39年 条例第37号	児童家庭 G
福島県児童福祉法施行細則	昭和27年 規則第22号	児童家庭 G
児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則	昭和30年 規則第34号	児童家庭 G
児童扶養手当の支払日に関する規則	昭和60年 規則第73号	児童家庭 G
児童相談所において一時保護を加えた児童の所持物取扱規程	昭和30年 訓令第39号	児童家庭 G
福島県児童虐待の防止等に関する法律第九条第一項の証票の様式を定める規則	平成12年 規則第172号	児童家庭 G
福島県認定こども園の認定基準を定める条例	平成18年 条例第106号	子育て支援 G
福島県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則	平成18年 規則第117号	子育て支援 G

第4節 母子福祉

福島県要保護児童の身元保証に係る損失補てんに関する条例	昭和54年 条例第11号	児童家庭 G
福島県要保護児童の身元保証に係る損失補てんに関する条例施行規則	昭和54年 規則第24号	児童家庭 G
福島県母子保健法施行細則	昭和42年 規則第57号	子育て支援 G
母子及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則	昭和42年 規則第112号	児童家庭 G
福島県特別児童扶養資金貸付金の償還の免除に関する条例	平成15年 条例第97号	児童家庭 G

第5節 心身障害者福祉

福島県障がい者総合福祉センター条例	昭和42年 条例第21号	障がい者支援 G
福島県障がい者総合福祉センター条例施行規則	昭和42年 規則第38号	障がい者支援 G
福島県点字図書館条例	昭和42年 条例第22号	障がい者支援 G
福島県点字図書館利用規則	昭和33年 規則第95号	障がい者支援 G
福島県勤労身体障がい者体育館条例	昭和51年 条例第50号	総務企画 G
福島県勤労身体障がい者体育館条例施行規則	昭和51年 規則第75号	総務企画 G
福島県身体障害者福祉法施行細則	平成04年 規則第5号	障がい者支援 G
福島県心身障害者扶養共済制度条例	昭和45年 条例第13号	障がい者支援 G
福島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則	昭和54年 規則第62号	障がい者支援 G
障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例	平成08年 条例第14号	障がい者支援 G
障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例施行規則	平成08年 規則第35号	障がい者支援 G
福島県知的障害者援護施設条例	昭和48年 条例第16号	障がい者支援 G
福島県知的障害者福祉法施行細則	昭和37年 規則第62号	障がい者支援 G
福島県障害者自立支援法施行細則	平成18年 規則第76号	障がい者支援 G
福島県障害者介護給付費等不服審査会条例	平成18年 条例第28号	障がい者支援 G

第6節 老人福祉

福島県希望ヶ丘ホーム条例	昭和44年 条例第40号	高齢保健福祉 G
福島県老人福祉法施行細則	平成05年 規則第28号	高齢保健福祉 G

第7節 やさしいまちづくり			
人にやさしいまちづくり条例	平成07年	条例第22号	少子高齢社会対策 G
人にやさしいまちづくり条例施行規則	平成07年	規則第52号	少子高齢社会対策 G
第2章 社会保険			
第1節 健康保険			
福島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例	平成17年	条例第117号	国民健康保険 G
福島県国民健康保険広域化等支援基金条例	平成14年	条例第109号	国民健康保険 G
福島県国民健康保険審査会規則	昭和34年	規則第56号	国民健康保険 G
第2節 介護保険			
福島県介護保険法施行条例	平成11年	条例第64号	介護保険 G
福島県介護保険法施行細則	平成12年	規則第132号	介護保険 G
福島県介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例	平成12年	条例第50号	介護保険 G
第3章 公衆衛生			
第1節 通 則			
福島県死体解剖保存法施行条例	平成12年	条例第35号	医療看護 G
福島県獣医学生修学資金貸与条例	平成05年	条例第19号	食品安全 G
福島県獣医学生修学資金貸与条例施行規則	平成05年	規則第40号	食品安全 G
福島県母体保護法施行細則	昭和24年	規則第14号	子育て支援 G
第2節 温 泉			
福島県温泉法施行条例	平成12年	条例第54号	薬務 G
福島県温泉法施行細則	昭和36年	規則第9号	薬務 G
第3節 健 康			
福島県栄養士法施行条例	平成12年	条例第62号	健康増進 G
福島県栄養士法施行細則	昭和33年	規則第34号	健康増進 G
福島県健康増進法施行細則	平成15年	規則第64号	健康増進 G
福島県原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例	平成12年	条例第63号	健康増進 G
第4節 食品衛生			
福島県魚介類行商取締条例	昭和43年	条例第35号	食品安全 G
福島県魚介類行商取締条例施行規則	昭和44年	規則第3号	食品安全 G
福島県食品衛生法施行条例	平成12年	条例第80号	食品安全 G
福島県食品衛生法施行細則	昭和33年	規則第13号	食品安全 G
福島県調理師法施行条例	平成12年	条例第82号	食品安全 G
福島県調理師法施行細則	昭和34年	規則第38号	食品安全 G
福島県製菓衛生師法施行条例	平成12年	条例第83号	食品安全 G
福島県製菓衛生師法施行細則	昭和42年	規則第66号	食品安全 G
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則	平成03年	規則第49号	食品安全 G
第5節 環境衛生			
福島県給水施設等条例	昭和54年	条例第39号	環境衛生 G
福島県給水施設等条例施行規則	昭和54年	規則第59号	環境衛生 G
福島県旅館業法施行条例	昭和43年	条例第36号	環境衛生 G
福島県旅館業法施行細則	昭和44年	規則第4号	環境衛生 G
福島県興行場法施行条例	昭和59年	条例第46号	環境衛生 G
福島県興行場法施行細則	昭和59年	規則第53号	環境衛生 G
福島県公衆浴場法施行条例	昭和44年	条例第54号	環境衛生 G
福島県公衆浴場法施行細則	昭和45年	規則第20号	環境衛生 G
普通公衆浴場入浴料金の統制額の指定	平成10年	告示第159号	環境衛生 G
福島県と畜場法施行条例	平成12年	条例第81号	食品安全 G
福島県と畜場法施行細則	昭和29年	規則第8号	食品安全 G
福島県化製場等に関する法律施行条例	昭和59年	条例第47号	食品安全 G
福島県化製場等に関する法律施行細則	昭和59年	規則第54号	食品安全 G
福島県クリーニング業法施行条例	平成12年	条例第73号	環境衛生 G
福島県クリーニング業法施行細則	昭和44年	規則第6号	環境衛生 G
福島県理容師法施行条例	平成12年	条例第71号	環境衛生 G
福島県理容師法施行細則	昭和44年	規則第7号	環境衛生 G
福島県美容師法施行条例	平成12年	条例第72号	環境衛生 G
福島県美容師法施行細則	昭和44年	規則第8号	環境衛生 G

福島県墓地、埋葬等に関する法律施行細則	昭和44年 規則第12号	環境衛生 G
福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例	平成12年 条例第74号	環境衛生 G
福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則	昭和56年 規則第28号	環境衛生 G
第6節 精神保健		
福島県精神保健福祉センター条例	昭和47年 条例第18号	障がい者支援 G
福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則	昭和48年 規則第42号	障がい者支援 G
第7節 予防衛生		
福島県狂犬病予防法施行細則	昭和43年 規則第112号	食品安全 G
第8節 動物の管理		
福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例	昭和55年 条例第18号	食品安全 G
犬による危害の防止に関する条例	昭和33年 条例第17号	食品安全 G
犬による危害の防止に関する条例施行規則	昭和43年 規則第111号	食品安全 G
第4章 医 事		
第1節 通 則		
福島県医療法施行条例	平成11年 条例第62号	医療看護 G
福島県医療法施行細則	平成06年 規則第47号	医療看護 G
第2節 医療従事者		
福島県へき地医療医師確保修学資金貸与条例	平成16年 条例第59号	医療看護 G
福島県へき地医療医師確保修学資金貸与条例施行規則	平成16年 規則第61号	医療看護 G
福島県保健師等修学資金貸与条例	昭和37年 条例第9号	医療看護 G
福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則	昭和37年 規則第104号	医療看護 G
福島県保健師助産師看護師法施行条例	平成12年 条例第44号	医療看護 G
福島県保健師助産師看護師法施行細則	昭和29年 規則第124号	医療看護 G
福島県立看護師養成施設条例	昭和39年 条例第41号	医療看護 G
福島県立会津若松看護専門学校学則	平成02年 規則第24号	医療看護 G
福島県臨床検査技師修学資金貸与条例	昭和43年 条例第24号	医療看護 G
福島県臨床検査技師修学資金貸与条例施行規則	昭和43年 規則第73号	医療看護 G
福島県臨床検査技師等に関する法律施行条例	平成12年 条例第60号	薬務 G
福島県臨床検査技師等に関する法律施行細則	昭和56年 規則第39号	薬務 G
福島県立総合衛生学院条例	昭和46年 条例第17号	医療看護 G
福島県立総合衛生学院学則	平成02年 規則第25号	医療看護 G
福島県理学療法士等修学資金貸与条例	平成06年 条例第20号	医療看護 G
福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則	平成06年 規則第55号	医療看護 G
福島県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則	昭和59年 規則第1号	医療看護 G
福島県柔道整復師法施行細則	昭和59年 規則第2号	医療看護 G
福島県診療放射線技師法施行条例	平成12年 条例第36号	医療看護 G
福島県診療放射線技師法施行細則	昭和60年 規則第69号	医療看護 G
福島県歯科技工士法施行条例	平成12年 条例第37号	医療看護 G
福島県歯科技工士法施行細則	昭和31年 規則第25号	医療看護 G
第5章 薬 事		
第1節 通 則		
福島県薬剤師法施行細則	昭和37年 規則第42号	薬務 G
福島県薬事法施行条例	平成12年 条例第56号	薬務 G
福島県薬事法施行細則	昭和37年 規則第55号	薬務 G
第2節 毒物及び劇物		
福島県毒物及び劇物取締法施行条例	平成12年 条例第55号	薬務 G
福島県毒物及び劇物取締法施行細則	昭和41年 規則第101号	薬務 G
第3節 覚せい剤、麻薬及び大麻		
福島県覚せい剤取締法施行条例	平成12年 条例第58号	薬務 G
覚せい剤取締法施行細則	昭和26年 規則第107号	薬務 G
福島県麻薬及び向精神薬取締法施行条例	平成12年 条例第59号	薬務 G
福島県麻薬及び向精神薬取締法施行細則	昭和40年 規則第4号	薬務 G
福島県麻薬取締員証規程	平成15年 訓令第30号	薬務 G
福島県大麻取締法施行条例	平成12年 条例第57号	薬務 G

領域・グループ名	法 律 名 等	省 庁 名
高 齢 保 健 福 祉 グ ル ー プ	老人福祉法(昭和38年 法律第133号)	厚生労働省
	老人保健法(昭和57年 法律第80号)	厚生労働省
	介護保険法(平成17年 法律第77号)	厚生労働省
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年 法律第124号)	厚生労働省
介 護 保 険 グ ル ー プ	介護保険法(平成9年 法律第123号)	厚生労働省
自立支援領域		
児 童 家 庭 グ ル ー プ	児童福祉法(昭和22年 法律第164号)	厚生労働省
	児童虐待の防止等に関する法律(平成12年 法律第82号)	厚生労働省
	社会福祉法(昭和26年 法律第45号)	厚生労働省
	売春防止法(昭和31年 法律第118号)	厚生労働省
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年 法律第31号)	内閣府
	児童扶養手当法(昭和36年 法律第238号)	厚生労働省
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年 法律第134号)	厚生労働省
子 育 て 支 援 グ ル ー プ	母子及び寡婦福祉法(昭和39年 法律第129号)	厚生労働省
	次世代育成支援対策推進法(平成15年 法律第120号)	厚生労働省
	児童福祉法(昭和22年 法律第164号)	厚生労働省
	児童手当法(昭和46年 法律第73号)	厚生労働省
	母体保護法(昭和23年 法律第156号)	厚生労働省
	母子保健法(昭和40年 法律第141号)	厚生労働省
	次世代育成支援対策推進法(平成15年 法律第120号)	厚生労働省
障 が い 者 支 援 グ ル ー プ	発達障害者支援法(平成16年 法律第167号)	厚生労働省
	障害者自立支援法(平成17年 法律第123号)	厚生労働省
	障害者基本法(昭和45年 法律第84号)	厚生労働省
	身体障害者福祉法(昭和24年 法律第283号)	内閣府
	社会福祉法(昭和26年 法律第45号)	厚生労働省
	児童福祉法(昭和22年 法律第164号)	厚生労働省
	知的障害者福祉法(昭和35年 法律第37号)	厚生労働省
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年 法律第123号)	厚生労働省	
発達障害者支援法(平成16年 法律第167号)	厚生労働省	
障害者自立支援法(平成17年 法律第123号)	厚生労働省	
障害者自立支援法(平成17年 法律第123号)	厚生労働省	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年 法律第77号)	文部科学 省・厚生労働 省	
健康衛生領域		
健 康 増 進 グ ル ー プ	地域保健法(昭和22年 法律第101号)	厚生労働省
	健康増進法(平成14年 法律第103号)	厚生労働省
	栄養士法(昭和22年 法律第245号)	厚生労働省
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年 法律第117号)	厚生労働省
医 療 看 護 グ ル ー プ	予防接種法(昭和23年 法律第68号)	厚生労働省
	検疫法(昭和26年 法律第201号)	厚生労働省
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年 法律第114号)	厚生労働省
	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年 法律第217号)	厚生労働省
	医師法(昭和23年 法律第201号)	厚生労働省
	歯科医師法(昭和23年 法律第202号)	厚生労働省
	保健師助産師看護師法(昭和23年 法律第203号)	厚生労働省
	歯科衛生士法(昭和23年 法律第204号)	厚生労働省
	医療法(昭和23年 法律第205号)	厚生労働省
	死体解剖保存法(昭和24年 法律第204号)	厚生労働省

領域・グループ名	法 律 名 等	省 庁 名
医療看護 グループ	診療放射線技師法(昭和26年 法律第226号)	厚生労働省
	歯科技工士法(昭和30年 法律第168号)	厚生労働省
	放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (昭和32年 法律第167号)	厚生労働省
	理学療法士及び作業療法士法(昭和40年 法律第137号)	厚生労働省
	柔道整復師法(昭和45年 法律第19号)	厚生労働省
	視能訓練士法(昭和46年 法律第64号)	厚生労働省
	看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年 法律第86号)	厚生労働省
	臓器の移植に関する法律(平成9年 法律第104号) 言語聴覚士法(平成9年 法律第132号)	厚生労働省
食品安全 グループ	食品安全基本法(平成15年 法律第48号)	厚生労働省
	食品衛生法(昭和22年 法律第233号)	厚生労働省
	化製場等に関する法律(昭和23年 法律第140号)	厚生労働省
	狂犬病予防法(昭和25年 法律第247号)	厚生労働省
	と畜場法(昭和28年 法律第114号)	厚生労働省
	調理師法(昭和33年 法律第147号)	厚生労働省
	製菓衛生師法(昭和41年 法律第115号)	厚生労働省
	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年 法律第105号) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年 法律第70号)	環境省 厚生労働省
環境衛生 グループ	理容師法(昭和22年 法律第234号)	厚生労働省
	墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年 法律第48号)	厚生労働省
	興行場法(昭和23年 法律第137号)	厚生労働省
	旅館業法(昭和23年 法律第138号)	厚生労働省
	公衆浴場法(昭和23年 法律第139号)	厚生労働省
	国民生活金融公庫法(昭和24年 法律第49号)	厚生労働省
	クリーニング業法(昭和25年 法律第207号)	厚生労働省
	美容師法(昭和32年 法律第163号)	厚生労働省
	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年 法律第164号)	厚生労働省
	水道法(昭和32年 法律第177号)	厚生労働省
	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年 法律第20号) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年 法律第112号) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成6年 法律第8号)	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省
薬務グループ	統計法(昭和22年 法律第18号)	厚生労働省
	大麻取締法(昭和23年 法律第124号)	厚生労働省
	温泉法(昭和23年 法律第125号)	環境省
	毒物及び劇物取締法(昭和25年 法律第303号)	厚生労働省
	覚せい剤取締法(昭和26年 法律第252号)	厚生労働省
	麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年 法律第14号)	厚生労働省
	あへん法(昭和29年 法律第71号)	厚生労働省
	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年 法律第160号)	厚生労働省
	臨床検査技師等に関する法律(昭和33年 法律第76号)	厚生労働省
	薬事法(昭和35年 法律第145号)	厚生労働省
	薬剤師法(昭和35年 法律第146号)	厚生労働省
	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年 法律第192号)	厚生労働省
	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年 法律第94号)	厚生労働省

(4) 附属機関

ア 法令に基づくもの

(G : グループ)

名称	根拠法令	事項	担当G
福島県社会福祉審議会	社会福祉法第7条第1項	社会福祉に関する事項を調査審議	総務企画G
福島県国民健康保険審査会	国民健康保険法第92条	国保法第91条第1項の規定による保険給付に関する処分又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査	国民健康保険G
福島県介護保険審査会	介護保険法第183条第1項	保険者である市町村の行った処分に対する不服申立の審理・裁決を行う。	介護保険G
福島県障がい者施策推進協議会	福島県障がい者施策推進協議会条例	障害者基本法第30条第2項の規定による障害者に関する施策の総括的かつ計画的な推進について必要な事項及び障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関すること。	障がい者支援G
福島県精神保健福祉審議会	福島県精神保健福祉審議会条例	精神保健及び精神障がい者の福祉に関する事項の調査審議及び意見の具申	障がい者支援G
福島県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条	入院中の精神障がい者のその入院の要否及び処遇の適否の審査に関すること。	障がい者支援G
福島県障害者介護給付費等不服審査会	障害者自立支援法第98条第1項	市町村の行った介護給付費等の処分に対する不服審査請求の審査に関すること。	障がい者支援G
福島県医療審議会	医療法第71条の2	医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議	医療看護G
福島県医療対策協議会	医療法第30条の12	救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保、その他必要とされる医療の確保に関する事項の調査審議	医療看護G
福島県 地区感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第1項	就業制限の通知、入院の勧告、入院の期間の延長、結核患者の医療に関する必要な事項の審議	医療看護G
准看護師試験委員	保健師助産師看護師法第25条第1項	准看護師試験の実施に関すること。保健師助産師看護師法第15条第2項の規定による審議	医療看護G
福島県生活衛生適正化審議会	福島県生活衛生適正化審議会条例	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する重要事項の調査審議	環境衛生G
福島県薬事審議会	薬事法第3条第2項	薬事に関する県の事務及び法に基づき知事の権限に属する事務のうちで政令に定められたものに関する重要事項の調査審議	薬務G
福島県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の13第1項	法第58条第4項の規定による審査	薬務G

注：保健所名、地区名

名 称	根拠法令	事 項	担当 G
地域保健医療 福祉推進会議	要 綱	保健・医療・福祉が連携し、総合的・一体的な施策展開を図るとともに、地域の実情に即した保健・医療・福祉施策を推進するための提言を行う。	総務企画 G
福島県自殺対策推進協議会	要 綱	県における自殺対策を総合的に推進する。	総務企画 G
保健福祉部指定管理者選定検討会	要 綱	保健福祉部が所管する公の施設に係る指定管理者の候補団体の選定を行う。	総務企画 G
県立社会福祉施設移譲先法人選定検討会	要 綱	保健福祉部が所管する県立社会福祉施設の移譲先の候補団体の選定を行う。	総務企画 G
福島県少子高齢社会対策推進本部	要 綱	県の少子高齢社会対策の総合的推進及び調整	少子高齢社会対策 G
福島県子育て・子育て環境づくり推進会議	要 綱	平成16年度に策定した『うつくしま子ども夢プラン』を官民一体となって推進する組織を設置運営する。	少子高齢社会対策 G
地域福祉企画推進会議	要 綱	地域福祉の推進方策について検討する。	地域福祉 G
福島県福祉サービス第三者評価推進会議	要 綱	福祉サービス第三者評価にかかる評価基準や評価機関の認証要件等について検討する。	地域福祉 G
福島県養護老人ホーム等入所判定審査会	要 綱	各市町村から協議のあった養護老人ホーム等の入所措置の判定困難ケースについて検討する。	高齢保健福祉 G
福島県介護保険施設サービス評価委員会	要 綱	特別養護老人ホーム・介護老人保健施設、介護療養型医療施設を実地に調査し、評価・助言を行うことにより、施設自らが行うサービス水準の向上を支援する。	高齢保健福祉 G
福島県身体拘束ゼロ作戦推進会議	要 綱	介護保険施設等における身体拘束禁止の趣旨を徹底し、身体拘束の廃止に向けた幅広い取組みを推進する。	高齢保健福祉 G
福島県高齢者保健福祉計画等進行管理懇談会	要 綱	第四次福島県高齢者保健福祉計画・第三次福島県介護保険事業支援計画(計画期間：平成18～20年度)の達成状況を点検するとともに、計画を推進するための対策を検討する。	高齢保健福祉 G
福島県特別養護老人ホームユニットケア推進検討会議	要 綱	県内の特別養護老人ホームにおけるユニットケアの推進方策を検討する。	高齢保健福祉 G
福島県生活習慣病検診等管理指導協議会	要 綱	健康診査事業等の精度管理の状況把握及び指導を行い、生活習慣病予防対策の推進に資すること。	高齢保健福祉 G
福島県地域リハビリテーション協議会	要 綱	高齢者や障がいのある人々が住み慣れた地域において生き生きとした生活を送ることができるよう、地域リハビリテーションを適切かつ円滑に推進する。	高齢保健福祉 G

名 称	根拠法令	事 項	担当 G
福島県認知症予防対策推進会議	要 綱	認知症予防対策の実施、推進について総合的に検討し、認知症予防対策の取組の定着、一層の充実を図る。	高齢保健福祉 G
福島県ドメスティックバイオレンス対策連携会議	要 綱	女性の人権侵害防止と被害者救済の観点から、特に深刻で緊急な救済を要するドメスティックバイオレンスについて、民間・警察・行政など関係諸機関が有機的に連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について総合的な対応を図る。	児童家庭 G
福島県虐待から子どもを守る連絡会議	要 綱	児童虐待の未然防止、早期発見、発見後の対応等について児童や家庭に関わりのある機関団体の連携及び取組みの強化を図る。	児童家庭 G
健康ふくしま 21 推進協議会	要 綱	『県民の健康と生活の質の向上を目指した「すこやか、いきいき、うつくしま」の創造』を基本目標とした「健康ふくしま 21 計画」の推進を図る。	健康増進 G
福島県歯科保健対策協議会	要 綱	県民の生涯を通じた“歯の健康づくり”を図るため、本県における歯科保健対策を総合的かつ体系的に推進する。	健康増進 G
福島県特定疾患対策調査研究会	要 綱	特定疾患患者の実態究明、分析及びその予防並びに治療対策の確立について協議すること。	健康増進 G
福島県難病医療連絡協議会	要 綱	重病難病患者の受入れを円滑に行うための基本となる拠点病院、基幹協力病院及び協力病院等の連携協力体制の構築を図る。	健康増進 G
福島県食育推進ネットワーク会議（仮称）	要 綱	食育関係者がそれぞれに創意と工夫を凝らしつつ、健全な食生活を実践し、豊かな人間性をはぐくむことができる社会の実現を目指す。	健康増進 G
へき地医療支援総合調整会議	要 綱	へき地医療支援の企画調整を行い、へき地医療対策事業を円滑かつ効率的に実施するための協議を行うこと。	医療看護 G
医師派遣調整会議	要 綱	医師派遣の支援基準に関する事。医師派遣病院の選定と派遣医師の調整に関する事。	医療看護 G
福島県救急医療対策協議会	要 綱	県の救急医療体制の整備に関する事。	医療看護 G
地域救急医療対策協議会	要 綱	県及び地域の救急医療体制の整備等に関する事。	医療看護 G
福島県周産期医療協議会	要 綱	県の周産期医療体制の整備等に関する事。	医療看護 G
福島県小児医療確保方策検討会	要 綱	県内の限りある医療資源を有効に活用した小児医療の確保方策に関する事。	医療看護 G
福島県医療安全対策検討会	要 綱	福島県医療相談センターの活動方針、医療機関や関係団体等における窓口との連絡調整、医療安全対策等に関する事。	医療看護 G

名 称	根拠法令	事 項	担当 G
福島県地域がん医療検討会	要 綱	県の緩和ケア及び訪問看護の推進に関する事、地域がん診療拠点病院の指定に関する事。	医療看護 G
福島県歯科技工士試験委員会	要 綱	歯科技工士試験に関する事。	医療看護 G
福島県感染症発生动向調査企画委員会	要 領	感染症発生动向調査対策に関する調査・研究、情報の解析及び還元等に関する事。	医療看護 G
福島県結核対策推進協議会	要 綱	結核をめぐる諸問題を分析し効果的な対策を協議すること。	医療看護 G
福島県エイズ対策推進協議会	要 綱	エイズに関する正しい知識の普及啓発、感染者・患者の受入体制の整備等に関する事。	医療看護 G
福島県食品安全推進会議	要 綱	食品の安全確保を推進するため、関係部局及び関係自治体間の連携強化及び調整 基本方針に基づく食品の安全確保対策プログラムの進行管理	食品安全 G
福島県食品安全推進懇談会	要 綱	食品の安全確保を推進するため、消費者、生産・製造流通業者、学識経験者など県民からの意見聴取及び食品安全に関する情報提供	食品安全 G
調理師試験委員会	要 綱	調理師試験を行うため、試験問題、合否の決定に関する事項の審議	食品安全 G
製菓衛生師試験委員会	要 綱	製菓衛生師試験を行うため、試験問題、合否の決定に関する事項の審議	食品安全 G
公衆浴場入浴料金問題調査会	要 綱	公衆浴場入浴料金統制額指定にあたっての意見調査	環境衛生 G
保健福祉部試験研究技術会議	要 綱	保健福祉部における試験検査・調査研究等の効率的な運営を図る。	薬務 G
福島県献血推進協議会	要 綱	献血思想の普及及び献血の推進	薬務 G
福島県血液製剤使用に係わる懇談会	要 綱	血液製剤の使用適正化の普及	薬務 G
福島県衛生検査精度管理委員会	要 綱	衛生検査所の精度管理実施方策及び実施結果に基づく改善方策の検討	薬務 G
福島県試験検査精度管理委員会	要 領	試験検査精度管理事業の実施方針の決定、その他事業実施のうえで必要な事項	薬務 G
福島県薬種商試験及び特例販売業能力認定試験委員会	要 綱	薬種商試験及び特例販売業能力認定試験に関する事。	薬務 G
福島県毒物劇物取扱者試験委員会	要 綱	毒物劇物取扱者試験に関する事。	薬務 G

平成19年度

保健福祉部事業計画書

編集・発行 福島県保健福祉部保健福祉総務領域総務企画グループ
〒960-8670
福島市杉妻町2番16号
電話 024-521-7217
URL <http://www.pref.fukushima.jp/hofuku>
e-mail hofukusoumukikaku@pref.fukushima.jp
